

平成 2 8 年 第 2 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 3 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 5 日間)	4
1. 日程第 3. 平成 2 8 年第 1 回定例会付託議案第 3 5 号 名寄市中小企業振興条例の 一部改正について	4
○経済建設常任委員長報告 (奥村英俊委員長)	4
○原案可決	6
1. 休憩宣告	7
1. 再開宣告	7
1. 日程第 4. 行政報告 (加藤市長)	7
1. 休憩宣告	1 9
1. 再開宣告	1 9
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市駅前自転車駐車場管理条例の制定について	1 9
○提案理由説明 (加藤市長)	1 9
○質疑 (熊谷吉正議員)	1 9
○質疑 (川村幸栄議員)	2 2
○原案可決	2 4
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	2 4
○提案理由説明 (加藤市長)	2 4
○原案可決	2 4
1. 日程第 7. 議案第 3 号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予 防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正 について	2 4
○提案理由説明 (加藤市長)	2 4
○原案可決	2 5
1. 日程第 8. 議案第 4 号 字の区域の変更について	2 5

○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○原案可決	2 5
1. 日程第 9. 議案第 5 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○原案可決	2 5
1. 休憩宣告	2 6
1. 再開宣告	2 6
1. 日程第 1 0. 議案第 6 号 専決処分した事件の承認について（平成 2 7 年度名寄市 一般会計補正予算）	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○承認	2 6
1. 日程第 1 1. 議案第 7 号 専決処分した事件の承認について（平成 2 7 年度名寄市 介護保険特別会計補正予算）	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○承認	2 7
1. 日程第 1 2. 議案第 8 号 専決処分した事件の承認について（平成 2 7 年度名寄市 下水道事業特別会計補正予算）	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○承認	2 7
1. 日程第 1 3. 議案第 9 号 専決処分した事件の承認について（平成 2 7 年度名寄市 個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算）	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○承認	2 8
1. 日程第 1 4. 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度名寄市一般会計補正予算（第 1 号）	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○補足説明（白田総務部長）	2 9
○質疑（川村幸栄議員）	3 0
○原案可決	3 1
1. 日程第 1 5. 議案第 1 1 号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	3 1
○提案理由説明（加藤市長）	3 1
○補足説明（白田総務部長）	3 1
○原案可決	3 1
1. 日程第 1 6. 報告第 1 号 平成 2 7 年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書 の報告について	3 2
○提案理由説明（加藤市長）	3 2
○報告済	3 2
1. 日程第 1 7. 報告第 2 号 公害の現況に関する報告について	3 2
○提案理由説明（加藤市長）	3 2

○報告済	3 3
1. 日程第18. 報告第3号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	
報告第4号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について	3 3
○提案理由説明（加藤市長）	3 3
○報告済	3 4
1. 日程第19. 報告第5号 専決処分した事件の報告について	3 4
○提案理由説明（加藤市長）	3 4
○報告済	3 5
1. 日程第20. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	3 5
○提案理由説明（加藤市長）	3 5
○適任と認める	3 5
1. 休会の決定	3 5
1. 散会宣告	3 5

第 2 号（6 月 1 5 日）

1. 議事日程	3 7
1. 本日の会議に付した事件	3 7
1. 出席議員	3 7
1. 欠席議員	3 7
1. 事務局出席職員	3 7
1. 説明員	3 7
1. 開議宣告	3 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 8
1. 日程第 2. 一般質問	3 8
○質問（山崎真由美議員）	3 8
○質問（東川孝義議員）	4 9
1. 休憩宣告	6 0
1. 再開宣告	6 0
○質問（佐久間 誠議員）	6 1
○質問（大石健二議員）	7 2
1. 休憩宣告	8 3
1. 再開宣告	8 3
○質問（塩田昌彦議員）	8 3
1. 散会宣告	9 4

第 3 号（6 月 1 6 日）

1. 議事日程	9 5
1. 本日の会議に付した事件	9 5
1. 出席議員	9 5
1. 欠席議員	9 5
1. 事務局出席職員	9 5
1. 説明員	9 5
1. 開議宣告	9 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 6
1. 日程第 2. 一般質問	9 6
○質問（高野美枝子議員）	9 6
○質問（佐々木 寿議員）	1 0 8
1. 休憩宣告	1 1 9
1. 再開宣告	1 1 9
○質問（佐藤 靖議員）	1 1 9
○質問（野田三樹也議員）	1 3 2
1. 休憩宣告	1 4 0
1. 再開宣告	1 4 0
○質問（東 千春議員）	1 4 0
1. 散会宣告	1 5 2

第4号（6月17日）

1. 議事日程	153
1. 本日の会議に付した事件	153
1. 出席議員	154
1. 欠席議員	154
1. 事務局出席職員	154
1. 説明員	154
1. 開議宣告	155
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	155
1. 日程第2. 一般質問	155
○質問（高橋伸典議員）	155
○質問（山田典幸議員）	166
1. 休憩宣告	178
1. 再開宣告	178
○質問（奥村英俊議員）	178
○質問（川村幸栄議員）	191
1. 日程第3. 議案第12号 工事請負契約の締結について	202
○提案理由説明（加藤市長）	202
○補足説明（中村建設水道部長）	203
○原案可決	203
1. 日程第4. 議案第13号 工事請負契約の締結について	203
○提案理由説明（加藤市長）	203
○補足説明（中村建設水道部長）	204
○質疑（熊谷吉正議員）	204
1. 休憩宣告	205
1. 再開宣告	205
○質疑（高野美枝子議員）	205
○原案可決	206
1. 日程第5. 議案第14号 財産の取得について	206
○提案理由説明（加藤市長）	206
○原案可決	206
1. 日程第6. 意見書案第1号 電力自由化のさらなる改善を求める意見書	
意見書案第2号 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー の配置拡充を求める意見書	
意見書案第3号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書	
意見書案第4号 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書	

意見書案第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書	
意見書案第6号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書	
意見書案第7号	道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	
意見書案第8号	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	206
○原案可決		207
1. 日程第7. 報告第6号	例月現金出納検査報告について	207
○報告済		207
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について		207
○継続審査（調査）決定		207
1. 日程第9. 委員の派遣について		207
○派遣決定		207
1. 日程第10. 委員の派遣報告について		207
○議会報特別委員長報告（川村幸栄委員長）		207
○報告済		208
1. 閉会宣告		208
1. 質問文書表		211
1. 議決結果表		217

平成28年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 平成28年6月3日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成28年第1回定例会付託議案第35号 名寄市中小企業振興条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 名寄市駅前自転車駐車場管理条例の制定について
日程第6 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 字の区域の変更について
日程第9 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第10 議案第6号 専決処分した事件の承認について（平成27年度名寄市一般会計補正予算）
日程第11 議案第7号 専決処分した事件の承認について（平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算）
日程第12 議案第8号 専決処分した事件の承認について（平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算）
日程第13 議案第9号 専決処分した事件の承認について（平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算）
日程第14 議案第10号 平成28年度名寄市一

般会計補正予算（第1号）

- 日程第15 議案第11号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第16 報告第1号 平成27年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第17 報告第2号 公害の現況に関する報告について
日程第18 報告第3号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
報告第4号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について
日程第19 報告第5号 専決処分した事件の報告について
日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成28年第1回定例会付託議案第35号 名寄市中小企業振興条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 名寄市駅前自転車駐車場管理条例の制定について
日程第6 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第8	議案第4号	字の区域の変更について	3番	野田三樹也	議員
日程第9	議案第5号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	4番	東川孝義	議員
			5番	川村幸栄	議員
日程第10	議案第6号	専決処分した事件の承認について（平成27年度名寄市一般会計補正予算）	6番	奥村英俊	議員
			7番	高野美枝子	議員
			8番	佐久間誠	議員
日程第11	議案第7号	専決処分した事件の承認について（平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算）	9番	塩田昌彦	議員
			10番	川口京二	議員
			11番	山田典幸	議員
日程第12	議案第8号	専決処分した事件の承認について（平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算）	12番	大石健二	議員
			13番	熊谷吉正	議員
			15番	高橋伸典	議員
日程第13	議案第9号	専決処分した事件の承認について（平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算）	16番	佐々木寿	議員
			18番	東千春	議員

1. 欠席議員（1名）

1番 浜田康子 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 久保敏
 書記 倉澤富美子
 書記 開発恵美
 書記 長正路慶

1. 説明員

市長 加藤剛士君
 副市長 橋本正道君
 副市長 久保和幸君
 教育長 小野浩一君
 総務部長 臼田進君
 市民部長 三島裕二君
 健康福祉部長 田邊俊昭君
 経済部長 川田弘志君
 建設水道部長 中村勝己君
 教育部長 小川勇人君
 市立総合病院事務部長 岡村弘重君

1. 出席議員（17名）

議長 17番 黒井徹 議員
 副議長 14番 佐藤靖 議員
 2番 山崎真由美 議員

市立大学 事務局長	松島	佳寿夫君
こども・高齢者 支援室長	馬場	義人君
営業戦略室長	水間	剛君
上下水道室長	天野	信二君
会計室長	常本	史之君
監査委員	上田	盛一君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成28年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 高野 美枝子 議員

12番 大石 健二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月17日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月17日までの15日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成28年第1回定例会付託議案第35号 名寄市中小企業振興条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、奥村英俊委員長。

○経済建設常任委員長（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、平成28年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第35号 名寄市中小企業振興条例の一部改正についての委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

す。

委員会は、平成28年4月21日、5月11日、5月19日の3回にわたり、川田経済部長、水間営業戦略室長を初め担当職員の出席を求め、本条例の内容について慎重に審査を行いました。

付託されました議案第35号の内容は、提案理由の説明にありましたように、近年市内経済や中小企業を取り巻く環境が大きく変化をし、新たな課題に対応した支援制度の見直しが急務なことから、名寄市中小企業振興審議会に現在の中小企業が抱える課題などを踏まえた支援制度の見直し及び制度の見直しに伴う本条例の改正について諮問し、その答申書を踏まえ、創業、事業承継など新たな課題に対応するとともに、総合的に中小企業の振興施策を推進することにより、地域経済の活性化を図るためのものです。

第1回目の委員会開会の冒頭で、提案の条例改正については当初平成27年12月定例会の議案提案と説明していたが、提案の時期が28年3月議会の追加議案となったことについて謝罪があり、次に担当者より名寄市中小企業振興条例にかかわる支援制度の見直し及び振興条例の改正について名寄市中小企業振興審議会及び中小企業支援制度検討部会での議論経過と内容について報告があり、名寄市中小企業振興審議会は平成27年5月11日に第1回の審議会が開催され、市長から中小企業にかかわる支援制度の見直し及び名寄市中小企業振興条例の改正にかかわる方向性について諮問され、支援制度を検討する作業部会として中小企業支援制度検討部会が設置され、7回の部会での協議を受け、1月8日に審議会より答申があり、提案理由の説明にあったようにこれらに基づき議案提案となった旨の説明がありました。

委員会としても中小企業の振興をどう図るかという視点で条例を審査することを確認し、審議に入り、委員からは審査に当たって必要な資料として、名寄市中小企業振興審議会及び中小企業支援制度検討部会の会議概要、規則による支援制度の

現時点での改正案について資料提供の要望があり、市長からの諮問書及び審議会の答申書もあわせて次回までに資料の提出を求めました。

そのほか条例の内容について、1、第6条で経済団体に中小企業への支援を求めているが、市の施策に対しても支援が必要なのではないかという質問に対して、今回の改正には含めていないが、施策の活用に対し経済団体だけではなく、関係機関と連携したサポート体制の整備について考えている。

2、第3条第1号の経営の革新を図ることについての説明と第7条第3項、審議会委員の割合の考え方についての質問に対しては、経営革新については前向きな新たな取り組みを促すということ、事業者からの相談に対しては従前から商工支援策ガイドを用意している。さらに取り組みやすいように進めていく。審議会委員は、学識経験者2名、中小企業団体関係者6名、経済団体関係者3名、消費者2名で、そのうち女性委員は3人、次回改選時に向けて見直しするとの回答を受け、1回目の審議を終えました。

2回目の委員会では、追加資料の説明を受け、その後に行った各委員からの質疑の内容について報告します。1、審議会議論の中であった補助金の申請の仕方がわからない、宣伝不足という意見への対応として、行政、商工関係、金融機関の連携について、使いやすい制度、わかりやすい制度にするための対応が必要であるとの質問に対して、現行は商工支援策ガイドでの説明を行っているが、今後は産官金のネットワークによるサポート体制を構築した上で周知を行い、サポートする。

2、市民、市、中小企業者の責務なども含めた答申にある住民と事業所、自治体の役割についての明確化と基本条例の考え方に対する質問に対して、答申にもあるように基本条例については市民も含めた中小企業の振興策の機運を高め、条例の必要性も含めて今回の条例改正とは別に引き続き検討していく。

3、労働環境、福利厚生、事業承継について、Uターン、Iターン、Jターンへの対策、市外からの就業者への家賃補助などの新たな施策を盛り込むべきであるとの質問に対して、労働環境、福利厚生に関して既存メニューを引き続き周知、国の創業支援事業を事業承継に活用、Uターン、Iターンに対しては移住、定住施策の整備の中で検討する。

4、名寄市中小企業振興審議会の設置役割について、個別のメニュー、施策の決定についても役割として加え、審議会での施策のチェック体制が必要である。また、規則にある条文を全て条例とすべきではないか。また、男女の比率の均衡、委員の任期や会議のあり方についての考え方に対して、新たに整備するメニュー及び既存の施策を見直した助成メニューに対する審議も名寄市中小企業振興審議会の役割としても含まれるものとして対応している。審議会に関しては、最低限条例に掲載すべき事項とした。男女の比率に関しては、名寄市男女共同参画という視点で依頼することを考える。

5、従業員の支援と公契約の指針とのかかわり、地域経済の活性化、循環に結びつけるための方法、創業に対する支援策はとの質問に対して、契約については適正な価格で競争性も担保され、その契約が従業員の労働環境に反映できるような名寄市の対応が重要である。市内の中小企業者の振興なくして名寄市の経済発展はない。大学の活用と新たな創業も含めた具体的な施策の周知とサポート体制を構築し、施策の活用を図る。

6、経過措置の考えについての質問に対して、創業に係る事業希望者に不利益が生ずることを回避することと2カ月前に事業着手している場合も含めて制度適用を拡充するという考えであるとの質疑を行い、次回の委員会において委員間の議論を行うこととして終了しました。

第3回目の委員会では、前回までの委員会での質疑を正副委員長で整理し、1点目に産官金ネッ

トワークについて現在考えている内容、スケジュール等についての説明を求め、中小企業に対するコーディネート機能の強化を図るために名寄商工会議所、風連商工会、金融機関、市役所による各組織の長所を生かしたサポート体制を構築し、なよろ経済サポートネットワークとし、経営の革新、創業者のフォロー、事業承継などをコーディネートすることで経営基盤の底上げ、発展を目指し、条例制定後規則の改正にあわせて関係機関に声かけをし、施策の周知、情報の共有を図る取り組みを始める。

次に、名寄市中小企業振興審議会の役割に関して、具体的な施策の内容についても名寄市中小企業振興審議会の役割として審議を義務づけし、条例文にという意見に対して、今回も審議会に諮り、最終的な意見をもらうこととしているが、新たに整備するメニュー及び既存の施策を見直した助成メニューに対する審議も名寄市中小企業審議会の役割としても含まれるものとして対応しているので、御理解いただきたい。

3点目に、中小企業振興審議会の議論の内容の公開についてに対して、開催状況や議題、検討概要等について名寄市情報公開条例を遵守し、委員会の報告及びホームページで公開する。

4点目に、女性の割合が非常に低い審議会委員の男女比については、今後の改選に向けては男女の割合について名寄市各種委員の任免に関する要綱に沿って、さらに名寄市男女共同参画推進条例も制定されていることから、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでもらえるよう引き続き各団体へお願いし、男女の比率の均衡に努めていく。

最後に、附則の経過措置について、このような措置を講ずる必要があった理由についてに対し、当初の予定どおり平成28年4月1日に施行された場合、経過措置を設ける必要はありませんでしたが、支援制度見直し及びそれに基づく条例の改正に係る議論、手続等が遅延したことにより、創業に係る国の補助事業が本年4月から募集開始と

なったため、創業に係る事業希望者に不利益が生ずることを回避させるため、今回経過措置を講ずることになった。施行の日前から2カ月前の根拠については、北海道信用保証協会における創業保証の採択条件の中で2カ月前に事業を着手している場合も申請することが可能であることから、同様の選択基準を適用したことを御理解願いたいという5点について再度確認しました。

さらに、各委員からは、審議委員会の開催基準、企業立地条例では課税免除規定があるが、固定資産税等の減免等の考えはとの質問があり、審議委員会の開催は定期的に諮問以外でも開催して意見、情報交換している。独自の課税免除減額は考えていないとの答弁を受け、委員間討論に入りました。

委員間の議論では、審議会の役割として、審議会の中での議論で使いやすい施策としていくことが重要、審議会での議論の情報公開を強く求める、サポートネットワークについて全国の成功事例からも事業者のところへ足を運んで話し合うことがよくなる鍵だと認識されているので、名寄での実施に当たっても取り組むことを求めるという意見があり、委員会としての要望とすることを確認しました。

以上の当委員会での質疑、討論の結果、平成28年第1回定例会付託議案第35号 名寄市中小企業振興条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成28年第1回定例会付託議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本日、平成28年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成27年度の各会計決算について申し上げます。

5月31日をもって出納閉鎖となります一般会計及び特別会計の決算については、今後、計数整理を行うことから、ここでは、概要について申し上げます。

一般会計については、繰越しすべき財源を除いて、概ね5億5千万円の黒字となる見込みです。

歳入では、普通交付税において、基準財政需要額における公債費の増や、調整額の復活による追加交付などにより予算額を上回ったことと、歳出では、各費目における歳出削減などによる不用額が主な要因と思われます。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定については、基金を3,323万円取り崩したことももあり、概ね6千万円の黒字となる見込みです。

介護保険特別会計の保険事業勘定については、介護給付費負担金や調整交付金の増などにより、概ね7千万円の黒字となる見込みです。

簡易水道事業特別会計については、水道事業会計への統合に伴い、平成27年度をもって廃止するため、打ち切り決算となり、決算剰余金が生じますが、それら剰余金については水道会計へ引き継ぐことといたします。

国保・介護の保険事業勘定及び簡易水道事業を除く特別会計については、一般会計繰入金で調整

しますので、収支同額となる見込みです。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における5月末現在の基金残高は、80億822万5,000円となりました。

当初予算の段階では、取崩しを7億3,486万5千円予定していましたが、決算剰余金を含めた積立と歳出の抑制などによる積戻し、財政調整基金や公共施設整備基金へ今後の財政運営などを見据えた積立を実施したことにより、基金残高は、前年度と比べ9億1,758万4千円の増となりました。

主な基金の残高は、財政調整基金18億6,246万円、減債基金14億9,023万円、公共施設整備基金10億1,190万円、地域福祉基金1億3,611万円、地方交通確保基金1億5,030万円、合併特例振興基金12億3,160万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備基金5,584万円、介護給付費準備基金1億4,681万円となっています。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用して、健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

昨年、策定した「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向けて、様々な分野において、互いに連携・協力した取組を実施し、地方創生の実現に資することを目的として、3月29日には、北星信用金庫及び北海道銀行、3月30日には、北洋銀行との間で、地方創生に係る包括連携協力に関する協定を締結いたしました。

今後、地方創生に関する施策を具現化し、実行する段階に入ることから、その過程で、金融機関の持つ知見、ネットワークなどの経営資源を活用しながら、総合戦略の着実な推進を図ってまいります。

また、内閣府による地方創生人材支援制度を活用し、財務省から人材を2年間派遣いただけるこ

ととなりました。

次に、総合計画について申し上げます。

第2次総合計画策定に向け、総合計画策定審議会における議論を踏まえ決定した「第2次総合計画策定方針」に沿い、策定作業を進めています。

現在、総合計画策定審議会に設置した、6つの専門部会で第2次総合計画に登載する施策について具体的な検討を重ねており、総務部会では、基本理念や将来像、基本目標など、基本構想についても議論をいただき整理を進めているところです。

今後、7月頃を目途に答申をいただけるよう、さらに議論を進めるとともに、市議会においても十分に御議論いただきながら、取組を進めてまいります。

次に、統計調査について申し上げます。

6月1日を基準日とした、経済センサス活動調査を市内全事業所及び企業を対象に実施しています。

経済センサス活動調査は、「経済の国勢調査」とも呼ばれ、我が国における事業所及び企業の経済活動を明らかにする上で重要な調査となりますので、名寄市統計協議会並びに調査員の御協力をいただき、連携を図りながら進めてまいります。

次に、合併10周年記念事業について申し上げます。

旧風連町と旧名寄市が合併し、新名寄市が誕生してから満10年の節目の日となります3月27日に、市民文化センターEN-RAYホールにおいて、名寄市市制施行10周年記念式典を挙行し、北海道副知事、衆議院議員、杉並区長をはじめとした来賓の皆様並びに市民及び関係者など約400人に御参加いただきました。

記念式典では、新市の誕生及び誕生後10年間における市制の発展に大きく御貢献されました15人の方を、名寄市市制施行10周年特別功労賞として表彰させていただきました。

また、100件を超える応募の中から選定した新しいカントリーサインを、記念式典の中で発表

し考案者の方を表彰いたしました。

その後のアトラクションではピアノ演奏と合唱を披露いただき、本市の節目となる式典を華やかに彩りました。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流事業については、4月25日に開催された名寄・藤島交流友の会定期総会において、人的交流や特産品交流の実施のほか、姉妹都市盟約20周年を記念して来名される藤島・名寄友の会の皆様の受入について確認されました。

東京都杉並区との交流事業については、4月27日に開催された都市交流実行委員会において、人的交流や特産品販売のほか交流人口の拡大を目指し事業推進することになりました。

ふるさと会との交流事業については、札幌風連会の総会が5月21日に開催され、会員の増強運動などに取り組むことになりました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流事業については、7月下旬から9月下旬にかけて市内高校生のリンゼイへの派遣が、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流事業については、本年度にドーリンスク市へ訪問団を派遣することなどが、それぞれの友好委員会総会で決定されました。

また、台湾との交流事業については、4月及び5月に台南市、高雄市などを訪れ、台湾の多くの学校関係者に教育旅行先としての本市の魅力をPRしました。

交流居住の推進については、移住促進及び地域の振興にオール名寄で取り組むための「名寄市移住促進協議会」が開催され、首都圏でのプロモーション活動のほか、新たに名寄地区市街地に設定する「お試し移住住宅」について協議を行い、実施に向けた準備を現在進めています。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」が5月26日に開催さ

れ、天塩川の認知度向上やそれぞれの地域の魅力紹介などを目的とした「天塩川フォーラム」を開催するほか、「天塩川ククサ」の周知活動、北海道暮らしフェアへの出展などを行うこととなりました。

また、北海道の命名者であり、天塩川流域を調査した松浦武四郎が平成30年に生誕200年を迎えることから、武四郎生誕の地である三重県松阪市との交流、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携や交流人口の拡大に取り組むことが確認されました。

複眼型の中心市として、平成24年3月、士別市とともに策定した「北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン」については、本年度で計画期間が終了することから、現在、平成29年度からの新ビジョン策定に向けて圏域市町村と協議を開始したところです。

次に、行政改革について申し上げます。

行財政改革推進計画・後期計画の最終年度となる本年度は、5月17日に行財政改革推進実施本部会議を開催し、「組織機構検討部会」「事業等見直し検討部会」の2部会を設置して取組を進めています。

組織機構については、各職場の状況を把握するとともに、ここ数年の急激な世代交代に対応するため、再任用制度を利用した円滑な業務の継承ができる体制づくりに努めています。

施設使用料の見直しについては、新たな基準による使用料の設定に向け、作業を進めているところです。

また、昨年9月の女性活躍推進法の施行に伴い、本市では次世代育成支援対策推進法と併せた新たな特定事業主行動計画を4月から施行しており、今後この計画に基づき、「仕事と子育ての両立」「ワーク・ライフ・バランス」「女性の職業生活における活躍」について、各職場に周知するとともに研修などを通じて、より良い職場環境づくりに努めてまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

昨年度から実施している「なよろ健康マイレージ」について、本年度は6月から事業開始となりますが、より多くの皆様に参加いただくため、様々な場面でPRを行いながら、継続的な市民の健康づくりのきっかけとなるよう進めてまいります。

次に、「第48回がん予防道民大会名寄大会」について申し上げます。

5月12日、主催団体の北海道・北海道対がん協会・北海道健康づくり財団・本市の4者による第1回実行委員会及び運営委員会を本市において開催し、700人の参加者を目標に事業準備を進めることとしました。大会を通じて、がん予防に対する正しい知識とがん検診の重要性についての普及啓発やがん検診の受診促進を図り、地域の保健福祉向上に取り組んでまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

平成27年度の運営概要については、取扱い患者数が、入院で10万2,475人、外来で22万7,621人となり、前年度と比較して、入院で6,087人の増加、外来で1,046人の増加となりました。

また、収支については、病院事業収益で87億8,486万円、病院事業費用で90億707万円となり、差引き2億2,221万円の単年度純損失を計上しての決算となりました。

収益の主な内訳では、平成26年度の4カ月休床していた5階西病棟が、地域包括ケア病棟として一年間通じて稼働したほか、昨年8月から救命救急センターとして指定を受け、12床を救命救急センターの病床として稼働を開始したことから、入院収益は前年度と比較して3億7,331万円の増収となり、外来収益では、循環器内科、救急科の患者数が増加したことから1,350万円の微増となりました。

一方、費用の主な内訳では、医療スタッフの充実の結果、給与費で前年度と比較して、1億3,104万円の増加、患者数の増加に伴い、診療材料

費で1億2,533万円の増加となりました。

本年度の診療体制については、診療科22科に医師56人と研修医13人の合計69人を配置、このほか79人の医療技術スタッフと293人の看護スタッフにより地域住民の健康増進に取り組んでまいります。

地方においては、拠点病院への医師の集約化・重点化が図られていますが、当院では、救急科、皮膚科及び麻酔科でそれぞれ常勤医1人が増員され、初期研修医についても3人が増員となりました。現在、北海道では「北海道医療計画〔改訂版〕」の策定に取り組んでおり、上川北部地域でも「上川北部区域地域医療構想」の策定作業が行われ、3月22日に承認されました。今後は、同構想で想定している病院間の機能分担を考慮しながら、地域医療の充実に努めてまいります。

次に、新名寄市病院事業改革プランについて申し上げます。

平成27年3月に、総務省は新たな公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方公共団体がこれを踏まえて新たな公立病院改革プランを平成28年度までに策定するよう通知を行い、本市におきましても、市立総合病院と東病院を合わせた「新名寄市病院事業改革プラン」の策定に取り組んでまいりました。

昨年10月22日から6回の策定検討会議を開催し、3月30日に同プランの原案について、すべての委員の了承を得ましたので、パブリック・コメントを実施し、7月中の公表を目指してまいります。

今後も新たな地域医療の枠組みと、改革プランの趣旨に沿った経営の改善を図るとともに、医療の質向上と安全性の確保に、より一層取り組んでまいります。

次に、風連国保診療所について申し上げます。

平成27年度の外来患者数は延べ1万2,850人で、前年度と比較して204人の減となりました。

また、市内の特別養護老人ホーム2カ所、高齢者施設、在宅患者の往診、予防接種、健診など多岐にわたる診療業務を行っています。

今後も初期診療、かかりつけ医及び健康管理を担う診療所として、市立総合病院をはじめとした地域の医療機関と連携を密にし、医療・介護・保健・福祉の連携により、市民が安心して暮らせる医療体制の充実に努めてまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て世帯の経済的支援として、乳幼児紙おむつ用ごみ袋の支給を本年4月1日から開始し、同月4日から9日まで、特設会場を設けて受付を実施しました。4月末現在、事前案内による430世帯中361世帯、47,800枚の支給が完了し、8割の方が申請を終えています。また、転入及び出生に関しては、34世帯5,800枚を支給しており、引き続き、各庁舎窓口において受付を実施してまいります。

10月1日に開始するファミリー・サポート・センターについては、現在、利用会員及び提供会員の登録を行っており、4月末現在で、利用会員85人、提供会員12人となっています。今後も、引き続き会員募集を行うとともに、提供会員においては、安全な援助活動に必要な研修を実施してまいります。

要保護世帯、多子世帯の支援施策の推進については、保育料の負担軽減措置を年収360万円未満相当の世帯まで拡大し、本年4月から適用を開始しているところです。

今後も、国の施策を注視し、子育て支援の向上を図ってまいります。

次に、高齢者福祉の充実にについて申し上げます。

平成29年4月に事業を開始する介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスを議論する場として、「生活支援等サービスネットワーク会議」を立ち上げ、本年1月から3月にかけて計4回の会議を開催し、地域資源の把握をはじめとした議論を行ってまいりました。円滑な事

業移行が行えるよう、今後も議論を進めてまいります。

在宅医療・介護連携推進事業については、北海道との共催で、本年3月に講師を招き、退院支援カンファレンス講座及び医療職とのコミュニケーション講座を開催しました。介護職はもとより、医師、薬剤師、看護師など多数の参加をいただき、多職種での連携について学びを深めたところです。

今後もより一層、在宅医療と介護の連携強化を図るとともに、市民への周知を行ってまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

名寄市障害者自立支援協議会については、平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」の趣旨を推進していくために、委員の構成を変更し、委員13人中6人を障がい者とその家族の方に就任していただきました。

今後についても、地域の実態や課題の把握をし、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりに努めてまいります。

また、4月1日に開設しました基幹相談支援センター事業を実施する「ぼっけ」については、昨年度に比べて多くの相談件数がありますが、今後とも、さまざまな相談をしていただけるよう、幅広く周知を図ってまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

平成27年中の火災件数については、10件で前年比4件の増となり、負傷者が4人発生しています。

また、火災種別では、建物火災8件、林野火災1件、そのほか1件となっています。

救急出動件数については、1,053件の出動で前年比39件の減となり、事故種別では、急病763件、一般負傷128件、交通事故37件、転院搬送75件、そのほか50件となっています。

救助出動件数については、35件の出動で前年比7件の増となり、事故種別では、交通事故16件、そのほか19件となっています。

住宅防火対策の推進については、住宅用火災警報器の未設置世帯の設置促進と適切な維持管理の啓発に努めてまいります。

また、住宅火災においては、衣類や寝具類に着火して多くの死亡事故が発生していることから、燃えにくい防災品の普及推進を図ってまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年3月25日に開催した名寄市防災会議では、防災対策の基盤となる「名寄市地域防災計画」の一部修正が決定されました。

主な内容は、全国的な自然災害の激化に伴う水防法の改正などによるもののほか、「国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が改正されたことによるものとなっています。

昨年9月には、関東東北豪雨による河川の洪水による大規模な被害が発生していることから、地域防災計画に基づき、関係機関とより連携した防災体制の充実、市民の防災・減災意識の向上と啓発を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

「春の全国交通安全運動」として、4月6日から15日までの10日間、関係団体や地域住民による街頭啓発、早朝パトロールやパトライト作戦を実施しました。特に15日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、西條デパート前において「旗の波作戦」を実施し、沿線通行車両や市民に交通安全意識の高揚と交通事故防止を呼びかけました。

また、4月7日、名寄小学校において、新入学期の交通安全運動の一環として、新入学児童交通安全キャンペーン「ぼくも・わたしもフォトで交通安全」を実施しました。

入学式当日に新一年生とその保護者、交通安全運動関係機関・団体代表で写真撮影を行い、交通安全意識の啓蒙を図ったところです。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗団地については、鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の建替工事を昨年9月に着手し、5月末の進捗率は約30パーセントとなっております。

10月の完成を予定しています。平成29年度建設分の実設計は本年8月に着手し、平成29年1月の完了を予定しています。

また、新北斗団地については、プレキャストコンクリート造平屋建て2棟8戸の全面改善工事を6月に着手し、10月の完成に向けて工事を進めてまいります。

風舞団地3棟24戸の長寿命化改善工事については6月に着手し、10月の完成に向けて工事を進めてまいります。また、ノースタウンなよろ団地については、平成29年度改修工事分の実設計を7月に着手し、平成29年1月の完了を予定しています。

公営住宅の既存ストックの有効活用を図るため、公営住宅等長寿命化計画の見直しに伴う委託業務については、6月に着手し、平成29年1月の完了を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく施設整備については、浅江島公園の照明灯及び名寄公園の遊具の更新工事を5月に発注を終え、風連西町公園の遊具の更新工事を8月に入札を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事及び老朽管更新工事については、風連地区新生1条線をはじめ、名寄地区中央東7号線ほか2路線について、早期発注を実施しています。

計量法に基づく水道量水器取替工事については、対象量水器1,753台を5工区に分けて発注しました。

また、有収水量向上に向けた漏水調査業務に着手しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事では、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新工事の発注を6月上旬に予定しています。

また、公共柵取替工事は3工区に分けて発注し、

管路長寿命化計画に基づく管渠長寿命化工事及び管渠内面補修工事を早期発注しています。

個別排水処理施設整備事業では、風連地区2基の合併浄化槽設置工事の発注を終えています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている北1丁目通は5月に発注を終え、西4条仲通、南11丁目右仲通、風連東8号北線は6月に、南3丁目通は7月に各工事の入札を予定しています。

次に、総合交通体系について申し上げます。

「コミュニティバス」経路上の「名寄市立総合病院前バス停留所」について、本年2月に病院正面側へ移設を行いました。降雪による幅員の確保などに支障なく、本年度以降も継続していく見通しとなっています。

また、平成24年度から行ってきた実証運行については、利用者アンケートなどをもとに、公共施設への接続の配慮や利用しやすい運行経路及びダイヤの見直しのほか、利用促進事業などを行ったうえで昨年度末に実証を終え、終了時の運行形態をバス事業者に引き継いだところです。

今後も名寄市地域公共交通活性化協議会の意見を踏まえながら、より効率的な公共交通の確保に努めてまいります。

さらに、JR北海道においては、本年3月26日のダイヤ改正における宗谷本線の減便に続きまして、3月末には名寄駅ツインクルプラザが閉店となり、経営及び体制の見直しが進められているところです。

本市といたしましては、宗谷本線活性化推進協議会を軸とし、引き続きJR北海道の動向を注視するとともに、沿線自治体や関係団体との連携を密にし、地域を結ぶ鉄道交通網の確保に努めてまいります。

次に、除排雪について申し上げます。

この冬の降雪状況については、3月末までの降雪量が778センチ、最大積雪深は136センチとなり、過去5カ年の平均との比較では、降雪量

で118センチ、最大積雪深で23センチ多くなっています。

除雪作業については、市街地・郊外地区路線を合わせて447キロメートルにおいて実施し、出動日数は191日となり、前年度と比較して41日の増加となりました。

排雪作業については、カット排雪を市街地生活路線104キロメートルにおいて1回、積込運搬排雪を幹線道路及び通学路44キロメートルにおいて1回から3回、交差点排雪は420カ所において行い、1月から3月上旬までほぼ連日の作業によって、路線の確保・維持に努めてきたところです。

また、この冬は1月から毎日のように降雪が続いたことにより、排雪ダンプ助成の利用総台数は7,681台で、平成26年度と比較して約8割の増加となりました。

今後におきましても、降雪状況に対応した効率的で効果的な除排雪体制を確立していくため、これまでの実績を活かしながら、除排雪対策の分析・研究に取り組んでまいります。

次に、農業・農村の振興について、はじめに、5月31日に発生しました、雹及び大雨による農業被害について申し上げます。

6月2日現在で確認されている被害の概要として、雹の被害については、風連の豊里・東風連地区を中心に大豆で28ha、玉葱2ha、アスパラ17ha、スイートコーン1haとなっており、また、ビニールハウスの破損も3件報告されています。

大雨による被害については、智恵文地区を中心として、冠水や流失により大豆14ha、南瓜3haなどとなっております。

被害に遭われた方へお見舞い申し上げます。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

今年の融雪期は、平年に比べ5日早い4月11日となりました。その後の気温経過はやや低めで推移してきましたが、5月半ばに高温となり、月

平均ではやや高めとなっています。

5月15日現在の農作業及び農作物の状況は、水稲で、播種作業は平年並み、播種後の生育も平年並みで進んでおり、また、耕起作業も、平年並みの作業開始となっています。

畑作物については、秋まき小麦は生育が平年より4日早い状況です。断続的な降雨による影響で、春まき小麦・大豆・てん菜については播種・移植作業が平年より遅れている状況です。

牧草については、順調に生育している状況です。

このように、農作物全体ではほぼ平年通りで推移している状況です。

次に、米政策について申し上げます。

平成25年度から実施されている「経営所得安定対策」については、本年度交付金の総額で約20億円を見込み、農業経営の安定と地域農業の発展に向け、担い手の育成、各作物の生産振興など、効果的に活用されるよう、農業関係団体・生産者と連携して推進してまいります。

また、平成28年産の水稲は、主食米生産数量で、うるち米1,453トン、もち米で1万1,422トンの配分があり、作付面積では、うるち米310ヘクタール、もち米2,217ヘクタールで前年度に比べ37ヘクタールの増加となっています。

加工用米の作付面積は、うるち米で20ヘクタール、もち米で1,008ヘクタールの計画となっており、水稲作付面積全体では、3,555ヘクタールで前年度に比べ25ヘクタールの増加見込みとなっています。

次に、馬鈴しょ選別施設整備について申し上げます。

農業者の馬鈴しょ選別作業における負担軽減と、選果能力の向上による産地競争力の強化を図るため、JA道北なよろが実施主体となり、既存の施設改修と併せ新たな選果施設が3月末に完成しました。

今後は、シストセンチュウ抵抗性品種の種馬鈴しょ確保により作付け拡大を図るとともに、加工

馬鈴しょの品質向上が期待されるところです。

次に、もち米文化の創生事業について申し上げます。

「日本一のもち米の里」について理解を深めていただくため、本年度も「もち米サポーター養成塾」を開設し、15人の参加申込みをいただきました。

1回目は、もち米生産組合に御協力いただき、もみ播き作業及び育苗施設を見学するとともに、もち米低温貯蔵施設「ゆきわらべ雪中蔵」の見学を行いました。また、2回目は、田植えの作業の体験を実施したところです。

今後は、収穫体験やもちつき体験などを通じて、さらに農業及びもち米文化への理解を深め、農業の魅力や、名寄のもち米の素晴らしさを発信していただく取組を進めてまいります。

次に、有害鳥獣農作物被害防止対策について申し上げます。

本年度は、4月1日から駆除を開始し、4月30日現在でエゾシカ87頭を駆除したところです。今後も関係団体と十分に連携し、被害防止に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が実施している地域別経済動向調査の上川北部地方においては、小売業・サービス業は消費者の購買力低下が影響しているほか、建設業・宿泊業などの業種については季節的要因などもあり、収益確保が厳しい状況と分析しています。また、一部企業による設備投資意欲は見られるものの、今後も消費者の購買力向上には期待が持てず、原油価格の上昇も懸念されることから、引き続き厳しい見通しが示されています。

こうした状況の中、本市においては、昨年6月から12月にかけて、地域の消費喚起と購買力の向上を図ることを目的に、商業団体を中心に組織した実行委員会において25パーセントのプレミアムを付けた「なよろ地域商品券販売事業」が実施されました。プレミアム分を含め総額3億1,250万

円すべてを販売し、うち99.57パーセントの利用があり、アンケート結果による新規の消費喚起額は約1億1,300万円と推計できたことから、本事業の目的である消費喚起と購買力向上が図られたと考えています。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄公共職業安定所管内における本年3月高卒者の新規就職状況については、就職希望者166人全員が内定となり、就職内定率は100パーセントという結果になりました。

この背景には、北海道における新規高校卒業者に対する求人倍率が1.88倍、前年同期比0.14ポイント上昇となり、道内20地域中14地域で前年同期を上回っており、また、当管内においても1.34倍、前年同期比0.01ポイント上昇している影響と考えられます。

また、道内における常用の有効求人倍率についても、本年3月期の月間有効求人倍率は0.97倍で前年度比0.07ポイント上昇し、当管内においても1.11倍で前年度比0.12ポイントの上昇となり、求職者に対して求人数が上回っている状況となっています。

本年度も、ハローワークをはじめ、関係機関と連携しながら引き続き雇用の安定と促進に努めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

名寄ピヤシリスキー場については、平成27年度のリフト輸送人員は39万7,116人で、前年度比83.57パーセントとなりました。

本シーズンは、降雪不足で予定より2週間遅れの12月27日のオープンとなり、宿泊についても予約のあった合宿などもキャンセルが相次ぎ大変厳しいシーズンのスタートとなりました。年が明けてからも、強風や吹雪による視界不良でリフト運行に影響が出る日が多く、リフト輸送人員の大幅な減少につながり、シーズンを通して天候に恵まれず、スキー場全体の経営にも大きく影響を受けたシーズンとなりました。また、なよろ温泉

サンピラーについても、平成27年度の総利用者数は7万7,668人で、前年度比95.92パーセントとなり、当初計画を下回る結果となりました。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、平成27年度の利用者数は延べ51万264人で、前年度比102.7パーセントとなり、過去最高となりました。「北海道じゃらん」が発表している「道の駅満足度ランキング」では、地元特産品の取り揃えの多いことが評価され引き続き上位をキープしており、今後も利用者の皆様に満足いただけるサービスの提供を心がけ、広く情報発信してまいります。

次に、ひまわり観光について申し上げます。

本市を訪れる来客者をひまわりでお迎えすることを目標に、本年度もひまわりの種を市民の皆様や町内会などの団体に無料配布しているところです。

また、市民によるおもてなしの心を醸成するため、「ひまわりボランティア」を募集し、多くの観光客が訪れる道立サンピラーパークのひまわり畑での作業に御協力をいただくことで、市民参加型の観光地づくりを目指します。

次に、広域観光の推進について申し上げます。

上川北部9市町村に及ぶ道北観光連盟の総会が5月26日に士別市で開催されました。本年度の事業として、北海道庁赤レンガでの道北地域の物産や観光のPRを実施するほか、9市町村を周遊するルートの検討など道北の魅力発信について協議してまいります。

また、現在、シーニックバイウェイの候補ルートとなっている「天塩川流域ミュージアムパークウェイ」のルート指定に向けて、取組を進めてまいります。

次に、イベント関係について申し上げます。

かみかわ「まるごと食べに」よろーなフェスタ～なよろアスパラまつりは、5月29日に駅前交流プラザ「よろーな」駐車場を会場として開催されました。本市の特産品であるグリーンアスパラ

ガスの直売をはじめ、上川管内を中心としたご当地グルメを集めたグルメ市、市内で活動する団体のステージイベント、スペシャルお笑いライブなどが行われました。当日は、市内外から訪れた多くの方々がまつりを楽しんでいただきました。

次に、学校教育について申し上げます。

4月7日に市内全小中学校の入学式が行われ、小学校では228人、中学校では215人の児童生徒が入学し、本年の教育活動が始まりました。

確かな学力を育てる教育の推進については、4月26日に第1回目の名寄市教育改善プロジェクト委員会を開催し、委嘱状の交付と全体会議及び研究グループ会議を行い、本年度の研究内容を決定しました。特に、本年度は、平成24年度から取り組んできた5年計画の最終年度となることから、これまでの研究の成果と課題に基づき、より一層の研究の充実を図る実践的な取組を推進してまいります。

具体的には、学習指導の工夫改善に関する研究グループでは、児童・生徒の思考力、判断力、表現力などを育むための授業研究及び実践交流と、読み物資料「名寄岩」を活用した道徳の時間の授業交流を行います。

校内研修の充実に関する研究グループでは、5月に名寄市特別参与スポーツ振興アドバイザーを講師に、体力・運動能力などの調査に関する実技研修を行いました。今後は、前年度の本調査の分析に基づいた指導改善を図る研修を行うとともに、中堅教職員の力量を高めるミドルリーダー育成の研修も実施します。

教育資源などの活用に関する研究グループでは、生活リズムなどを示した「家庭で取り組む7つのポイント」の徹底を図る各校の取組の情報交換を行うほか、ICT機器の効果的な活用に係る調査研究・授業実践を推進してまいります。

国際理解教育については、道教委の「小学校外国語活動巡回指導教員研修事業」の指定を受け、外国語活動巡回指導教員をすべての小学校に派遣

し、教員の指導力向上と授業改善に取り組んでいます。

また、文部科学省の「コミュニティ・スクール導入等促進事業」の指定を受け、智恵文小・中学校と推進計画を立案する会議を行ってきました。今後、智恵文地区の地域の方々などで構成する推進委員会で検討を重ね、智恵文小・中学校における小・中一環コミュニティ・スクールの導入に向けて取り組んでまいります。

豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進については、本年度から読書活動の充実を目指し、すべての小学校に学校司書を配置し、子どもたちが読書に親しむことができる指導体制を整えました。

また、心の教室相談員については、風連中学校に1人を、名寄中学校と名寄東中学校の両校で勤務する相談員1人を配置し、生徒が悩みなどを気軽に話せる環境を整え、生徒の心のケアに努めています。

特別支援教育の推進については、4月22日に第1回目の名寄市特別支援連携協議会を開催し、委嘱状の交付と本年度の取組について協議を行いました。特に、本年度は、特別支援連携協議会の組織の充実を図り、名寄市立大学の6人の先生や認定こども園、高等学校からも新たに加わっていただき、児童生徒の個に応じた支援体制の整備を進めています。

5月23日に行われました第1回目の名寄市特別支援教育研修会では、本市に転入した教職員や初任者、新たに特別支援学級の担任となった教員などを対象として、本市の特別支援教育の現状と課題について研修し、共通理解を深めました。今後、特別支援教育専門家チームの活用促進、特別支援教育コーディネーターの連携促進を図ってまいります。

また、これまで小中学校7校に配置してきました特別支援教育学習支援員を本年度から名寄中学校と名寄東中学校にも配置し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図っています。

今後は、特別支援教育学習支援員を効果的に活用し、習熟の程度に応じた指導の工夫や「困り感」のある児童生徒への支援のより一層の充実に取り組んでまいります。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

4月から新たな校舎の利用が始まった名寄南小学校については、5月27日に新校舎落成記念式が執り行われたところです。また、本年度は旧校舎などの解体と屋外運動場の整備などを行い、全体事業が終了することになります。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

平成27年度卒業式を3月17日に行い、保健福祉学部栄養学科38人、看護学科51人、社会福祉学科48人、計137人と短期大学部児童学科48人、合わせて185人が卒業しました。

卒業生の4月1日現在の就職率は、保健福祉学部栄養学科及び看護学科は100パーセント、社会福祉学科は98パーセントとなり、保健福祉学部全体では99.2パーセント、短期大学部児童学科は100パーセントと、いずれも高い就職率となりました。

国家試験の結果については、管理栄養士では29人が合格し、合格率76.3パーセントで新卒の全国平均85.1パーセントを下回ったものの、看護師は50人が合格し、合格率は98パーセント、保健師は受験者20人全員が合格し、それぞれ新卒の全国平均合格率94.9パーセント、92.6パーセントを上回っています。また、社会福祉士では30人が合格し、合格率は61.2パーセントで大学新卒の全国平均47パーセントを上回りました。

次に、平成28年度入学式については、4月5日に行われ、新たに設置した社会保育学科に52人が入学したほか、栄養学科40人、看護学科53人、社会福祉学科52人の保健福祉学部全体では197人の新入学生を迎えました。

今後、複雑化・多様化する保健・医療・福祉

の現場から求められる豊かな人間性と専門性を備えた職業人を育て、社会に送り出せるよう取り組んでまいります。

次に、保健福祉学部再編事業に伴う新棟の建設については、本年3月に基本設計が終了し、建設事業費に係る補正予算を本定例会に提出させていただきますのでよろしく御審議をお願いいたします。

次に、開学10周年記念式典について申し上げます。

5月28日に、北海道教育委員会教育長の柴田達夫様をはじめとする多くの御来賓、関係者の皆様の御出席をいただき、開学10周年記念式典を挙行いたしました。

式典では、開学時の設置者である前市長の嶋多慶志様と初代学長の故・久保田宏様に開学10周年特別功労表彰を、また、前学長の青木紀様には、佐古学長から名寄市立大学名誉教授の称号を授与しました。

これまで本学の発展に御尽力いただきました関係者の皆様に改めてお礼申し上げるとともに、今後も、教育・研究活動などを通して、地域貢献に努めてまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

本年度で37年目を迎える名寄ピヤシリ大学は、新入生11人と9人の大学院生を、また45年目を迎える風連瑞生大学は、新入生8人と9人の大学院生を迎え、それぞれ4月19日と27日に入学式を行いました。

新入生をはじめ学生の皆様は、生涯学習社会を見据えた今後の学習活動へ意欲を燃やしているところです。

また、智恵文高齢者学級「友朋学級」では、小中学校行事への参加や教養講座など、交流と学びの場として16人が受講しています。

市民講座では、新たな取組として「バイオリン体験教室」を4月23日に開講し、5月3日には、群馬県・岩見沢市・江別市からジュニアオーケス

トラを招いてミニコンサートを開催した後、2回目の教室を行いました。本教室では、幼児から中学生とその保護者44人の参加のもと全7回開催することとしており、青少年の文化芸術への興味関心の向上と健全育成に努めてまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

4月23日から始まった「子どもの読書週間」の取組として、本館では「こども図書館まつり」、風連分館では地域子育て支援センター「こぐま」を会場に「春のおはなし会」を開催しました。多くの親子の方に、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、ストーリーテリングなどを楽しんでいただきました。

学校への読書活動の支援としては、北海道立図書館の「学校図書館サポートブックス事業」を活用し、風連中央小学校へ理科読図書約230冊の貸出を行いました。

子どもの読書活動推進の取組としては、年代別ブックリストを市内の保育所、幼稚園、小学校をはじめ関係機関に配布しました。今後もブックリストの改訂を順次行い、関係機関に配布してまいります。

これからも、本に親しめる環境づくりや、家庭や地域における読書活動を推進してまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

4月17日に、ホームページの大幅なりニューアルなどを行っており、より一層の利用者拡大を図っています。

4月29日から5月8日までの連休中は休まず開館し、530人の来館者がありました。また、「ピリカウィーク」として、北海道大学のピリカ望遠鏡を使用した観望会なども行いました。

4月29日から上映を開始しているプラネタリウムの新番組「富士の星暦」は、幅広い年代層の方々に楽しんでいただき好評を得ているほか、5月24日からは、火星観望会を開催し2年2カ月ぶりに接近した火星の姿を楽しんでいただいています。

今後も、多くの方々に来館していただけるよう、行事の企画や情報発信に取り組んでまいります。

次に、芸術文化の振興について申し上げます。

昨年5月に開館した市民文化センターEN-RAYホールは、昨年度、貸館も含め72事業、3万2千人を超える利用があり、順調な滑り出しとなっています。

本年度も、開館1周年記事事業として開催した「札幌交響楽団名寄公演 アキラさんのモダンコンサート」に524人、「ウィーン少年合唱団」には614人の来場があり、今後も多くの事業が予定されています。

引き続き「文化・芸術の拠点」「市民のコミュニティの醸成の場」として、質の高い芸術文化鑑賞の場を提供するとともに、市民に親しまれるホールづくりに取り組んでまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

4月29日から開催したゴールデンウィーク企画「博物館で遊ぼう」では、10日間で延べ1,422人の入館者があり、多くの家族連れで賑わいました。期間中は、名寄高等学校、名寄市立大学の学生ボランティアの応援を受けて、木製遊具、リサイクル遊具などの体験や動物とのふれあいを楽しんでいただきました。

また、昨年度、保存40周年の節目を迎えたSL排雪列車「キマロキ」については、4月21日にシートの撤去作業を行い、一般公開を開始しており、多くの家族連れや鉄道ファンの方々がキマロキの雄姿を見学していました。

5月から実施している「小さな自然観察クラブ事業」については、小学校4年生から6年生までを対象に19人の応募がありました。第1回目は5月14日になよろ健康の森で実施し、市の花であるオオバナノエンレイソウなどを観察し、春を体感したところです。

今後も、各種普及事業を展開し地域文化の継承と創造に努めてまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育学級については、本年度も引き続き3つの幼稚園に協力いただき3学級を開設しました。今後におきましても、各学級との連携を図るとともに、家庭教育支援講座など、父母が自主的・自発的に学習する機会の充実に取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

4月1日付で、リレハンメル冬季オリンピック金メダリストの阿部雅司氏を名寄市特別参与スポーツ振興アドバイザーとして招へいし、これまで培ってきた経験と人脈を活かして、冬季スポーツを中心とした各種大会や合宿の誘致、ジュニア世代の育成強化、冬季スポーツの拠点化を推進してまいります。

また、長い歴史を誇る「なよろ憲法記念ハーフマラソン大会」は、本年度で64回を迎え、5月8日に、なよろ健康の森陸上競技場を発着として開催しました。

本年度は、ハーフマラソンの部を取り入れて4回目であることのほか、インターネットサイトでの申込みが定着してきたこと、さらには名称を変えたことでの効果から、平成3年以来、25年ぶりに900人を超えるエントリーがあり、当日は890人の参加をいただきました。東京、神奈川など関東圏からの参加もあり、それぞれの種別で健脚を競い合うことはもとより、市民の健康と交流人口の拡大につながるイベントとして成長してきました。

平成32年（西暦2020年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会における海外との交流事業である「ホストタウン構想」については、現在、本市とともに台湾を相手国として登録決定がされている土別市と連携を図るための協議を行っています。今後も「ホストタウン構想」を推進し、地域の活性化を図ってまいります。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

南児童クラブは、4月から新たな専用施設での運営を開始し、利用登録者数は118人、また風

連児童クラブは54人と年々増加傾向にあります。

東児童クラブは、現在、実施設計を行い、平成28年度中の開設に向けて関係機関との協議を進めてまいります。

今後も、子どもたちの健全育成を図り、放課後児童の安全安心な居場所づくりの充実に取り組んでまいります。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年センターでは、指導員の2年任期の改選期を迎え、各町内会から推薦された65人の指導員を委嘱し、非行・補導の現状などについて研修会を実施しました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

4月からは、相談電話にフリーダイヤルを導入し、相談者が通話料金を気にせずに相談ができるようになりました。

5月には、全小中学校を訪問し、ハートダイヤル、適応指導教室、夜間相談に関するパンフレットや安心カードの配布など、全児童生徒と保護者への周知を依頼しました。

今後も、学校及び関係機関と連携し、適切な支援及び指導に取り組んでまいります。

次に、放課後子ども教室について申し上げます。

放課後子ども教室は、4月下旬に名寄地区と風連地区において、小学生及び中学生を対象とした各教室を順次開講しました。

現在、4教室合わせて44人の子どもたちが、自ら学び自ら考える力を身に付けるため、各教室で自学自習やテーマ学習に取り組んでいます。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

日程第5 議案第1号 名寄市駅前自転車駐車場管理条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市駅前自転車駐車場管理条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成10年12月に完成をし、平成11年4月から供用開始をしている名寄駅前自転車駐輪場において、駐輪場の適正な管理を行うために、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定に基づき、利用期間経過後も駐車をしている自転車の撤去等を可能とするための規定を整備をし、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 新規条例なので、二、三お尋ねをさせていただきたいと思えます。

この駅前の自転車の駐車場、駐輪場というふうになっておりましたけれども、施設が平成10年12月完成、そして既にそのときには当該法律ができておまして、規則がこの春の4月1日ということで、この間いわゆるどのような根拠規定に基づいてあそこを維持管理をされていたのかお尋ねをしたいと思えますし、設置後もやや17年たっていますから、恐らくいろんな課題があって、またこの時期に法に基づいて条例化の提案だというふうを考えておりますが、この間のいろんな課題についてお知らせをいただきたいというように思えます。

あと、設置後17年ということですので、いわゆる駅前の自転車の駐車場についての設置状況というか、設備状況、維持管理の課題なんかも含めてあわせてお聞かせをいただきたいと思いま

す。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 熊谷議員から3点にわたって御質問がございました。まず、平成10年12月に整備をされて11年4月から供用しておりますので、これまで駐車場内における自転車については一定の処分をさせていただいておりました。その法令ということにつきましては、道路管理者としての立場で駐車場の取り扱いについてはやらさせていただいていたということであり、駐車場につきましては、4月10日から11月30日まで利用可能ということで期間を設けまして、それ以降駐車場内に放置がされている自転車につきましては一旦撤去させていただいて、保管させていただいて、およそ1年間保管をし、保管、撤去する場合については警察の立ち会いのもと撤去をし、それ以降につきましては次年度また対象の放置されている自転車が出てきたときに前年度の自転車について搬送、処分費と相殺で処分をさせていただいたということでございます。法令上ということであれば、道路管理者としての立場で処分をさせていただいております。

あと、施設の関係につきましては、17年たつてはいますけれども、屋根つきの駐車場でしっかりしたものであります。約200平米近くございまして、現状は自転車が200台ほど収容が可能な施設ということでございまして、現在特段17年経過をいたしましても改めて改修等については必要がないかなというふうに考えているところであります。

課題ということを御質問いただきましたけれども、現状先ほど200台ということでお話をしましたけれども、少し駐車場が大体30台ぐらいですか、駐輪場からはみ出している自転車がありまして、これについてはもちろん名寄駅のほうでも職員の方が時々見ていただいたりもしているのかというふうに思いますけれども、そのほか私どもはあそこの駐車場について委託をさせていただ

いてまして、それぞれ週、利用期間については三十四、五回ほど清掃と、あるいは自転車の整理等行っているという状況になってございまして、自転車の駐車場内にしっかりと自転車が配置、整頓がされていないというのがちょっと課題かなというふうに思っております、この点につきましては改めてうちの嘱託職員も含めてできるだけ歩行者の皆さんに迷惑がかけられないような体制についてとっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今回の提案そのものは非常に当然といえば当然の提案で、内容も法の6条を中心にした各項の適用で、特に放置自転車に対する措置だとか、撤去した放置自転車の措置の関係などについて明確化していることについてはもともと必要だった条例であったと思いますけれども、私が今聞いているのはこの4月1日に名寄市駅前駐輪場管理規則ということで施行されて、6月の定例会での条例化ということで、それ以前のいわゆる根拠規定の自転車の処分だとか、いろんな課題などについての対応については、道路管理に基づいてということですが、あの道路そのものは周辺の道路は道道ですね、U字型。その適用については、それは真つ当な対応として妥当であったのかどうかという評価の視点で私もちょっとお聞きしているのですけれども、規則をこの春にかなり、法そのものは昭和55年か56年ですよね。今市長の提案説明にもありましたけれども、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律ということで55年で制定をされて、平成5年に最終的な改正で一回終わっていますけれども、名寄の自転車の駐輪場そのものは平成11年4月から使っているのですけれども、この間の空白のところは少し気になっているのです。条例化への気づきについて、それ以前から必要であったのではないかというふ

うに思っていますけれども、まず改めてそれについてお聞きをしたいと思います。この条例そのものについては私も賛成で、内容的にも当然だというふうに考えていますけれども。

それからあと、特に維持管理上では多分沿線の学生さん中心に汽車に乗って学校まで行くという方、あるいは通勤でJRをおりてから自転車乗って職場まで行くというケースだと思うのですが、名寄の場合は一応4月10日からやや半年間を対象としていますけれども、長期という、学校の休みだとかということで、どうしてもそれはやや半年近く自転車が放置されるという、放置という言葉がいいのか、置かせていただいているということがいいのかわかりませんが、この間というのは条例の中でも、法律の中でも6カ月以上たった場合についてということいろいろ調べたり、該当者への対応ということになるかと思うのですけれども、いわゆる長期の定義について、ここに運用としては当然その間撤去するということがあり得ないと思うのですけれども、その辺についての考え方について改めてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 先ほど熊谷議員おっしゃいましたとおり、本来でいえばもう少し早目に整備をしておかなければならなかったというのは議員おっしゃるとおりかなと思っています。実は、平成11年4月に供用した段階では、その段階では要綱という形で、先ほど言いましたような形で警察の立ち会いのもとということでやらせていただいております。それ以降、行政不服審査の手続の関係とかがありまして、実は3月にぜひ条例化をとということも考えたのですが、その段階では法に基づいてなかなか最終的な条例改正について手続上ちょっとできなかつたものですから、今回6月という形でやらせていただきたいということであります。

あと、長期ということで学生等夏休みとかあり

ますから、その期間については特に撤去をするという考え方は基本的には持っておりません。あくまでも11月30日以降冬期間において放置をされている自転車についてということで考えておりますので、夏の期間について学生等が置かれている自転車について何らかの措置ということは今考えてはおりません。

実態を申し上げますと、200台収容の駐輪場ですけれども、大体昼過ぎぐらいにあそこへ行きますとまだ80台ぐらいの自転車が残って、つまりは現行200台なのですけれども、学生早朝の利用があつて、それも込みで大体280人ぐらいの方が利用されているような状況にはあるのかなというふうには把握をしておりますけれども、いずれにしても長期にわたつてということについては、夏の期間ということでは考えておりません。あくまでも11月30日以降ということと考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） これで終わりますけれども、この施設、法律に基づきますと15条で国の助成措置のやや5項目にかけて、施設をする段階で補助が出るという規定になっておりまして、法律ができた以降改正されているのかどうか分かりませんが、この国の補助事業はその時点で活用はされていたのか、もしおわかりであればお知らせをいただきたいと思います。市内には、駅前に限らず公共施設、学校もそうですけれども、大学やらもそうでしょうし、小学校、中学校も遠距離、自転車通学を認められているところにもそれは該当が、ある面では公共団体でやる都市計画事業としての規定なのですけれども、いわゆる教育施設やいろんな公共施設の中にも当該の該当するようなものがあるのではないかというふうに考えておりますけれども、この補助事業の活用について実績及び考え方について最後にお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つは、同法律の中の8条には自転車等駐車対策協議会の設置について設置することができるというふうになっていますけれども、これはいろんな各関係機関、道路管理者はもちろん都道府県の警察や、あるいは製造事業者なども含めて、あるいは必要に応じてほかに、そういうような構成の中で協議会を、名寄の市の中で協議会があるとすれば私の認識不足でしたけれども、必要なかどうかもちよっとまだ理解に至っていませんけれども、協議会の設置についての必要性や現状についてお知らせをいただきたいと思いません。

最後もう一つですが、これはたまたま駅前の自転車の駐車場ということでの条例提案なのですが、この機会に係争事件で自転車、交通上の裁判問題、自転車乗っている人も一定の義務を負わされるというような判例も出ていたり、名寄の自転車のマナーは私も含めて相当悪いのではないかと考えていますから、交通安全に対する、条例制定を機会にいろんな協議会を通しながらでも、一層のルール、マナーあるいは法律改正などについても理解を深めるいい機会にさせていただければというふうに思っていますので、3点について考え方を聞いて終わります。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 熊谷議員のほうから法律15条に基づいてということで、国の助成措置があるということでもございました。大変申しわけないのですけれども、この法律を使って、助成措置があるということで法律上書いてありますけれども、具体的にどういった、例えば先ほどありました学校の駐車場ですとか、そういったところまで該当になるかどうかちよっとまだ調べておりませんので、お答えできないのですが、駅前の駐車場につきましては道道の駅前の広場の改修ですとか、あそこの名寄停車場線の道道の改修にあわせて駐車場の整備も一定道のほうにお願いをしたという経緯だというふうにお伺いをしている

ところですよ。

あと、法の8条の対策協議会の関係につきましては、私ども今回大変申しわけないのですけれども、駅前の駐車場に限って条例整備や何かを考えておまして、そこまで幅広く対策協議会等については考えておりませんでした。私としては、市内いろいろ放置自転車があるのは知っておりまして、議会の中でも川口議員とかに点字ブロックの上に駐輪が、自転車が乗っかかっていますというようなことも話ございましたので、改めて今、年2回のパトロールの中でその辺は確認をさせていただいておりますし、また一部道路管理者として歩道上の自転車については今月に入ってからも撤去をさせていただいているという状況にあります。

また、この条例にあわせてということで、自転車のマナーの関係についてということでお話がございました。これは、私ども建設水道部の担当ばかりではなくて、市民部も含めて今後少しお話をさせていただくような案件になるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいと思っております。撤去した放置自転車に係る措置にかかわって伺いたいと思っております。

今御説明ありましたように、駅前の自転車駐車場のところ、秋口になると大きな看板できちっと周知というか、告知といいますか、されているのですけれども、それでも雪が降ってもまだ残っているのを私も見ていて、何とかならないのかなというふうには思っていたところなのですが、今回こういった条例が新しくできるということで、前へ進めばというふうに思っているのですが、この撤去した放置自転車に係る措置の中で、経過してもなお返還することができないときは自転車を売却し、そしてその売却した代金を保管することかできるというふうにされていますが、売却することができるのです、しないかもしれない。その

辺をどういふふう判断をされていかれるのかお伺いしたいと思います。

あと、撤去した放置自転車、売却しないで残っている、その自転車の活用をどのようにしようとしているのかも伺いたいと思います。

あわせて、よろ一な駐輪場のところもそんなに残ってはいないかなというふうに見かけているのですけれども、その部分についてもこの条例化の適用するのかどうか、その部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） まず、今回の条例でよろ一な駐輪場の関係について適用するかということなのですが、基本的にはあくまでも駅前駐輪場、私どもが管理をしている駐輪場ということで考えてございますので、よろ一な部分については適用はいたしません。

また、撤去した自転車についての売却ということでお話がありました。法律に基づいて一定程度条例を整備をしていきたいという考え方でありまして、できるだけ売却はしない形で、先ほどお話があった活用ですとかということも含めてやっていきたいということでありまして、今のところ担当としては特に売却をしてというような考え方には立ってはおりませんけれども、法律上でこういう規定も設けなければならぬかなというふうに思ひまして、一応規定を設けたところであります。

あと、活用につきましては、自転車もいろんな状態にありまして、もうかごがとれている、サドルがないというような、いろんな状況があります。使えるものについては、これまでも庁用自転車で活用させていただいたりということの一部利用もさせていただいておりますので、市役所全体で何か活用があればまたそちらのほうには利活用していきたいというふうには考えているところです。ただ、なかなかやはり全体的には古い自転車が年間大体30台ぐらい毎年あるような状況、放置されている状況にありますので、それを全て活用と

いうことではなくて、一定程度一年一年の中で処分をさせていただきたいという基本的な考え方には立っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今撤去した放置自転車についての活用なのですけれども、他市の状況等を見せていただくと、リサイクルしてレンタサイクルに使ったりというようなことも出されているのですが、そうするとまた修理にお金がかかると。いろんな部分で難しい点はあるのかなというふうには思うのですけれども、ただ売却というふうになると売却した後の、返還ができる場合は自転車も返還しながら、また売却した場合は売却した代金をというふうに書かれているわけですので、どうも売却した代金をというふうにとるところら辺が市民の皆さんにとってはちょっと疑問が残るところになるのかなというふうに思ひながら、今回これ条例を見せていただいているのですが、その点について法令上というお話もありましたが、再度その辺の御説明をいただいて終わりたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 先ほど法令に基づいて一定の条例整備ということで、売却についてもうたわさせていただきますということでお話をさせていただきました。それで、先ほども言いましたけれども、今までもそうですけれども、基本的には売り払いをするという事例についてはこれまでも実はございません。今後についてもできるだけ利活用含めてできるところについてはやっていきたいというふうにお考えでありまして、30台売却ですとかということなのですが、なかなか買い取る業者もそうそういるわけでもございませんので、その辺は余り私どもとしては、実際にはどれだけの対応があるのかなというところで、法律、条例については整備をさせていただいたということ御理解をいただきたいというふうに思ひてい

ます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、長期優良住宅の認定基準である長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の改正により、既存住宅を増改築した場合の長期優良住宅建築等計画の認定に係る申請手数料及び建築物の省エネルギー性能の向上を図ることを目的に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定をされたことに伴う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と建築物エネルギー消費性能基準適合の認定に係る手数料を定め、あわせて第2条の表を各部に関連する所管別の別表に区分をするため、本条例の一部を改正しようと

するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、介護保険法の改正により平成28年4月1日から地域密着型サービスに地域密着型通所介護が新設をされたことに伴い、本条例第4条第2項に地域密着型通所介護を示す基準省令の規定を加えようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第4号

字の区域の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 字の区域の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成21年度から実施をしている道営経営体育成基盤整備事業名寄東地区の換地処分に伴い、字の区域を変更しようとするものでございます。

当該地域は、名寄川の河川敷地を字界としておりましたが、昭和30年代の名寄川築堤工事を経て字界の指標物であった河川形状に変動が生じており、従来の字界によれば今後の土地登記及び権利関係が複雑になるため、今回の換地処分を機会に字旭東の一部を字日彰に編入をするものでございまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第5号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体から北空知学校給食組合が平成27年11月30日解散により脱退したこと、また本文の一部文言の整理及び別表を改めることに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について協議をするために、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年度名寄市一般会計補正予算の専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ2億8,002万8,000円を追加し、予算総額235億4,784万2,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費の財政調整基金積立金1億1,991万3,000円の追加は今後の財政運営に備えるために、公共施設整備基金積立金1億510万5,000円の追加はいただいた寄附金と今後の公共施設の改修や整備のために、地域振興基金積立金241万円の追加は多くの皆様から御寄附をいただいたふるさと納税寄附金など寄附金をそれぞれ積み立てたものでございます。

10款教育費の大学振興基金積立金3億円の追加は、今後の大学の整備や運営などに対し積み立てたものでございます。

次に、歳入について申し上げます。11款地方

交付税の1億8,828万7,000円の追加は、特別交付税の交付額の確定に伴い追加をしたものでございます。

15款国庫支出金、地方創生加速化交付金3,217万4,000円の追加は、交付金の額の決定に伴い予算を計上したものでございます。

18款寄附金の一般寄附金580万円、ふるさと納税寄附金161万円など合計で747万円の追加は、多くの皆様からいただいた寄附金でございます。

次に、第4表、地方債補正につきましては、町内会活動支援事業ほか16事業を変更したものでございます。

次に、第5表、繰越明許費補正につきましては、移住交流促進事業費ほか2件を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第3項の規定により報告を申し上げ、承認をお願いするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第7

号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算に係る専決処分でございます。

保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ2,000万円を減額をし、予算総額を22億9,813万9,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款保険給付費におきまして給付実績の減に伴い介護サービス等諸費を2,145万5,000円減額したものでございます。

また、6款諸支出金におきましては、平成26年度国庫補助金の確定に伴い返還金として145万5,000円を増額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。4款国庫支出金におきましては、平成27年度の調整交付金並びに国庫補助金が増額になったことから、8款繰入金の介護給付費準備基金繰入金を2,000万円減額したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年度下水道事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ80万円を減額し、予算総額11億2,347万6,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、公共下水道工事費の確定に伴い80万円減額したものでございます。

次に、歳入につきましては、市債の額の確定により6款市債80万円を減額したものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第9号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年度個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ177万円を減額をし、予算総額8,137万3,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款個別排水事業費では浄化槽設置工事費の確定に伴い177万円を減額したものでございます。

次に、歳入につきましては、1款分担金及び負担金で受益者分担金額の確定により17万円を、5款市債では額の確定により160万円をそれぞれ減額をしたものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第10号 平成28年度名寄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 平成28年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款の臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出にそれぞれ3億5,957万7,000円を追加をし、予算総額を238億5,885万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして障害者福祉一般行政経費のうち27万7,000円の追加は、視覚障害などの方々に対するインターネット情報サービスサピエの導入に要する経費を追加をしようとするもので、視覚障害などの方々へ読書環境向上を図ろうとするものでございます。なお、これら事業費の財源の一部には昨年度いただいた寄附金を原資とした地域福祉基金から繰り入れ、充当をいたします。

7款商工費におきましてピヤシリスキー場整備事業費1,012万1,000円の追加は、利用者の

安全性の確保のため、第1リフト支柱ブラケットブッシュ交換工事などの実施とともに、ジャイアントコース照明LED改修工事を実施をし、グレンデ環境の向上と少年団を初めとする青少年の健全育成に努めようとするものでございます。なお、ジャイアントコース照明LED改修工事の財源には、昨年度いただいた寄附金を原資とした公共施設整備基金から繰り入れて充当をいたします。

10款教育費におきまして名寄市立大学保健福祉学部再編事業費2億5,469万円の追加は、名寄市立大学新棟建設に係る工事管理業務や建設工事費などを追加しようとするものでございます。

同じく10款教育費におきまして地域ケア力向上事業費400万円及び冬季スポーツ拠点化推進事業費250万円の追加は、地方創生推進交付金事業として地方総合戦略の本格的な推進に向けそれぞれの事業の進化を図るために事業費を追加をし、実施をしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加等に伴う特定財源の調整のほか、収支不足を財政調整基金繰入金で調整をいたしました。

22款市債におきまして名寄市立大学保健福祉学部再編事業債2億2,880万円の追加は、名寄市立大学新棟建設に係る財源として予算を追加をし、計上しようとするものでございます。

次に、第2表、継続費補正では名寄市立大学保健福祉学部再編事業を追加をしようとするもので、第4表、地方債補正においては名寄市立大学保健福祉学部再編事業債を追加をしようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げますが、細部につきまして総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分と

の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案第10号の8ページ、9ページのほうをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項8目企画振興費の町内会活動支援事業費で町内会館等建設費補助金106万5,000円の追加につきましては、智北会館の改修工事に係る補助申請に対応し、予算を計上しようとするものでございます。同じく2款総務費、1項8目企画振興費のコミュニティ助成事業費240万円の追加につきましては、風連地区町内会連絡会が実施をしますコミュニティー活動備品の整備に対し補助をしようとするもので、財源としまして同額を雑入のコミュニティ助成事業助成金として予算を追加計上してございます。

次に、10ページ、11ページのほうをお開きいただきたいと思います。3款民生費、2項3目保育所費の認定こども園施設整備事業補助金1,020万2,000円の追加及び12ページ、13ページの10款教育費、4項1目幼稚園費の認定こども園施設整備事業補助金6,792万5,000円の追加につきましては、補助金の積算見直しにより予算を追加しようとするものでございます。なお、財源といたしまして国からの補助金も追加して予算計上させていただいたところでございます。

7款商工費、1項2目観光費における有森裕子なよろひまわりリレーラン実行委員会補助金105万円の追加につきましては、スポーツ振興くじ助成金の交付決定により補助金を追加しようとするものでございます。

同じく7款商工費、1項3目スキー場費のなよろ温泉整備事業費64万3,000円の追加につきましては、温浴施設に係るろ過器電動三方弁及び屋外配水管の修繕を実施しようとするものでございます。

14ページ、15ページのほうをお開きいただきたいと思います。10款教育費、6項4目文化センター費のEN-RAYホールサービス研修委

託料49万6,000円の追加につきましては、EN-RAYホールスタッフの接遇や舞台技術研修などを実施し、ホールサービスの充実を図ろうとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。6ページ、7ページのほうをお開きいただきたいと思います。21款諸収入、4項5目雑入でスポーツ振興くじ助成金204万8,000円の追加につきましては、交付決定のございました助成金について予算を追加しようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点確認をさせていただきたいと思います。

今御説明いただいた10ページ、11ページの3款2項児童福祉費、保育所費の認定こども園施設整備事業補助金とあわせて教育費の幼稚園費、認定こども園施設整備事業費にかかわってなのですけれども、今全国的に保育所の待機児がたくさんいらっしゃるということなのですけれども、現在名寄市では待機児はどのようになっているのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま名寄市における保育所の待機児童数というお尋ねだったかというふうに思います。ことしの4月時点で保育所の待機児童数でございますけれども、認定されている保育所以外で事業所内の保育所だとかが3つほどございまして、あと認可外保育所も1カ所ということで、それぞれ通っているところでありができましたら認可保育所のほうに移転をしてみたいという方がいらっしゃいますので、現在希望していて全く通えないというお子様についてはないと、そういうような状況に

なっております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 入れなくて、保育所、認定保育所、また無認可等々のところでも入ることができて、保護者の方々、特にお母さんが多いのですけれども、預かる場所がなくて働けないというようなことは今のところはないというふうに受けとめさせていただいたかと思うのですけれども、報道によりますと認定こども園が新しくスタートすると保育部分で定員が30人ぐらい増員されるというふうな報道がありました。そして、それが来年度、29年度からということでしたので、その間どのような対応をしていくのか、これからももっと保育所に預けて働きたいという方もふえるのではないかなというふうに思っているのですが、その点この1年間ある中でどのような対応をしていこうとされているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま議員からも御質問のとおり、今回認定こども園として整備される予定の名寄幼稚園さんにつきましては、幼稚園部門が120名、それと保育所部門が30名ということで、来年度は合計合わせまして150名の定員で実施されるということでお伺いしております。待機の状況は先ほどのような状況でございますので、勢い保育所のほうにつきましては現在働いている親御さんが大分ふえてまいっておりますので、すぐどうこうということにはならないかというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても民間のほうの整備されていく状況に応じまして、今後の総合計画の中でも含めまして公立保育所のあり方を民間保育所の整備状況を含めながら検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） やっぱ公立の保育所

に入りたいと。近いところの、自分の住宅なり住んでいるところの近くに入りたいと。だけれども、なかなかそこに思うようにいかないというようなお話を聞くわけです。そういったところで、今総合計画の中でも検討していくということでしたので、私もずっとお聞きしていきましたら公立の保育所のところに十分に手配をしながら入れていただいて、待っている方のないように手配をしていただいていたというお話は聞いてきましたけれども、引き続きそういった方々の思いをやはり酌み取っていただきながら進めていただくことを強く求めて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第11号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

本計画は、過疎地域の自立促進を図るための計

画であり、今回の計画変更につきましては国の財政支援策を有効に活用するため事業の追加を行うものでありまして、北海道との協議が調いましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更の概要につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、私のほうから変更の概要につきまして説明を申し上げます。

まず、今回の名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。認定こども園施設整備事業に過疎債の活用を図るために過疎地域の自立に必要な事業としまして新たに1事業を追加するものでございます。

本日追加をして配付をさせていただきました資料のほうをごらんいただきたいと思っております。この資料につきましては、過疎計画掲載事業のうち今回の変更に係る事業について抜粋をして記載をさせていただいたものでございます。今回の変更の内容についてであります。過疎計画区分の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に事業名、（4）、認定こども園を新たに追加をし、事業内容としまして認定こども園施設整備事業を追加しようとするものでございます。これによりまして変更後の総事業費につきましては、変更前の額に6,469万2,000円を追加いたしまして274億5,039万6,000円となります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 報告第1号 平成27年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成27年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御報告を申し上げます。

自治体情報セキュリティ強化対策事業費ほか5事業は、平成27年第1回定例会から平成28年第1回定例会までに予算計上し、平成28年第1回定例会により繰越明許費の設定をしていただいたものでございます。

一般会計繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰り越すためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 報告第2号 公害の現況に関する報告についてを議題とい

たします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 公害の現況に関する報告について、御報告を申し上げます。

平成27年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、関係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行ってまいりました。

まず、大気汚染では、ダイオキシン類調査を中心に実施をしてきており、炭化センターにおきましては排出基準を大きく下回る結果となっております。また、粉じん発生源と言われているスパイクタイヤにつきましては、低水準で推移をし、スタッドレスタイヤが市民生活に定着をしているものと思われま

次に、水質汚濁では、公共用水域の環境保全を図るため、本市から天塩町間の天塩川及び本市の上水道水源である名寄川の水質調査を実施しており、いずれも平水時における河川の環境基準を満たした水質を維持してございます。また、ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきまして、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を2回実施をし、いずれも基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動及び悪臭では、低騒音工法による工事が一般的になっており、建設作業による苦情はございませんでした。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第二次名寄市地球温暖化防止実行計画を平成24年5月に策定をし、CO₂削減5%を目標としてまいりましたが、基準年の平成22年度と比較をして23.1%という結果となりました。これは、原子力発電の稼働停止に伴い火力発電が中心となったことから、電気使用量のCO₂換算係数が増加をしたことが要因と考えられます。名寄市公共施設の二酸化炭素排出状況につきましては、引き続き調査を実施しております。

以上、公害の現状について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続をした調査、啓発等を行い、市民の健康と生活環境の保全に向けて努力をまいります。

なお、詳細につきましては、さきにお配りをしてございます公害の現状と対策を御高覧いただければと思います。

以上、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定に基づき御報告をさせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 報告第3号 株式会社名寄振興公社の経営状況について、報告第4号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号及び報告第4号、株式会社名寄振興公社ほか1件の経営状況について、一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第3号 株式会社名寄振興公社の経営状況について申し上げます。

平成27年度第44期の経営内容につきましては、5月20日の株主総会で報告を受けたところでございます。名寄ピヤシリスキー場につきましては、平成25年度シーズンから来場者数に回復の兆しが見えてきたことから、この流れをとめることがないよう平成27年度シーズンも索道施設、ゲレンデ等の整備を行い、利用者に安全に利用いただけるよう万全の体制で臨んだところでありますが、降雪不足の影響でオープンが12月27日と大幅におくれ、合宿等のキャンセルが相次いだ

ほか、シーズンを通して天候に恵まれず、リフト輸送人員は前年比83.58%の39万7,116人にとどまりました。しかしながら、集客対策として北海道シーズンネットへの加盟、またフェイスブック等を活用し、広く情報発信を行った結果、名寄市外からの利用者が増加をし、特に雪質にこだわる外国人観光客の利用が目立つなど、12月を除くりフト収入は前年と比べ若干ではありますが、増加傾向となりました。

なよろ温泉サンピラーにつきましては、大会、団体で1,801人、前年比121.19%と伸びを示したものの、合宿で2,481人、前年比97.10%、工事関係者で1,549人、前年比56.80%、ビジネスで974人、前年比65.54%と軒並み減少し、宿泊者数は1万1,194人、前年比84.45%となり、当初計画を大きく下回る結果となりました。また、日帰り入浴者数についても6万2,022人、前年比99.22%と微減をし、全体を通して厳しい利用実績となりました。

北海道立サンピラーパークにつきましては、隣接施設、関係機関、団体、住民等と連携をし、四季折々の企画事業を実施するとともに、ひまわり、コスモスの植栽等公園の魅力づくりに努めました。カーリング場につきましては、10シーズン目となり、愛好者はもとより学校授業や各種大会等に多くの利用があり、とりわけこの施設で育ったジュニアが世界大会において表彰台に上がるなどうれしいニュースもあり、今後も名寄カーリング協会と連携をし、カーリングのさらなる普及に努めてまいります。なお、サンピラーパークの当期実績としては、利用者数は14万660人、前年度比106.19%となったところであります。

このほか体育センター、ピヤシリ・フォレスト、なよろ健康の森、名寄公園パークゴルフ場、また昨年度から新たに受託をしたピヤシリシャンツェも含め、引き続き利用者が安全、安心、快適に御利用をいただけるよう利用の促進及び維持管理に努めてまいります。

なお、営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおり、当期におきましては厳しい経営環境の中、原価率の低減や経費の縮減も努めてきたところでございますが、スキー場のオープンのおくれ等の要因で売上高については前年比1,880万8,477円の減となり、当期純損失で926万7,670円を計上する結果となりました。45期においては、今期の決算を踏まえて事業計画に基づき黒字化に向けて営業力の強化や経営の安定を図るよう一層の努力を促してまいります。

次に、報告第4号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について申し上げます。

名寄市社会福祉事業団は、高い倫理観を保ちながら利用者の意向に基づいた介護サービスを総合的に提供できるよう日々努めてございます。平成27年度の名寄市社会福祉事業団の運営について、まず特別養護老人ホームについてであります。質の高いサービス、安全、安心、利用者のニーズに即した自立支援を基本理念として、入所者一人一人のケアプランに基づいて提供をしております。

短期入所生活介護及び通所介護事業におきましては、地域の老人福祉サービスの拠点として、施設の持つ専門的機能の効果的な活用を図り、利用者及び御家族の身体的、精神的負担の軽減にもつながるように努めてまいりました。また、居宅介護支援事業所につきましては、介護に関する総合的な相談に応じ、在宅で日常生活を営むために必要な各種保健福祉サービスを適切に利用できるような要介護者や御家族の意向に沿ってサービス提供事業者や行政との調整を行ってきたところでございます。さらに、高齢者世話つき住宅生活援助員派遣事業におきましては、市営シルバーハウジングの入居者が地域の中で自立して安心かつ快適な生活が送れるように生活指導、生活相談、緊急時の対応などの支援をしております。

平成27年度の収支の状況について申し上げます。

すと、法人全体の資金収支につきましては前期繰越金が2億10万998円、収入額が10億2,566万5,346円に対し、支出額が10億6,162万9,767円となり、前期繰越金及び収入から支出を差し引いた1億6,414万5,577円を平成28年度に繰り越しをしたところでございます。平成27年度につきましては、介護報酬の引き下げ、さらには介護職員の人材不足により施設利用者の稼働率が低下したことに伴い、収入減へとつながり、厳しい経営状況となりました。前年度の繰越金と比較をしますと金額では3,596万4,421円の減で、率にしますと17.9%の減でございます。今後とも健全経営に取り組むとともに、利用者のさまざまなニーズに応え、施設の機能と特性を生かしながら地域における高齢者福祉の増進になお一層取り組んでまいります。

以上、2件を一括して御報告をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で報告第3号外1件の報告を終わります。

報告第3号外1件については、本日の会議終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 報告第5号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、平成28年1月13日午後4時37分ごろ、名寄市西1条南2丁目の交差点におきまして経済部所管の公用車が北へ直進走行中、右方から一時停止を無視し、交差点に進入してきた相手車両が公用車の右後方側面に衝突したものであります。過失割合は本市が20%であり、相手方車両の修理代として本市が18万6,673

円を負担をすることで示談が成立し、和解をしたところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第5号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成28年9月30日をもって佐藤源嗣委員及び村上勝浩委員が任期満了となります。

本件は、再度両氏を候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月4日から6月14日までの11日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月4日から6月14日までの11日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時42分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 大 石 健 二

平成28年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成28年6月15日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支 援 室 長
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1 番 浜 田 康 子 議員
2 番 山 崎 真 由 美 議員
3 番 野 田 三 樹 也 議員
4 番 東 川 孝 義 議員
5 番 川 村 幸 栄 議員
6 番 奥 村 英 俊 議員
7 番 高 野 美 枝 子 議員
8 番 佐 久 間 誠 議員
9 番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 川 口 京 二 議員

13番 熊 谷 吉 正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

ふうれん望湖台自然公園の管理運営について外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

初夏のすがすがしい季節を迎え、ことしもふうれん白樺まつりの開催が4日後に予定されています。ことしで37回目を迎えるふうれん望湖台自然公園を会場に毎年開催されているこのお祭りは、大自然の中に人が集い、語らうことで、日々の生活に活力が生まれる大変意義深い機会であると考えています。そこで、大項目1、ふうれん望湖台自然公園の管理運営についてお伺いいたします。

最初に、小項目1、公園内の管理運営についてであります。昨年度センターハウス及びテニスコートは解体されましたが、コテージ、バンガロー、オートキャンプ場等公園内には利用可能な施設が幾つもあることから、平成27年度の利用状況について利用者数をお聞きいたします。

次に、小項目2、公園内の安全対策についてお聞きいたします。まず、安全に使用できるよう遊具の管理についてはどのような対策がなされているのかお聞きいたします。また、木道や遊歩道に

ついても対応をお聞きいたします。

さらに、公園内に設置されている句碑や歌碑についてですが、設置されている場所の状態もあり、中には傾いてきているものもあります。設置関係団体でもある名寄市、風連町文化協会とも話し合いがなされているとお聞きいたしておりますが、今後の対応についてお聞きいたします。

続いて、小項目3、市民憩いの場としての整備計画についてお聞きいたします。公園内には、エゾノリュウキンカ、ニリンソウ、ザゼンソウ、ミズバショウなど自生する植物のほかにもハナショウブやアイリス、スズランなど植栽され、管理されてきた花を見ることができます。また、春先の新芽美しい木々や桜の花、シラカバの樹木にも心を癒やされます。この美しさを守り継ぐには、一定の手をかける必要があることから、植生を生かした整備計画についてお聞きいたします。

また、望湖台自然公園の特徴でもある忠烈布湖について、かつてはカヌー教室や3年に1度の鯉まつりも行われていたことから、湖を生かす環境整備の計画についてお聞きいたします。

次に、大項目2、市民皆スポーツを目指す取り組みについてであります。今年度名寄市には、スポーツ・合宿推進課が新設され、スポーツをキーワードにした新たな取り組みが報道等でも紹介される中、さまざまな可能性に思いをはせ、期待を膨らませています。その一人として、市民がスポーツを一つの手段として健康で日々の生活に潤いを持つことができるように、またスポーツへの多様なかわり方ができるようにと願い、現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

小項目1、地方創生総合戦略を柱にした市民皆スポーツへの取り組みについてお聞きいたします。合宿誘致に対する市民理解を深め、市民意識の醸成を図ることにより、市と市民が一体となった合宿誘致を推進する基本的方向は、市民皆スポーツの意識醸成にもつながるものと考えますが、具体的施策と進捗状況についてお聞きいたします。

小項目2は、市民参加型スポーツイベントについてであります。名寄市を会場に開催されているスポーツイベントへの市民応援について、実態とさらなる機運を高める対応策をお聞きいたします。

次に、小項目3、関係団体のネットワーク化についてであります。生涯にわたりスポーツに親しむことは、健康の保持増進を目指す上で重要であることから、スポーツに関する情報をわかりやすく発信するために、行政組織や体育協会、協議団体等関係団体の連携について見解をお聞きいたします。また、他市町村との広域連携についての現状と見通しについてお聞きいたします。

最後に、大項目3、児童生徒の安心、安全を担保する支援についてであります。小項目1、登下校時における安全対策及び支援についてお聞きいたします。平成27年度から平成28年度にかけて市内小学校の学区変更がなされたこともあり、遠距離通学対象児童生徒の実態について、スクールバスの利用者数も含めお聞きいたします。

次に、小項目2、放課後活動への支援についてであります。放課後子ども教室の平成28年度参加者数及び現時点での運営状況についてお聞きいたします。

また、就学前の支援を必要とする子供たちのための放課後等デイサービスについては、市内民間組織での運営がなされていますが、名寄市としての連携や支援の有無についての状況をお聞きいたします。

次に、放課後の子供たちが安心して遊ぶことのできる児童公園について、遊具の老朽化やペンキの剥がれ、柵の破損箇所が見られる公園もあることから、点検整備は急務であると言えます。その計画についてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） おはようございます。山崎議員からは、大項目3点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、

大項目2と3については教育部長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、ふうれん望湖台自然公園の管理運営について、小項目1、公園内の管理運営についてお答えいたします。平成27年度の開設期間における望湖台自然公園内の施設利用実績については、オートキャンプ場が26組89人、フリーサイトが23組66人、コテージは3棟合わせて39組226人の利用がありました。キャンプ場につきましては、昨年7月中旬にキャンプ場付近にヒグマの出没が確認されたことから、確認以降テントでの宿泊利用を休止しました。それに伴い、平成26年度に比べキャンプ場の利用者は大幅に減少する結果となっております。バーベキューハウス風扇館の利用につきましては8組34人、施設全体の利用実績については96組415人の実績となっております。

続いて、小項目2、公園内の安全対策についてお答えいたします。施設内に設置してあります遊具等につきましては、センターハウスの解体にあわせ撤去したものもありますが、一部残っている遊具についても老朽化し、使用に耐えないものがほとんどのため、使用できない旨の表示とロープで囲み、使用を制限しております。今後安全上問題のある遊具については適宜整理していきたいと考えております。

昭和62年から風連町文化協会がふうれん出合いの森事業として有志を募り、昭和63年同自然公園内に59基の歌碑、句碑等を設置し、長く訪れる人の目を楽しませてきました。しかしながら、設置から30年近く経過し、それぞれ経年による傾きや樹木の成長により視認が困難なものも出てきており、風連町文化協会からも今後の維持管理等について移設も含め相談もいただいているところですので、それらの取り扱いにつきましては文化協会と協議をしながら、今後の方向性を決定していきたいと考えております。

また、木道等遊歩道につきましても老朽化によ

り現在使用できない箇所も多く存在しています。危険箇所についてはロープを張るなどの安全対策を行っておりますが、引き続き管理委託事業者と連携をとりながら安全対策に配慮してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、市民憩いの場としての整備計画についてお答えいたします。望湖台自然公園につきましては、センターハウスを中心にオートキャンプ場、散策路、レクリエーション施設を備え、市民の憩いの場として親しまれてきました。園内には、保安林の位置づけもあることから、北海道の治山事業等を活用しながら適宜維持管理に努めてまいりました。センターハウスの閉鎖に伴い、現在は夏季のみの利用とされていることから、各施設の老朽化もあって以前に比べますと各施設の状態も良好とは言えないものも多くなってきております。また、カヌー乗り場、海洋クラブ艇庫についても指導者の減少から利用実績はほとんどなくなっていることから、施設の管理状況も低下してきておりますが、引き続き備品類の管理、景観への配慮も含めた必要な施設修繕等を行いながら、利用ニーズに対応できるよう維持管理に努めてまいります。

地域のにぎわいづくりもあわせたイベントに関しては、今週末に開催されますふうれん白樺まつりが毎年望湖台自然公園を会場に行われてきています。以前は、公園を会場にさまざまなイベントが実施され、代表的なものに風連まちづくり観光、忠烈布美化協力が主体で3年に1度堤体や水門の点検のためダム湖の水を抜くのにあわせて行われました鯉まつりもありましたが、さまざまな要因もあり、平成17年の開催を最後に終了しております。継続している事業は引き続き、また地域や団体から自然公園を会場にした新たなにぎわいづくりイベントの協力依頼等につきましては、可能な範囲で支援をしていく考えでおりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

現在公園全体管理につきましては、花の植栽や

除草等の環境整備は上川北部森林組合に、キャンプ場等の運営は名寄振興公社にそれぞれ業務を委託し、一定の予算をかけながら自然公園として機能を維持しておりますが、具体的な整備計画に関しましては自然公園の観光施設としての位置づけとあわせ、今後策定いたします名寄市観光振興計画の見直しの作業の中で議論をしておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、市民皆スポーツを目指す取り組みについてお答えをいたします。

初めに、小項目1の地方創生戦略を柱にした市民皆スポーツの取り組みについてですが、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略では近年の出生数の低下と転出者の増加など人口減少の加速化が危惧されている状況にあることから、国の取り組みと連動し、本市が有する資源を最大限に活用しながら、将来にわたって自立的で持続的な地域づくりに取り組んでおります。総合戦略の具体的な取り組みとして、冬季スポーツの拠点化事業を推進していますが、本市の豊富な積雪量と集約された冬季スポーツ施設、これらの恵まれた環境を生かしてスポーツ合宿の受け入れ組織となるスポーツコミッションの設立を目指して交流人口の拡大、地域経済への高い波及効果を狙うとともに、冬季ジュニアアスリート、指導者の育成にも積極的に取り組んでいるところです。冬季スポーツの拠点化では、ジュニアアスリートを中心としたエリートアスリートの育成と同時にさまざまなスポーツ事業を推進する上で最も重要な市民皆スポーツを目指した取り組みも実施してまいります。市民皆スポーツの推進に当たっては、スポーツと健康づくりを結びつけた事業の取り組みやスポーツ振興アドバイザーの阿部氏と名寄市立大学との連携によるスポーツ健康プログラムを地域のコミュニティー活動などにおいて実践し、市民がスポーツに

触れる機会をふやしていくことで市民が健康で豊かな生活ができるよう取り組んでまいります。

次に、小項目2の市民参加型スポーツイベントについてですが、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催決定を機にスポーツの価値が大きく見直され、地域社会においてスポーツの果たす役割は大きくなりました。スポーツは、地域住民の結びつきを強め、地域の一体感を生み出すなど互いに顔が見える地域づくりに大きく貢献をしており、地域住民が連携、協働しながらスポーツを主体的に楽しむことができる地域スポーツの環境整備や今後ますます必要性が増していくものと考えております。また、スポーツに参加する形態も、するスポーツだけではなく、プロスポーツ等のトップレベルの試合観戦をする見るスポーツやスポーツ指導者、スポーツボランティアのように支えるスポーツという形態も重要視され、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境整備も重要なことと考えております。

本市における代表的な市民参加型スポーツイベントとしては、毎年5月に開催されております憲法ハーフマラソンやチャレンジデー、10月に開催されていますスポーツフェスティバルなどがあり、例年多くの市民に参加していただいているところであります。また、本年2月に開催された全国中学校スキー大会ノルディック競技会のように全国、全道規模のスポーツ大会が開催されており、市外から多くの方が本市を訪れ、冬季スポーツを楽しんでいただきました。今後におきましてもスポーツによる地域づくりが推進するよう市民参加型スポーツイベントの開催、内容を充実させ、する、見る、支えるの観点に立って多くの市民がスポーツにかかわることができる機会をつくり出してまいります。

次に、小項目3の関係団体のネットワーク化についてですが、本市が進めている総合戦略において冬季スポーツの拠点化事業は冬季スポーツを推進しながら地域住民や民間団体などとの連携を図

ることにより、スポーツの振興だけではなく、経済、雇用の好循環化により人口減少を抑制することが目的の一つであります。また、地域一体となった取り組みが必要であり、事業推進に当たり情報の共有は欠かすことができません。現在市内のスポーツ関係団体が一堂に会し、意見交換や情報共有を図る機会はありませんが、その必要性は認識しておりますので、今後は情報共有の必要性とさまざまな情報をどう活用していくかといった目的を明確にした上でスポーツ関係団体とのネットワーク化を検討してまいります。

次に、スポーツによる近隣自治体との広域連携ですが、平成22年に設立された上川北部広域スポーツクラブの活動を中心に連携を図っているところであります。ジャンプ、エアリアルなどの冬季スポーツ教室の実施やこどもスポーツ大学を開催し、子供たちの運動能力を開発しながら、将来有望なタレント発掘、育成を行っております。今後もこの活動を通じて子供たちのすぐれた能力を発掘し、その資質や適性に応じたスポーツ競技を取り組ませる機会をふやしてまいります。

次に、大項目3、児童生徒の安全、安心を担保する支援についてですが、小項目1の登下校時における安全対策及び支援について、本市においては統廃合した学校と僻地地区にある学校を対象にスクールバスを運行し、また学校までの通学距離が長い児童生徒に対し遠距離通学の助成をしているところであります。平成27年度の実績では、遠距離通学の助成については小学生で通学助成が2名、冬期間の助成が31名、中学生では通年助成が5名、冬期間の助成が9名となっており、公共交通機関やデマンドバス、自家用車での利用となっているところであります。また、スクールバスの運行においては、名寄日進線など6路線で、小学生は37名、中学生は24名の利用があったところです。本年度は、東風連小学校の統合により東風連線が新設され、8名の児童が風連中央小学校に通学しております。

次に、小項目2の放課後活動への支援についてですが、初めに放課後子ども教室の活動状況についてお答えいたします。本市では、市内の子供たちの放課後の居場所づくりのため、社会教育施設等を活用して放課後子ども教室を開設し、小学校4年生から中学校3年生までの小中学生を対象に自学自習やテーマ学習を行っております。本年度の参加状況については、名寄地区小学生教室が19名、名寄地区中学生教室が6名、風連地区小学生教室が17名、風連地区中学生教室が2名の合計44名であり、各教室3名から4名の指導者と教室運営と安全管理の役割を担うコーディネーター1名が指導に当たっております。各教室の活動場所は、名寄地区では小学生教室は児童センター、中学生教室は市民文化センター、風連地区では小学生教室、中学生教室ともにふうれん地域交流センターで開設しているところであります。特に風連地区の教室では、昨年度までは小中学生が同じ会場で活動しておりましたが、今年度は参加人数が増加したため、小学生と中学生が活動する会場を分けたことにより、子供たちはゆとりのある部屋で落ちついて学習に取り組んでおります。

活動内容につきましては、自学自習の活動では子供たちは授業の予習、復習や宿題に取り組んだり、持参してきた問題集等を活用して計画的に学習しております。テーマ学習では、講師の指導を受けながら、国語や算数、数学、外国語、NIE等の学習に取り組んでおります。放課後子ども教室では、子供たちの学習環境を整えるため、辞書や英語検定受検用問題集等を備え置いたり、一日の活動の流れが一目でわかるよう掲示するなどの工夫をしております。今後も教育委員会といたしましては、放課後子ども教室の活動内容を工夫したり、活動環境を充実させることにより、子供たちがみずから学ぶ態度を育てるとともに、学習習慣が定着するよう努めてまいります。

次に、放課後等デイサービスについてですが、小学生から高校生の障害児を対象にして、放課後

や長期休業中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障害児の自立を促進するための福祉サービスです。本事業の実施に当たりましては、一般的な子育て施策を専門的な知識、経験に基づきバックアップする後方支援として、学校や関係機関と必要な連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められております。現在名寄市内には2カ所の民間の放課後等デイサービスの事業所があり、約40人の児童生徒がサービスを利用しております。

御質問のありました放課後等デイサービスに対する支援につきましては、主に次の3つの支援を行っております。1つ目は、放課後等デイサービスの事業所向けの支援です。具体的には、市内の2カ所の放課後等デイサービスの事業所に名寄市障害者自立支援協議会の相談支援・権利擁護部会の構成員になっていただき、毎月開催している本部会議に出席をしていただいております。本部会では、福祉の制度だけに関する最新情報を共有したり、地域の課題についての検討を行ったりしておりますので、本部会に出席することで地域の状況の把握が可能になっております。また、市内の関係機関との連携も深まりますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目は、放課後等デイサービスの事業所の職員向けの支援です。具体的には、基幹相談支援センター事業、ぽっけとこども発達支援センターの共催で今年度職員向けの勉強会を年5回開催する予定です。先日1回目の勉強会を発達障害というテーマで実施し、市内の放課後等デイサービスの職員、学校の教職員など約60名の参加があったところでした。お子さん一人一人の実態に合った支援を行うためには、放課後等デイサービスの職員の支援の質の向上が必要となりますので、今後も継続して勉強会を実施し、職員の支援の資質の向上に努めていきたいと考えております。

3つ目は、福祉と教育の連携に関する支援です。放課後等デイサービスの事業を実施する際には学

校との連携が欠かすことができません。現在基幹相談支援センター事業、ぽっけでは、福祉サイドの取り組みであります名寄市障害者自立支援協議会の運営を行っておりますが、教育サイドの取り組みであります名寄市特別支援連携協議会にも出席し、小中学校の教員の方々との連携にも取り組んでいるところであります。本市の障害児、者の相談支援の中心的な役割を担う基幹相談支援センター事業、ぽっけが学校と放課後等デイサービスの事業所の両方とのかかわりを持つことで、両者の連携がよりスムーズなものになると考えております。まとめになりますが、今後も基幹相談支援センター事業、ぽっけを中心にして放課後等デイサービスの事業所への支援を行うとともに、福祉と教育のより一層の連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、安全、安心な児童公園の確保についてですが、都市計画公園の点検につきましては、遊具の利用が始まる春に一斉点検を行い、これ以降都市計画公園は指定管理者や高齢者事業団への委託により点検を行い、ふぐあいや要修繕箇所は随時報告を受け、対応を行っております。また、遊具等の更新につきましては、名寄市公園長寿命化計画に基づき、国の事業を活用して施設の機能維持を図っております。都市計画公園以外の公営住宅団地内の児童遊園につきましても都市計画公園と同様に春の一斉点検を行い、以降は地域の皆様からの情報提供により、遊具やフェンスなど子供たちが利用する際にふぐあいがあるものについては予算内でできる限り補修や修繕等を実施しております。また、著しい劣化によりこれ以上の使用が危険だと判断した場合は、撤去等を行っております。この児童遊園の整備につきましては、ジャングルジムや鉄棒、滑り台など遊具の設置基準はなく、また更新や補修に対しての補助制度もないことから、遊具更新は市の一般財源を使った対応となるため、計画的な整備が進んでいない状況にもあります。また、原状復旧が困難で危険なフェン

スや遊具がある場合は、使用中止の看板を表示するとともに、団地の世帯構成や子供たちの利用状況を判断し、維持管理上の優先順位等を検討しながら対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 御答弁いただきました内容につきまして再度質問させていただきます。

まず、望湖台自然公園の利用者数についてですが、今報告いただきました利用者数の中で名寄市民の方はどのぐらい利用されていますでしょうか。わかる範囲お答えをお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問ありました望湖台自然公園の全体の利用者数における市内外の割合なのですが、こちらにつきましてはキャンプ場につきましては市民の方が1組使われておりますけれども、あと残り全体の85組につきましては全部市外の方の御利用となっております。ちなみに、市外の利用のうち全体としてキャンプ場につきましては7組が道外の方、そして41組が道内の方というような形になっております。全体でいいますと、コテージにつきましても道外の方が3組と、道内の方が36組というようなことで、道外の利用の方も結構いらっしゃるということで、先ほどの質問にありました市内外でいえばほとんどが市外からの御利用の方になっているというような状況になっています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 名寄市以外の道内の方、それから北海道外の方から利用していただいているということにつきましては、大変ありがたいことだなということを思うところでありますけれども、やはり身近な公園を市民が親しく使っていない実情がここに浮かび上がってくるのではないかと考えております。先ほど望湖台自然公園は

夏季の利用というお話がありましたけれども、もとのセンターハウスに上がっていくところの道路と申しますか、そこの入り口のところは雪が解けた後もずっと入り口が閉鎖されているのですが、その状態については親しく市民が上がっていくような状況をとることは難しいということなのかどうかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今の御質問ありましたもとのセンターハウスのほうに上る、今で申しますとコテージのほうに行くほうの入り口のところなのですけれども、実を言うとセンターハウスについては昨年取り壊しをさせていただいたということでもあります。また、上につきましてはコテージと、あと旧観光センターのところが建物があります。実は昨年もあったのですけれども、コテージの利用ができることから入り口のところの錠については外していたのですけれども、結構というか、いたずらが非常に多く、自然公園全体の部分についてはキャンプ場に管理人を1名配置して管理しているのですけれども、なかなかその部分について管理が行き届かないという部分もありまして、現在はコテージの利用の予約が入って利用していただけるときにつきましては入り口の開門をしているのですけれども、それ以外のときについては一応施錠をさせていただいているということで、1名の管理体制でやっているということで、そこまで管理が行き届かない部分も含めて、そういったことの事例があったということで現在対応させていただいているところであります。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 管理体制1名ということで、理解しないわけではないのですけれども、やはり望湖台のところに入って来たその一番入り口のところが施錠されている。そして、看板等も古くなってきておりますので、ペンキの剥がれ、そしてまだセンターハウスの表示が残っている看

板がそのまま設置されているのです。そういうことからしても、たまに望湖台に行きましても市民の方をほとんど見かけなくなったと。ここ数年そんなふうには思っております、やはり市民の財産としての望湖台でありますから、人が森林浴ですとか、気楽にと申しますか、焼き肉をしようとか、そういうことで訪れることのできるような環境整備を望みたいと思っております。先ほどの遊具の破損があるので、危険箇所を知らせるロープをということもありましたけれども、至るところに危険ですというロープが張られておまして、それにつきましても景観にマッチするものではないことから、望湖台の荒れをどうしても感じさせてしまう、その取り組みについて何とか別な対応策を求めたいと思っておりますが、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、望湖台自然公園につきましても自然公園として位置づけておりますし、市の観光資源の一つとしても位置づけております。今年度名寄市の観光振興計画の見直しの作業をさせていただく中で、市内に望湖台に限らずさまざまな観光資源として位置づけている施設が多くありますので、それらも含めてどういった利用の部分が、管理の部分について隅々まで行き届けるのは当然ベストなのですけれども、一定的な管理をするということにつきましては一定程度の財源もかかるということで、そういったことでどういった目的に沿って今後それぞれの施設を維持管理進めていくことがベストなのかということをも含めて、地域の方々も含めて今後観光振興計画の見直しの中で検討させていただきたいということで考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） その観光振興計画につきましても、望湖台周辺の南側に当たる湖の周

圃を歩けるようになっていた遊歩道もあったのですが、それも含めてというふうに取り扱っていただけてよろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問ありました望湖台の全体の周囲ということも含めて、どういったことが全体的な管理をする上で、それが適切なのかということと一定の選択と集中ではないのですけれども、そういったことでそういった視点に立った管理を進めていくということも必要だと思っておりますので、それらも含めてこの施設をどういう位置づけで今後資源として取り扱ったらいのかということも含めて検討していきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、やはり具体的なものを示していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますし、特に忠烈布湖につきましては名寄市の中では珍しい資源だと思っております。あそこにはもともと艇庫が設置されておりまして、学校教育の中でも、それから生涯スポーツの分野でも有効に利用されていたものが今ほとんどここ何年も利用されている状況にありません。それにつきましては、指導者の減少がというお言葉がありましたけれども、指導者を育成するお考えはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今カヌーとか、そういった部分で、過去には忠烈布湖のほうで開催されて、今指導者のことから含めてそういった活動もとれていないということでもありますけれども、活動している方もいらっしゃるというふうにも聞いています。あそこの施設整備については、先ほど水間室長が言ったとおり全体的な改修の中でどのようにやるかというところになっているかと思っておりますけれども、指導者の育成という部分では、これはこのカヌーだけに限ったことではなくて、

名寄市全体のスポーツ振興にかかわってどうするかという大きな課題があるというふうに思っているところであります。そういった面では、ほかのスポーツも含めて指導者をどのように育成していく。それは、先ほど山崎議員から言われましたけれども、体育協会、協議団体との情報共有をしながら、課題も明らかにして、どういった相互連携、支援体制ができるかということもかかわってくるかと思っておりますので、そういった全体的な中での指導者育成も図ってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひ具体的な対応策を考えていただいて、市民にわかるように示していただきたいと思っております。望湖台のこともそうですけれども、少しスポーツのかかわりも出てきましたので、大項目2のほうに再質問を移らせていただきます。

市民皆スポーツということでお話をさせていただきましたのは、やはり年代によってスポーツへの取り組み方というのは大きく異なってくると思います。さまざまな施設が名寄市内にあると思っておりますけれども、今回設置されましたスポーツ・合宿推進課、合宿を推進するときの目的の主たる目的というものが決して交流人口の拡大だけではないというふうに思っているのですけれども、最近新聞を見るにつけてもどここのまちにどうという合宿が誘致されて、取り組みが進んでいる。例えば士別市に雪印が来ています。ジャンプの団体が士別市で合宿をされている。それはもちろんどこでどういうつながりを持ってやっていただけるかということについて望ましいことだと思っておりますけれども、では名寄市はと思ったときにやはり3カ月過ぎましたところでもう少し具体的な姿を見せていただきたいというふうに思っています。合宿推進に向けての今行われている内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 合宿誘致についてというような御質問ですけれども、昨年の総合戦略の中でも交流人口の拡大を主とした合宿誘致というふうに考えておりますけれども、先ほどから山崎議員からありますように、市民皆スポーツという視点に立ちまして答弁をさせていただきましたけれども、ただスポーツをやることだけではなくて、スポーツを見る方、また支える方、そういった方々が総称して市民皆スポーツということで、そういった視点に立って取り組みを進める必要があるというふうに私も認識をしているところであります。

合宿誘致にかかわる具体的な取り組みは、早々にそういった組織も立ち上げたいというふうに考えてはいましたけれども、これはこれまで長年にわたって関係団体との連携がとれていない状況というのは事実ありますので、個々の団体との調整といたしますか、どこまで何をできるかという話をやっているところであります。形だけつくってもそれが機能しなければだめですので、それぞれの旅館業組合であったり、体育協会であったり、まちづくり観光協会であったり、そういったところはこういった形で機能を高めて、お互い連携できるかということをしっかり具体的に詰めながら、それに立って全体的な組織を立ち上げたいというふうに思っているところであります。少し時間かかっていますけれども、できれば秋ぐらいには立ち上げ、来年冬にかけてまた大きな全国、全道大会とかありますので、そこには市民が応援していただけるような、また市民がおもてなしができるような、そういったような体制づくりも含めて今検討しながらいきますので、具体的にどこまでどういうふうに進んでいるかということはこの場ではちょっとまだ答弁する段階には至っていませんけれども、何とか形づくりながら体制を整えたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ただ組織を立ち上げるのではなく、実際に機能できる組織を立ち上げるという今のお言葉を重要に受けとめて、しばらく待ちたいと思います。また改めて議論させていただきたいと思っております。

そこで、合宿誘致、それからスポーツイベントにかかわりましても、皆さんが競技をする側になるわけではないところから、例えばボランティアを募集するというようなお言葉もありましたけれども、今札幌で開催される冬季アジア大会に向けて札幌市を中心に道内各地からボランティアスタッフを募集しています。500人ということで募集されています。そして、土別のハーフマラソンでもボランティアとしてかかわるところでアスリートの方と実際言葉を交わすことができるというような取り組みの中でスポーツを身近に感じる、そんなスポーツへのかかわり方もあろうかと思えますので、その点に関して考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 合宿やスポーツ大会等におけるボランティアということだというふうに思いますけれども、当然大会を行うに当たっては大会会場では役員も不足している状況でありますので、そうしたボランティア、冬ですからそこでのいろんな温かいものを提供するようなボランティア、前回の全国中学スキー大会においては開会式にPTA連合会がお餅のおもてなしをしたという、いろんな形でのそういったおもてなしなり運営に対するお手伝い、そういったものは多くのボランティアの人の手をかりなければ大会の運営盛り上げることもできないというふうに考えています。そういった点につきましては、協議の運営についてはこの程度必要だというのはわかるのですけれども、こういったおもてなし、歓迎をするかという部分はこれからちょっと先ほど言いました合宿誘致の受け入れの組織の立ち上げの中でも協議をしながら、どこの担当がこういった形でボ

ランティアを募集をしたり、やったらいいのか、それとも全体でのボランティアというふうに募集をして、それぞれ割り振ってやったらいいのか、その点も含めて検討してまいりたいというふうに思っていますけれども、いずれにいたしましてもそういった多くの方のお手伝いがなければ運営はできませんし、名寄市としての盛り上がりもつukれないというふうに思っていますので、今後積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひお願いしたいと思えます。

その一番大きな、簡単などと言うと語弊があるかもしれませんがけれども、誰にでもでき得る可能性のあることとしては、やはり応援する気持ち表現するというのではないかなというふうに思っております。先ごろ憲法ハーフマラソンが行われました。ホームページを立ち上げましたら、たくさん感動的な写真が載せられておりましたけれども、どうも背景が緑ですばらしい競技場、自然の中での皆さんの走りというふうには見てとれるのですが、沿道の応援が少ないのではないかなというふうに思いました。地域の方にお話を伺いましたら、昔は名寄と風連の間を走る憲法記念ロードレースという形で行っておりましたので、警察のいろんな道路事情も、管理事情もあるのではないかなと思えますが、一般道を走ることで自然と出くわす市民の方が頑張るってねという声をかけてくださる、そういうような取り組みが今ちょっと施設が立派になってなよる健康の森のほうに行っているがゆえに一般の道路を走ることが少なくなっているのかと思っておりますので、この点に関して具体的にはコースは変更するとか、もっと市民に身近なところでイベントを持つというようなことについては難しいのでしょうか。求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 各種大会とかイベントを町中でやればということだと思いますけれども、まさにそのとおりだというふうに私も思っているところであります。まちの中でやればそこに行かなくても何かのお買い物のついでだったり、いろんな面で立ち寄って応援をしてくれる方もいるかと思えますし、そういうイベント、大会の盛り上がりもできるかと思えます。ハーフマラソンにつきましては、健康の森からサンピラー温泉に向かってということなので、多分応援しているのは家族の方が関係者だけかなというふうに思っています。ことうれしいことに900人を超えるエントリー者があったということで、逆にちょっと駐車場の課題等もあったというもことありますので、コースの選定なり、そういった場所の部分については今実行委員会の中でもどうしたらいいのかというのを検討しているところであります。言われている部分、できれば本当に町中を走って多くの方に見てもらおうというのがいいかというふうに思いますが、言われたように警察の関係であったり、警備上の関係、安全対策の関係とか、いろいろな問題がありますので、1つそこは慎重に対応していかなければなりませんけれども、マラソン大会以外にもそういった気軽に見られる、そういったようなイベントができないかということも模索をしているところでありますので、そういうこともしなければやっぱり市民の関心も高まってこないというふうに考えていますし、ボランティアも含めてふえてくる状況でないかと思えますので、そういったことも検討していきたいと思っておりますので、そういう体制の御意見等も何かあれば今後ちょっといただければというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 本日市役所に来るまでに5の方が奥さんと一緒にだったり、お一人だったり、いろいろな形で歩いておられました。本当に健康を守るために御自身でいろんな活動を

されているのだなというお姿を見ながら市役所に参りましたので、やはりスポーツを手段として病院に行かれる方が減るように、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思いますし、微力ながらいろんな形でお話をさせていただきたいと思っておりますが、次の大項目3のほうに再質問移らせていただきます。

まず、大項目3のほうですけれども、今お示しいただきました遠距離通学の状況、スクールバスの利用状況についてですが、昨年の6月、2定のときに遠距離通学については小学校が4キロ、中学校が6キロ、冬期間についてはその半分の距離がその対象になるということでしたが、そのときにもやはり小学生、1年生と6年生が同じ小学生としてくられることについて、体力差、経験値の違いについていかがなものでしょうかと申し上げたことがございます。それについては調査研究をしてというふうに御答弁いただきましたので、1年たちましたところでその調査研究についての市の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 昨年第2回定例会の中で御質問いただきまして、その後調査研究をするという話をさせていただいているところであります。議員がおっしゃられるとおり、小学校1年生、6年生においては体格や体力の差というのは大きくあるというのは認識をしているところであります。その後各種の遠距離通学に対する助成制度等も調査をしてきておりますけれども、本市におきましても前回は申し上げましたけれども、何かの基準なり根拠等が必要になってくることで、それについては国が学校施設を整備するに当たっての要件が小学生が4キロ、中学生が6キロということですので、その要件を基準として、それを超える方々に通学、保護者の軽減を含めて助成をしているということでもあります。上川管内の各地に状況は聞きましたけれども、名寄市と同様の基準でやっている。冬期も半分の距離で対応

しているという状況がありますので、本市におきましても今後も同様の形で継続していきたいというふうに考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 上川管内の他市町村ということでは了解いたしました。名寄市内のそれぞれ対象になっているお子さんを持っていらっしゃる保護者の方、それから学校関係者についての聞き取りはしていただきましたでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 保護者とかというのは、調査をするに当たってはやっぱりそういった改善、そういったことが必要と認めたときにそういうような調査等を詳細の立証しなければならぬというふうに考えておりますので、そういった先ほど申し上げた方針の中で進めていこうということですので、学校からの若干の状況等も把握をさせてもらいながら、今のところ今回の先ほど話しました判断にしているということで御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 制度としては、今の国の状況、それから北海道の状況、名寄市の状況ということでしょうが、実態についてしっかり見きわめるということの必要性は十分あるかと思えます。学校教育の範疇だけではなく、これは名寄市の子供、子育ての考え方についても大きくかわりのあるところではないかと思っておりますので、ぜひこの点に関しては自分たちの住んでいるまちの子供たちがどのような状況にあるのか、ただ距離が遠いということではなく、本州と名寄と同じであっていいはずがないというふうに思うのは、やはり隣のうちが遠かったり、それから冬期間、天候の悪い日もあれば極寒のしばれのある日もある。そのような状況の中で自分のまちの子供たちをどのように安全を担保してやるかということについては十分御配慮いただきたいというふうに思

っています。その点に関して名寄市としての独自の取り組みについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほどの小川部長の答弁では、上川管内の各地の状況を確認したところ、本市と同様の状況であるということから、これまでの同様な基準で対応していきたいという答弁をしたところでございます。ただ、私もいろいろ聞くところによりますと、小学校の低学年においては通学距離などの通学条件というのでしょうか、これにもよりますけれども、子供への負担でありますとか、または安全性の確保の問題などから、保護者が自家用車による送迎をしているという状況も見られるというような、そんな話もお聞きしたことがございますので、今議員から御指摘ありましたけれども、小学校低学年の児童生徒の通学状況などを再度把握させていただきながら、遠距離児童生徒補助要綱の補助対象の範囲というのがありまして、それについて若干検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、放課後等デイサービスの件についてですが、民間組織2カ所について市のぼっけとの連携もあるということでお示しいただきましたけれども、実はこの民間の組織が本年度春先に一度閉鎖をされて、そして新たにまた立ち上がったという経緯がございます。そのときに閉鎖されたときにそのことを知らない保護者はとても不安に思ったのです。2カ月程度で新しいところがまた立ち上がりましたがけれども、そのような情報収集と急な対応について名寄市の福祉と教育との連携の中で、例えばその間の情報収集というのはどこでどんなふうになされていくのかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 放課後デイサー

ビスにつきましては福祉の所管ということで、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

今議員からお話ございました昨年1事業所が閉鎖になったということでございますけれども、放課後デイサービス等につきましては道、上川振興局の所管ということでありますので、廃止に当たりますには所管の道からかなり厳しく今利用されている方の今後の受け入れ先等についての指導が入りまして、それを受けまして当市におきましてもぼっけと、そして当事者と、そして道との3者で連携を組みまして、受け入れ先の確保の対応に当たらせていただいております。また、先ほど教育部長からお話しさせていただきましたが、ぼっけにつきましては教育委員会と特別支援の部分かなり深く連携させていただいておりますので、今後ともさまざまな情報を教育委員会とは連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひその連携の仕方が保護者に可能な範囲で伝わるようにしていただきたいというふうに思います。といいますのは、やはり保護者につきましては我が子がこの先どうなるのか全く五里霧中の中で困り果てた姿になられているところがございますので、個人情報等もあろうかと思っておりますけれども、可能な範囲で市がきちっと対応をされているという情報を流していただく中で安心して子育てができるような、そういう名寄市をつくり上げていただきたいというふうに思っております。いろいろ求めましたけれども、名寄市の子供、子育てにつきましては本当に十分というところに至るような施策を取り組んでいただいておりますので、この先もさらにその取り組みが実になるようお願いしたいと思います。

私の質問、これで終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

名寄市立大学の充実強化について外2件を、東川

孝義議員。

○4番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

最初に、名寄市立大学の充実強化についてお伺いいたします。名寄市立大学は、前身である昭和35年に開学した名寄市立短期大学に始まり、以降半世紀を超える歴史を刻み、2006年には4年制の保健福祉学部が設立され、今日までおよそ8,000名を超える卒業生を全国に送り出し、それぞれの場所で活躍されております。2006年、平成18年には、日本最北の公立で4年制の大学として新たなスタートを切った1期生は栄養学科に41名、看護学科に52名、社会福祉学科51名とそれぞれの学科ともに定員を上回る学生が入学され、短期大学児童学科への入学生58名を加えると202名の学生が大きな夢と希望を抱いて入学されたと記されております。そして、2010年には大学1期生の初めての卒業式が行われ、そのときの卒業生の言葉に、多くの人に支えられ、進むべき道を見つけることができました。雪質日本一の名寄で育った私たちは、学生の質日本一と自負し、それぞれの場所で頑張りますと名寄市立大学で過ごした4年間の思い出に力強いメッセージを残しております。その後着実な歩みを続ける中で、一方では少子化による学生確保のための整備、また情報公開の義務化に伴う質の高い大学づくりに向けていろいろな施策が実施をされてきております。

また、医療、保健、福祉を擁立する大学と地域の核となる市立病院が連携し、新たな福祉政策を展開し、活路を見出し、大学設立に尽力された先人の思いに自信と誇りを持ち、地域との連携をいかに進めていくかについて、その時々課題について英断が行われてきました。そして、大学設置後10年を迎えたことし4月からは、今まで2年制であった短期大学の児童学科を北海道内の国公立大学としては初めての4年制の社会保育学科と

してスタートし、看護学科、栄養学科、社会福祉学科と合わせて197名の学生が入学されました。このことは、保健福祉学部としての名寄市立大学の基本理念でありますケアの未来を開く教育条件が整えられたとも思います。

この間4大化大学設立に御尽力されました短大の松岡学長、初代の久保田学長、2代目の青木学長、そしてことし4月には第3代目の学長として佐古学長が就任されました。佐古学長におかれましては、医療経験を含めて今後の大学運営に大きな期待をしております。しかし、将来を見据えたときに決して楽観視をできる状況にはなく、名寄市の大きな財産の一つであります名寄市立大学を今後どのように運営されていこうとされているのかお伺いをいたします。

また、4月より社会保育学科を開設をいたしました。改めて開設趣旨と目指す目的についてもお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、入学金改定に伴う今後の大学運営であります。ことし4月の入学生より入学金が改定されました。その目的と本年は197名の学生が入学され、改定に伴う今年度と今後の影響額はどのように推移をしていくのかお伺いをいたします。

また、2年次以降の授業料とその他納付金を合わせた学費の内訳、さらには道内国公立大学と名寄市立大学との授業料と他の納付金との比較はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、コミュニティケア教育研究センターの運営についてであります。開学10周年を迎えた本年4月に今までの道北地域研究所と地域交流センターをさらに発展させるべく、コミュニティケア教育研究センターが設置されました。設置趣旨と今後の具体的な運営の考え方についてお伺いをいたします。

また、コミュニティケア教育研究センターは地域とのつながり、連携も重要であると考えますが、北北海道における関係機関との具体的な連携につ

いてもお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、新設組織の目的と役割についてお伺いをいたします。本年4月より組織機構の一部変更が行われ、その中で小項目の1番目、交流事業を中心とした業務を新設の交流推進課に移されますが、目的と主な業務内容についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、スポーツ・合宿推進課の機能と役割についてお伺いをいたします。今までの教育部生涯学習課スポーツ振興係を新設されたスポーツ・合宿推進課へ機能を移し、冬季スポーツ充実を進めるとのことですが、主な業務内容と具体的な施策についてお伺いをいたします。

また、冬季スポーツ大会を開催するには、当市は施設も充実しており、合宿誘致は交流人口の拡大にも重要な施策であると考えます。しかし、一方では、名寄市内でのジュニア世代を育み、育てていくという観点では学校教育との連携、いわゆる学校内でのスポーツ、部活等での連携についても重要と考えますが、その取り組みの考え方についてお伺いをいたします。

さらに、冬季スポーツの拠点や各種大会、合宿の誘致推進に向けて、民間、旅館業組合との連携も重要であると考えますが、具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

さらに、2020年に開催される東京オリンピック、パラリンピックの開催におけるホストタウン構想において名寄市は台湾を相手国として第1次登録の決定を受けていると聞いております。これまでの台湾との交流実績の中で、具体的にどのように進められているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、営業戦略室のほか部署との連携についてお伺いをいたします。営業戦略室は、農産物を初めとした名寄市特産品の販路拡大や交流人口の拡大など、名寄市を売り込む先鋒的な役割を担ってきたと認識をしております。今回の組織改定により交流部門が独立しましたが、交流推進課はもちろんのこと、合宿の誘致に取り

組むスポーツ・合宿推進課との連携、いわゆる縦の組織と横断的な組織との連携についてどのように進めていくのかお伺いをいたします。

次に、大項目の3番目、市内公園の維持管理についてお伺いをいたします。小項目の1番目、公園遊具管理についてであります。名寄市内には広域公園から街区公園まで大小合わせて31カ所の公園が設置されております。公園は、それぞれの目的に合わせて遊具が設置されており、子供たちの遊び場、また地域にあってはコミュニティーの交流の場として活用されていると考えます。公園の遊具については、1997年に藤沢市で発生した箱形ブランコの事故以降、遊具の老朽化による事故が多発し、2002年に遊具の安全に関する基準、いわゆる安全基準ガイドラインが策定されております。楽しさと安全の両立をさせる公園遊具の管理はどのように行われているのかお伺いをいたします。

また、それぞれの公園に当初設置された遊具は、安全性、老朽化などを含めて現在どのような実態になっているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、公園内の草刈りなどについてお伺いをいたします。名寄市内の公園は、広域公園、総合公園、近隣公園、街区公園に区別されておりますが、それぞれの公園の草刈り、後片づけ、清掃などはどのような実態になっているのかお伺いをいたします。とりわけ街区公園については、原則として町内会での対応と認識しておりますが、行政としての支援体制を含めて実態についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 東川議員から大項目で3点の御質問をいただきました。大項目の1点目は私から、大項目の2点目の小項目の1が経済部長から、2が教育部長から、3が営業戦略室長から、大項目の3点目は建設水道部長からそれぞれ答弁をいたしますので、よろしくお

願いをしたいと思います。

初めに、大学運営に関する基本的な考え方について申し上げます。名寄市立大学は、平成18年の開学から10周年を迎え、去る5月28日には多くの御来賓、関係者の皆様の御出席を賜り記念式典を挙行することができました。改めて本学を物心両面から支えていただきました市民の皆様にお礼申し上げるとともに、学長以下教職員一同決意を新たにしたところであります。

将来を見据えた大学運営についてであります。本年4月に第3代学長として佐古学長が就任をいたしました。学長は、今後4年間の大学運営の方針について名寄市立大学が抱える3つの課題として、1つは18歳人口の減少に伴う質の高い学生の確保、2つ目は地域貢献、3つ目は大学の教育環境の整備に伴う財政問題を示しまして、その課題を解決するため5つの目標と目標達成のための大学運営に対する基本的姿勢を就任後最初の教授会で述べられました。大学の将来構想と将来を見据えた今後の大学運営などについては、学長が認識をしている基本的な課題を踏まえ、現在作業を進めております大学の将来構想策定会議の中で協議をし、本学の目指すべき姿を将来構想として示してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、社会保育学科の開設の趣旨と目指す目的などについて申し上げます。全国的な短期大学志願者数の減少は本学においても同様で、短期大学部児童学科の志願者数は年々減少をしておりました。このような状況のもと、ケアの未来を開き、小さくてもきらりと光る大学を目指すを理念とする本学において、子供の保育や教育の分野をリードしていける人材の養成は使命であり、社会的なニーズにも応えるものと考え、保育の専門家として高度な力量を身につけ、保育にかかわる分野でリーダーシップを発揮できる人材を育成することなどを目的に社会保育学科を開設したところであります。新学科の開設によりまして、子供から高

齢者までケアのあり方を幅広く研究できる学科構成となり、これまで以上に地域の持続的な発展に寄与することができるものと考えております。新学科には、4月に第1期生52名が元気に入学をいたしました。児童学科の時代から続いている宿泊研修を入学早々に実施をして、教員あるいは学生同士のきずながより一層深まったものと思われまます。今後も学内の教職員と地域が一体となって新学科生を含む学生全体を育ててまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、入学金改定に伴う今後の運営について申し上げます。平成18年度の名寄市立大学の開設時から授業料については多くの公立大学と同様に国立大学と同額としておりますが、本学は授業料に加え施設整備費、教育研究振興費、実験実習活動費の各納付金を求めており、他の公立大学と比べ割高になっております。社会保育学科設置に伴う学部再編を機に昨年市議会の議決をいただきまして入学料の減額改定を行いました。初年次に負担する額を軽減することで競争力を向上させ、入学者の安定確保を目的とするものであります。

次に、今年度、平成28年度入学者197名の内訳は、上川、留萌、宗谷管内の地域内の入学者が38名、道北以外の地域外入学者が159名で、改定前と比較しますと2,551万4,000円の減少になりました。次に、2年次以降の学費につきましては授業料年額53万5,800円にその他納付金として栄養学科は16万5,000円、看護学科は25万5,000円、社会福祉学科と社会保育学科がそれぞれ16万円となっており、1年間の学費は社会福祉と社会保育の69万5,800円から看護の79万800円まで学科ごとに異なっております。入学金を加えた4年間の学費の総額は、社会福祉と社会保育の地域内入学者が297万1,200円、栄養学科が299万1,200円、看護学科が335万1,200円、地域外入学者は社会福祉と社会保育が306万5,200円、栄養学科

が308万5,200円、看護学科が344万5,200円となっております。

次に、他の道内の国公立大学との比較ですが、授業料は全て年額53万5,800円の増額となっており、他の納付金については納入すべき金額として公表されている資料によりますと本学と学部、学科の構成は異なりますが、釧路公立大学、公立はこだて未来大学が4年間で5,000円弱と本学の納付金とは相当の開きがあります。

次に、小項目の3点目のコミュニティケア教育研究センターの運営について、初めにセンターの設置の趣旨から申し上げます。本学では、地域社会の教育的活用と地域貢献の推進を目的に道北地域研究所と地域交流センターを設置し、さまざまな活動を行ってまいりました。御案内のとおり、今年度両組織の機能を発展的に統合し、新たな教育、研究及び地域貢献の拠点としてコミュニティケア教育研究センターを設置したところであります。本センターは、名寄市を中心とした道北地方における保健、医療、福祉、教育等の充実、発展及び地域並びに産業の振興に住民と連携して取り組み、教育研究の発展に資する地域貢献を図ることを目的としており、センターが地域の課題解決に資する研究の拠点、ケア専門職の継続教育や市民の皆さんの生涯教育の拠点、地域交流や地域活性化に資する活動の拠点となるべく、さまざまな課題に積極的に取り組んでまいります。

次に、北北海道における関係機関との具体的連携についてであります。これまでも道北地域研究所や地域交流センターを中心に関係機関との連携のもとさまざまな研究や事業に取り組んでまいりました。特に北海道教育委員会との連携のもとで本学で開催をしている特別支援学校教諭免許状認定講習につきましては、夏季休業中に札幌、函館、釧路及び名寄の4会場で開催をされておりますが、道教委が設定する定員のほか名寄枠として定員以外の受講を認めておりまして、これは名寄会場のみとなっております。このことにより、受

講が決定しなかった教員や受講対象となっていない幼稚園教諭、保育士等が専門性向上のため受講することが可能となるほか、既に免許状を保有している教員が改めて受講することにより研修の場となるなど大変喜ばれております。センターといたしましては、これらの従来の研究事業を継続実施をするほか、新たな取り組みについてもセンター長を中心に本学の教職員で構成している企画運営会議、地域の保健、医療、福祉産業等の関係者を含めた連携推進協議会などで協議、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目2、新設組織の目的と役割について、小項目1、交流推進課の機能と役割について申し上げます。

本年度新設された交流推進課の主な業務は、鶴岡市や杉並区との国内交流、リンゼイ、ドーリンクスや台湾との国際交流及びふるさと会交流で、これまでは平成23年度に新設された営業戦略室の所管でありました。当時と比較しますと、台湾との交流がふえるなど幅広い分野での交流が推進されることで、さまざまな団体、庁内部局などとの連携が行われており、交流担当部局の名称も含めて対外的な窓口として明確に位置づけを行ったところでは、農務課、生涯学習課、北国博物館など庁内において幅広く事業が行われておりますが、庁内における交流に係る情報の一元化をより一層進めるとともに、これまで築き上げてきたパイプを最大限に活用し、関係部局との連携のもとふるさと会も含めた交流事業の一層の推進はもちろんのこと、地域資源を活用した交流人口の拡大など、地域の活性化を図るため交流推進課を新設し、庁内における交流担当窓口としても明確に位置づけを行ったところでございます。

以上、私からの答弁とします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、小項目2のスポーツ・合宿推進課の機能と役割についてお答えいたします。

近年生活環境、価値観の変化、情報化社会の進展のもと、ライフスタイルが多様化し、スポーツの役割は多岐にわたり、幅広い分野に及んでおります。一方で、少子化などによりスポーツ少年団、中学校や高校の運動部に所属する児童生徒が減少しているスポーツ競技があることから、競技団体などの関係団体との連携強化を図り、子供たちのスポーツ環境の整備と運動、競技力の向上などを図る取り組みが求められているところであります。現在各競技団体においては、外部指導者の派遣や中体連の支援など学校に対する連携を行いながら取り組みを進めているところであります。さらに、今後においても学校からの要望などを受けながら連携を図り、ジュニア育成、スポーツ振興にもつなげてまいりたいと考えております。

本年4月にスポーツ・合宿推進課を立ち上げましたが、今後の体育施設の管理運営、スポーツイベントの開催、ジュニア育成等の業務に加え、スポーツを基軸とした交流人口の拡大、市民の健康づくり、地元の農商工業との連携等多岐にわたる分野に係る取り組みが加わりました。具体的な取り組みの一つとしては、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業にかかわり冬季スポーツの拠点化事業があります。その事業の推進では、本市のあらゆる環境を生かし、冬季スポーツに特化した事業を展開しながら、ジュニアのアスリート育成、冬季ナショナルトレーニングセンターの誘致を目指すとともに、地域間連携を図りながら地域経済への好循環化を図ってまいります。また、地域が一体となった合宿受け入れ組織の設立を目指しており、現在旅館業組合を初めとする関係団体との個別協議を進めているところであります。名寄らしいおもてなしや地域一体で選手を応援する雰囲気づくり、受け入れ態勢を整え、本市の特徴

を生かした合宿地を目指して取り組みを進めていくとともに、東京オリンピック、パラリンピックに向けて海外からの合宿誘致としてホストタウン構想事業に取り組み、本市と交流実績がある台湾からの選手団を受けられるよう誘致活動を推進してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2、小項目3、営業戦略室の他部署との連携についてお答えいたします。

これまで営業戦略室では、主に商工、労働、観光、交流、広域行政の一部を担い、さまざまな相談、情報の窓口を一元化し、各分野でそれらを共有しながら事業が効率的、効果的に推進できるよう業務を進めてまいりました。この間地方創生の取り組みの中で総合戦略を策定し、産業振興、雇用創出、交流人口の拡大や冬季スポーツ拠点化など、その施策を推進するに当たり各分野においてこれまで以上に情報収集、専門的知識、近隣自治体、民間団体との連携が必要となってきました。そうした背景もあり、施策関連部署を新設した経過がありますが、物産交流や販路拡大についてはこれまでどおり経済部内で交流推進課を初め横断的に連携を図るとともに、合宿PRや各種大会等市内外への情報発信を効果的に行うため、営業戦略室職員を教育委員会と併任発令を行っており、スポーツ・合宿推進課との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 大項目3、市内公園の維持管理について、小項目1、公園遊具の管理について申し上げます。

本市では、都市計画公園として広域公園が1園、総合公園が3園、近隣公園が3園、街区公園が24園の計31園を管理しております。広域公園などの面積の大きな公園を含めた各公園につきまし

ては、委託により維持管理を行っているとともに、平成23年2月に策定いたしました名寄市公園長寿命化計画に基づき、安全性の確保や施設の機能維持を図っております。議員御指摘の街区公園の遊具につきましては、毎年5月上旬からの公園利用を見込み、雪解けとともに担当職員による遊具点検を実施し、安全に配慮するとともに、随時消耗部材の定期的な交換や補修により安全で安心した憩いのある公園づくりに努めております。当初から設置されている遊具につきましては、できるだけ遊具数を減らさないように維持補修を実施しています。遊具を撤去する判断につきましては、補修のきかない遊具はやむを得ず撤去することとなりますが、更新計画のない老朽化した遊具の撤去については国の交付金が活用できず、市単費となりますことから、公園の利用状況などを鑑みて検討することとしています。また、名寄市公園長寿命化計画により更新計画に登載している遊具の更新につきましては、国の交付金を活用しながら順次更新しているところです。今後におきましても週1度の安全点検パトロールを引き続き行い、遊具の安全確保や機能維持に努めてまいります。

次に、小項目2、公園内の草刈りなどについて申し上げます。広域公園、総合公園、近隣公園につきましては、外部委託を実施し、公園内の草刈りやごみ拾い、それらの収集を実施していただいているところです。街区公園につきましては、公園がある地先の町内会へ公園愛護事業として草刈りやごみ拾いをお願いしております。これら愛護活動により出された草やごみの後片づけについては、本市で提供したごみ袋により回収しております。各町内会においては、清掃週間や地域イベントなどに合わせておのおのの判断により公園愛護を実施いただいているところであり、地域のつながりの醸成や憩いの場として利用されているものと判断しており、おおむね良好に実施いただいていると考えているところです。

一部の町内会からは、参加者不足や高齢化などにより愛護活動の取り組みに苦慮されているとお話もございましたので、本年度の愛護事業をお願いをする際に公園維持管理に関する御意見、御要望を地先町内会からお伺いをしました。今後各町内会から出された愛護活動に対しての課題について、町内会の皆さんと十分に御相談させていただきながら、誰もが憩える安らぎの公園づくりが図れるよう公園愛護への対応について研究してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。各項目別に再度質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、1点目の名寄市立大学の充実強化というところで、大学運営に関する基本的な考え方、佐古学長が就任をされた教授会の中で3点の柱が提示をされた。それを将来構想策定会議の中で今後煮詰めていくというふうにお話を伺いました。その3点の柱の中にもありました少子化が進展をしていくという中で、18歳人口の減少というのは非常に大きな課題であるというふうに思います。今後10年を見据えたときに将来的な学生の安定確保に向けてどのような施策を考えているのか、最初にお伺いをしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 今議員から御指摘いただきましたように、18歳人口の減少というのは全国的な課題でございます。そのほかに本学が抱える課題といたしまして、旭川市の市立大学の構想あるいは公立はこだて未来大学の看護学科設置構想など幾つか道内で本学に直接影響する動きなどがあります。また、安定した大学運営には、御指摘のように学生数の安定した確保というのが最も重要であります。魅力ある大学づくりといたしまして、国家試験の合格率アップあるいは就職率の向上、それから本学の特色であり

ます少人数教育、地域全体を教育資源として活用している共学など、これらの面を従来以上にしっかり取り組んでいって、学生の安定確保が必要なのかなと。あと、その他の新たな課題といたしましては、国の高校、大学改革を踏まえました入試制度改革がこれから行われると。あるいは、教職課程の再課程の認定の見直しなどが今国のほうで進んでおります。これらの本学の課題あるいは全国的な課題などを踏まえて、魅力ある大学となりますように今現在の策定会議の中でしっかりと議論して将来の大学の将来構想をつくってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 今後非常に人口減が予測される中でいろいろな対応、特に先ほど来お話をされている将来構想策定会議の中で十分また協議をしていただいて、今答弁にもありました旭川市の話あるいは函館の話というのも情報としては聞いてはおります。やはり名寄市立大学が持っている今お話のあった少人数教育あるいは地域全体で取り組むという姿勢を生かしていただいて、さらに充実した教育環境を整えていただきたいというふうに思います。

その中で、先ほど2点目に授業料とその他納付金に関しての御答弁をいただきました。基本的な入学金につきましてはそれぞれの各国公立と同水準に合わせると。あと、その他納付金については違いについてちょっと全部メモはできなかったのですが、やはりほかから見ると一部名寄市立大学が高い部分のお話も中で伺うことができました。それで、今の2016年時点での地域内、地域外にあっては、道内、道外の学生の割合なのですが、先ほどもそれもお話を伺いましたが、その中で奨学金をどれくらい利用されているのか、実態についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 地域内、

地域外の数は先ほど申しませんでしたので、参考までに今年度、平成28年度は学部、保健福祉学部のほうで651名、短期大学で52名の合計703名が今名寄の地で学んでおります。このうち上川、宗谷、留萌の地域内の出身学生は173名、24.6%で、地域外の学生が530名、そのうち道内出身者は301名で42.8%、道外の出身者が229名で32.6%となっております。参考までに名寄市内の高校を卒業した学生は36名となっております。

次に、奨学金の利用状況なのですが、今年度は現在新入学生については貸与の手続中でありまして、それらを含めて見込みでありますけれども、保健福祉学部のほうでは56.5%、短期大学のほうでは51.9%の利用になる見込みであります。そのほかに主に看護学科の学生を対象にしております北海道の看護職員の養成修学資金あるいは名寄市立総合病院の学資金のほか、出身自治体の奨学金の貸与を受けている学生が若干名おります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 奨学金の利用状況についても今答弁をいただきました。実は、先般名寄市立大学で発行されております紀要、2015年版ですか、実際の発行は2016年ですが、その中で吉中先生になるのか、ちょっとわからないのですが、「奨学金制度の利用からみる大学生活の実態と課題」ということで、当然これは名寄市立大学ですが、その学生からのアンケートをもとにした報告論文、これがかなり詳細に掲載をされておりました。その中で個々の具体的な内容については時間的な関係で省略をさせていただきますけれども、その内容によりますと市立大学の学生は学生寮暮らしを含めて約9割の学生がひとり暮らし、今御説明にもあったとおりだというふうに思います。その中でほかの国公立の大学が大体ひとり暮らしが5割程度ということ

からすると、やはり名寄市立大学の生徒はかなりひとり暮らしを、当然今言った市内の方がごくわずかという点ではその実態もうかがえるのかなというふうに思います。

まず、奨学金の関係ですけれども、その資料の中には約7割の学生が奨学金を利用されている。当然借りるという背景には、就学の目的あるいは家族や家計の中でというふうな理由づけが明示をされてその中にあったのですけれども、また一方では名寄市立大学というのは専門職養成の学校だという観点の中で、将来の就職と生活の安定を含めて利用をされている部分もあるのかなというふうな記述もありました。しかし、やっぱり最終的なまとめの中では卒業後就職と同時に借りた奨学金を返済をするという現実には大きな不安を抱いているというふうなことで締めくくられておりました。そこで、先ほど入学金についてはほかの国公立大学と同一にされたというふうなお話を伺いましたけれども、少しでも学生が入りやすい環境づくりという形の中では、その他納付金、今後どのように変更をされていくのか、あるいはどのように運営をされていこうとされているのか、見通しについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 今御指摘のありましたように施設整備費などの3つの納付金につきましては、平成18年、本学を大学に設置する際に大学の収支を安定させるということで必要だったというふうに理解をしております。ただ、昨年の入学料の減額改定の際の審議に総務文教常任委員会中でもお話をさせていただいたのですけれども、社会保育学科が新たに設置をされまして、その1年後、具体的には来年度以降に3つの納付金の検証、決算、何ぼいただいでいて、決算がどれくらいかかっているという検証を行いまして、今後の納付金のあり方についてはその中で検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。大学運営と、それから入りやすい環境をつくる、入学金、他の納付金を下げていくというのは非常に相反する取り組みではありますけれども、優秀な学生を確保していくためにはさらなる取り組みの努力をお願いをさせていただきたいというふうに思います。

続いて、大学関係で3点目のコミュニティケア教育研究センターの運営についてお伺いをさせていただきます。先ほど道北地域研究所、地域交流センター、これ両機能を発展的にコミュニティ教育研究センターの運営を進めていくと。従来の方の事業の継続をさらに進めていかれるのだというふうな御説明をいただきました。それで、コミュニティケア教育研究センター、地域との連携、当然そうなのですけれども、市内における連携、これについても非常に重要でないのかなというふうに考えております。今までもそれぞれの中で実施されてきたというふうには認識をしております。新たな組織となった段階で、市内の産学官金、ここの連携、今後どのように進めていこうと考えているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 大学ができました間もなく、平成20年3月に久保田学長のときに北星信用金庫さんのほうと産学連携協定に関する協定書ということで締結をしております。その内容は、地域の文化、地域の農業の発展と地域の課題などに関する情報交換及び支援、あるいは地域の中小企業等の人材の育成、交流の支援など7項目の分野の相互協力などをうたっております。しかしながら、8年たったわけですけれども、これまで重立った成果というのはなかなか出ていない状況でございます。今回新たにセンターを設置をいたしましたので、外部の方も入っております連携推進協議会などで産学のこのような連携のあり方をどうしていくかということ改めて協議

会の中で協議をしまして、今御指摘のあった件なんかについても課題として積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ぜひ統合されてさらにその成果を導き出すために、今御説明のあった取り組みの強化をお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと続いて大学関係の質問という形になるのですが、若干新聞の記事に載っていた大学関係のことでお話をさせていただきたいなというふうに思います。多くの方読まれた方もいると思うのですが、北海道新聞に女性だけが投稿できる「いずみ」という欄に3月末に旭川にお住まいの女性の方の記事が載っておりました。実は、その方の娘さんは4年前に名寄市立大学に入学をされて、親元を離れて初めてひとり暮らしをして非常に不安もあったと思いますが、実家に帰ってくるたびに向かいのうちのの方がアパートの玄関の前まで除雪をしてくださるとか、スーパーに行くとき年配の方に学生さんかいと話しかけられるとか、楽しかった農業実習やアットホームな先生たちのアドバイスのことなど大学生活のことをよく聞かされたとのこと。そして、卒業式には市長より力強いメッセージもいただいたと。母親も何度か名寄に行かせてもらったが、名寄は市民みんなで学生を育てているという温かさを感じ、娘の第二のふるさとになったと感謝の言葉で結ばれていました。このことは、加藤市長が市制施行10周年記念式典において名寄市立大学を生かした人材育成と研究機能強化などオール名寄市民で取り組んでいきたいということが述べられておりました。先ほどの「いずみ」に投稿された記事は、まさにそのあらわれの一つではないかなというふうに思います。そこで、設置者であります加藤市長にお伺いをいたします。名寄市立大学は、開学10周年を迎え、名寄市の大きな財産の一つであ

ります。名寄市立大学を今後さらに魅力ある大学にしていくために、どのような将来展望を描いているのかお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 10周年の式典でもお話をさせていただきましたが、昭和35年に本当に小さなまちに高等教育機関、大学を設置をしたいという当時の先人の皆さんの思いだとか、それを引き継いでいただいた皆さんのおかげで今の大学があり、まさにこの大学は地域の財産であり、また学生さんたちは宝であるというふうに思います。東川議員からお話あったとおり、決して楽観視できる将来の見通しではないと思いますけれども、しかし特色を生かしてこの大学はさらに魅力あるものにしていくことができるというふうに確信をしています。専門的な教育の機能をさらに高めていくということは、先ほど松島さんからもお話ありましたが、何といてもやはりこの小さな自治体で、あるいは公立大学としてしていかなければならないことは、地域との連携をさらに密接に深めていくということに尽きるのではないかとこのように思います。大学が地域を育てて、地域が大学を育てると。この関係をさらに強くしていくことが求められていくというふうに思います。そのことがより実践的な学生さんたちを育てていくことになるし、また地域もよくなり、そして地域に大学生もまた定着をしていくことも期待をできるというふうに思います。

7月、来月16日、17日と大学祭が開催されます。ぜひともたくさんの方の市民の皆さんに学生が何をしているかということを見ていただきたい。大学生を地域でまた育てていくと、そういう機運をぜひとも高めていただきたい、そんなふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。今市長のほうから御答弁あったように、やっぱり名寄市立大学に来てよかったと。強くてたくまし

い学生が育つ環境、いわゆる学生の生きる力と市民総意で魅力ある大学づくりを進めていくことを要望して、次の質問に移らせていただきます。

再質問、ちょっと順番前後しますがけれども、公園の維持管理についてお伺いをいたします。先ほど公園遊具の維持管理につきましては、公園長寿命化計画というふうな形の中で進められて、遊具の管理については週1度の安全パトロール、定期的な交換、補修をしていらっしゃるというふうな説明を受けました。その中で各遊具のメンテナンス、耐久性を含めた安全性のチェック体制について伺いたいと思います。いろんな遊具が設置をされていると思うのですが、見る人によって見方が変わったりだとか、チェックの方法が変わったりというふうな形があるかと思うのですが、実際遊具のチェック、管理を具体的に、例えばこの遊具に関してはこういうチェック箇所がありますよと。それぞれの遊具に関してのチェックシートだとか、そういうふうなものに基づいて実施されているのか、具体的なチェック方法についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議員のほうから遊具のメンテナンスということで御質問いただきました。一年を通じたメンテナンスといたしますが、遊具の状況等については、済みません。先ほどの答弁と少し重複するかもしれませんが、雪が解けまして大体5月の連休明けぐらいに担当の職員がそれぞれ全部の公園を回りまして、今後使用するに当たっての不良箇所ですとか修繕箇所等について点検をしております。それ以外、委託の部分についても随時委託先で点検をいただいて、ふぐあいがあればこちらのほうに報告をいただくということになってございますが、具体的にチェックシートということについては、現状そこまではできておりませんが、毎年安全性などについて一定程度一般社団法人の日本公園施設業協会が発行しています遊具の安全に関する基準、こ

の基準が学校の遊具ですとか、他の遊具の一つの基準になっているわけですがけれども、この基準に基づきまして遊具については担当のほうでチェックをしているということになってございますし、あわせて必ず年1回は担当者会議等ございますので、私どもの担当が参加をして、逐次遊具に関するいろんな情報について持ち帰りまして、次年度に有効に活用しているという状況になっています。以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。私も今回この質問をするに当たって、特に街区公園、ここを中心に、数が数なので、全部見られたわけではないのですが、一部遊具がロープを張られて使用できないような状況になっているのも何カ所か見受けられました。それで、ぜひこの辺遊具の管理についてはそれぞれの地域の子供たち、あるいはいろんな地域のコミュニティーのほうで先ほどお話をさせていただいたように利用される場所ですので、使えない状態でそのままロープを張っている、使用禁止というのはある面ではそこに遊び場としてせっかくある設備の中で使えないというのも非常に子供たちにも寂しい思いをさせるのかなと思いますので、個々の内容についてはちょっと時間もなくなったので、省略させていただきますけれども、また再度チェック体制の強化を要望させていただきたいというふうに思います。

公園の管理、まだちょっとお願いをしようと思ったのですが、2番目の新組織の役割について質問を移らせていただきたいと思います。先ほど交流推進課の目的ということで、国内交流、国際交流、ふるさと交流ということで、新たに営業戦略室のほうから量もふえたというふうなことで進めていくというお話をいただきました。民間との情報共有を含めた連携、実際に今後どのように進めていけるのか、またその交流事業については内容にもよりますが、行政主導による

人的交流から民間主導に移行する事業もあるのではないかというふうに思いますが、考え方についてであればお伺いをしたいと思います。

加えて物の売り込み、例えばJA道北なよろとの情報共有を含めた連携をどのように進めていけるのか、お話を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私のほうから今後の交流の進め方ということでお問い合わせをいただきました。国内交流では現在名寄・藤島交流友の会がありますし、国際交流では名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会、さらには名寄・ドーリンスク友好委員会が市民を中心として組織をされて、主体的に活動を展開されております。

なお、台湾との交流では、昨年7月に民間レベルでの交流促進をするため、名寄日台親善協会を設立し、本年1月にまるごと台湾フェアなどを開催し、また2月に起きた台湾南部での地震の際には市民からの義援金なども受け付けするなど台湾との交流に力を注いできたところでございます。親善協会の今年度の活動については、今月総会が開催されますので、その中での事業計画の承認後、スタートするということとなりますが、議員御指摘の民間主導による人的交流については、現在親善協会とも協議中でございますので、いましばらく推移を見守っていただきたいというふうに思っております。

交流自治体地域を中心にした物産交流については、これまでもさまざまな形で取り組んできておりますが、部内においては営業戦略課、農務課、またJAを初めとする生産団体、製造販売業者との連携をとりながら進めてきております。今後とも担当課の枠組みを超えた部内連携、さらには庁内連携を深め、さまざまな情報共有を図りながら人的交流とあわせて市場、販路の拡大につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 時間もなくなりました。最後要望だけさせていただきたいというふうに思います。

これは、スポーツ・合宿推進課の中でお話をさせていただこうと思ったのですが、今市内に歓迎ののぼり、2種類ののぼりが市内各商店に掲出をされております。非常にいいことだなと思うのですが、今野ざらしになっていると、風雨にさらされて結構日焼けをしたような状態になっているのもあります。それこそお盆のちょうちんではないですが、やっぱりめり張りをつけた運用の仕方というのも1つ方法かなと思うので、その辺の今後の進め方についてお願いをしておきたいと思います。

それと、最後にもう一点、営業戦略の関係ですが、実は今北海道新聞空知版なのですが、名寄がひまわりでいろんな事業をやっておりますけれども、北竜町もひまわりで非常に有名だと。特に地方創生版の中で北竜町はことしから食用のひまわりをやっていくというようなことで、実は名寄でひまわりを搾油をしているところと協定を結んでひまわりの搾油を行うという記事が掲載をされておりました。まさに地方創生版の一つの地方版としての大きな取り組みではないかなというふうに思いますので、詳しい内容は自分で選択をしてからまた次の機会にさせていただきたいと思いますが、いずれにしても先ほどお話あったように、今後の産業振興、民間団体との連携という点ではこういうところにも目を向けた形で強化をしていただくように要望して、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

平和行政の推進について外2件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいま議長より御指名がございましたので、通告に従いまして、大項目3点について順次質問したいと思います。

まず、大項目1、平和行政の推進についてですが、去年は戦後70年という大きな節目の年であり、さきの大戦で多くの犠牲者を出した反省の上に立って平和行政を推進し、二度とこうした悲惨な戦争を繰り返さない世界の恒久平和を求めていくことを改めて決意し、名寄市においても戦没者追悼式を初め平和を求める行事が取り組みられました。全ての暮らしの原点は平和を基盤に成り立っていることを肝に銘じ、私たちの子や孫に伝え、節目を越えた戦後71年目の本年は平和を継続し、築く元年として平和行政の推進に地方から、また地道に一步ずつ取り組みを進めていかなければならないと考えております。

そこで、小項目（1）の安全保障関連法施行後の自衛隊員の安全確保に関してであります。名寄市議会においても昨年6月15日、安全保障法制の慎重審議を求める意見書を採択し、慎重審議を求めてきたところですが、安全保障関連法は昨年9月に参議院本会議で全体合意を得られない中で採択され、可決成立し、本年3月29日に同法は施行されました。そこで、現在アフリカの南スーダンに安全保障関連法施行後初となる派遣隊として道内から千歳、恵庭、静内、丘珠等に駐屯地を置く陸上自衛隊第7師団350人が5月下旬から第10次要員として順次派遣されております。南スーダンは、外務省海外安全ホームページによれば首都ジュバ市を除く全土が最も危険度の高いレベル4の退避勧告が出ている地域です。PKOによる派遣先である首都ジュバ市においても渡航中止勧告が出されているレベル3の地域となっています。このレベル3という注意書きを見てみると、渡航はやめてください。その国、地域への渡航は

どのような目的であれ、やめてくださいとの記述がされている危険地域です。先般施行された安全保障関連法により、危険地域への派遣はもとより武器使用を伴う後方支援活動がなされれば、これまでとは比較にならないほど派遣される自衛隊員のリスクは拡大されることになることから、自衛隊員家族の不安はこれまで以上に大きくなっていると聞いております。およそ半年間のローテーションで任務につくことから、いずれ第2師団に属する名寄駐屯地にも要員交代による派遣指令がおろされることになってくると考えられます。隊員本人にとっては、リスクの高い危険地にあっても行けと言われたときには業務である以上断るわけにはいかないとの悲壮な決意で赴くわけで、家族も不安を抱えながらも送り出さざるを得ないという実情にあります。私の周りにも自衛隊員の知人や親類がいるように、恐らくここにおられる皆さんにとっても同じ状況ではないか、関係者がいられるのではないかと思います。自衛隊の皆さん方本人や家族にとっては、内心は嫌だと思っても表立って声を上げられない現状にある中では、周りにいる私たちが隊員の身の安全の確保を求めていくことが重要だと考えます。自衛隊駐屯地を抱える名寄市としても、政府に対し危険地域に派遣すべきではない、危険な任務につかすことはできないという声を今こそ地方自治体から上げていくべきだと思います。それらが抑止力として働けば、自衛隊員、家族の不安払拭に幾ばくかでも応える道と考えますが、行政としての見解についてお伺いいたします。

次に、小項目（2）、平和と命を守る取り組みの充実についてであります。平和と命を守る取り組みで重要なことは、日常から身近に起こるいじめや差別、虐待、暴力犯罪も含めた全ての暴力的事象を含めてこれを否定し、人を思いやり、理解、協力することで平和を実現する。そのために一人一人が担える役割があることを繰り返し広く啓蒙する必要があると思います。その結果、暴力文化、

人権侵害の頂点である戦争や核兵器をなくしていく広がりにつながっていくものと考えます。そこで、本年度の平和行政で本市として考えている取り組み、計画されていることがあればお知らせいただきたいと思っております。

また、小項目（3）、平和教育の取り組みについてであります。小学校や中学校での平和教育はどのような取り組みがなされているかについて、これまでの取り組みについてお知らせください。

次に、大項目2、学校施設環境改善交付金の不採択に伴う対応についてですが、ここ数年来全国的に見てみますと、国からの学校施設環境改善交付金が減額あるいは不採択という状況になっています。平成23年度は小中学校の耐震化に特化され、老朽によるものは耐震化と一体的に行う事業を除き大半が不採択、平成26年度も全国の都道府県市区町村教育委員会が計画していた学校施設の各種環境改善事業の相当数について採択が見送られ、平成27年度においても耐震改修以外のものが相次いで不採択という経過をたどってきている状況にあります。

そうした中で、小項目（1）、東小学校の大規模改修と風連中央小学校の建てかえ計画の考え方についてですが、国からの予算づけがなされない中で本年度予定していた東小学校の大規模改修や風連中央小学校の建てかえ計画についての対応をどうしていくかお尋ねいたします。特に東小学校は、屋根が雨漏りするなど対策に急を要する状況にありますので、他の交付金などを充てても大規模改修を行う必要があると思っておりますが、対策について考え方をお伺いいたします。

小項目（2）、今後の予算づけのあり方についてですが、学校施設環境改善交付金だけでなく、社会資本整備総合交付金も減額されていますが、流動的な国庫補助金の現状の中であって、これからの各種事業計画は難しくなってくるのは明らかです。今後の予算づけに当たった対応策についてお伺いいたします。

小項目（3）、老朽化施設の今後の維持、改善について。今ほどの質問と関連いたしますが、国からの補助金が来なくとも学校関連施設の老朽化は年次ごとに進んでくるわけですが、各学校を初めとする名寄市の老朽化施設の今後の維持、改修計画について、これからどのように進められようと考えておられるかお聞かせください。

次に、大項目3、名寄市総合計画（第2次）と個別事業のあり方に関して、小項目（1）、市街地の再整備にかかわるランドデザインについてですが、現在第2次名寄市総合計画が庁内検討委員会、策定審議会、さまざまな民間団体や幅広い市民との意見交換会、ワークショップなどで鋭意議論され、策定に向けて努力されていると承知しているところですが、市として総合計画の中の一つの柱として市街地再整備について据え、市街地再整備にかかわるランドデザインをわかりやすく市民に示すべきではないかと考えます。新名寄市総合計画（第1次）の後期計画の後ろのほうに資料編として市民満足度調査のアンケート集計結果が掲載されております。市の取り組みに対して満足あるいは不満というように市民の評価がわかりやすく図表で示されているのでありますが、この中の不満とされるマイナス評価項目として、道路の整備、除排雪、商業、工業の振興、観光振興などが不満となっております。これらの改善策を検討し、具体的な事業として第2次名寄市総合計画に盛り込むこととあわせて、柱となる施策のランドデザインたたき台を市民がイメージしやすい形で示し、市民の意見を聞き、補完、具体化する形をとっていくべきではないでしょうか。この点について市の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、小項目（2）の市街地中心部の位置づけと活性化に関してであります。これまでさまざまな議論がされておりますが、名寄市において郊外部で商業施設の開発が進む一方で、市街地中心部でにぎわいの創出空洞化が進んでいます。こ

これは、何も名寄市に限ったことではなく、全国的な傾向として散見する事象でもあります。国の総合交通体系のあり方等幾つかの要因が重なった結果だと思っているわけですが、それにしても市街地中心部対策が見えないという市民からの御意見を多くいただきます。私も市街地中心部の顔としての5丁目、6丁目通の商店街に再びにぎわいを呼び戻すべく、昨年9月の一般質問で商店街の活性化対策について既存の小売店にない集客力を持つ業種を呼び込むなどの対策が必要ではないかとの趣旨で質問をし、市側回答として町中への外食チェーン誘導の考え方が示され、関係機関との研究を進めたいとされていたところですが、その後進捗状況はどうなっているかお聞かせいただきたいと存じます。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま佐久間議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1及び大項目3のうち小項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては教育部長から、大項目3のうち小項目2につきましては営業戦略室長からそれぞれ答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、平和行政の推進について、小項目の1、安全保障関連法施行後の自衛隊員の安全確保に関して申し上げます。安全保障関連法につきましては、国会におけるさまざまな議論を経まして昨年9月30日に公布をされ、本年3月29日に施行されたところでございます。法施行後における現在においても今なお多様な声が伝えられている状況にあります。地方自治法では国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務などについて重点に担い、住民に身近な行政は地方自治体に委ねることを基本とする規定とさせていただきます。いわゆる外交や安全保障にかかわる事務について国の専権事項とするも

のであり、今後関連法令のもとに国民の命と財産が守られることを強く望むところでございます。

そのような中で、住民に身近な行政を担う本市といたしましては、市民の暮らしを守るために昨年7月26日に陸上自衛隊名寄駐屯地と派遣隊員の留守家族支援に関する協定を締結いたしました。具体的には、隊員とその家族の安全、安心を確保する観点から、駐屯地内に開設をします託児施設に対しまして設置や保育に対する助言、指導のほか、子弟のための一時預かりや学童保育所の利用に関する支援、高齢者、障害児家族が福祉サービスを受けるための相談窓口の情報提供や各種相談受け付けなどの支援を行うものでありまして、大規模災害時などを含めまして必要に応じて駐屯地と調整を図りながら迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、平和と命を守る取り組みの充実について、小項目の3、平和教育の取り組みにつきましては関連がございますので、一括して申し上げますというふうに思います。本市では、非核3原則を堅持していくことが世界唯一の被爆国であります我が国の責務であり、人類共通の願いであります戦争のない世界の実現と核兵器廃絶、さらには市民の命と生活を守り、美しい郷土、恵まれた自然、豊かで平和な未来を子供たちに手渡すことを市民の責務とする非核平和都市宣言を平成19年3月に制定をし、この宣言の趣旨にのっとり憲法記念ハーフマラソンや戦没者追悼式、平和音楽大行進の実施、広島、長崎両市が主催をします平和首長会議への加盟、名寄市戦没者追悼式や全国戦没者追悼式の黙祷に合わせたサイレンの吹鳴などを行ってまいりました。これらに加え、昨年度は戦後70年の節目の年を迎え、非核宣言をした自治体が互いに手を結び合うことを設立の趣旨としております日本非核宣言自治体協議会、ここにも新たに加入するとともに、同協議会から原爆に係るパネルやポスターの貸し出しを受け、名寄原爆の絵を見る会実行委員会主催の名寄原爆

の絵展にあわせて展示をいただいたほか、名寄地区連合会などとの共催でなよろ平和講演会の開催や三浦綾子記念文学館の松本専務理事の講演、市所蔵の平和図書の紹介、戦争体験DVDの上映なども行ってきたところでございます。

また、小中学校における平和に関する教育の取り組みといたしましては、我が国の憲法では再び戦争の惨禍が起こることのないように、また恒久の平和を念願しとしており、社会科において憲法の基本原則の一つに平和主義の原則が明示されることとなった歴史的、国際的な背景を過去の戦争の経緯などを通じて平和に関する学習として指導してきており、命のとうとさ、戦争の悲惨さ、平和のとうとさなどについて学んできているところであります。さらに、本市が非核平和都市宣言を行っていますことから、名寄市戦没者追悼式、平和音楽大行進などの意義につきまして社会科の授業の中で学んでいるほか、平成23年には緊急雇用創出事業を活用して、戦争体験を語り継ぎ平和教育を推進する事業を実施しまして、市内の戦争体験者からの聞き取りを収録しましたDVDと小冊子を作成し、学習に役立てていただくため、市内小中高校に配付をさせていただいたところであります。

本年の取り組みとして、現段階で新たに計画している行事等についてはございませんけれども、本市といたしましては今後におきましてもこれまで同様民間団体が行う事業と協調を図る中で、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いといたしまして、さまざまな平和推進事業に取り組んでまいりたいと考えております。また、これらの取り組みなどが広く子供たちの平和に関する意識の醸成にも結びつくものと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、大項目の3、名寄市総合計画と個別事業のあり方に関して、小項目の1、市街地再整備にかかわるランドデザインについて申し上げます。

初めに、総合計画の位置づけについてであります。総合計画は自治体の目指すべき姿を示す計画であります。第2次総合計画では基本構想10年、基本計画及び実施計画を2年、4年、4年とし、行政全般にわたる計画として策定作業を進めているところでございます。

御質問のありました市街地再整備についてありますが、現行の第1次総合計画におきましては主要施策としまして商業の振興を掲げ、その施策を推進する基本事業を商業の活性化とし、魅力ある商店街づくりを進めるため、中心市街地活性化に向けて都市再生整備計画などの制度を活用し、事業を推進するとしていた施策及び基本事業の考え方に基きまして、この間都市再生整備計画を策定し、関係者の意見を伺いながら、駅前交流プラザよろ一なや市民文化センターENRAYホールを整備などを実施してきたところでございます。

御指摘のありました市街地再整備に係るランドデザインについてであります。今申し上げましたように事業者や地権者などを初めさまざまな受益者、あるいは事業者を含めてのさまざまな関係者があり、さらには歴史とともに築かれてきた市街地の新たな姿にかかわるものでございますから、これら関係者とも事業実施に当たり策定されます個別計画において示されるものと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 私からは、大項目2、学校施設環境改善交付金の不採択に伴う対応について、小項目1の名寄東小学校の大規模改修と風連中央小学校の建てかえ計画の考え方について、小項目2、今後の予算づけのあり方について、関連しますので、一括して答弁をさせていただきます。

名寄東小学校の大規模改修については、屋根や

木製窓の改修、トイレの洋式化などを計画し、平成28年度の当初予算において事業費2億5,000万円、国庫補助金約5,500万円を見込み、予算計上しているところであります。昨年6月に建築計画を国に提出し、本年1月には施設整備計画を提出し、平成28年度の補助事業の採択を待つところでしたが、4月19日付の国からの出された補助金の内示においては名寄東小学校の大規模改修事業は採択見送りとなったところです。具体的には、平成27年度まで主な財源としていた東日本大震災復興特別会計からの繰り入れができなくなったことが大きな要因となっています。このことから、本年度の当初予算においては名寄南小学校のような継続事業しか採択されなかったものであります。名寄東小学校の大規模改修については、このような国の状況から当初予算での補助金の確保はできませんでしたが、改修については今後何年も待てる状況にはありませんので、何らかの財源的な手だてを講じて改修を行わなければならないものと考えております。

また、風連中央小学校についてですが、本年度は名寄東小学校のように新規事業が全て不採択となっていることから、風連中央小学校についても来年度は新規事業としてエントリーされるものと考えられ、今年度と同様な採択の考え方になると厳しい状況にあると想定されます。しかしながら、熊本県で起きた大震災などを見るように、学校施設の耐震化は急務な対策という考え方に立てば、風連中央小学校の建てかえなどは採択の優先度が高い事業と考えられることから、引き続き建築に向けた諸手続を進めてまいりたいと考えております。国の各種交付金、補助金につきましては、今後も国の動向を注視しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますし、また関係機関等を通じて不採択にならないよう国への要望もしていきます。今後も不採択等によって事業ができないような状況が起きた場合については、他の財源確保も含め関係部署と連携しながら対応を検討し

てまいりたいというふうに考えております。

名寄東小学校について補助金の採択が見送られたことから、今後の対応について関係部署と現在検討を重ねているところであります。財源的な手だてとしては、当初国の補助金とその残りの事業費に過疎債を充当する計画でしたが、採択が見送られたことから新たな対応が必要となります。まず、1つとして今年度の整備は見送り、来年度もう一度補助申請を行う、2つ目として補正予算で採択される可能性を期待する、3つ目として全額起債対応として今年度事業を実施することが考えられますが、それぞれ課題があるのも事実であります。1つ目の来年度もう一度補助申請をすることにしても、来年度も新規事業とみなされ、採択優先度が低いことが考えられること、2つ目の補正予算に期待することについても補正予算が示される時期が不確定であることや補正予算で対応した場合、残りの財源については通常補正予算債の対応となりますが、補正予算債は過疎債と比較して交付税算入率が低いいため一般財源の負担が増加すること、3つ目の全額起債対応することとしても特に過疎債は全国的に要望が高く、満度に充当できるか現段階で不明な状況にあることなどそれぞれに課題があることから、今後さらに国の状況などを把握しながら財源対策などを検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の老朽化施設の今後の維持、改修についてですが、本市の小中学校施設については現在建てかえが現実的となった風連中央小学校を除いても旧耐震基準の校舎、屋内運動場を有する学校が4校あります。名寄中学校と名寄東中学校は校舎、屋内運動場ともに、智恵文小学校は校舎、風連下多寄小学校は屋内運動場がそれぞれ旧耐震基準の建物になっております。また、平成になってから建築された比較的新しいとされている名寄小学校や名寄西小学校についても既に改築後18年から23年を経過し、施設延命のための改修などの必要性も出てきております。学校施設に

については、以前から適正配置と連動しながら整備を進めており、今後もその考えに変わりありませんが、これからは建てかえや施設の長寿命化など学校施設の経過年数や建物の形状などを加味しながら整備方針を決定していくことが必要と考えております。また、施設の維持、改修をするにしても相当な財源が必要となることから、関係部局と連携しながら進めていくことが必要と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、小項目2、市街地中心部の位置づけと活性化についてお答えいたします。

本市では、JR駅を起点として商業等の活性化を図り、事業活動を推進するため、名寄市都市計画用途地域として商業地域を定め、中心市街地として位置づけています。この中心市街地への商業集積を図るため、市独自の支援措置として商業地域内で取り組む店舗改修や設備投資などに対して中心市街地近代化事業を実施し、近隣の道北市では取り組んでいないインセンティブが大きい支援措置を行ってきております。

本市における中小企業の振興については、中小企業振興条例の目的でも定めているとおり、中小企業者等の自主的な努力を基調としており、行政はそのきっかけづくりや事業活動の後押しに努めることが行政として取り組むべき役割であると考えています。そのため、商工会及び商工会議所を初めとする関係機関からの要望、中小企業振興審議会等での意見を真摯に受けとめ、必要な措置を講ずることとしております。

昨年9月の定例会の際にも佐久間議員から御質問がありました名寄商工会議所が実施しました商店街での買い物客等へのアンケート調査の中で要望が多かった外食チェーンなどを中心街へ誘導できないかとの内容については、空き店舗対策、中心街のにぎわいの一翼を担うことにつながって

くと考えていることから、中小企業支援制度の中でも飲食店にかかわる適用基準のハードルを下げ、対応していくこととしております。さらには、出店に関する相談等があった場合は他の相談案件と同様に積極的にサポート支援を行っていくこととしております。しかし、既存飲食店との兼ね合いもあることから、行政等が積極的に誘致するまでには至っていないのが現状であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいまそれぞれ御答弁いただきましたので、可能な限り順を追って再質問させていただきます。

まず、大項目1の平和行政の推進についてお答えいただきました。それで、留守家族へのフォローと申しますか、それを進めておられるということでお話がありました。その御回答は、大規模災害については私もそれらでいいのではないかと申すのですが、ただ集団的自衛権に基づいた海外派遣を容認した上での対策につながっていかないと。このたびのPKO、結局武器使用も認めてしまうということになるかというふうを考えております。私は、海外の危険地域に派遣すべきではないという視点から、抑止力として地方からの御意見を中央に発信すべきではないかと、そういう観点から申し上げたわけでありましたが、先ほどの御答弁の中にありますように、これは国の専権事項ということになりますから、それで集団的自衛権は憲法解釈上特に違憲であるとする憲法学者のほうが圧倒的に多いわけですが、国内の災害救助での対応と先ほど繰り返しになりますが、武器を持ってPKOで行くことに対することについての取り扱い上はやっぱり違うと思えますから、海外の危険地域には派遣させないということが本人にとっても、あるいは家族にとっても一番いいことだと、このことだけは申し上げたいというふうに思います。

それで、質問ですけれども、名寄市でも加盟し

ております平和首長会議国内加盟都市会議、これは2011年に加盟しておられるというふう聞いておりますが、この会議に名寄から出席したことはあるのでしょうか。この点についてお伺いたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほどの答弁の中でも平和首長会議については既に加盟をしたというお話をさせていただきましたし、また昨年度は戦後70年の節目の年であるということもありましたし、この間議員の皆様からも非核平和都市宣言をしているまちとして日本非核宣言自治体の協議会にも加盟すべきだろうという御提案を強くいただいておりますので、行政としてもこの協議会の内容について確認させていただいた上で昨年加盟をさせていただいたところであります。

御質問のありました平和首長会議につきましては、なかなか日程の都合がつかずにこの間出席がなっていないところでありますが、昨年初めて加盟をしました日本非核宣言自治体協議会のほうにつきましては、これは昨年6月に総会が開催されたところでありますが、日程の都合がつかしましたので、ここには出席をさせていただいたということになります。

また、出席するだけではなかなか足りないということで考えておりましたので、出席した内容や何かにつきましては民間の団体や何かにも情報提供させていただきながら、その活動につなげるように努力をさせていただいたところでありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 日本非核宣言自治体協議会の総会には参加されているということで、わかりました。

それで、平和首長会議国内加盟都市会議というのは、去年は広島で開催されておまして、5回目の開催だそうです。ぜひ平和行政を推進して、平和をテーマにした都市間交流を促進するという、

そういう立場からも機会あるときに積極的に参加していただきたいというふうに思います。

なお、平和首長会議の規約には事業という項目がありまして、そして各都市において平和等に関して取り組まれた研究会あるいは集会、結果等を取りまとめた資料だとか図書などを各連携都市に紹介することなどが盛り込まれているのです。これらが平和首長会議のホームページなどで加盟都市の活動としてDVDだとか、そういうもので紹介されておりますので、大変参考になるのではないかと考えています。ぜひ名寄で取り組んできたすぐれたものもありますから、逆にこちら側から報告を上げるという、そういうようなことも要望したいというふうに考えています。

それで、平和と命を守る取り組みの充実について、先ほど教育の関係もまとめて御答弁いただきましたけれども、平和を守る取り組みについては特に息長く繰り返して啓蒙することが重要だと思っております。去年の取り組みなどについてもそれぞれ支援をさせていただいたということで、種々御報告がありました。ことしもまだ内容等について確定していないということですが、ぜひ昨年やられた原爆の絵展だとか、あるいは写真展示、あるいは各種講演会などの支援を財政も含めて積極的に行っていくべきではないかというふうに私は考えておりますが、この辺について考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われますように、平和の取り組みというのは人の意識の問題だというふうに思っておりますので、そういう意味では継続的な取り組みを時間をかけて進めていくことが必要だろうと思っておりますので、市としても継続した事業の実施にまずは努めていきたいというふうに思っております。

それと、今言われましたもう一つ、行政が取り組むだけではなくて、やはり民間の皆さんがみずから取り組む、あるいは広く市民をその中に取り

込んでいくということもこれまた非常に重要な取り組みだというふうに思っております。それに対する活動に対する市の支援ということでもあります。先ほど申し上げましたように、各協議会なんかの取り組んでいる事業、いわゆる情報の提供についてはこの間もやらせていただいたということでもありますし、引き続き実施をさせていただきたいと思っております。

財政的な支援ということではありますが、現段階では平和に特化した支援措置はございませんけれども、いわゆる市民の意識あるいはそういった人材を育成するといった意味では、支援をする事業スキーム、補助スキームなんかもありますので、これは個別に御相談をいただかないと採択はできるかどうかについてはわかりませんが、ぜひ御相談いただきまして、私たちの中でもできる限りの支援をさせていただきたいと思っておりますので、私どものほうにも情報をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 平和の、わかりました。今言われた関係は私はわかりましたので、次に、平和教育の取り組みについてなのですが、先進自治体の例として1つ御紹介をしたいというふうに思うのですが、東京の三鷹市であります。昭和63年から毎年市内在住の小学生を対象に平和から連想するものを描いた平和の絵というもの、それから平成6年からは、これは市民も対象にして平和へのメッセージを募集していると。応募された絵については、11月に平和の絵展というのを開催して展示するとともに、入選、佳作の絵とメッセージを掲載した平和カレンダーを作成して希望者に配付する、こういうすぐれた取り組みをしております。小学生の作品やメッセージは、少しメッセージだけを紹介することになるのですが、紹介しますと、例えばこんなのがあります。表紙には「ごはんを食べる 本を読める あたりまえて すてきだね」、1月、「せん後70年平和

であるからこそぼくたちは安心してゆめを見る」、5月、「きょうもわらった。あしたもわらいたい。ずっとわらっていたい」、6月、「みんなのえがおがたのしいせかいをつくるよ」、9月、「おばあちゃんがながいきしますように」これがぼくにとってのへいわです」、こんな感じで絵が描かれていてメッセージがそこに添えられている。これ全部メッセージは今回御紹介したのは小学生のものなのですが、できれば小学生を対象にしてこうした事業や、それから平成25年度からこうした取り組みがされておりまして、それとあと平成25年からは三鷹市では戦争を体験された方の話を聞いて記録、保存する戦争体験談のアーカイブ化事業を進めていると、こういうことあります。こうした取り組みを名寄でもやってみてはどうかと。アーカイブ化ですから、コンピューターでのファイルだとか、それからウェブを収集したもの、あるいはデジタル化して保存するというような事業です。名寄も「戦争体験を語り継ぎ新しい世代へのメッセージ」と題したDVDと冊子作成がこれ2011年ですか、やられておりまして、これあたりはすごく素晴らしいことではないかと。これもぜひ積極的に活用を図っていくべきではないかというふうに私は考えております。今紹介したようなこうした取り組みについて名寄でもやってみてはどうか、このことについて考え方を聞きしたい。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今事例も含めて御紹介いただきました。特に子供たちのメッセージについては、改めて平和であること、当たり前であることのとうとさみしいなところを学ばせていただけたかなというふうに思っています。

さて、そういった取り組みを名寄市でもということではありますが、学校における取り組みとするとなかなか授業数の制約などもありまして難しいのかなというふうに思っておりますが、それ以外のところでの取り組みがどうなのかということだ

というふうに思います。具体的に子供たちもなかなかいろいろな場面で活躍されておりますので、時間の制約なんかもあるかと思いますが、今御紹介いただいた三鷹市の事例、あるいは私ども幾つか事例を知っているところがありますので、その取り組み方法などを調査をさせていただいて、名寄市での取り組みが可能かどうかについて少し研究を進めてまいりたいと思います。御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。何げない日常の中に平和を希求する心が芽生えるもの、そういうふうに私思っておりますから、ぜひ名寄市としても今御答弁あったようなことで前向きに取り組まれることを切望いたします。

それで次に、大項目2の学校施設環境改善交付金の不採択の対応で、先ほど答弁いただきました。東小学校の関係含めて何らかの財源を模索していきたいということだったのですが、そこで質問なのですが、東小学校は建てかえてから25年ほど経過した建物だというふうに私理解しているのですが、それで屋根の雨漏りというのは構造的なものなのかどうなのかということなのです。一般住宅でも25年たちました、雨漏りし始めましたというのは余り聞かないというふうに思うのですが、この点いかがかなと。答弁いただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 東小学校の雨漏りについて構造的なものなのかという御質問でございますけれども、各学校、公共施設含めて雨漏りする施設ほかにもあるわけですが、前図書館でもそうでしたけれども、雨漏りはするのですけれども、その原因がどこなのか、場所も含めて特定かなり難しい状況であります。東小学校についても大分以前から雨漏りとか出てきて、その対策、対応について調査をしながらやっていますけれども、なかなか特定できない。それが構造的なものなのか、経年劣化のものなのかというのは非常に

これは難しい判断というふうに思っているところであります。ただ、現在は今年の強風も含めてかなり屋根も飛散している状況もありますので、昨年は6月に補正をしながら応急措置をさせていただきましたけれども、構造的な部分、そういった議論というよりもやっぱり早期の対応が必要な状況になっているというふうに認識はしていますので、先ほども申し上げましたけれども、東小学校においては何らかの財源を充てながら、何年も放置する状況にないというふうにも判断しますので、そういった対応を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 東小学校は、外から見たら大変すばらしいデザインになっているというふうに思うのですが、しかし私は公的な建物というのは、豪雪地帯の名寄市にあってデザイン重視か、それか機能性重視かということ、今後機能性重視、こちらのほうをとるべきだと思っているのですが、こちら辺についてももしお考えあったらお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私建築技師ではないので、構造的なものはっきりわかりませんが、図書館とか施設管理していた部分でいきますと、議員の言われるように見た目のデザイン的に凝った建物というのはやっぱり将来的に年数がたつと維持管理含めて大変になっていく。本当に四角のオーソドックスな建物というのは、管理も含めてしやすい状況にあります。場合によっては、雪が落ちる方向がこちらこちらに落ちて、車に落雪したり、そういった状況もありますので、そういったものでは素人考えでは持っていますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。

次に、東風連小学校を閉校して風連中央小学校に統合したところでありますが、ここで先ほどの

御答弁の中で風連中央小学校も来年エントリーされるだろうと。しかしながら、状況は果たしてこちら側で予定することだとか、難しい、厳しい状況だというお話がありました。これは予算の関係ですから、余り強くも言えぬのですけれども、東風連小学校の子供たちに行きかたなと、今度は新しい学校に行けるかなと思っていれば、どうもここにきて黄色信号、ややもすると赤点減ぐらいになっているのではないかと、ということでありますから、多分築44年か45年ぐらいになろうかと思うのですけれども、建てかえに対する子供たちだとか地域の期待が高まっているだけに、鋭意働きかけを強めていただきたいというふうに希望します。

それと、今後の予算づけのあり方、それから小項目3、老朽化施設の今後の維持、改善についてそれぞれ御回答いただきました。それで、この予算づけと学校関係の老朽化施設の今後の維持、改修について国の動向を注意深く見守るという御答弁ありましたから、これしかないのですが、ただ国の借金も1,000兆円を超えると。東日本大震災と、それから原発事故の後始末もある。熊本地震も予想もできない大規模震災として発生して、ここに対する国の手だてもやっていかなければならないという状態ではありますが、危険な校舎に子供たちを置くわけにもいかなないということでありますから、基本的な生活インフラと、あと学校など優先的に計画すべきハード事業、まちの活力を推進するための事業、こういうものについてはしっかり将来の動向を見据えながら今後も計画を進めていただきたいというふうに思っています。

時間も余りないので、名寄市の総合計画第2次と個別事業のあり方に関して御答弁いただきました。それで、市長を初めとして部長、課長、ここに座っておられる方は、市で取り組む各種意見交換だとか、それから市民要望のアンケートなど、こういうものをいち早く知り得る立場にあるわけですよね。それで、名寄市で何が待ち望まれ、何

が必要なのか、それぞれがイメージを多分固めていられるのではないかというふうに思っているわけですが、それをどういう形にするのかということでも、市内検討会議などを開かれていると思うのですが、そうした中でやっぱりこういう形にしていきたいと思いますというようなグランドデザインが先にあって、いろんな諸制度というのはそれはそういうイメージを形づけたときに、その後に後押しをするのが個別事業ではないかというふうに、そのための個別事業ではないかというふうに私はイメージしているのですが、しかし行政としての事業の継続性があるということでもありますから、現状では仕方のないことなのかもしれませんが、個別事業が先にあって、それを1年間やって事業評価して終わってはいないかと。私が言っているのは、やっぱりこういうまちにするのだというグランドデザインがあって、そのためにこういうことをやって、これは個別事業になるわけですが、起爆剤として推進力をつけていくのだという、どうしてもそういうイメージが現在の中で持ちづらいということなので、こころ辺についてこれは私の意見として聞いていただきたいというふうに思います。

次に、質問なのですが、名寄市の総合計画ローリングにおいて各種事業が検討されているわけですが、それぞれ事業化されているのですが、その年の予算で難しかったもの、事業化されなかったものは次年度で実現を目指すべきだというふうに私思っているの、そこら辺の考え方についてちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ローリングと予算の関係ということだと思います。その前にあったところも、グランドデザインの関係もありましたけれども、決して私どもも個別事業を単体で進めているという考えではなくて、大きなところでいくと総合計画に基づいて、あるいは総合計画にぶら下がる個別計画を実現するために必要な個別の事

業を実施しているということでもありますので、そういった意味では体系的に進めさせていただいていると思っておりますので、まず御理解をいただければと思います。

次に、ローリングと予算編成の関係についてということでもあります。ここについては、ローリングに登載する事業については中期財政計画の裏づけとしまして総合計画推進に必要な事業を登載させていただいております。ただ、実際の作業については、予算編成でもローリングにのったものについては最大限実施できるようにということで努力はしていますが、ローリングを作成する時期と予算を編成する時期に、ここにタイム差があります。この期間で国の情報が随分変わったり、あるいは地域においての状況が変わるといふものもありますので、そこで当該年度の予算化を見送りをさせていただくようなことがあります。ただ、これは予算を見送ったということでありまして、ローリングの登載からこの時点で外れるということではありませんので、基本的には次年度またローリングの中に登載をして、次年度の予算編成に向けてとなるのが通常のパターンとなります。ただ、ローリング自身も毎年度P D C Aサイクルの中で見直しをさせていただくということになっておりますので、このP D C A作業の中で当初のっていた事業の内容の見直しをさせていただく場合、あるいは事業費の見直しをさせていただく場合、あるいはもっとより効果的な事業に振りかえをさせよう部分もあると思えますし、当初よりも早い時期にその事業が完了する場合もあると思えますので、そういった意味ではその後の事業については外れると。こういった場合もあると思えますので、それらの中で見直しをされることはありますが、基本的に予算から落ちたからといってその時点でローリングから外れるものではないということでもあります。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。ぜひ

市民要望等が盛り込まれたものについては、やっぱりしっかり年数はかかっても、それは1つずつ解決するほうが、実現を図るということで頑張っていたきたいというふうに思っておりますが、こちら辺は要望ということでもあります。

最後に、小項目（2）の市街地中心部の位置づけと活性化に関して御答弁もいただきました。それで、市街地中心部の位置づけでいうと、かつて3条6丁目地区整備計画、3・6地区整備計画が議論された経緯がありますけれども、民間団体の準備が整わないということで見送られた経緯があります。町中に活力を求めるときに5丁目、6丁目を中心部として位置づけるとJ Rが、先ほど御答弁の中でJ Rを中心にしてそういうふうになっているのだよということなのですが、どうも地権者との合意などの問題もあって難しいという話を聞きます。そこで、私は南広場、ここを活用して複合施設をつくってはどうかと。例えば老朽化しております市立図書館などもどこに建てるのかわからないですが、建設もやっぱりこれから予算化しなければならぬだろうと。それから、子供たちが楽しめるキッズスペース、これサンピラー公園が非常に人気あるのですけれども、キッズスペースもやっぱり町中にもう一個あってもいいのではないかといいふうに思っています。それと、やっぱり第1次産業を中心にした農畜産物、それから近隣町などとタイアップした海産物、こういうものが、そして物産館みたいなものが名寄の町中にあってもいいのではないかなと。そして、そういうものを複合施設化して町中に誘導するという、町中誘導への推進力にするという、そしてにぎわいをつくる、呼び込むという、こういうことなども考えてはいかかというふうに考えております。答弁は要りません。時間がないので、ぜひ総合計画第2次に向けてまた皆さん方の英知を傾けていいものをつくっていきたい。私も頑張りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の

質問を終わります。

加藤市長の市政執行に関して外2件を、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） 議長より御指名を賜りましたので、これより通告に従い3件、7項目について質問を行います。

最初に、名寄市の市政運営から、加藤市長の市政執行についてお聞きをいたします。加藤市長は、平成26年4月に施行された名寄市長選挙で当選され、本年4月に2期目の中間点を迎えました。無投票当選後、加藤市長は所信表明の中で無投票再選は市民の皆様の温かい御支援のたまものである。私の1期4年間の取り組みに対する評価と今後の市政運営に対する期待感のあらわれと、そう述べておられます。この2期目の中間点を迎えて、所信で表明された3つの政治姿勢と6つの施策を顧みて、その進捗と評価を、そして今後の市政運営の取り組みと課題についてお聞かせ願います。

次に、広域行政から、2018年、平成30年に生誕200年を迎える幕末の探険家、松浦武四郎と名寄市、そして天塩川流域の自治体との連携にかかわる記念事業についてお聞きをいたします。2年後の2018年は、武四郎の生誕200年、没後130年、6回目の北海道調査から160年、北海道と命名されて150年を迎える大きな節目の年に当たります。北海道の名づけ親でもある武四郎ですが、名寄市が中心の北・北海道中央圏域定住自立圏の天塩川流域には、市内日進地区の武四郎宿営推定地など、これらを示す説明看板を初め14カ所の木製の標柱や案内板、説明板、歌碑など数多くの足跡が残されています。このメモリアルイヤーに向けて武四郎にちなんだ新しい文化と観光の創造、記念事業について名寄市及び北海道とのタイアップや流域周辺自治体と連携した事業等の取り組みについて御答弁をお願いいたします。

これに関連して、北国博物館についてもお聞きをいたします。昨年開設から20年を数え、21

年目の夏を迎えた北国博物館は、前述の松浦武四郎にかかわる展示物が少ない上、一部視聴覚機器の故障も含めて改善の余地を大きく残した施設となっています。今後武四郎関連の展示物を初め、生涯教育の場や児童生徒らへの歴史、民俗、産業、自然科学などの博物に対する学習環境の場としての役割を担っていくためには、施設環境の改善と整備が求められています。北国博物館のこれからの役割と機能について御答弁をお願いいたします。

次に、市有財産遊休地についてお聞きをいたします。市は、平成26年12月に清算終了した名寄市土地開発公社より旧名寄営林署跡地5,201.40平米、1,573坪を初め約11件の保留地を購入していますが、これら普通財産の処分及び活用について御答弁をお願いをいたします。

次に、町内会組織についてお聞きをいたします。市は、このほど町内会組織の意識調査、アンケートの集計結果を公表しました。今回の意識調査は、現在策定中の第2次総合計画に反映させていくとして実施をされたものです。それによりますと、これまでも幾度となく指摘もされている町内会の抱えている現状と課題、求められる組織のあり方などについて、個々の町内会が抱える深刻な悩みが改めて浮き彫りになっています。この集計結果を踏まえて今後地域コミュニティ活動のあり方、町内会活動の自主性、自立性、組織形態の再構築などの考え方について御答弁をお願いをいたします。

次に、戸籍の届け出、かかわる命名書や結婚証明書の発行についてお聞きをいたします。戸籍にかかわる証明書は、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本などさまざまありますが、ここでは出生届け出と婚姻届け出についてお聞きをいたします。この2つの届け出とも人生のページを飾る大きな喜び事と言っても過言ではございません。いずれも人生の一大転機ともなる届け出に、出生届であれば子供の誕生をともに喜び合う子の名前を記した命名書、また婚姻届であればフレームスタンドなどに

おさまる華やかな結婚証明書の発行で、家族の誕生や新しい門出を祝う新たな市民サービスの提供で、少子化対策の一助とする考え方についてお聞かせください。

次に、浅江島公園の環境整備についてお聞きをいたします。浅江島公園の豊栄通に面し、公園管理棟に隣接されていた通称ひょうたん池と呼ばれる約400平米の観賞池が昨年秋に補修工事が行われ、その大半が埋め戻され、芝生が張られています。補修後の池は大幅に面積が縮小され、池の縁は漏水防止の黒いビニールがむき出しの上、ゴムホースから注水されるなどの造作で、市民の皆さんからは補修後の観賞地としての造作に疑問視する声が上がっています。この補修後の観賞池に対する市の考え方について改めて御答弁をお願いいたします。

最後に、検定中の教科書閲覧に伴う謝礼受領問題についてお聞きをいたします。道教委は、本年1月末に教科書会社が検定中の教科書を教員らに見せて意見を聞き、謝礼を渡していたとして教科書会社各社の自己点検結果の道内分を公表いたしました。これに関連して市教委では、本年の第1回定例会の代表質問で、教科書閲覧に伴う受領質疑に現在調査中と答弁されています。既に調査も終了しています。調査結果について御答弁をお願いいたします。

以上でこの場からの質問を終了いたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大石議員から大項目3点にわたっての御質問をいただきました。大項目1の小項目1について私のほうから、小項目2のうち①が営業戦略室長、同じく小項目2のうち②及び大項目3のうち小項目3について教育部長、大項目2については総務部長、大項目3のうち小項目1については市民部長、小項目2について建設水道部長とそれぞれ答弁をさせていただきます。

平成26年第2回名寄市議会臨時会において、市政運営に係る所信の一端を申し述べる機会をい

ただいて2年が経過をいたしました。この間名寄市の10年先、20年先を見据え、本市をさらに明るく元気にするために、民間会社発想での行財政運営、さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営、情報公開、地域の宝、財産、特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくり、この3つの政治姿勢を基本とし、6つの施策を進めることをお約束をし、全力で取り組んでまいりました。まず、1点目は、オール名寄で協働のまちづくりでございます。市民と行政との協働を進めるためには、情報共有、情報発信が重要と考えています。この間市民参加の機会として新たにタウンミーティングを開催をし、市民との対話を深めるとともに、ホームページのリニューアル等による情報発信の強化を図ってまいりました。また、現在は協働のまちづくりの行動指針となります第2次総合計画の策定に向けて市民の皆様とともに作業を進めているところでございます。

2点目は、高齢者、障害者が安心して住み続けることができるまちづくりでございます。暮らしの安全、安心を確保するため、圏域の基幹病院である名寄市立総合病院を核とした医療環境の充実に努めてまいりました。昨年8月には、救命救急センターの開設による機能充実を図り、現在は経営強化に向けて新名寄市病院事業改革プランの策定を進めているところであります。また、障害者の支援では、グループホームの設置を促進するとともに、本年4月からは基幹相談支援センター事業、ぽっけをスタートをさせ、障害に関する総合的な相談窓口を開設をしたほか、高齢者の支援では市民の皆様のお協力により多くの認知症サポーターを育成することができました。

3点目は、子育てに優しいまちづくりでございます。子育て支援は、要望の多かった名寄市地域子育て支援センターひまわりらんどを昨年10月にオープンをするるとともに、乳幼児等医療費助成事業の市独自拡大や乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業に取り組み、子育て世帯の支援拡充を図って

まいりました。

4点目は、足腰の強い、活力にあふれたまちづくりでございます。地域の活力としては、基幹産業である農業の活性化が重要と考え、JAの共同施設への支援、またもっともち米プロジェクト、原産地呼称管理制度などを推進をし、農産物のブランド化に努めるとともに、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所との共同研究により進めてまいりました薬用作物において生産者、関係団体などによる努力が実り、栽培戸数、栽培面積とも増加傾向にございます。また、市内中小企業の振興については、議会の議決をいただき、名寄市中小企業振興条例の改正を行いましたので、今後具体の施策を展開をしてまいります。

5点目は、人が生き生きと活性化するまちづくりであります。市立大学において地域に必要な人材育成と地域貢献を目指し、社会保育学科の新設による児童学科の4大化とコミュニティケア教育研究センターの設置を行うとともに、図書館建設など必要な施設整備もあわせて進めているところであります。また、義務教育関係では、名寄南小学校の改築を終え、新たに風連中央小学校の改築に着手をするとともに、社会教育においては市民の長年の願いであったEN-RAYホールをオープンをさせ、文化の拠点として市内外から多くの来場者でにぎわいを見せております。

6点目は、自衛隊の体制維持強化と支援体制の堅持でございます。陸上自衛隊名寄駐屯地の存在は、本市を初め隊区管内自治体においても大きな意義があり、この間関係機関、団体とともに国などにその維持増強を強く求めてきたものでございます。

さらには、昨年10月に名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、ただいま申し上げた施策間の連携、そして新たな取り組み、人口減少に対応すべく取り組みを始めているところでありまして、これらの取り組みが市民の満足度、本市はもとより圏域の活性化にも結びつくものと認

識をしております。残された任期は約2年となりました。さきの名寄市市制施行10周年式典において多くの市民の皆様とともにまちづくりへの決意を新たにしたところでございますが、今後ともより明るく元気なまちづくりに向けて取り組みを進めてまいりますので、市議会を初め市民の皆様、関係機関、団体の御協力をお願い申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、小項目2、広域行政の推進から、①、松浦武四郎生誕200年と天塩川流域の周辺自治体との連携と取り組みについてお答えいたします。

天塩川周辺地域の連携については、周辺11自治体の関係団体が広域で連携し、地域の魅力を認識、その魅力を発信することを目的に平成24年度から名寄市長を会長にテッシ・オ・ベツ賑わい創出協議会を組織して地域の情報発信、フォーラムや研修会、また地域イベントへの協力等の事業を行ってきています。

御質問のありました幕末の探険家で北海道の名づけ親でもある松浦武四郎氏は、6度にわたる北海道踏査の中で天塩川の流域も踏査し、その足跡を記した案内板などが天塩川流域に現在も残されております。その功績を地域でも認識し、受け継ぐことを目的に、同協議会では昨年度武四郎の生誕の地である三重県松阪市の松浦武四郎記念館の元名誉館長を講師に迎え、「天塩川から学ぶもの」と題した基調講演を行い、またパネルディスカッションでは同協議会の会長の立場で加藤市長もパネリストに加わり、武四郎の足跡について議論を行った天塩川フォーラムを実施しております。また、松阪市で開催された第21回武四郎まつりにも協議会加盟自治体の特産品やパンフレットを持参し、天塩川周辺地域のPR事業を行ってまいりました。行政報告でもありましたが、今年度においても引き続き同様の事業を実施するとともに、生誕200年の平成30年に向け松浦武四郎の生

涯を題材としたテレビドラマ化への要請活動も含めて、今後協議会として記念事業について検討していきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目1、小項目2の2つ目、北国博物館の役割と機能についてお答えいたします。

先ほどの質問とも関連しますが、北国博物館は平成8年2月の開館以来20周年の節目を昨年度迎えました。北海道の名づけ親である松浦武四郎の展示は、映像展示として北国名寄の歴史の中で、一部ではございますが、取り上げております。また、これまでも松浦武四郎にまつわる節目の年には企画展や関係機関との連携により武四郎ゆかりの地の巡見などを実施し、天塩川流域市の講座でも功績の周知に努めております。今後も天塩川流域の博物館や関係機関との連携を図り、後世に松浦武四郎と北海道のかかわりを伝えてまいりたいと考えております。

常設展示は、館名にもあらわしているとおり、北国をテーマの柱とし、冬ならではの厳しい自然環境や先史時代、アイヌ文化、開拓期以降の冬の生活や歴史を伝えるため、市民から寄贈された多くの実物資料を中心に展示し、組み立てております。また、映像展示として平成18年の新名寄市誕生後、歴史編と自然編の2番組をリニューアルし、3面大型スクリーンで上映しております。同時に名寄市の指定文化財や市の花、鳥、木などを検索できる情報検索コーナーを整備しておりますが、御指摘のとおり情報機器には経年劣化による一部故障もあり、早急な修繕等の対応を図っております。

開館以来20周年が経過する中で、展示や事業展開を再構築する必要性を感じているところで、現在策定作業中の第2次総合計画の中でも常設展示室りピーター確保事業を検討中であり、一部コーナーのリニューアルや事業展開の充実を協議し

ております。さらに、魅力ある各種展示会、講演会や体験型事業などを実施するため、地域の人材や道内の博物館と連携してまいります。生涯学習や児童生徒の学びの場としては、ピヤシリ大学の講義や公民館講座の名寄入門などは生涯学習課と連携し、転入者向けの市民見学会や史跡めぐりなどは企画と連携して実施しており、生涯学習の推進の一助となっております。また、小学校の社会科などにおいては、昔の暮らし、道具の移り変わりを学ぶ単元で教員との事前打ち合わせを行い、展示解説と収蔵庫見学の中でさまざまな道具にさわってもらうことで子供の学習ニーズに対応し、地域博物館としての機能と役割を果たしております。今後も地域資料の収集、調査、研究を基本とし、各種事業の展開、出版物による情報発信などに努め、博物館の役割と機能を充実してまいります。

次に、大項目3、市民の声から、小項目3の検定中の教科書閲覧に伴う謝礼受領問題から、調査結果についてお答えいたします。本件につきましては、さきの第1回定例会において大石議員より教科書選定過程等についてという御質問をいただき、再質問の中で出版会社から便宜を図るような働きかけがあり、文部科学省が各都道府県に調査を指示した結果、本市にも該当者がいるのかという趣旨のものでした。この時点では道教委で道内関係分を調査中で、答弁は差し控えたいとの答弁をさせていただいたところでありました。このたびの道教委の調査では、1つ目に検定中の教科書を閲覧したか、2つ目として謝礼を受け取ったか、3つ目として閲覧後に調査員になったか、4つ目、当時管理職だったかなどを判断基準として調査を行っております。全道の最終的な調査の結果は報告は来ておりませんが、本市においては該当する教員等がいなかったとの連絡が入っているところでありました。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 私からは、大項目2、名寄市の行財政運営に関しまして、初めに小項目の1、市有財産遊休地等の処分と有効活用などから、現状の課題とその対応について申し上げたいと思います。

名寄市土地開発公社は、名寄市の公共施設の計画的な整備などを図るために必要な土地の取得、管理、処分などを実施し、その役割を果たしてきましたが、全国的な地価の下落傾向がとまらない状況となり、加えて用地先行取得の必要性がなくなったことから、平成26年9月1日開催の市議会におきまして公社解散の議決をいただき、同月16日に北海道知事の解散認可を受けまして解散に至っているところでございます。名寄市土地開発公社が所有をしていました土地11件、約11万6,500平方メートルにつきましては、平成24年度から26年度の間順次市が買い取り、現在は宅地や有効活用が可能な用地について売却や貸し付けなどを行っているところで、昨年度は2件に貸し付けをし、その貸付料として約131万円の収入となっております。

また、旧名寄営林署跡地につきましては、現在の名寄警察署から約300メートルの近さにあり、現在とほぼ同様の環境を維持できることや敷地面積が約5,200平方メートルと十分な広さを有していますことなどから、名寄警察署の立地として適切であると考えられるため、平成24年度より北海道警察本部及び名寄警察署に対し名寄警察署の移転改築について要望書を提出しており、今後引き続き移転改築に向けて積極的に取り組みを進めてまいります。

土地開発公社から買い戻しをした土地を含む市が保有している遊休地の処分につきましては、広報やホームページで周知をしながら公募、公売を実施しており、この間の実績を申し上げますと合併後の平成18年度から今日までに28件、52筆を売却してきております。また、これらの土地については、貸し付けや市の事業、各イベントで

の使用などを含めまして有効利用に努めており、今後とも積極的な情報公開を通じまして、適切かつ有効な活用に努めてまいります。

次に、小項目の2、町内会組織に関しまして、課題分析と再構築について申し上げます。町内会組織の意識調査アンケートは、まちづくり活動の基盤となる町内組織の現状と課題、今後求められる組織のあり方などにつきまして第2次総合計画策定における議論に反映させることを目的に各町内会の御協力をいただき、実施をさせていただいたものでございます。調査結果からは、以前からの継続的な課題とはなりますが、加入戸数の減少や未加入者の問題、役員や担い手不足と高齢化など、町内会の組織運営の根本と言える課題として組織の将来的な運営の不安が挙げられていたほか、近年取りやめた活動としては子供向けまたは多世代交流活動が多く挙げられており、若者や子育て世代の減少と町内会離れが進んでいる実態が明らかとなり、少子高齢化や価値観の多様化などの社会的な現象が町内会活動にも影響している状況となっております。また、運営状況が順調との回答をいただいた町内会の多くでは子供向けの取り組みが継続されている傾向にあり、多世代交流や子供が参加しやすい活動の継続が町内会活動の活性化に結びついていると推察できる結果となりました。

これらの課題を解消するため、これまでも財政支援を含め側面から支援を行っており、特に未加入者の問題では加入促進チラシの全戸配布、また転入者に対する市役所窓口での加入案内などを行ってきております。しかし、未加入者は年々増加傾向となっており、特に集合住宅の対応に苦慮している声も多いことから、町内会連合会との協議を進めており、連携した具体的な対応を検討してまいります。また、単位町内会では取り組むことが難しい活動や課題がふえてきている現状に対しましては、現在小学校区を基本に組織されている地域連絡協議会において、活動に差はありますが、

多世代交流や防災に関する取り組みが複数町内会の連携事業として実施をされておりますので、協議会の活動に対する財政支援を行うとともに、地域独自の課題に対応することのできる組織となるよう地域と連携し、活動を推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の3、市民の声から、小項目1の戸籍の届け出から、届け出への命名書や結婚証明書の発行について申し上げます。

家族の誕生や新しい門出を祝う新たな試みについて質問をいただきました。自治体の中には、それぞれが持っている特色や特性、観光資源を題材にするなど工夫を凝らしたデザイン、装飾を施したオリジナルの出生届あるいは婚姻届の受理証明書などが見受けられるようになり、話題となっております。議員がおっしゃるように、出生や婚姻は人生の大きな喜び事でありまして、その際オリジナルの出生届あるいは婚姻届の受理証明書などを発行することができれば記念にもなりますし、市の独自性を発揮できる機会でもあり、名寄市に愛着を持っていただける機会につながるものと考えています。

本市が窓口で受ける戸籍届け出件数は、年間で約1,100件、そのうち婚姻届と出生届が約370件を占めてございますが、名寄市独自の受理証明書などの導入に当たりましては、繁忙期や混雑時に他の市民の方をお待たせしないよう配慮が必要となります。さらには、求められる価値観が多様化をしていることもありまして、パソコンやスマートフォンなどを使いこなす世代が求めているものは果たしてどういうものなのか、限られた予算の中でどのような形にすれば市民の皆様喜んでいただけるのか、これらの課題を整理をさせていただいた上で、既に導入している自治体の事例なども調査をしながら、導入の可能性を研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、市民の声から、小項目2、浅江島公園の環境整備から、現状と課題についてお答えします。

浅江島公園の整備は、公園長寿命化計画により平成24年度は石垣更新、平成25年度は遊具の更新、平成27年度が石垣改修と外灯のLED更新4基及び単独費による池補修とトイレ改修を実施しており、今年度は外灯LED更新を15基予定しております。

御質問の池は、浅江島公園の管理棟の南側に創設時より設置されていたひょうたん形をした池で、3年ほど前から防水シートの劣化によって池の水が抜けて保水できない状態となりました。原状復旧も検討しましたが、公園長寿命化計画全体の事業進捗の状況から、この池を全面撤去とし、緑地とすることとして計画しておりました。しかし、小規模でも池の存続ができないかとの御意見をいただいたことから、既設の給排水設備の改造を最小限とする位置として、木橋を境に下流部の原形を再利用した改修により、以前と比較しますと小規模ですが、池を確保し、これ以外の部分は埋め戻しとし、張芝による仕上げを行いました。旧庭石は芝生空間のアクセントに養生保存して、改修工事を実施したところでございます。また、現在公園内の中央にも修景施設としての池が設置されていることから、今後もそれぞれの池の特徴と機能を生かした公園管理を行っていく方針でございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは最初に、2期目の中間点を迎えました加藤市長にお聞きをしてみたいと思います。話はちょっと前後するのですが、市長、ことしの3月の第1回定例会で市政執行方針の中で

市民との対話と連携に新たに市民力という言葉をつけて、文字どおりオール名寄でまちづくりを推進していくというお話をされました。さらに、時間軸をもとに戻しまして2年前の所信表明演説の中では、名寄市の仕事、市の仕事は住民の幸せをつくること、職員全体に市民は顧客であり、市民が主役であるという意識を共有し、親切で丁寧な住民サービスを行うとともに、コスト意識と現場重視の姿勢の徹底を図ってまいりますというように述べて、言いかえれば職員力、こちらのほうに言及されているというふうに私は受けとめております。翻ってことしの3月の市政執行方針の市民力、2年前の職員力の資質向上と。あわせて2期目の中間点を迎えて、この市民力と職員力の調和あるいは信頼関係、協働関係、これについてはどのように受けとめておられるのかお教えいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市民力ということについてどこかでも話したかと思うのですが、1期4年、さらには2期目の2年と改めて私はいろんな場面で名寄市民、そして団体や、あるいは名寄にゆかりのある方がいろんな場面ですばらしい活躍をしている、さらにはさまざまな挑戦をしている、あるいはふるさと名寄のために本当に汗をかいていただいている姿をいろんなところで拝見をし、そのポテンシャルというか、その能力の高さに本当に感動し、この市民力があれば名寄はさらにまだ発展していけるという確信をしたところであります。加えて職員力、当然市民協働のまちづくりということですから、市民と行政が一体となったまちづくりが求められている中で、その市民力をさらに引き出し、そしてつなげ、そして前に進めていくのが我々職員の大きな仕事であるというふうにも思っています。このことが市民と協働のまちづくりにつながると。職員力と市民力と、その融合が協働のまちづくり、そしてさらに明るく元気なまちづくりにつながっていると

いうふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。

それでは、市長もおっしゃっているように、残すところ2年弱というふうになったというお話ですけれども、もう2年弱、まだ2年弱、いろいろ受けとめ方はあるかと思えますけれども、2年弱後のゴールの先に見えているものは市長自身がどのようにお考えになっているのか。2年弱後の名寄市における加藤市政というのはどういう形であるのか、今望洋としてちょっとつかまえづらいのでしょうけれども、私も言葉を選んで言っているものですから、おわかりになる範囲で結構ですから、2年弱後の加藤市政についてももしお考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 残り2年、その中でも昨年からことしにかけては本当に大きな節目の年だというふうに認識をしております。昨年は総合戦略を策定をし、そしてことしは総合計画、向こう10年間の大きなビジョンを今市民の皆さんとともに作り上げている最中であるというふうに思います。さらに、市民の皆さんとの対話と連携を通じて明るく元気なまちづくりが見通せるように、残り任期もしっかりと邁進していくということをお誓いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 加藤市政の残された2年間について期待を申し上げます。

それでは、松浦武四郎に関連してお聞きをしてみたいと思います。いろいろお話をいただいたのですが、つまる所は武四郎の生涯を描くドラマ化についてテレビ局なり映画会社なり、わかりませんが、要請をしていくみたいな答弁であったかなと思うのですが、これはもうかねてから加藤市長がおっしゃっていたかなというふうに記憶をしているのですが、加藤

市長はつくりたいという御意向で、それでいいのだらうと思うのですけれども、ではそれを受けて営戦は具体的に実現するためにどのように運動なり活動なりを展開していくのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほど御答弁させていただきましたテレビドラマ化の具体的な活動ということなのですが、今現状としてはまだ具体的な活動までには至っておりません。ただ、今後協議会の中で、名寄市だけが先頭に立ってやるということではなく、当然のことながらテッシン・オ・ペツ賑わい創出協議会の11の周辺市町村の共通した認識のもと、また先ほども申し上げましたように生誕200年という、そういった節目の部分も含めて今後具体的にどういった部分でPRをしていくかという具体的な部分を検討させていただきたいということで、具体的な戦略のところまではまだ固まっていないというのが現状であります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 先日、多分10日だったなと思うのですけれども、北海道のほうでも武四郎は名づけ親だと。あるいは、北海道の顔としてこれから記念事業をいろいろ展開していきたいのだという新聞記事を私も拝読をしました。当然北海道のほうとの協調、連絡あるいは連携をしていくのだらうと思うのですけれども、さらには流域の自治体と手を携えて、もう2年間しかない。猶予は余りないですから、机上のプランではなくて、もう少し名寄市には武四郎の研究では屈指のキュレーターもいるのですし、学芸員もいらっしゃいますし、そういった方のアドバイスもいただきながら、地に足をつけた武四郎のイベントを組みながら、それこそ営戦の大目的である観光資源の再開発を含めてぜひ実のある実行計画を立てていただきたいと思います。その計画の骨子というのは大体いつをめどにまとめようとして

いるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 基本的には、先ほども大石議員からもありましたように、もう2年しかないということですので、当然のことながらすぐにまとめてということですので、今年度中のうちにはそういった戦略の部分も含めてまとめていきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ぜひすばらしい内容、関連の自治体等含めて、あるいは道も含めてこの流域のPRに努めていただきたいと思います。

あと、これに関連して博物館についてちょっとお聞きをしたいのですが、先ほど総計の中でも常設展示のリニューアル化も含めて検討していきたいのだという旨の御答弁があったかなと思うのですけれども、私も久しぶりに最近北国博物館のほう足を運んでみましたが、小川部長は最近博物館の常設展示のほうに足を運んだ経緯ありますか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 最近行ったのは、5月の連休中イベントをやっていたので、そのイベントにあわせて常設展示内、中を含めて見学をしてきております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 実は、私も久しぶりに足を運んだときに本当に20年前に開館した当時は、それはそれで所期の目的を達していたのだらうと思いました。ただ、改めて再び常設展示のほうに足を運びますと、先ほども答弁の中で冬の暮らしというのがありましたけれども、布基礎だ、あるいはカヤぶきだというような時代の変遷でコーナーを区切って展示をされているのですけれども、ストーブと卓袱台とテレビがあるとかないのかなのですけれども、ラジオが変わっていたり、きれいに整然と展示をされているのですけれども、非常に生活感がないというか、リアル感がないというか、何でそうなのだろうと思うと人の気配が

全くないと。ただ、静物だけを置いてあると。道具だけを置いてあるというような、いかにも20年ぐらい前の展示がそのまま今なお行われているという気がしてなりませんでした。

また、博物館の常設の入ってすぐ左のところに大きな壁面の壁画があるのです。そこにマンモスゾウがあるのですけれども、マンモスゾウが描いてあるのです。ただ、それが実寸でもなければ非常に小さなマンモスゾウなものですから、子供たちの感激に対しても刺激が極めて低いだろうなと私思います。こういった子供たちの科学に対する、あるいは歴史に対する、そういったものを刺激する上では、ぜひともリアル感のある展示物、常設展示が必要になってきているのではないかと私思います。改めて骨格標本の展示だとかも含めて、マンモス、あるいはナウマンゾウでもいいのです。何でもいいのですけれども、そういう骨格標本の展示があってもいいかなと思うのですけれども、こういったものも含めて第2次総合計画の中では大幅な常設展示の改善、そういったものを検討される余地があるのかどうか、余地について確認させていただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今大石議員からもっとリアル感のある、子供たちも目を光らせるような展示物ということで話がされておりました。御存じのように、北国博物館の余り広くないスペースと言ったらいいでしょうか。そういった大きな展示物をするには、やっぱりスペース的には狭い状況もあるのかなというふうに思っています。ただ、当初北の暮らしということで、そういった展示をやるということなので、ああいうスペースの中での空間で展示を続けます。これにつきましては、時代が移り変わると、今もっと照明を使ったり、含めたいろんな展示、博物館とかあると思えますけれども、これは名寄の本当の姿といいますか、昔の生活を後世に伝えていく。子供たちにもしっかりそのことを率直に伝えていくということ

では、今のコンセプトをそのまま継承しながらいきたいと思いますし、ただ、今のままでいくとリピーター含めて当然なかなか何回も見に行くという常設展示ではないというふうにも理解していただきますので、そういった面ではあの常設展示内の一部をリニューアルできるような、例えば1年間何かの展示物、松浦武四郎でもよろしいですし、そういったちょっと長い期間での市民が興味を引くような、そういったものを展示できるスペースをつくることによってリピーターもふやすことができるかというふうに思っているところであります。

子供たちに触れるという部分では、先ほど道具とか、そういったものも収蔵庫にもいろんなものをしていますので、その点につきましてはどういった学習内容でやるのか、子供たちがどういったものに興味があるのか、そういったことも含めて事前にお話をしながら、博物館に興味をそそる、そういったものに寄与もするような、そういったようなことも学校の先生と事前に打ち合わせをしながら進めてまいりたい。今後もそういったことで学校とも連携をしながら、学校なり子供たちのニーズも聞きながら博物館の機能の強化を図ってまいりたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、松浦武四郎と北国博物館の2つをつなぐ一つの手だてとしては、松浦武四郎が丸木舟で天塩川を下ったというのがありますけれども、この丸木舟をぜひ製造して、同じ月日で松浦武四郎が下ったであろう、あるいは往来をしたであろう、そういった丸木舟で往来をする。こいでいくという、走行する、そういったイベントも1つ営戦のほうでも、実現性があるかどうかは別として、丸木舟を掘る、これだけでも大きなイベントになるだろうと私は思います。でき上がったものを展示する。いいではないですか。ぜひ検討の中に加えていただきたいと思います。

それでは、行財政のほうにちょっと移ってまいります。市有財産についてちょっと臼田部長のほうからお話がありましたけれども、営林署跡地についてお話がございました。市長のほうも道内の警察署の建てかえには優先順位があって、名寄は決して高いほうではなかったのだけれども、近年順位が繰り上がってきて、当面今最近では帯広警察署についてお話をされていたかなと思いますが、帯広警察署もことしの3月にたしか入札が行われて、2018年の開署を目指すみたいな内容が建設新聞に載ってございました。帯広警察署が繰り上がったということで、名寄警察署の建てかえ計画の順位というものは今どうなっているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） ここはまだ私どもも明確に順位ということでは捉えておりませんが、知り得ている範囲で申し上げますと、当初は順番でいくと10番の中には入っていると。ただ、10番の後半のほうにあったというような状況は伺っています。ただ、今大石議員が言われたように、帯広のほうが始まったということでありまして、さらには警察署そのものの再編なんていう話題もありますので、そういった条件を含めて推察をするところでいくと、当初の予定よりは少し繰り上がっているのではないかという、そのような推察をしているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ところで、改めて確認をするのですが、名寄警察署というのは新築される実現の可能性というのはいかなのでしょうか、本当のところ。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 建物でありますので、いずれの時期かには改築はされるというのはこれ間違いのないことだというふうに思っておりますが、ただ私どもが要望している中で、警察署あるいは道のほうから言われている分には、かなり老

朽化しているということは言われているのは間違いありませんし、先ほど言ったように10本の指の中に入る老朽度でありますので、さらには帯広警察署が着手がされているという状況から見ると、10年とか20年とかいうスパンではなく改築はされるのではないかというふうに思っております。漠然として申しわけございません。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ちょっと後ろのほうでも失笑を買っていましたが、そんな漠然とした答弁ではなかなか私の質問の意図が伝わっていないのかなと思って大変残念ですけれども、非常に見込みが薄いのだなと、今のところ。それはそれとして、ちょっと私のほうでお聞きしたいことがあります。名寄市に名寄市財産に関する規則というのがありました。これちょっとひもといっていますと、53条のほうで総務部長は公有財産台帳を備えるというふうに明記されておりました。公有財産あるいは普通財産というのは、各部各課に、部局のほうに多分散らばっているのだらうと思うのですが、各部で財産台帳というのをお持ちなのか、そしてその上で総務部長も統括した財産台帳をお持ちなのか、この点ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） ここは、各部局で施設等整備しますので、その情報を得ながら、最終的には総務の管財のほうで財産台帳の管理をさせていただいているところでありますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 総務部長も財産台帳をお持ちで、あるいは各部のほうでも財産台帳、普通財産の台帳をお持ちなのですか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 一括して私どものほうで管理をさせていただいているということでありまして、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、これまでも普通財産の処分についてはホームページや、あるいは名寄市の広報を通してPRに努めてきたというお話なのですけれども、ホームページのほうも私もサーフィンしながら見ていくと、なかなか見つけづらいと。極めて地味なところにあるものですから、なかなか探しづらかったというのがあります。ただ、これは何回も3回も同じ土地を見るためには、詳細図だ、やれ地形図だ、地籍図だというふうに何回もクリックしなければいけないと。これをワンクリックで見られるようにして、しかも一番肝心の財産価格というのが全然明記されていないのです。お幾らするのかなというのが全然明記されていない。ただ、そういうデータはちゃんと手間暇かかるのですけれども、見られるようにはなっているのだけれども、ではこの土地は幾らするのだという財産台帳価格は載っていないのですが、これはこれから載せる予定はございますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 価格については、基本的には公売という形になりますので、ここでは載せていないということになります。それで、見方がどういう形が見やすいのかについては、私どもの工夫でさせていただきたいと思いますが、ただワンクリックで全てのデータをもし載せるとすると、かなり上から下までスクロールをしないと見られないという形になると思いますので、一つの考え方とするとワンクリックすることによって自分の必要な情報が見られるというのも、これも見方によっては便利な見やすい方法の一つかと思えます。いずれにしても、より見やすい方法についてはちょっと研究をさせていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 余り重い腰が上がりそうもないのですけれども、一旦財産台帳のほう

に載った価格というのは、見直しというのはいつの時点で行われているのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 基本的には、固定資産の評価額がありますけれども、これをベースにやっておりますので、評価がえがされればそれに伴って価格も見直すという形になります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、町内会組織のほうにちょっと移ってまいりたいと思います。

未加入者対策について随分言及していただいたのですが、確かに私も企画のほうから81町内会の会員の加入数の数字をいただきました。いずれも100%であったり、20%台というところもありましたけれども、それぞれ町内会における特殊な事情もあるのだらうと思うのですけれども、この古くて新しい町内会の加入率について今回のアンケートの中でも取り上げられているのですけれども、加入率の促進を図るための手だてというのはあるのでしょうか。どうですか。何か有効な手だてがあるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは、非常に難しい問題なのだというふうに思っています。議員の言われますように、即効性のある方法がもしあるのだとすれば、これはもう既に各町内会や、あるいは私どものほうでもそこを御支援しながら加入率向上に向けて取り組んでいるのだと思いますが、なかなかそこに対する即効的な手段が今見つからないというのが現状かと思えます。ただ、この間もそこが即効的にはなっているかどうかわかりませんが、できる範囲でということに取り組まさせていただいているのが町内会においては町内会の役員がみずから足を運んで加入の促進を呼びかけていたり、あるいは私どもも新たに転入された方については町内会の加入の呼びかけをさせていただく。それと、今検討させていただいているのは先ほど申し上げたように、これはたしか一昨

年の町内会の総会の中で出た意見でありましたけれども、集合住宅に対する対応は何かできないのかという御意見いただきまして、ここは私どもだけでもできませんし、町内さんだけでもできないかもしれませんので、私ども両者で今その具体的な方策が何かいい方法があるかないか検討させていただいているところでありますので、ここについてはもう少しお時間をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） アンケートの後半で7問ぐらい地域自治区について書いていただきました。この地域自治区、地方自治法の202条の4項に書いてある極めて法的拘束力のある組織であります。今お話のあった地域連絡協議会は任意性だと。非常に任意性の高い組織ですけれども、時間が来てしまいました。この地域自治区を第2次総合計画の中で実施していくのかどうか、その点だけお考えを聞かせてください。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 町内会のアンケート結果からも、単独町内会だけではなかなか活動の維持が難しい。他町内会あるいは町内会にある他のグループの協力もいただきながら活動を展開したいというのが1つありました。それと、もう一つ、第2次総合計画の中で地域連絡協議会でいくのかどうかについては、今まさに第2次総合計画の策定審議会を含めて議論をさせていただいているところでありますので、それを待っていただきたいというふうに思っています。ただ、いずれにしても私どもの認識とすると、単一町内会の活動だけでは地域自治がうまく回らないだろうというふうに思っておりますので、何らかの方策が必要ではないかというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高校野球を名寄市で開催するための対応について外2件を、塩田昌彦議員。

○9番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

大項目1、高校野球を名寄市で開催するための対応について、本市で開催ができなくなった高校野球大会の復活についてのお考えをお聞きいたします。高校野球の歴史は長く、名寄市は古くから名寄支部をリードする立場にあり、甲子園につながる北海道大会の開催など数々の大会が開かれてまいりました。しかしながら、平成21年春季大会を最後に名寄市での高校野球大会は開催されておりません。名寄市民の中には、現在も熱狂的な高校野球ファンも多く、高校野球大会が名寄市で開催されていないことへの疑問の声が寄せられております。名寄市での高校野球大会の復活についてお考えをお知らせください。

次に、大項目2、名寄市の農業施策について、3点お聞きをいたします。1点目は、名寄市の農業支援員の現状と対応についてお知らせください。名寄市は、農業担い手の確保に向けた対策として、平成25年度から総務省の支援制度である地域おこし協力隊員となる農業支援員を採用し、将来的な新規就農を視野に平成25年度と平成26年度に各2名を採用し、市内の農村部で農業研修や住民の生活支援、地域おこし支援に関する活動を行っています。しかし、平成27年度の採用はなく、本年度も現在のところ応募者がいない状況を踏まえ、現状分析や公募等のあり方など今後に向けての対応についてお考えをお知らせください。

なお、平成25年度に採用された支援員は任期の3年を経過します。農業支援員の新規就農への見通し、新規就農希望者に対する行政や農協、地

域のかかわりについてお知らせください。

2点目は、経営所得安定対策と将来についてお聞きをいたします。平成27年度における交付実績は、前年度に比べると2億3,000万円の伸びとなっていますが、項目別交付内容を見ると年度ごとの交付に大きな変化が見られます。この制度は、農家経営に大きな影響を与えるものであり、今後の制度的な見直しについてお知らせをください。

3点目は、米政策の対応についてお聞きをいたします。平成30年産をめどに主食用米の生産目標数量において政府の関与がなくなるなど米政策の見直しが行われます。生産農家は、水張りなど将来の米づくりの影響を危惧しています。政府の対策に対し行政としての対応についてお考えをお知らせください。

次に、名寄市日進地区再整備基本構想についてお聞きをいたします。名寄市ピヤシリスキー場地区に係る温浴施設等整備について、株式会社マックアースから調査検討報告書が提出されています。平成25年度には、コンサルに委託をし、名寄市日進地区再整備基本構想が整備されておりますが、新たな調査を依頼した経過と目的についてお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま塩田議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1につきましては私のほうから、大項目2につきましては経済部長から、大項目3につきましては営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、高校野球を名寄市で開催するための対応について、小項目1の本市で開催できなくなった高校野球大会の復活についてお答えをいたします。近年人口減少や少子化に伴い野球人口が減少している中で、市内の少年野球チームも統合が

進み、かつては6チームが活動していましたが、現在は3チームまで減少しており、また中学校においても風連中学校と下川中学校が合同チームで活動している状況にあります。

市内の高校野球の状況は、現在名寄高校と産業高校がそれぞれ硬式野球部を有しており、日々甲子園出場を目指して練習に励んでいます。高野連名寄支部のチーム数も年々減少している状況にあります。高野連名寄支部予選大会の開催状況ですが、現在は土別市と稚内市での開催となっております。名寄市での開催は平成21年春季大会の開催が最後となっております。関係者並びに多くの高校野球ファンからは、名寄市営球場での公式戦開催を望む声が多くなっておりませんが、球場と住宅街が隣接していること、フェンスラバー化による安全対策、駐車スペースの確保等の課題があり、これら解決するに至らず、市民の期待に応えられていない状況が続いております。本市といたしましては、スポーツ活動を通じた競技力向上、青少年の健全育成等の観点からもスポーツ施設整備は重要であると認識しておりますが、ほかのスポーツ施設の改修計画とのバランス、整合性、利用頻度等さまざまな判断基準と照らし合わせながら、適正なスポーツ施設改修を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目2、名寄市の農業施策について、小項目1、名寄市農業支援員の現状と対策について申し上げます。

これまでの経過としては、地域おこし協力隊制度を活用し、農業支援員として平成25年度より採用を開始し、現在4名の方が地域において活動をされております。現在の活動状況としましては、風連日進地区において3名、東風連地区において1名が地域の農業者の方々の協力により栽培技術や農業経営に関する研修に取り組んでいるところです。また、地域活動や市内のボランティアなど

にも積極的に参加され、地域住民との交流も進んでおり、将来の就農に向け取り組んでいるところです。また、本年度協力隊としての期限を終えられる方については、就農に向けた準備が必要なことから、市、農業委員会、JA道北なよろなど関係機関による今後の営農計画や農地や資金などについて相談、支援に取り組むとともに、地域とも連携し、受け入れに向けて協議を進めているところです。

現在の採用状況については、御指摘のとおり平成27年度については3件の応募があったものの、いずれも辞退をされており、採用はありませんでした。募集活動としては、これまで東京や大阪において開催されております就農希望者と面談形式により募集するイベントに参加するとともに、市や協力隊募集のホームページに掲載し、募集に取り組んできましたが、今年度についてはこれらの取り組みに加え杉並区の御協力をいただき、区役所内にて募集チラシの設置に取り組むとともに、道内向けの広報などに取り組むを検討しているところです。また、新規就農者の就農状況につきましては、平成26年度5名、平成27年度9名、ことしは11名となっており、毎年度一定の新規就農者が確保されている状況となっております。

次に、小項目2、経営所得安定対策と将来について、小項目3、米政策の対応については関連がございますので、一括して申し上げます。経営所得安定対策については、担い手農家の経営の安定に資するよう諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティーネット対策により構成されています。また、食料自給率、食料自給力の維持向上を図るため、麦、大豆、飼料用米など戦略作物の方策化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金があります。

平成27年度の交付実績の内訳としましては、米の生産調整目標に従って生産する農家を対象に水稲作付10アール当たり7,500円が交付され

る米の直接支払交付金として1億8,444万円、水田の転作において特定の作物の作付に対する水田活用の直接支払交付金として13億4,958万円、畑地を対象として特定の作物の作付に対する畑作物の直接支払交付金として6億9,313万円、関連事業として環境保全型農業の取り組みに対する支援などとして647万円の合計で22億3,363万円となっており、平成26年度対比で2億2,428万円の増額となっております。増額の主な要因としましては、加工用米の作付面積の増加及び畑地における対象作物の作付面積と収穫量の増加によるものです。今後の見通しとして、これまで経過措置として交付されていた米の直接支払交付金については平成30年度より廃止されますが、昨年度策定された食料・農業・農村基本計画において経営所得安定対策の推進と水田活用直接支払交付金による支援について示されているところです。具体的な交付単価等がどのようになるかは現時点では見通すことはできませんが、各制度を有効に活用し、収益性の高い農業生産の確立により変化にも対応できる経営基盤をつくるのが重要だと考えております。

水稲における主食用米の生産数量の配分については、国から前年度の生産数量目標を基本に全国の需給動向を考慮して決められた数量が生産目標数量として各都道府県に配分されるとともに、翌年6月末の民間在庫量を推計し、一定水準に抑えることを想定、算出された数量を自主的取り組み参考値として示されております。本年度の生産目標数量をもとに名寄市に示された数量は、ウルチ1,456トン、モチ1万1,442トンで、合計1万2,898トン、自主的取り組み参考値ではウルチ1,440トン、モチ1万1,319トンで、合計1万2,759トンでした。最終的には、生産者団体の判断により北海道より示された参考値をもとに数量が配分され、ウルチ1,453トン、モチ1万1,422トンで、合計1万2,875トンとなったところです。

今後の米政策においては、国からは平成30年産から行政による生産数量目標の配分に頼らず、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や出荷業者、団体が中心となって需要に応じた生産が行えるようにする見直し方針が示されております。現段階においてこのことによる影響については未知数ではありますが、需要獲得に向けた取り組みがより重要となるとともに、需要量に合わせた適切な生産に取り組むことが必要と思われまます。市としましては、道や農業関係機関、生産者団体、集荷業者の方などと連携をとりながら情報収集に努め、制度改正に適切に対応できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、私から答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、名寄市日進地区再整備基本構想の方向性について、小項目1、名寄市ピヤシリスキー場地区にかかわる温浴施設等整備についてお答えいたします。

名寄市日進地区は、平成4年にピヤシリヘルシーゾーン構想基本計画が策定され、それに基づき各種事業が進められてきたところでありますが、その後道立サンピラーパークが整備され、同計画内のなよろ健康の森地区に対する利用及びニーズが大きく変化しました。また、近年のスキー需要の低迷への対応や温泉施設のリニューアル後の経年劣化による老朽化に対する修繕にかかわる費用の増加、さらには道から当市に移管されたトムテ文化の森を含むなよろ健康の森の一体的な維持管理になるなど、日進地区を取り巻く環境が大きくさま変わりし、これらの課題に対応するため、日進地区全体の総合的な整備の方向性について検討が必要となりました。このことから、平成25年度に名寄振興公社も含めた名寄市日進地区再整備基本構想庁内等検討委員会を設置して、本地区全体の今後の整備すべき方向性等について検討を進め、基本構想を取りまとめました。

本構想は、これまでの市民や利用者からの要望等を踏まえ、庁内等検討委員会で幅広く議論し、同地区に求められている3つの基本的役割である市民の憩いの場、人づくりの場、交流人口拡大の場のそれぞれの役割ごとに優先事業の考え方を示しており、ハードとソフトに分けて短期、中期、長期の3段階のスケジュールに分類した中で、それぞれの区分の中で集中的に議論、検討していくことといたしました。このスケジュールの中で短期に分類したスキー場施設の整備については、安全、安心な利用環境の確保、集客に資する整備として速やかに行うことが必要と判断し、毎年スキー場の施設担当及び市関係職員が現地を確認し、随時整備に取り組んでおります。

一方、市民及び利用者からの要望が多かった温浴施設の施設改修に対しては、これらの声を重く受けとめ、厳しい財政状況を含め総合的に勘案し、優先的に検討することが適当と判断し、その後庁内等検討委員会で集中的に議論を行いました。庁内等検討委員会の議題としては、既存温浴施設に加え、宿泊施設の改修、さらにはそれぞれの施設の新設の可能性が主な議題となり、どのターゲットに絞るべきか、一定期間で投資分を回収するための計画とすべき、市民サービスの向上の視点を重要視すべきなどさまざまな意見が出されました。これらの議論の中で、机上ではなく実際にスキー場、ホテル経営をしている経営のプロの視点から見ると、現在のなよろ温泉サンピラーはどのようなターゲットに特化し、どこまでの投資が現実的であるかについての考え方を参考意見として確認することも今後議論を進める上で必要不可欠であると検討委員会でまとまったことから、昨年度名寄市ピヤシリスキー場地区にかかわる温浴施設等整備の検討支援業務として委託事業に取り組むことといたしました。この委託業者の選定につきましては、道内でスキー場及び宿泊施設の経営を行っている民間事業者に対し、本市で求めている調査内容について調査検討が可能かについて問い合

わせをし、その中で調査検討が可能な業者が3社いたことから、これら3社に対しプロポーザルにより選考審査をした結果、全国的にさまざまなスキー場施設等にかかわる経営の立て直しなどを行っており、経営実績も豊富である株式会社マックアースさんに委託することといたしました。

まず、委託業務の中での最初の取り組みについては、無作為に抽出した20歳以上の市民の方を対象にしたなよろ温泉サンピラー等に関するアンケートを実施しました。このアンケート結果では、85%の市民がなよろ温泉サンピラーを利用されており、利用していない市民の半数以上が立地場所、交通手段を理由として利用していないということの結果が出ました。

次に、主な施設の評価につきましては、施設全体の満足度は比較的高いものの、温浴施設については改善を求める声が多く、特に露天風呂の設置ニーズが高く、また食事を含むレストランについては評価が高い結果となり、施設全体に対する温浴施設の改善を期待する市民が多いアンケート結果となりました。

これらの市民ニーズの結果を踏まえ、庁内等検討委員と委託業者であるマックアースと4回にわたり議論をし、本年3月に地域特性や収益性など経営のプロの視点から捉えた施設整備の方向性について報告をいただきました。まず、温浴施設については、エネルギー効率のアップ、市内唯一の温泉、アンケートニーズから露天風呂を軸とした施設改修、一方宿泊施設については各部屋にユニットバスが設置されていないなどの宿泊利用者、旅行エージェントからの要望に対応するためのユニットバス設置を軸とした最低限の整備が現実的であると提案されました。しかし、サンピラー温泉の増客、増収及び長期的な安定経営を目指すためには、日帰りスキー客に対する施設及び合宿をターゲットとした団体客の受け入れが可能な宿泊施設の整備を軸とした一部新築建てかえプランもあわせて報告書の中で述べられております。い

れにしましても、施設改修等には多額の財政負担が伴いますので、これらの意見を踏まえ、引き続き振興公社を加えた中で第2次総合計画の個別事業にかかわるローリング等の議論の中で検討し、具体的な方向づけをしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁ありがとうございました。順次再質問させていただきます。

まず、高校野球の関係でありますけれども、平成20年に高野連名寄支部からこの施設の改修等々についての要望といたしましうか、改修要望があったというふうに思っているのですけれども、それらについての回答を含めて、今現在まだ高校野球が名寄で開催されていないということでありまして、このことについてどんな協議検討がなされたのかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員からありましたように、北海道高等学校野球連盟名寄支部から要望という形で平成20年8月19日に受けております。これは、名寄支部の加盟する理事のアンケート調査の結果に基づいて名寄市営球場をこのように改修してほしいという要望の内容でありました。外野の芝であったり、放送施設、スコアボード等の整備にかかわる部分であったり、あと全面のラバーフェンス化、3塁側のフェンスの設置、球場全体の拡張ということで、大規模な改修に伴うものというふうに、大きく2つに分かれて要望があったところです。前段の整備につきましては、指定管理者とも相談しながら、対応できるものは随時対応をしていくということで、あと大規模改修にかかわるものについては財源も含めて大きくかかるということありますので、市営球場が大規模改修等々を行うことになった場合にはそれにあわせて要望に応じていく、そういったものを要

望のときにお話をさせていただいているところがあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） ということは、今の改修の部分については指定管理者と協議をしながら、財政事情も踏まえた中で要望に応える時期が来たらというようなことなのかなというふうに受けとめたのですけれども、まず名寄市営球場の実情からすると、やはり当時は住宅がなかったのですけれども、現在は普通の住宅街の中に存在をしますので、駐車場の関係も含めてなかなか拡張も難しいし、現状要望どおりの改修というふうなのは難しいのかなというのは現状を見て感ずるところではあるのですけれども、ただ大規模改修というふうなことでちょっと御答弁あったと思うのですけれども、名寄の球場については平成7年11月に改修がされています。それから、今28年ですから17年ほどたっているということでありまして、将来の大改修というふうなことをお話をされたということで、大改修に向けてはどんな考え方があるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 大改修の考え方の前に、今議員が最初に述べた先ほどの要望に対する整備の関係ですが、芝生などの簡易な整備については指定管理者との協議のもと管理をしているもので、改修については指定管理者ではなくて、これは市側の協議でありますので、そこだけちょっと確認させていただきます。

大規模改修、どのような形ということでありましてけれども、当然過去にはプロ野球の2軍ですか、呼んだりしていますし、高校野球でいけば今入場料を取ったり、あるときからしていたりしますので、そういった面ではあそこがそういったように対応できていないところもありますので、本当に周辺のスタンドであったり、そういった入場料取

る場合のフェンスだったり、いろんな改修はやっぱり想定をしていかなければ、それならば将来にわたって使うという、そういったことも想定されるのかなというふうに思っています。ただ、そうなる膨大なお金がかかるということもありますけれども、実際にやるようになった場合にはどこまでやれるかという話になってきますけれども、やるという中ではやっぱりそういったことも想定しながら考えの中に考慮する必要があるのかなというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） わかりました。わかったというか、いずれにしても名寄市営球場の改修は私の目から見ても無理だなというふうには認識はしているのです。ただ、先ほども御答弁もいただいたし、私の質問の中にもあったのですけれども、名寄支部、旭川以北の部分名寄支部が管轄をしているのですけれども、3市があるのです。士別市、名寄市、稚内市ということで、これまでずっと長い歴史、名寄を中心として高校野球を進めてきたのです。それが各自治体もいろんな財政事情の問題、施設の老朽化等々、人口減少もあって、それからやはり生徒が、選手がいなくなるというふうなことも、減少もあって難しいというふうなことで、これを3市にまとめて、3市で隔年で開催をすると。春季大会、それから甲子園につながる大会としては夏の大会、そして秋の新人大会、これは春の甲子園につながる大会ということで、3つの大会、これを3市で隔年開催をしたというふうなことです。それが21年の年を最後にということなのですからけれども、これは事情があって、ファウルボールがとめていた車に当たったりとか、住宅街の屋根に当たるとか、いろんなそういう問題があって、それらについてなかなか回避できない部分、訴訟に至ることはなかったのですけれども、そんなこともあって、あそこではもうこれからは無理でしょうというふうなことであったかなというふうに記憶をしているのですけれども、た

だ先ほどもお話ししましたとおり、名寄市での歴史というのは、これはもう本当に悲しい結果ではありますけれども、名寄支部だけがまだ全国で唯一甲子園に行っていない支部なのです。ただ、野球少年は甲子園を目指して日夜練習をし、頑張っているということです。そんなこともあって、何とかやはり周りで盛り上げていかなければならないのではないかと。その中にやはり市民の方たちが見に来て応援をしてくれる。これは、勇気にもつながるわけですし、今後の教育の上での情操教育に欠かせないものというふうに認識をしているところでありまして、何とか名寄で開催ができないかなという部分では、合併をいたしまして名寄市立風連球場があります。風連球場の部分について言えば周り全然、本当に環境がある意味整っているということも含めて、最低限のラバーフェンスの改修を行えば何とかなるのかなと。ただ、両翼90メートルということ、小さい。名寄市営球場もそうですけれども、両翼90なのです。ですから、それは95くらいに、土手のほうを削ってやらなければならないのかなというふうには思いますけれども、そういう改修が行われることによって名寄市で大会することが可能になるという部分かなというふうに思いますけれども、それらについてのお考えをお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたように、私も名寄支部から甲子園に出場することはやっぱり昔からの願いだというふうに思いますし、多くの市民の方がそう思っているというふうに思っております。

先ほどの答弁でも述べましたけれども、市営球場については住宅街にあるということで、ファウルボールとかを受けるフェンスをつけるといったら何メートル必要なのかちょっとわかりませんが、かなり高いフェンス、フェンスではなくてネットですね、が必要だというふうに思いますし、駐車場も本当にあそこ少ない状況の中で、多

分高校野球とかやるなら観覧者も含めて相当の人が来られるというふうに思いますので、そういった面では施設整備なり、そういった駐車場の整備等余り現実的な部分ではないのかな、スペースも含めて。そういう面では、今議員が言われたように風連球場においては周りの環境を含めて、そういった広さも含めて当然あるというふうに考えています。まだこれまで風連球場のラバー化であったり、そういったものの協議検討はしたことはないで、新たな発想ということで今後研究、調査していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても先ほどの高野連からの要望の中でも両翼を広げてほしいという、議員からあったように90メートルでは狭いということだと思っておりますけれども、そういった要望も入っておりますので、いずれにしても施設改修も伴うところでありまして、あそこの観客席も含めて大分老朽化しているという、そういった面ではやるときにはやっぱり総体的な改修もあわせてする必要があるのかなと思っておりますので、そうすると大幅な財源も必要というふうに思っています。先ほども申し上げましたけれども、各種スポーツ施設が老朽化している。それはスポーツセンターを初めいろんな施設が老朽化していて、各スポーツ団体からも要望が出されている状況でありますので、総合計画の中では体育施設の施設整備というふうになって、個別の整備については毎年のローリングの中での調整というふうになってくると思っておりますけれども、その中でも市営球場の部分もどうしていくか等も含めて協議をしながら、今後ほかの施設もあわせて対応について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） なかなか答えづらい部分もあるのかなというふうに思いますので、理事者のほうにお聞きをします。

今名寄高校と、それから産業高校野球部員の生徒たちは、シーズンオフに小学校から中学校、高

校へと野球を続けてほしいという願いを込めて野球教室を開催をしています。そんな実態がある。それから、杉並さんの御厚意もあって台湾との交流ということで、中学生の交流親善野球も進めていっちゃるというふうなこと、これら含めて競技力の向上でありますし、青少年の健全育成という観点に立って、やはり市民からの要望も強い名寄市での開催というふうなことになれば、当然施設の改修ということが大きな問題になってくるということではありますけれども、現実今8校しか名寄支部には高校野球のチームがないのです。今後減少も含めて、チーム数の減少にもつながるのかなというふうに危惧される部分もありますし、いち早くといいましょうか、早い対応をしなければ、半永久的に名寄市での大会は無理なのです。ですから、少しでも早い改修を含めて、その辺どんな改修方法を含めてお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄支部という名前がついている地区が甲子園に出場していないと。それは、多くの地域住民の願いでもあり、そうした野球ファンの声もたくさんお聞きしているのは私も承知しております。一方で、全体の施設整備あるいはどこにお金を配分するかというのは、名寄市全体で見えていかなければならない問題であるということもぜひとも御理解をいただきたいというふうに思います。

今風連のお話もありましたけれども、風連から走って車で15分すると土別のふどう球場に到着するのです。そうしたことを考えたときに名寄支部だから名寄で絶対開催してほしいということが、そのことも含めてそのことが本当に甲子園球児を育てていくことにつながっていくのかということも、そこは議論が分かれるというか、しっかりと議論していかなければならないところなのかなというふうに思います。いずれにしても、台湾との交流をしっかりとやっているのも、高校から、

何とか名寄から甲子園球児を出したいという思いがあるし、我々もそれを願っているということでありますので、それこそ本当にもっと違った角度からいろんな施設整備のやり方もあるのかもしれませんが、そこは塩田議員の専門的な見地も教えていただきながら、どういう方策がとれるのか、ぜひともここは研究をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） ちょっと意外な答えが返ってきたのですが、そう言われれば時間的な問題は確かにそうかもしれません。しかしながら、名寄市民の中でこの2つの高校があってしっかり頑張っているというふうなことで、地元の子供たちを地元で応援するというのはごくごく当たり前のことだと私は認識していますので、そういう改修に向けて知恵を出して何とか結びつけていただきたいと要望して終わります。

それでは次、続いて農業のことに関してお聞きをいたします。25年、26年と2人ずつ、今採用されて農業支援員として研修に入っているということで、当初の計画では6人、3年間の研修というふうなことになりますから、二三が六ということで6人で回して行って、やはり農業の担い手不足というのでしょうか、それらの解消も含めて計画をされてきたのかなというふうに思っているのですけれども、現実お答えをいただいた中で27年は3名いっちゃって取り下げになってしまった。28年についても今のところはというふうなことですから、そうするとこれで制度的なものについては終わるということではないと思うのですけれども、何とかしっかり名寄市をPRをして、名寄市で農業してみませんかというふうな形で進めていくものなのかなというふうに思っているのです。それで、先ほどたしか札幌、それから大阪、東京、名古屋、こちらでそういう説明会等々開催をしていると思うのですけれども、このときに、名寄市には新規就農者で今既に農業をされている

方おります。やはり実際に自分たちが思いを持って名寄に来て、研修を積み重ねて新規就農者として農業をしている。この人たちがやはりPRをするその会に参加をして、求めにいろいろ伝えられることというのはあると思うのです。そのようなことは考えることはありませんか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 地域おこし協力隊のPRも含めてということだと思いますけれども、過去にそういった方は今現実に地域おこし協力隊で活動されている方も御一緒に行っていたいたケースはございます。当然実際に就農された方が一緒に行くというのは、やっぱりそれだけ面談をする中でも当然よいことだなというふうには思います。そんなことで、どういった方法ができるのかは少し検討させていただいて、そんな方向もやっぱり十分検討させていただきたいなと思います。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） せっかくこういう国がつくっていただきたい制度ですので、しっかりやはりそれを使い切っていくというのも大事なかなというふうに思っていますので、ぜひそういう努力よろしくお願いをしたいと思います。

それから、米政策に関してなのですけれども、30年産米から国が関与しなくなるということで、生産者や、それから系統等、これは需要と供給のミスマッチをなくすのだ、米余りをなくすという対策のもとというのもこの改革の中にあるのかなというふうに思うのですけれども、実際農家経営って水田農家を経営されている方についてはやはり心配な部分というのはあると思うのです。ですから、その辺についてやはり国の先ほども30年から7,500円というのはなくなるというふうなことです。それに見合うものがどんなふうにして出てくるのかわかりませんが、現状農家経営にとっては痛手な部分があるのかなというふうに思っていますので、そこら辺も情報をしっ

かりとって、やはりスピードを持って農家さんに伝えていくというふうなことは大事なのかなというふうに思っています。そういうことで、やはり農家さんの所得を守るという立場に立って、国の政策ではありますけれども、道とも連携をとってしっかりとした対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、モチ米に関してなのですけれども、昔はモチ米の部分についてはランクづけというのがあって、名寄市はたしかAランクに登録されていて、今ランクづけというのはないのですか。ランクづけというのはなくなったのですか。ランクづけによって水張り面積というのは決まってくるのです。下位のほうというか、基準の低いほうから高いほうに売れる米をつくる、いい米をつくるというところには水張りをふやすという、そういう対策がたしかあったと思うのですが、今どのようになっているのかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） モチ米の配分につきましては、出荷量だとか、いろんな成分だとか四つ五つの項目がございまして、それらを総じて配分される仕組みになってございます。それで、先ほど申し上げましたけれども、その配分の中で、国は一定のそういった部分で配分は来ますけれども、今でも生産団体が一定関与して、自主的なり、そういった部分で需給を見通して調整をして、北海道段階ではことしはこのくらいでいこうという数値を現実に作付をしているという状況です。特にモチ米も含めてなのですけれども、水張りという意識はやっぱり地域ごとに相当強い部分がございます。そういった意味では、加工用米というのが希望すればつくれるということになっているのですから、総じて今水張りは変わらない状況の中ではきております。そういった状況にございまして、あとは配分が名寄に来る量がどうなのかということでございますので、いずれにしても加工米になると少しお安くなるということがありま

すけれども、それは道なりの関与の中で一定の支援をして水張りを確保しているという状況もございますので、当面はそういった取り組みになるのかなというふうに思っております。ただ、30年から7,500円の支援がなくなるということは非常に大きいというふうに思っています。いわゆる肥料1回分がなくなるという感じになると思うので、そういった意味ではJAも含めた生産団体も30年度に向けて今ちょっと課題だということを認識しておりますので、今後そういった部分で検討を協議してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） やはり農家さんを守っていく行政としてしっかりした対応をお願いをしたいと思っております。要望としてお願いします。

それでは最後に、日進地区の再整備基本構想についてお聞きをいたします。当該施設については、日進地区全体といましようか、平成4年にピヤシリヘルシーゾーン構想といましようか、基本構想ができて、そして健康増進、それからレクリエーションにかかわる部分として施設ができてきた。そこに道立のサンピラーパークもあそこにできて、一体として日進の今後のというふうな方向性を一応出してきているのではないかなと。その中で25年に再整備構想を打ち立てたと。庁内検討委員会の中で議論をされて、そしてきたというふうに思いますが、これまで指定管理者である名寄振興公社のほうからの例えば要望とかいうようなのはなかったのかどうかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今塩田議員のほうから御質問ありました指定管理者であります振興公社のほうからの要望ということに関してなのですが、なよろ温泉サンピラー施設自体が平成9年にリニューアルされたということで、約10年過ぎると大体ボイラーとか各種器具等が経

年劣化により修繕をする機会がふえてきたということで、また利用者の方も当然施設等が古くなると要望としてこういった温浴施設の改善等を望む声も聞こえてきたということから、実はリニューアルしてから約10年以上、11年経過した段階で、平成21年11月に本市から振興公社のほうに温浴施設を初めとするサンピラー施設全体のリニューアルに向けた検討をしていただきたいということで依頼をさせていただきました。その中で振興公社の中でその市の依頼を受けまして、振興公社内で改修プロジェクトチームを設置し、48項目の改修案をまとめ、平成22年3月に市に報告をしていただいたというような経過があります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） というのは、実際に9年にホテルサンピラーができて上がって、21年の年に行政のほうから指定管理者である名寄振興公社のほうに逆に提案といましようか、されたというふうに理解をされているのですか。それに対して23年に回答が来たということですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○9番（塩田昌彦議員） 22年、わかりました。実際に振興公社も9年はずっと経営は安定をしていたというふうに認識をしているのですけれども、やはり10年を経過したところから、いろんな要素があったと思うのですけれども、経営が少しずつ、少しずつ好転していったというふうな状況なのかなと。その中で22年にそういう回答が出てきた。その回答をもとに、要するに行政としてどういう判断をされたのかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今の御質問のありました振興公社のほうから市のほうに報告をいただいた内容につきましては、大きく分けて3つの分類された要望がされました。1つ目が先ほども言いましたように温浴施設のボイラー等も古くなってきたということも含めて、温浴施設の改修

及び露天風呂の新設に関するものが1つであります。2つ目が冬のスキーヤーが食事をとるスキーレストラン等の改修についての内容が2つ目であります。3つ目につきましては、サンピラー温泉施設の全体の短期間のうちに修繕をしないといけない箇所を指摘した部分と、こういった大きく分けて3つの要望事項がまとめられて報告いただいたといったところになります。このうち3番目の短期間のうちに修繕が必要な事項につきましては、報告いただきまして毎年市と振興公社が協議をさせていただきまして、計画的に修繕を実施させていただいたというところでありまして、残り2つの要望事項であります温浴施設の改修や露天風呂の新設、またスキーレストラン等の改修等につきましては、多額の財政負担を伴うこと、またそれらにつきましては将来ビジョンや利用客にかかわるターゲットにより改修、新設させる構造物も当然変わってくるということを含めて、振興公社のほうから報告をいただいた中には先ほどの1点目と2点目についてのビジョンやターゲットまでの部分については項目の中に触れられていなかったということで、次の段階として振興公社と当市、市の担当職員が交えてそのことについて協議していくというようなことになりました。その協議をしていく中で、当然のことながらサンピラー温泉にかかわる修繕等にかかわる部分も出てきたのですけれども、日進地区全体として、ほかの地区、健康の森の部分も含めて設置はしてある施設についても経年劣化による修繕する箇所がふえてきたということで、温泉施設だけではなく、日進地区全体に設置してあるさまざまな施設の整備をどのように方向づけしていくかについても検討するべきだということから、振興公社も含めた中で日進地区にかかわる横断的な庁内検討組織を設置し、日進地区の再整備基本構想の議論をするに至ったという流れになっております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 今のお話を聞くと、振興公社のほうから3点にわたって大きくこのようにしてほしいと言ってきているものと今回株式会社マックアースから指摘されていることと比較的似ている部分かなというふうに感じたのです。もっと早くに対応できていたとすればもっともっと状況は変わってきたのかなというふうに認識をするのですけれども、これを今どうのこうのと言っても仕方がないといえば仕方がないことなのかもしれないけれども、やはりそういう受けとめという部分でいうと、しっかりしたまともな受けとめ方と言ったらおかしいですけれども、そういうふうにしてきたとすれば、再整備計画についてもそうですけれども、もっと早くにできたのではないかと思うのです。おかしいですよ。9年から25年って16年たつのです。先ほどお話ししたら、リニューアルから10年とか言っていましたよね。ですから、そういうことも含めてしっかりしてほしいなということがまず1つ。

それから、もうこの前の議員協議会でないし、何だかのときにも説明を営戦のほうからいただきましたけれども、今いろんな取り組みをしているのだという中で、それこそ外国人のお客さんが雪質がいいということで実際に来ています。ということは、それだけここに来ようとするお客さんがいるということですから、一日でも早い計画を立てて、そして整備をして、迎える体制を整えなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 日進地区の整備については市長から説明したとおりなのですが、この間の議論の中でも日進地区のありようについてはスキー場も含めて経年劣化が著しいということもあって、実際平成22年の年に振興公社から上がりました改修計画については、財源にかかわる部分がかかなり厳しいだろうということで、国の動向を踏まえて有利な補助金だとか、あるいは有利な起債等々を参酌する時期に入ったなという、そうい

うことも含めて全体的な考え方をしっかり示していかねばいけないなということで、それから22年から数年かけて最終的にマックアースによる整備にかかわる考え方等々もいただいたところでもあります。それをもとに今後のなよろ温泉サンピラーのあり方については総計の個別事業の中でしっかり対応していこうというふうに思っていますので、塩田議員のお話のあったことについては、これまでの対応等々のおくれについては率直に私も認めたいと思いますので、そこは今後の対応をしっかりとやっていきたいというふうに思っていますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひします、一日でも早い解決を。

それでは、もう時間もないので、要望ということで、このことに関する議論としては、市民の中の要望は露天風呂をつくってほしいという要望が多いというふうに御答弁いただきました。ただ、あそこ虫がすごいのです。半端ではないぐらい虫いるのです。ですから、そのことも含めて、露天風呂がいいのか、何か別な方法があるのかも検討してほしいし、それから阿部雅司さんというアドバイザーが名寄市に来ていただきましたので、やはりその人のいろんなところでの経験ということも含めて、これから合宿に対する対応もしなければなりませんから、そのこともしっかり受けとめて協議をし、早い建設といいましょうか、改修をして、お客様を迎えるというような形に進めていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時15分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 口 京 二

署名議員 熊 谷 吉 正

平成28年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成28年6月16日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 長 松 島 佳 寿 夫 君
事 務 局 長
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支 援 室 長
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（17名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 東 川 孝 義 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
6番 奥 村 英 俊 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

1番 浜 田 康 子 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員

11番 山 田 典 幸 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

EN-RAYホールの有効活用について外2件を、高野美枝子議員。

○7番（高野美枝子議員） 皆様、おはようございます。ただいま議長より指名をいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

芸術文化の新殿堂として名寄文化センターEN-RAYが昨年5月に開館、1年が経過しました。文化センターに大ホールは市民長年の願いであり、芸術文化の振興、生涯学習の新たな拠点として期待されてスタートし、さまざまな取り組みが進められているところでございます。大項目の1、EN-RAYホールの有効活用について、小項目1、これまでの利用実績をどのように総括されておられるのか、今後の課題と考えることについて、小項目2、高齢者、障害を持つ方などホールに向くことが難しい方に向けた文化のアウトリーチも行っているところでございますが、今後どのような対応を考えられておられるのか質問いたします。

また、この地域には士別市朝日町、サンライズホール、美深町、COM、士別市、下川町と類似

規模の施設もございます。北の星座音楽祭など近隣市町村との連携も進みつつあると考えます。交通手段を持たない方もひとしく広域的に文化に取り組む機会づくりとして、送迎に乗り物を用意するなど、小項目3、近隣施設の連携について、名寄市における、小項目4、文化芸術の向上を目指した取り組みについて質問いたします。

名寄市立大学は、5月28日に開学10周年を迎え、記念式典が盛大にとり行われたところでございます。大項目の2、名寄大学の将来展望について質問いたします。今回今まで設置されていた道北地域研究所と地域交流センターを統合したコミュニティケア教育研究センターも開設されたところでございます。小項目1、その目指す姿について質問いたします。

私が議員になった26年第2定例会での初めての一般質問は、市内の雇用状況について、就職状況についての質問でございました。大学の看護師の市立病院への就職が1名と回答をいただき、思わずえっという驚きの声を上げてしまいました。市民の方からは、大学があるから市内の看護師、介護士、保育士確保は大丈夫と聞かされていたものですから、本当に意外でした。その後大学関係者、学生、市民の方からいろいろな考え、また教えや声をいただきました。改めて小項目2、平成27年度の就職状況と奨学金貸与制度について質問いたします。

現在建設中でございます、小項目3、大学図書館を有効に活用する取り組みについて、またそのことを受けまして、小項目4、地域に開かれた大学とするためについて質問いたします。

次に、大項目の3、高齢化社会に適応したまちづくりについて質問いたします。議員になりました日中の市内を歩いていますと、高齢の方の姿ばかりです。今まで仕事をしていましたので、改めて名寄にもこんなにもたくさんの高齢の方がいらっしゃるのだということを再確認しています。健康に不安がある、今までできていたことができな

くなってしまった、年を重ねるごとに除雪や庭の手入れがづらくなってきた、来年これ以上悪くなったらどうなるのか心配だ、ことしでこの家に住むのが最後かもしれないなど、困り感を持つ高齢者が不安を抱えて毎日を送っていらっしゃいます。厳しい戦後を生き抜いてきた人生の先輩たちはなかなか愚痴や不満は言いませんが、何回かお伺いしたり、お話をお聞きすると、本音でしょうか、不安を口にされます。そんな名寄市における小項目1、高齢者の現状と具体的な対応について、小項目2、高齢生活困窮者の支援、対応について、小項目3、高齢者の見守りについて質問いたします。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） おはようございます。ただいま高野議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1につきましては私のほうから、大項目2につきましては大学事務局長から、大項目3につきましてはこども・高齢者支援室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、EN-RAYホールの有効活用について、小項目1のこれまでの利用実績と課題についてお答えをいたします。EN-RAYホールを中心とする名寄市民文化センター西館は、昨年5月9日のオープン以来、昨年度末時点で4万6,000人を超える来場をいただき、うちEN-RAYホールでは3万5,000人を超える方々に御来場いただけてきました。また、休館日を除いた稼働率は71.1%となっており、平成22年度に財団法人地域創造が行った調査による全国のホールの平均稼働率60%を大幅に上回ることができました。さらに、ホールの自主事業や提携事業として開催いたしました25事業には約6,900人の御来場をいただくとともに、市民劇を初めとする市民手づくりの事業や学校、福祉施設へのアウトリーチも積極的に取り組んできており、多

くの市民の皆様にホールに足を運んでいただける機会や舞台上がっていただく取り組みを一定程度進めることができたと考えております。

2年度目となる本年につきましては、市民みずから実行委員会を結成し、実施する事業が多く企画されており、市といたしましても各実行委員会との連携事業や自主事業として昨年度と同じ程度の事業数を予定しているところであります。また、ことし1月に開催した北海道農民管弦楽団名寄公演会の開催を機にNPO法人日本少年少女オーケストラ協会北海道・東北支部長の助乗慎一氏から事業などへの支援をしていただけることとなりました。このことにより、本市に日本最北のオーケストラとしてジュニアオーケストラの立ち上げを目指した市民講座、バイオリン体験教室を開催する運びとなりました。本年度は、1年目の取り組みからさらに発展した文化芸術事業を進めてまいります。

一方、課題といたしましては、初年度と比べ本年度予定をしている事業に市民参加型の事業が少ないことであると考えております。今後におきましても市民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を創出するとともに、一人でも多くの市民が舞台上がること、みずから文化活動に参加していただける機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の高齢者、障がい者等への対応につきましては、昨年度においては6月のEN-RAYホール開館記念事業にあわせて札幌交響楽団員による障害者施設への慰問を行ったほか、2月にはピアノのデュオ、トロイメライのコンサートにあわせて社会福祉協議会との連携により総合福祉センターにおいて高齢者介護施設や障害者支援施設を利用されている方などに向けてアウトリーチコンサートを開催してきているところであります。また、どなたでもお気軽にEN-RAYホールへ足を運んでいただける機会づくりとして、EN-KANと名づけたホールでの無料コンサートを2回開催したほか、ハワイエを活用した自由

来館型のコンサートを開催してまいりました。今後におきましても多くの市民の皆様がひとしく文化芸術に触れ、心豊かな生活を送っていただける取り組みを継続して進めてまいります。

次に、小項目3の近隣施設との連携についてですが、本年1月に名寄市、下川町、美深町、音威子府村で構成する北の星座音楽祭組織委員会が立ち上がりました。本市においては、これまでも広域連携の取り組みとして北の星座音楽祭を通じて質の高いクラシック音楽の鑑賞機会を設けているところであり、今後においても近隣市町村等と連携しながら、地域としての文化芸術の振興を図ってまいりたいと考えております。広域連携による取り組みの一環として、5月に美深で行われました世界的バイオリニストの庄司紗矢香さんのコンサート前日に本市のバイオリン教室参加者等が庄司さんのリハーサル見学と対話の機会を持っていただくことができました。

市外から文化芸術事業来場者への交通手段の確保としては、昨年度北の星座音楽祭のコンサートに近隣町村から運行するバスを用意したことがありますが、利用者はありませんでした。今後は、各町村で開催される北の星座音楽祭コンサートへの交通手段の一つとして、送迎バスの利用のあり方などについて各町村と相談してまいりたいと考えております。

次に、小項目4の文化芸術の向上を目指した取り組みについてですが、ENRAYホールを拠点として地域に根づいた文化芸術を育てるために、現在NPOと連携し、ジュニアオーケストラの立ち上げを目指しております。この取り組みを単発的なものとするのではなく、青少年の健全育成も含めて長期的な視点に立ち、活動の支援を行ってまいりたいと考えております。さらには、幅広い世代の方々が文化芸術を鑑賞するだけでなく、ワークショップやアーティスト交流を織りまぜながら、自主企画事業の展開に努めるとともに、多くの市民が舞台に上がることのできる機会の創出に

も努めてまいります。

また、ENRAYホールは市民のコミュニティの醸成の場としても位置づけられていることから、交流スペースに絵本や知育玩具を整備するとともに、ロビーコンサートなどにぎわいの創出にも取り組んでおり、ホワイエ空間においても日常的に児童生徒が勉強したり、市民の交流の場として活用していただいているところであります。今後におきましても文化芸術の拠点、市民のコミュニティの醸成の場として、さらに市民の皆様方に身近な施設と感じていただけるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目2点目の名寄市立大学の将来展望について申し上げます。

初めに、コミュニティケア教育研究センターの目指す姿について申し上げます。本学では、地域社会の教育的活用と地域資源の推進などを目的に道北地域研究所と地域交流センターを設置し、さまざまな活動を行ってまいりました。御案内のとおり、本年度両組織の機能を発展的に統合し、新たな教育、研究及び地域貢献の拠点としてコミュニティケア教育研究センターを設置いたしました。本センターは、地域との連携、協働により保健、医療、福祉、保育、教育、産業振興、加えて地域活性化等に関する課題解決に取り組み、地域貢献に資する教育研究活動を行うことを目的としています。センター開設後2カ月半が経過いたしました。既に教育研究、地域交流に関する多くの問い合わせや御相談を多くの皆様からいただいております。改めてセンターの果たす役割と責任の大きさを感じているところであります。今後もセンターが地域の課題解決に資する研究の拠点、ケア専門職の継続教育や市民の皆さんの生涯教育の拠点、地域交流や地域活性化に資する活動の拠点となるべく積極的に取り組んでまいりますので、御理解

と御協力をお願いいたします。

次に、平成27年度の就職状況と奨学金貸付制度について申し上げます。平成27年度は、大学、短期大学合わせて185名の卒業生を輩出いたしました。そのうち就職を希望した学生は176名で、3月末で175名が就職を決定し、99.4%の就職率になりました。就職地域を見ますと、市内に就職した学生が16名、そのほかに道内に117名、道外に42名、比率で申しますと就職決定者の76%が道内に就職をしております。

次に、奨学金の利用状況についてであります。平成27年度の卒業生の63%が日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けておりました。日本学生支援機構が公表している平成25年度の貸与実績では、全国の大学生256万2,000人に対して38.5%の貸与率であることから、本学学生の利用状況の高さがうかがえますが、その要因は家庭の経済状況のほか、親元を離れてのひとり暮らしによる負担に起因しているものと思われまます。また、学生支援機構以外の奨学金には北海道による看護職員養成のための修学資金、名寄市立総合病院を初めとした医療機関による学資金のほか、自治体による奨学資金があります。いずれも就職を前提に貸し付け、就職後一定期間勤務することで免除する制度で、卒業後の進路目標を明確に持っている学生が利用しているものと思われ、主に看護学科の学生が利用しています。

次に、図書館を有効に活用するための取り組みについて申し上げます。御案内のとおり、図書館は平成27年度から2カ年の工期で建設工事に着手し、平成29年4月のオープンに向けて現在工事を進めております。新図書館を有効に活用するための取り組みについて、まず学生の利用に関する取り組みから申し上げます。大学図書館は、大学における学生の学習や大学が行う高等教育及び学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤の役割を担っており、ハード面のみならずソフト面の充実も求められております。文部科学省からは、

大学図書館に求められる機能、役割として学習支援及び教育活動への直接の関与が提言されており、特に学生の主体的な学びを実現するため、図書館の学術情報基盤をもとにして共同学習、ITを活用した学習が行える総合的な学習環境の場を提供するラーニングコモンズの導入が重要とされております。新図書館の1階にはパソコン室やプレゼンテーションスペース、オープングループワークスペースなどラーニングコモンズ導入の環境が整備されておりますので、今後先進地の状況等を踏まえて導入方法や図書館スタッフの専門性の確保等について協議検討してまいります。

次に、市民の皆さんなど学外の方の利用について申し上げます。従来から大学図書館は学外の方の利用に制限を設けておりませんが、利用者は少ない現状です。今回新図書館のオープンに伴い、これまで2カ所に分離されていた図書室が統合されること、コミュニティケア教育研究センターが新図書館1階に設置されること、平成30年には図書館北側に新棟が完成することなど、従来以上に学外の方が利用しやすい環境が整うものと思われまます。今後オープンまでのおよそ9カ月間整備しなければならない課題は多岐にわたりますが、市立図書館との連携などを含めて、新図書館が学内外を問わず利用しやすい施設となるよう環境の整備に努めてまいります。

次に、地域に開かれた大学とするためにについて申し上げます。大学は、地域社会の知の拠点として地域住民の生涯学習や多様な活動を支えると同時に課題をともに解決し、その活性化や新たな価値の創造への積極的な貢献が求められております。また、こうした取り組みを継続して実施することで、大学が地域などに支えられる機関として確固たる地位を築くことにつながっていくと考えております。本学は、社会保育学科の設置によりまして栄養、看護、社会福祉、社会保育とまさに子供から高齢者までケアのあり方を幅広く研究できる学科構成となり、地域が抱えている少子高齢

化などの問題に教育研究などを通して幅広く取り組める環境が整いました。本学のこれらの特徴を生かしながら、新たに設置したコミュニティケア教育研究センターを核として、これまで道北地域研究所で行ってきた市民公開講座などの事業を継続実施するほか、地域のさまざまな課題解決に向けて関係機関や地域住民の皆さんと連携しながら取り組んでまいります。また、現在大学のホームページのほか、地元紙や名寄市の広報における大学情報欄の中で本学の教員や学生の情報を発信しておりますので、今後も引き続き教員や学生の地域での取り組みや活動、大学の現状等を発信し、地域に親しまれ、応援される大学づくりに努めたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目3、高齢化社会に適応したまちづくりについて、初めに小項目1、高齢者の現状と具体的な対応について申し上げます。

本市における平成28年5月末の高齢化率は31.01%で、新市発足直後の平成18年5月末と比較いたしますと総人口が3,183人減少した中、高齢化率は6%の増加、65歳以上人口だけを見ますと942人増加している状況にあります。このような中、本年4月末の数字となりますが、高齢者の単身世帯は2,518世帯、要介護、要支援認定を受けている方は1,633人、要介護、要支援認定を受けている中で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上と判定されている方が959人と高齢化に伴う疾病や生活上の不安を抱える方が増加しております。高齢者の総合相談を受け付けております地域包括支援センターにおいても相談件数が毎年増加しており、昨年度には1,462件の相談を受け付けているところでございます。

平成29年4月から事業を開始いたします介護予防・日常生活支援総合事業では、いわゆる団塊

の世代が75歳を迎える平成37年に向け、生活支援、介護予防サービスを地域の実情、ニーズに合わせ多様な主体から提供できるようにすることが求められております。本市におきましても現在生活支援等サービスネットワーク会議において新たな通いの場の仕組みづくりについて検討を重ねております。高齢者への生活支援のみならず、社会参加を促すことにより、年齢や心身の状況などが変化しても生きがいを持って生活ができ、介護予防につながるという考えのもと、よりよい制度となるよう準備を進めてまいります。

次に、小項目2、高齢生活困窮者の支援について申し上げます。本市では、地域包括支援センターにおいて高齢者の総合相談を受け付けており、認知症に関する相談を初め、高齢者の生活全般にわたる相談に対応しております。また、高齢者御本人からの相談だけではなく、御家族や地域の民生委員児童委員からの相談も数多く寄せられているところですが、議員の御指摘の家族や地域とのかわりが希薄なことにより相談につながることに時間のかかるケースもございます。本市においても昨年度から「もの忘れ“めやす”チェックリスト」を65歳以上介護保険第1号被保険者の方々に配布することにより、認知症の初期段階を個人並びに家族の方と気づきが得られる取り組みや町内会や職場などの地域の方々に対して認知症サポーター養成講座や介護予防教室などを開催することにより、地域による見守りの輪を拡大していくとともに、その輪をもっと大きくしていくことと若いうちから気づきを得ていただくきっかけとするために大学生や小学生などの学生の皆さんにも講座に参加をしていただいているところです。

また、電気、ガス、灯油、水道事業などのライフライン事業者や郵便、新聞、宅配事業者などの皆様が自宅に訪問した際に気になる点があった場合に地域包括支援センターに連絡をいただく名寄市地域見守りネットワーク事業を平成24年度から運用しているところです。家族での支え合いや

地域での助け合いの希薄化が進んでいる中、家に閉じこもりがちで外部との関係を好まず、自宅から外出したがないひとり暮らしの高齢者の方もおり、それぞれ複合的な課題を抱えていることから、経済的だけでなく、生活面の支援も必要と考えているところです。また、今月には民生委員児童委員の皆様の御協力をいただき、ひきこもりの実態アンケートを実施する予定となっております。その結果を十分検証していくとともに、行政や民生委員児童委員、福祉関係機関、町内会やボランティアなどによる支援の対象となる高齢者の早期発見や見守り、相談支援につながる体制の構築を地域支援事業の重要な課題として、体制整備について生活支援等ネットワーク会議において検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、高齢者の見守りについて申し上げます。高齢者の見守りにつきましては、公共、民間によりさまざまな形で実施をされており、民間では警備会社等における見守りサービスなども提供されているとお聞きしているところです。本市におきましては、公共的な見守りについては町内会を初めとする地域の皆様のお力をおかりしながら、主に行政や社会福祉協議会において実施をしております。1つには、町内会ネットワーク事業でございまして、名寄市社会福祉協議会において本市の協調事業として実施をされている事業で、町内会において地域での生活に不安を抱えている世帯に対し、訪問、声かけ活動を行うことを必須として展開をされている事業で、昨年度実績では58町内会で実施をされているところです。

2つ目には、救急医療情報キット命のカプセル交付事業でございまして、自宅で高齢者が救急車を呼んだとき、救急隊員に治療中の病名や服薬中の薬、緊急連絡先などの必要情報を伝えるため、平成22年度から各町内会や民生委員児童委員の御理解と御協力のもと、必要な高齢者に利用を進めていただいている事業で、登録者は昨年度末1,140人となっております。

3つ目には、平成20年より交通機関や町内会、警察署等と連携を図り、徘徊による事故を未然に防ぐことを目的に実施しております名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク事業で、本年6月現在54名の登録となっております。昨年度におきまして高齢者が未帰宅であると家族が名寄警察署に通報し、同署より捜査協力を求められ、SOSネットワークとして対応した件数は5件でございまして、健康福祉部を中心に捜索班を編成し、市内を巡回、商店や交通機関の協力事業者に行方不明者の特徴などを直接周知、協力依頼したほか、市職員には庁内掲示板による周知、協力事業者や町内会による協力をいただくなどのSOSネットワークを発動させ、幸いにも全員同日に発見、保護されているところです。

4つ目には、小項目2においてもお答えしました名寄市地域見守りネットワーク事業でございまして、昨年度の実施状況では生活関連事業者や地域の方から5件の御連絡をいただき、うち1件は残念ながら御遺体で発見されましたが、死後早期の発見であったとのことでした。現在事業の協定を締結している生活関連事業者は16事業者となっており、地域や通常業務中の見守り強化に御協力をいただいているところです。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人がますます増加していく中、市の体制だけではなく、地域の方や関連事業者の見守りと御協力を今後もいただきながら、異変に早期に気づく仕組みや体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） それぞれ答弁をいただきました。順番に沿って再質問させていただきます。

EN-RAYホールの有効活用にということで再質問させていただきます。先ほど北海道農民管弦楽団、名寄公演を通じてジュニアオーケストラ、バイオリンですね。体験教室を開催するというこ

とになったということですが、応募者もかなり多くて、名寄でバイオリンを習えるということで、すぐ子供たち、また御両親も喜んで参加されているというふうにお聞きしております。そのことについてなのですけれども、一度いらしたそういう方たちと今後どのような交流を進めていくのかということです。また来てみたい、このホールがすばらしい、そういうふうにおっしゃられる出演者の方も数多く拝見しているところでございますけれども、1回ではなくて次につなげる、このような取り組みについてどのように考えているか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま昨年も各種事業を行った中で出演者といいますか、アーティストの方、多くの方に来ていただいて、その方との関係をつくりながら、今後も継続して名寄市のためにまた来てもらうような、そういった体制づくりということでお話でありました。当然私もそういった方を受け入れするに当たっては、当初は素人というか、なかなかどうしようにやっというかわからない部分もありましたけれども、いろいろほかのホールの情報を聞きながらそういう人たちにどういうおもてなしをして、心地よく演奏なりしてもらえるか、そういった体制づくりも日々努力をしているところであります。そして一方で、今言いましたようにそうした方々からもホールについては高い評価を得て、皆さん帰られているところであります。今回バイオリンの関係で助乗氏の話もされましたけれども、これは名寄市にとっては大きな成果というか、今までバイオリンに触れるというか、身近にできる環境がなかったということで、本当に多くの方に来ていただいて、このこともEN-RAYができての大きな成果だというふうに思っていますし、今言いましたこれまで来てくれた方の中にもアウトリーチという形で、これはステージでやるだけではなくて学校や福祉施設とかに行つて多くの方に聞かせて

もらう、そういったこともそういう人たちとの良好な関係を築き上げる結果だというふうに思っていますので、そういったことも常に今後も考えながら、そして幅広い方に聞かせてもらうような、そういったことも出演者やアーティストの方とも連携をとらせていただきながら、さらに充実して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） バイオリン教室につきましては、もう一回募集していただきたいという声もいただいているところでございますので、子供たちに早くからそういう名寄ではなかなか触れられないものに触れられるチャンスをEN-RAYでつくっていただきたいというふうに思っております。

昨年視察で何カ所か文化センターとか会館にお邪魔したところでございます。その経緯については実にさまざまございまして、その土地柄や人間性もあらわれているような感じもいたしました。ボランティアが大活躍しているところもございましたし、生え抜きの職員が名十年もそこにおいて、本当に地域で有名になっている、そういう方もいらっしゃいました。名寄市文化センターEN-RAYについて、プロデュースの方向、プロデュースされる方について、今始まったばかりでございますけれども、今後どのように考えていらっしゃるのかを質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） EN-RAYホールを開館するに当たって、その事前の協議の中でも事業を展開していくためにどのようなプロデュース、そういった役割を担う人をどうしていくかという議論がありました。1つは、外部人材を登用してやっていくかという話もありましたけれども、最終的にはやっぱりこの地域に根差した文化芸術を進めていくためには、この地域で長く生活していて、さらには運営については運営委託事業者との連携も良好にしていかねばという状況もありま

すので、そういった意味では庁内の職員を登用してやっていくのがいいだろうということで、職員がそのプロデュース的な役割を担ってきているところです。ただ、経験がないこともありますから、佐藤信アドバイザーにも引き続き指導、助言をいただきながら体制を整えて進めているところでもあります。

実際運営するに当たっては、先ほど言いました運営委託事業者のほうにホールの技術的な面だったり、いろいろサポートをしてもらっているわけですが、スタッフについてはどういったことが演出効果できるのか、また来場者に快く来ていただいて、帰っていただけるおもてなしをどうしていくかというものも日々検討しながら進めていく中で、本当に去年からことしに比べて大きくスタッフの動きや対応も変わってきているのかなというふうに思っています。そういった意味では、これは委託業者ではありますけれども、私の立場からもそういったスタッフの皆さんに本当に感謝を申し上げて、これまでの努力に敬意を表しているところでもあります。そういったスタッフと私どもがしっかり連携をしながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、ホールについてはよく最初の3年が、そのホールの格付をされるのが3年で決まるというふうに言われていますので、しっかり今の体制の中で3年間事業展開をしながら、将来的にどういったふうな体制をしていくかというのもあわせて検討していきながら、どうしてもうちら異動で人がかわりますので、そういった対応も含めてどうなのかという検討をしながら、外部人材の登用も視野に入れながら引き続き体制づくりについては検討をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） すばらしいホールでございますし、職員の方も何か夜もいらっしゃいますし、土日働いておられますし、本当に一生懸命に努力している姿を見るにつけ、何とかEN

ーRAYホールが末永く盛大にこの地域で頑張ってもらいたいというふうに思っております。今のところは順調ですけれども、今後においては最初のころは行きましたけれども、だんだん来なくなるという例も多いところがございますので、スタッフも大変でしょうけれども、専任を置くという道もあるかと思えます。ぜひいろんな道を考えながら、よりよいものを選んでいっていただきたいというふうに思います。

次、名寄市は今教育都市宣言をして教育に力を入れているところでございます。教育のまち名寄として文化芸術に今後どのように取り組んでいこうと考えてられるのか、また市民が芸術に触れる機会がふえることによって、どのようなメリット、影響があるのか考えておられるのか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今言われたように名寄市は教育都市宣言を制定しているところであります。その条文では、豊かな心と知性を育み、生涯にわたって生き生きと学ぶことを掲げているところであります。これは、子供たちが質の高い文化芸術を鑑賞し、親しむことで情操を高め、豊かな教養が生まれ、また専用のホールで発表することなどによって音の響きや雰囲気、迫力など体育館では味わえない体験ができること、そのことが感性や創造性を高めることにつながっていくのかなというふうに思っています。そのことは、本当に将来にわたって名寄市が文化芸術といいますか、そういった意識を高めていく素地ができるというか、子供たちがそういった感性を身につけるのは大変重要だというふうに考えていますので、そういったことを重視しながら取り組みを進めてきているところであります。特に教育改善プロジェクト委員会の中では、開館に当たり研究グループの中でどのように活用して学校教育に生かしたらいいかというお話も研究されて、引き続き今もやっていますけれども、そういった中で昨年も各小学

校で機会あれば発表会をあそこで行ったりしています。本年度におきましても劇団四季の御厚意によって8月にはそこで公演を小学校5、6年生に見せていただくというようになりましたし、学校での発表会だったり、小中学校の音楽発表会も実施することとなっているところであります。これは、そういったことによってやっぱり雰囲気も体育館と全く違いますから、子供たちが聞く姿勢であったり、本当にいい音、良質な音を聞く、そういったことが子供たちの将来にとって心豊かな成長にもつながっていくかというふうに思っています。あわせて、子供からお年寄りまでそういったいろんな鑑賞する機会をまた先ほども言いましたけれども、与えることによって、名寄市全体が文化芸術に親しむ、それが心豊かな生活にも暮らしにもつながっていく、そういったことができればというふうに考えていますので、そういったことを思いつつ、今後もENRAYホールを中心とした文化芸術の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 本当に子供っていい音楽を聞くとびたっととまるというか、聞くのです。本当に音楽というのは、芸術というのはすばらしい。そして、この道北のまち名寄にあってすばらしいホールを有効に活用してみんなで盛り上げていく、そのことが大事だというふうに改めて小川部長の思いを聞いた思いがいたします。ぜひぜひ頑張ってください。そして、私たちも応援していきたいというふうに考えております。

次に、大学のほうに移らせていただきます。コミュニティケア教育研究センターの目指す姿ということでございますが、インターネットで結城センター長の4つの夢が書かれていて、これが公表されているわけでございますけれども、大学として時間はかかるというふうに、長い目でというふうに書いていらっしゃるわけですが、やはり非常に期待している市民が多い。もちろん私も期待

しておりますので、その辺についてどのように考えているのか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） センターが開設されて2カ月半ということで、ことしから専任の事務局職員も配置をしております、もといふ嘱託の職員等含めて、本当に問い合わせ等は多くなっているという報告を受けているところでございます。ただ、今までの部分を統合して新たな事業を実施していくのはそのとおりなのですが、何でもかんでも最初からたくさんもやれないものですから、企画運営会議なり学内の連携推進協議会としっかり事業をやるものから1つずつ実施していこうということでセンターの会議なんかで確認をしております。

また、あわせて特に来年度から新図書館のほうに事務局が移りますと、より一層市民の方が来やすくなるのではないかなというふうに考えておまして、そこから交流ですとか、そういうボランティアの活動を通して幾つかその地域に貢献できるといいますか、そういう事業等も生まれていくのではないかなと思っております、特に来年度に向けまして、新たに移った後の活用も今から準備をしていきたいなと思っておりますのでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 市民の期待も大きいわけでございますので、なるべく早く形になるように思っておりますので。

あとは、27年の就職状況をお聞きいたしました。私がお聞きした1名ということよりは非常にふえたわけがありますけれども、このことは努力のたまものだというふうに考えているのか、それともたまたまこういうことになっているのか、どのようにお考えなのか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 地元への就職といいますか、ことしは臨時の方も含めて1

6名ということで、ここ数年で一番多い人数になっております。特に就職に当たりましては、いわゆる実習先、実習というのが学生に与える影響は大事ですので、就職あるいは実習の担当の先生、各学科ごとに学生と連絡をしながら、実習先との協力、あるいは学生のその後の就職につながるような意識含めて充実しているところでございます。引き続きそういうのは充実させて取り組んでいくのですけれども、毎年16名を確保できるかという、ちょっとそこは厳しいかなという部分もありまして、いずれにいたしましても地元に残ってもらえるように学内でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） どうもお話を伺っていると、学生が考えている就職、大学側が考えている就職、市民が考えている就職、受け入れ側が考えている就職は、これはマッチングしているのかないのかというふうに思うのですけれども、そのことについてどのように思われますか。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私も1件1件就職先全部回っているということではありませんので、できるだけ大学側の思い、学生側の思い、その学科の先生方は実習先の担当の先生と協議を行っているところでございまして、その部分については引き続きこれからも誠実に実施していきたいということと今年度から総合戦略で大学を含めた学生の地元定着ということで今取り組んでおりますので、その部分で今年度からはハローワークさん、うちのキャリア支援センターの職員なども入れまして、人材定着化の推進会議というのをつくる予定でして、これからつくる予定なのですけれども、特にマッチングの機会がふえるようにその会議の中では取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 市内では、看護師も

介護士も保育士も大幅に不足しております。そのことについて大学側、また受け入れ側はどのように考えているのか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 大学といたしましては、やはりできるだけ地元に残ってほしいというのはありますので、その部分はこれから引き続きやっていくのですけれども、その受け入れ側との細かな調整については、一番学生がこの職場に残ってみたいなと思っていただけるような実習になるように教員側、学生側、それから施設側との連携といたしますか、そういうのが大切になってくるのかなと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 大学の学生が地元のさまざまな福祉団体等に就職、残っていただくということは大変私たちも切望しているところでありますので、その部分では各実習の受け入れ等を積極的に行わせていただいております。例えば包括などでは授業の非常勤講師として大学とかかわらせていただいたり、また看護学科の総合実習公衆衛生看護学領域の実習施設としての受け入れを行っております。

また、保育所におきましては、児童学科の1年生の観察実習、また2年生の保育実習の受け入れを実施をしております。保育士の補助的な役割としての保育に携わっていただきながら、保育の仕事や声かけの仕方などを学びながら、保育の大切さを実感していただく取り組みを行っております。このことにより地元で定着していただきたいというふうなお話もさせていただいております。

また、保健センターにおきましては、地元の大学生へのアプローチといたしまして、毎年6月、7月に開催されております名寄市立大学就職合同説明会において地域包括センターの職員とともに参加をいたしまして、名寄市のPRや職場説明を行ってきておりますし、名寄市立大学が主催をし

ております名寄市立大学保健師研修会には市立大学の卒業生であります当市の保健師を派遣をいたしまして、保健師を目指す学生を中心に交流、また職場の魅力や募集状況などもお伝えしております。そのような取り組みを通しながら、一人でも多くの学生の方が地元に着定していただきたいというような取り組みをさせていただいております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 市立総合病院といたしましては、近年市立大学からの看護師の受け入れ数もふえてきているということで、大変助かっているという状況でございますけれども、ことしも看護学科の実習については受け入れが始まっておりまして、院内に多くの学生が訪れているという状況が出てきております。病院側としましては、実習の受け入れとしまして病棟の実習につきましては看護師を増員配置して実習に対応するという事としておりますし、多くの医師、それから技術者が大学に出向いて講義を担当するというようなことも行ってきているところでございます。また、採用に向けては大学の合同説明会などにも行かさせていただきますし、これまでどおり学資金のほうも対応性をふやしながら今後も受け入れ数をふやしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 次の質問もでございますので、まだまだ質問したいところでございますが、学生がやはり実習に行ってやめたという、そういうお話もお聞きしているところです。忙しいがために学生にきちっと対応できていなかった事例もあり得るのではないかとというふうに考えておりますし、先ほど奨学金のことをお聞きしたところでございますけれども、やはり多額の奨学金を抱えている学生も多くいらっしゃいます。それで、少しでも給料のいいところ、少しでも待遇のいいところというふうを選びますと、やはりそこに名

寄市が残っていけない事情もあるのかというふうにも考えております。また、母子家庭とか、親のところへ帰るという約束でこの大学を選んだとか、そこにはさまざまな学生の事情がございまして、それを1つずつ丁寧に、就職、このまちに市長がきのうからおっしゃるように、名寄の市民力を発揮して、何とかこの地域に残っていただく、そういう取り組みをしていくことが大切だと思いますし、この地域は本当に素晴らしい人と、自分たちのことを言っているわけではないですけども、素晴らしい人間力があるというふうに私も思っていますし、大学生の方も新聞とか、いろんなところで書いていただいておりますし、市長がきのう大学の、「いずみ」という欄に書いてありまして、きのう東川議員がおっしゃいましたので、多くは語りませんが、そのコピーを持って私回っていましたら、市長もコピー持って歩いていたというような状況で、やはり本当に我がまちがそういうふうによく評価されている。特に親御さんに名寄に行ってよかったと、そういうふうに思っただけの大学になりつつあるということですので、その素晴らしい名寄市で就職しようと親子ともども思っただけのような、そんな取り組みをしていただきたいと思っております。

吉中准教授の「奨学金制度の利用からみる大学生活の実態と課題」、紀要の第10巻でございますけれども、奨学金の問題、今国でもいろいろ政策、返納型でない給付型の奨学金ということも詰められているところでございますけれども、名寄市だけで考えるのも限界があるのかと思っておりますけれども、やはり将来を担う大切な学生をこの地域で大切に育てていくという、そういう姿勢で今後も取り組んでいただきたいと思っております。

次に、高齢化社会のほうで質問させていただきます。3の1です。現状と具体的な対応についてのところで、現在生活支援ネットワーク会議に新たな通いの場、仕組みづくりについて検討を重ねているということでございますが、どのような内

容になっているのか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 生活支援等サービスネットワーク会議につきましては、この間開催しましてから5回開催させていただいております。特に通いの場の検討につきましては6月の初めに第5回のサービスネットワーク会議の中でも検討させていただいているところでございます。意見の中では、厚生労働省のほうで全国的にいろんな身近な場の通いの場の内容を紹介しているものがございまして、その内容を御紹介させていただいた中に委員さんが11名いらっしゃいますので、グループワークの中で名寄市においてはどのような通いの場があったらいいのかというようなことの検討というか、意見交換をさせていただいているところでございます。意見として出ていたところは、多世代交流ができたらいいのではないかと、食事ができる場所があったらいいのではないかとかというような御意見とか、また身近な場所で交流することで、それが見守り体制にもなっていくのではないかとというような御意見をいただいていたところでございます。いずれにいたしましても、本件につきましては来年の4月から新しい総合事業が開始していくわけなのですけれども、この間申し上げさせていただいたとおり、平成37年の団塊の世代の方々がピークになるというところに向けて、この10年間かけて一步一步身近な通いの場というのをつくっていければというふうに考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） たくさん質問は用意してきたのですけれども、やはり自分が気づかないうちにひとりぼっちになってしまって、どうしていいかわからないという高齢者の方もいらっしゃいます。年々できることができなくなってしまって、聞こえていたものが聞こえなくなって、見

ていたものが見えなくなってしまった。それでも仕方ないなとうちの中にいる方が誰にも相談しないで、こんなものかなみたいな、そういう方にどうやって寄り添っていけるかということがこれからの超高齢化社会をこの地域で、人生の先輩としてこの地域を築いていただいた、本当に戦後貧しい中を生き抜いてきた我が母親、父親、また地域の方々、その方をいかに大切に思って接するかがやがては高齢化事業の一番のかなめというのか、大事なところであるというふうに思いますので、今後ますますふえ続ける高齢者のためにぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

最後に、加藤市長に質問いたします。本日は、文化センターEN-RAYについて、市立大学について、高齢化社会に適応したまちづくりについて質問してまいりました。これから超高齢化社会を迎えるわけですが、我がまち名寄市にはケアの未来を開く大学があり、そしてアーティストが素晴らしいホールですと絶賛する文化の殿堂である文化センターEN-RAYがあります。豊かな超高齢化社会を送るための基盤はあります。あとは、この地域に住む私たちの市民力、人間力がまさに試されるときです。その市民の力をどう引き出し、安心が実感できる地域をつくるのか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 高野議員のおっしゃるとおりだというふうに私も思います。今まさに総合計画を策定をしている最中でありましてけれども、加えて総合戦略の中でも議論にありましたけれども、持続可能なまちづくりのために最後はやはり人だよねと、人づくりだよねと、それに尽きるかなというお話をいろんなところでお聞きをしたところでありまして。今お話しのとおり、名寄には本当にかげがえのない財産である大学でありますとか、あと昨年できた市民ホール、さらには病院といったこの地域で最後までというのか、生涯元気で

安心して過ごせる基盤が整っているというふうに思います。それをさらに推し進めていくために、市民の皆さんとしっかり対話と連携をしていくことを肝に銘じてまちづくりを進めていきたいというふうに思います。必ずや先ほどからお話のあるとおり、名寄市にはすばらしい市民力があって、それをなし遂げていけるというふうに確信をしているところであります。今後とも我々行政職員も一丸となって汗をかいてすばらしいまちづくりのために邁進していくと、このことをお誓いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 本当に厳しい状況の中に入ってきました。経済的にもやはり厳しいですし、高齢化社会も厳しいといえば厳しい。子供を産むこともできない。少子化でございます。だけれども、やはり私たちは夢を持って前に進んでいきたい、そのことを申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

社会福祉事業について外2件を、佐々木寿議員。

○16番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、大項目3点にわたり質問してまいります。

第1点目は、社会福祉事業について質問してまいります。その1項めは、生活困窮者自立支援事業1年経過の状況について伺います。これは、貧困や格差に苦しむ人々がふえ続けているにもかかわらず、生活保護などの社会保障制度が脆弱であるため、それを補う形で導入された生活困窮者自立支援法が2015年4月から開始されました。これまでは、生活が著しく困窮したときに頼ることができる制度は生活保護しかなかったわけですが、そこに至る手前のセーフティーネットで人々が元気を取り戻すことを支え、地域社会と雇用へのつながりを促す仕組みで、生活に困っている人々を中心に誰もが相談できる窓口であります。

そこで、当市の支援事業の実施状況、生活困窮者、いわゆる現に生活保護受給に至っていないが、今後そのおそれがある層というのの取り組みについて伺います。

2項めは、民生委員児童委員協議会活動の充実確保について伺います。近年住民の抱える課題が多様化、複雑化する中で、相談支援に当たる民生委員児童委員の力量を高める研修等が不可欠と思われまして、身近な相談役である民生委員児童委員の存在と役割や活動をより一層地域住民にPRし、理解されることが重要だと考えております。どのように取り組んでいるのかお知らせをいただきたいと思えます。

次に、第2点目にまち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。国においては、人口減少の抑止や東京一極集中の是正に取り組むため、5カ年の施策の方向性を示すまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、当市においても名寄市まち・ひと・しごと創生本部を設置して人口の将来展望を示す人口ビジョンを策定するとともに、地方創生の基本的な計画や取り組むべき具体的な施策を提示するまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであります。施策を具現化し、いよいよ実行の段階に入ってくるわけでありましてけれども、現状の進捗状況はどのようになっているのかお知らせをいただきたいと思えます。

3点目に、教育行政について伺います。1項めは、2020年に向けての英語教育について伺います。東京オリンピック、パラリンピックを迎える2020年、平成32年度には、小学3年生からの必修化、小学5年生からの教科化が完全実施される見通しであります。そこで、英語学習を小学校、中学校、保護者を含めてどのように取り組まれているのか、今後どのように進めていかれるのか伺います。

2項めに、そろばん学習について伺います。文部科学省が平成20年3月に改訂した新学習指導要領でこれまでのゆとり教育からの方針の転換を

打ち出し、教育内容では理数教育、伝統や文化に関する教育などの充実をうたい、そろばんについては小学3年生、4年生の複数学年で学習することが盛り込まれ、平成21年度から先行実施されましたが、当市はそろばん学習をどのように取り組んでいるのか伺います。

3項めに、運動部活動の推進について伺います。中学校における運動部活動は、学校教育の一環としてスポーツに興味と関心を持つ同好の生徒の自主的、自発的な参加により顧問の教員を初めとした関係者の取り組みや指導のもとに運動やスポーツを行うものであり、当市の各学校では多様な活動が行われていると思いますが、そこで保護者を含む学校組織全体で運営や指導の方針の共有をするため、どのように取り組んでいるのか、また全国的に部活動の顧問を務める教員の負担が問題となっているようではありますが、当市の指導教員の課題、あるいは外部指導者の現状と導入の考え方について伺います。

さらに、勝利にこだわる過重練習、あるいは体罰防止のための取り組みについて伺います。

以上でこの場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） ただいま佐々木議員からは、大項目3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長から、大項目3は教育部長から答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

大項目1の社会福祉事業について、初めに小項目1の生活困窮者自立支援事業1年経過の状況について申し上げます。生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から実施され、名寄市においても必須事業であります自立相談支援事業と住居確保給付金の給付事業を開始いたしました。平成27年度の実施状況は、新規相談件数の実数は77件、再相談を含む延べ支援件数は198件であり、支援について検討する支援調整会議の対象となった件数が5件、調整会議を経て具体的な支援を示す

プランの作成については3件となっております。新規相談の内容としては、収入やローンなど金銭にかかわることが多く、半分を占め、就労に関しては1割程度でありました。また、病院や家族、住まいなどの多種多様な相談を受けております。相談結果の対応では、一番多かったのが生活資金へのつながりとなり、全体の約3割となっております。また、生活保護へのつながりも約1割を占めております。相談者の年齢は、男性では40代以降、女性では30代以降の方が多く、当事者や家族からの相談、民生委員児童委員を通じた相談、関係機関からの紹介、匿名の相談など多様となっております。

生活困窮者の実態として、現在支援事業を利用されている方々は5名ですが、ひとり親の方、障害を疑われる方、債務問題を抱える方など少数ながらも困窮されている方は多様であることが改めて確認されております。また、平時の見守りについては、民生委員児童委員を中心に町内会ネットワーク事業や生活関連事業者等に協力を依頼している地域見守りネットワークなども活用しながら、より多くの見守りの目で対象者の早期発見や情報収集、把握に努めております。

また、市役所での連携として、住宅、水道や納税など各窓口において生活苦の相談があった場合は相談事業の紹介と指導を行うようにしております。先ほども申し上げましたが、相談結果においても生活支援へのつながりが多いことから、市立大学との連携により実態の分析を行い、平成28年度からは任意事業として家計相談支援事業を実施して、家計収支の改善、再建に向けた滞納、債務整理、貸し付けあっせんなどの支援に取り組んでおります。また、関係機関などに対して昨年度の実績を報告しながら、制度の説明を引き続き行いますとともに、今月民生委員児童委員に協力をしていただき、ひきこもりの実態についてのアンケート調査を実施することにしております。

次に、小項目2の民生委員児童委員連絡協議会

活動の充実確保について申し上げます。名寄市の民生委員児童委員の定数は98人であり、東地区、西地区、南地区、北地区、風連地区の5つの協議会に分かれて活動をしております。その5つの地区の連合組織として連絡調整の役割を担っているのが名寄市民生委員児童委員連絡協議会、通称民児連です。民児連は、北海道民生委員児童委員連盟に加入しており、連盟等が主催する初任者研修、中堅研修、会長・副会長研究協議会、児童委員研究集会、全国民生委員児童委員大会、全国主任児童委員研修会など各種研修会に参加し、民生委員児童委員としての研さんに励んでおります。去る6月8日に行われた専門研修では、民生委員児童委員の3分の1が出席するもので、研修内容については民生委員児童委員活動とメンタルヘルス、高齢者等に対する犯罪被害の実態と対応など、講師も北海道、北海道警察などと連携した内容となっております。また、民児連としても独自に年1回の全体会議における研修の実施や市や社会福祉協議会が主催する各種研修会等への参加促進を行ってきております。さらに、各地区協議会においてもテーマを設定し、年数回の研修会を開催しており、名寄警察署、消費生活センター、名寄保健所から講師を招いて講義を受けたり、市内公共機関や障害事業所等を訪問するなど地区ごとに工夫しながらスキルアップに努めているところです。

民生委員児童委員の周知につきましては、例年広報なよろ5月号に民生委員児童委員強化月間の一環として、民生委員児童委員の氏名を掲載させていただいております。また、地域へのPRとして民生委員児童委員は地域の実情に詳しい方を町内会より推薦していただいておりますので、地域には認知されている方が多いと思われませんが、民生委員児童委員は身分を証明するバッジや手帳を所持し、啓発パンフレットなどの配布、見守りなどみずからその活動を通じ広報しております。また、社会福祉協議会で実施しております町内会ネットワーク事業などでは、地域での支え合いが必

要とされる方と町内会、民生委員児童委員などが連携し、食事会、茶話会など地域活動を行っており、このような場においても直接見守りが必要な方へ民生委員児童委員のPRを行っております。民生委員児童委員の活動は、地域の複雑多様化する相談、さまざまな福祉サービスへのつなぎ、見守りなど福祉の増進と健全な地域社会づくりのための大変重要な活動として認識されているところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目の2、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、小項目の1、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の具体的な施策の進捗状況について申し上げます。

国においては、人口減少、少子高齢化などに対応するため、各自治体を実施する地方創生の取り組みの支援として平成26年度補正予算により地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金地方創生先行型を創設し、本市におきましても平成27年度に予算を繰り越して交流人口拡大事業、農産物ブランド確立事業や青空子育て事業など9本の地方創生先行型交付金事業を実施してきたところでございます。これらの交付金事業につきましては、PDCAサイクルを通じて効果検証を行う自治体の自主的、主体的な取り組みが求められることから、具体的な成果目標である重要業績評価指標（KPI）を設定し、事業完了後に庁内で達成状況を取りまとめ、産業界や金融機関などで構成される外部組織、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会で検証作業を行いましたので、今後市議会においても報告の機会をいただきたいと考えてございます。

また、国では地方版総合戦略の取り組みの先駆性を高め、レベルアップの加速化を図ることにより、地方における安定した雇用創出、地方へ新しい人の流れ、まちの活性化など目に見える地方創

生を実現するため、平成27年度の補正予算におきまして地方創生加速化交付金が創設をされ、本市におきましては官民が連携して冬季スポーツ大会合宿の開催誘致を推進するとともに、リレハンメルオリンピック金メダリストであります阿部雅司氏を招聘し、冬季スポーツの拠点化を図り、交流人口の拡大を目指す冬季スポーツ拠点化推進事業を初めとし、地域間連携事業として東京都杉並区と連携し、地方への新たな人の流れをつくる都市と地方の連携による移住交流促進事業のほか、下川町、美深町と連携をし、台湾をターゲットに教育旅行の受け入れなどを行い、インバウンドの促進を図る北・北海道インバウンド促進事業の合わせて3事業が採択を受け、平成28年度当初から取り組みを進めているところでございます。

さらに、平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向けて新たに地方創生推進交付金が創設をされ、本市におきましては冬季スポーツの拠点化に向け地方創生加速化交付金での取り組みを進化させる事業及び名寄市立大学を活用した地域のケア力の底上げを図るため、保健、医療、福祉の専門職と共同で研究を実施するとともに、卒業生の地元定着を促進するための事業、合わせて2事業について交付金申請に向けて現在内閣府に事前相談を行っているところでございます。今後におきましても名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進を図るため、国の財政支援策を有効に活用するとともに、あわせて内閣府による地方創生人材支援制度により財務省から向こう2年間の人材派遣をいただきながら事業を推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3の教育行政についてお答えいたします。

初めに、小項目1の2020年に向けての英語教育についてですが、平成20年に改訂された現行の学習指導要領では小学校において外国語活動

を新設したり、中学校の外国語の授業時数や指導する語数をふやすなどして外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションをとろうとする態度の育成に努めてきたところであります。一方、中央教育審議会による学習指導要領改訂に向けた教育課程企画特別部会において、現在小学校5、6年生外国語活動においては児童が身につけている外国語を使って伝え合う楽しさを体験する音声中心の活動が行われていますが、小学校5、6年生でのそのような学習が中学校進学後の外国語の学習に生かされていない状況があること、また中学校においては国語と英語の音声の違いや英語の発音とつづりの関係を理解することが不十分であることなどの課題が指摘されるところであります。このようなことから、今後の学習指導要領の改訂においては、小学校3年生から「聞く」「話す」を中心とした外国語に触れ親しむ学習を行い、5、6年生はこれまで取り組んできました「聞く」「話す」に「書く」「読む」を加え、4技能を総合的、系統的に扱う教科として学習を行うこと、中学校においてはより具体的で身近な話題についての表現や簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うための学習活動を重視することなどの改善が図られる予定であります。

さらに、平成28年度には生徒の英語力に係る都道府県ごとの目標を設定したり、平成31年度には中学校の英語4技能を測定する全国的な学力調査を導入するなどの具体的なスケジュールも示されているところであります。教育委員会といたしましては、各学校が学習指導要領改訂に関する答申や資料などを効果的に活用し、英語教育についての保護者の理解を深めることができるよう情報提供に努めてまいります。

次に、小中学校での取り組みについて、児童生徒の英語力向上を図る取り組みについてですが、本市におきましては子供たちの言語や文化についての体験的理解を深め、コミュニケーションの素

地を養うよう外国人英語指導助手、ALT 2名を効率的に派遣し、教員の指導を支援しております。平成27年度の派遣実績は、小学校10校へ延べ239回、中学校4校へ延べ144回となっております。具体的な活動といたしましては、英語を使った会話の進め方を説明したり、発音のお手本を示したり、外国の言語や文化についての情報を提供するなどして児童生徒が外国語を使って伝え合う楽しさを実感できるよう努めております。

また、名寄市教育研究所の外国語活動英語班では、公開授業を行うなどして授業の導入の工夫や効果的なTTのあり方などについて研修を深め、子供たちの英語力の向上に努めております。

次に、中学生の英語検定の取得状況についてありますが、平成27年度英語教育実施状況調査においては、中学校3年生のうち英検3級以上がそれに相当すると判断された生徒の割合は全国平均が36.6%、北海道が26.1%、本市が20.4%でした。英語検定につきましては、各中学校が英語検定の案内資料等を配付し、1年生で5級、2年生で4級、3年で3級を取ろうなどと呼びかけ、受検を促しております。また、放課後子ども教室においてはテーマ学習、英検にチャレンジの取り組みを通して中学生が受検し、3級から5級に合格しております。教育委員会といたしましては、現在道教委が中学生を対象とする北海道独自の英語検定を開発しようとしていることなどの動向を踏まえ、生徒から英語を通して聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を身につけることができるよう英語教育の充実に努めてまいります。

次に、小項目2のそろばんの学習についてですが、議員が御指摘のようにそろばんは古くから我が国で用いられている計算のための道具で、数をあらわすための位を定め、玉を操作することによって計算するための便利なものであります。学校教育においては、以前は読み書きそろばんと言われていたなど、そろばんは盤面を視覚的に捉える

ことから、十進法の概念理解を促す教材として活用されてきました。学校では、小学校3年生と小学校4年生の算数の授業においてそろばんによる数のあらわし方について知り、そろばんを用いて簡単な加法及び減法の計算ができるようにすることを目的として、教員が大型そろばんを使用し、数のあらわし方や計算の仕方などを説明したり、児童が教材、備品等のそろばんを使用して小学校3年生では3時間程度、小学校4年生では2時間程度のそろばんの学習に取り組んでおります。

具体的には、小学校3年生ではそろばんを用いて万の単位までの整数と10分の1の位までの小数をあらわす指導をしております。計算に関しては、8足す9や15引く7、3万足す5万などの1位数、2位数や2.6プラス0.3などの10分の1の位までの単位、簡単な加法及び減法の計算ができるよう指導することになっております。小学校4年生では、億や兆の単位までの整数と100分の1までの小数をあらわす指導をしております。計算に関しては、2億足す6億や10兆足す20兆などの2位数や0.02足す0.85など100分の1の位までの簡単な加法及び減法の計算ができるよう指導することになっております。教育委員会といたしましては、電子計算機が手動の計算道具であるそろばんに成りかわっている現実はありませんが、教具としてのそろばんの価値に変わりはないことから、学校では全ての児童が確実にそろばんを用いた計算ができるよう児童が互いに教え合う活動を指導計画に位置づけたり、少人数指導を実施するなど指導方法等の一層の工夫改善を図るようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、小項目3の本市における部活動の現状と課題についてですが、中学校における部活動とはスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するものであります。教育課程外の活動であるものの、学校教育活動の一環として中学校教育において大きな役割を果たすものであ

ります。部活動は、教育課程において学習したことなどを踏まえ、みずからの適正や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、中学校教育の一環として教育課程と関連を図ることや地域の人々、各種団体と連携しながら、学校全体で推進することが大切であります。本市の各中学校における部活動の現状といたしましては、設置部活動数は学校規模に応じて1から13の部活があり、部活の種類は全体で16種類の部活が設置されております。生徒の部活動加入率については、全体で69.3%の生徒が部活動に加入しております。とりわけ運動部活動については、全部活動加入者における加入率は73%となっております。

各中学校における運動部活動の組織的な取り組みにつきましては、部活動、委員会等を校内組織に位置づけ、指導方針や活動上の決まり等について共通理解を図ったり、定期的な顧問会議を開催して活動状況等を確認するなど、学校全体で組織的に運動部活動指導の充実に努めております。また、運動部活動を推進するには、家庭、地域との連携、協力が不可欠であることから、各学校では保護者会等を設置し、顧問が保護者に部活の指導方針等を説明したり、部活動通信等を通して活動状況等について発信し、理解と協力を求めるなど学校と家庭が一体となって部活動の充実に努めております。

本市における指導教員の課題といたしましては、運動部活動指導における教員の負担が大きいことでもあります。このため各中学校では定期的に部活動休止日を設定したり、できる限り複数の教員が指導する体制を整えているところであります。外部指導者につきましては、学校が校内の指導体制等の実情に応じて活用の有無を判断するものであり、現在4つの中学校全体で1名の外部指導者が運動部活動指導に携わっております。今後も教員の負担を軽減するためにも本市の生涯学習リーダーバンク等の活用を促してまいります。

また、本市の運動部活動では、スポーツ等に親しませることや好ましい人間関係の形成等を目的としていることから、生徒の意欲向上を図り、一人一人の体力や技能の程度に応じたきめ細やかな指導を行っており、過剰な練習になっていないと考えております。体罰等防止のための取り組みにつきましては、学校には北海道教育委員会が作成した運動部活動顧問、外部指導者向け研修資料「一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して」を有効に活用するなど、体罰によることのない生徒理解に基づく指導が適切に行われるようお願いしております。今後も教育委員会といたしましては、学校には北海道教育委員会の「効率的な部活動指導の推進～部活動休止日の実践事例集～」を活用するなど学校が一体となり、保護者や外部指導者等と連携した効果的な部活動運営を推進するようお願いしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） それぞれ答弁をいただきました。何点か再質問をさせていただきます。

まず、社会福祉事業についてでございますけれども、やはりこの事業はどの制度に限らず、相談者の対応が物すごく影響するわけであります。その対応のよしあしによって、やはり来られた方の人生を左右すると言ってもいいぐらい影響するわけでありますけれども、一人一人の人生を左右しかねない事業であることをしっかり肝に銘じなければならないということで、先ほど児童民生委員の執務については伺いました。これは、今現状から考えるのと先ほどの御答弁に反するようでございますけれども、例えば町内会の、本当に形骸化していないかと。例えばあなた、民生委員やってくれ、あなた、児童委員やってくれやという簡単なことで形骸化されていないかなというふうには考えているのですが、その辺を考えるとしっかりとした児童委員あるいは民生委員の方、しっか

りと協議をしなければならない、あるいは研修しなければならないというふうに考えております。そこで、この児童委員民生委員はそういうことをしっかりやろうとすると、やはり先ほども御答弁をいただきましたけれども、ニーズの発見とつながり、あるいはそれぞれの生活支援に対する相談というのは本当に真剣になってやるというふうになると大変な仕事なのです。したがって、これはやはり何かの形で、あるいは交通費とか、あるいは通信費、そういうような処遇が図れないのか、その辺を考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 民生委員さんの処遇というところでよろしいでしょうか。民生委員さんの処遇につきましては、今言われていました交通費、通信費などに充てます実費弁償の部分につきましては北海道から活動費として1人当たり5万8,000円、それと市独自の補助といたしまして北海道の支部とほとんど同額、平均値とほぼ同額となっておりますが、1人当たり1万3,100円、これを支出いたしておりまして、全体で802万800円を市から民児連に補助金として支出をしている状況でございます。民児連は、それを受けまして1人当たりの単価を5万2,100円として合計510万5,800円を5つの地区に活動費として支出をし、それにより運営されているというところでございます。民生児童委員は、同時に名寄市の福祉委員、介護相談協力員としての委嘱を受けておりますので、報酬は年に4万円となっております。この部分は市より直接民生委員さん、児童委員さんに支出をさせていただいております。民生委員児童委員の皆様におかれましては、このように決して十分な活動費とは言えませんが、名寄市の財政状況など御理解をいただいているところであります。今後とも道内の各市の状況を注視しながら、適正な処遇については考慮してまいりたいと考えております。

また、地域福祉のかなめとして活動していただ

いております。活動を市としても御支援したいという意味もありまして、地区定例会などへの職員の出席ですとか、名寄市としても微力ながら協力支援をさせていただき取り組みをさせていただいているところでありますけれども、ここで改めまして民生児童委員の活動に関しましては心より感謝を申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 北海道から5万8,000円、合わせて8万何がしの、それは適当な額かどうかちょっと判断しかねますが、やはりこの仕事を本当にやろうとすると手当てだけでいいのか、民生委員の方に何うとどうしても忙しいから、1人では足りないよねというふうな話もあったのですが、そういうような部分というのは、ほかのところの民生委員と、あるいは各町内会以外の民生委員とのつながり、あるいはそういう連携というのはどういうふうな形になっているのですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 名寄市の民生委員児童委員連絡協議会につきましては、平成24年度までは協議会主体の活動を行ってございましたけれども、平成24年度に5つの地区のそれぞれの地区を主体として活動するという取り組みに変更させていただいたところでありますので、各地区それぞれ例会を月1回開いております。その中で先ほども申し上げましたが、さまざまな研修、また市内の施設等を訪問などを通じながら、互いに連携しながら活動をしていただいているというような状況だと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 1人ではなくて、やはりそういうような連携をしながら取り組まなければいけないなというふうに思っています。

それで、生活困窮者自立支援法からすれば、いわゆる困っている人、これを早期発見するということについても先ほど若干御答弁をいただいたわ

けでありますけれども、これはどの辺の連絡協議会で情報が集まっているのかという部分では、私も例えば一番困っている公的料金が詰まっている、あるいは滞っているというところがやはり情報になるのではないかというふうに思っております。それは、個人情報でありまして、どういうふうな形で取り扱うのかちょっと問題ですけれども、そういう情報の共有というのはどういうふうに取り組まれているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども少し触れさせていただいたのですが、市役所の庁内連携会議というものを立ち上げさせていただいておまして、そこで縦横の連携をとらせていただいているということでありまして、具体的な事例といたしましては先ほど申し上げました住宅、水道、また納税などの各窓口にお客さんがいらっしゃったときに生活苦の相談をされた場合などは、こちらの生活困窮者自立支援事業のほうにつないでいただくというような取り組みをさせていただいておりますし、またことし昨年度の実績等を事例等を共有をして研修を一度開催したいというようなことを考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） そういう一番先の兆候というのが一番大事になると思いますので、個人情報もあるとは思いますが、しっかりと情報を共有していただきたいなというふうに思います。

それで、先般新聞等で脱法ハウスとか、あるいは貧困ビジネスについて報道というか、ありました。脱法ハウス、いわゆる人が暮らす住居の最低限備えるべきものが備わってなくて不安全だといううち、あるいは生活困窮者らに生活保護費を受給させて、そして金銭管理契約を結んで通帳を預かる。その家主が操作するというような事案が新聞に報道されておりました。これらは、名寄あたりはそういうふうには考えられないのですけれど

も、そういう事例を聞いたことがありませんが、その辺の未然防止の段階の取り組みというものは何かとられているようなことがありますか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 脱法ハウスにつきましては、防火関係規定などの建築基準法違反の疑いのある建築物につきましては消防と、それから建築のサイドが連携をして情報共有、合同パトロール等を実施しておりまして、現状ではいわゆる議員おっしゃった脱法ハウス、それから違法貸しルーム等の把握はされていないような状況であります。また、今ございました生活保護者、また生活困窮者につきましては、生活保護世帯につきましてはケースワーカーが御家庭を訪問し、さまざまな御相談に乗っておりますが、そのような実態はないということでありまして、また生活困窮者の自立支援事業の相談の中でもそのような訴えといいますか、そのような相談はないというように承知しております。議員が御指摘されております脱法ハウスを初め貧困ビジネスにつきましては、保護世帯や生活困窮世帯が被害に遭わないように注意しながら、訪問や生活指導、また御相談に乗っていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 名寄ではそういうようなことはないということでございますけれども、本当にそういうようなないための未然防止策は何かの形で一応考えていただきたいなというふうに思っております。

それでは、質問をかえまして、次の2項めのまち・ひと・しごと創生総合戦略について伺いますけれども、先ほど御答弁では地方創生加速化交付金が27年度で交付されたということでございますけれども、私の認識では27年度分では通常事業分として2,900万円ちょっとぐらい交付されておりますが、先般の補正では明許繰り越しで3,1000万円何がしの繰り越しになっています。これは、先ほど3つの事業に分かれるというのは、

どれほどの額になるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 地方創生の推進に係って、国が示している支援策を活用しながらこの間進めさせていただいたというものであります。この間は3回にわたって活用させていただいたということですが、特に佐々木議員からは27年度に国が補正で対応した加速化交付金の関係について御質問がありましたので、ここのところについて御説明させていただきたいと思っております。

国ベースでは、ここは1,000億円の予算化をしたということでありまして、名寄市からは先ほど申し上げました3つの事業を申請をさせていただきまして採択を受けたということでありまして、1つは、これは名寄市独自の取り組みとなりますが、冬季スポーツ拠点化推進事業として2,904万6,000円の交付を決定をいただいているところでございますし、また地域間の連携の取り組みとして2事業採択を受けてございます。1つは、下川、美深との連携となりますが、北・北海道インバウンド促進事業として287万8,000円、また東京都杉並区との連携事業となります都市と地方の連携による移住交流促進事業として25万円、合わせまして3,217万4,000円の交付決定をいただいているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） わかりました。合わせて3,217万円ということでございます。インバウンド促進事業、これは287万円ですか、わかりました。この事業は、これから実際に行うときに施策を実現化していくのだと思いますけれども、既に阿部雅司さんとか、冬季スポーツ拠点化推進事業については推進していると思います。私もいよいよ動き出したなというふうに実感しております。

その中で、市長の行政執行方針にもございましたけれども、金融機関との各地元の銀行とで包括連携協力に関する協定を締結しておりますけれど

も、これはある程度目的あるいはそういうふうな何を期待して具体的な取り組みをしていくのか、趣旨だけでもお知らせをいただきたいなど。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係については、国のほうでも計画策定の段階から地域における金融機関との連携というのは1つキーワードとしてアドバイスをいただいていたところでありまして、そういったところも受けて、先ほど申し上げました名寄市での外部組織として、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進委員会というのを設けておりまして、この中にも金融機関を入れさせていただいております。私どもどうしてもこの間いろいろなプランつくるときに金融機関という視点が抜けておりましたけれども、今回国からの指導等もありまして金融機関に入っていたということでもあります。これが1つこの推進委員会が契機になったということと、もう一つは国のほうでも総合戦略を進めるに当たっての金融機関の役割というものも一つのキーワードとしておりましたので、金融機関と市と総合戦略推進するに当たっての連携協定を結ばさせていただいたということでありまして、具体的には、ことしの3月末に北星信用金庫、北海道銀行、さらには北洋銀行の3つの金融機関と協定を結ばさせていただいたということでありまして、具体的には、連携の範囲につきましては総合戦略の中で掲げている項目についてということでもありますので、例えを挙げますと産業の振興であったり、人材の育成であったり、あるいは移住の促進、観光の振興、自治体の連携ですとか、あるいは大学関係についても連携の範囲とさせていただいたところでもあります。

今回この協定を結んだ目的でありますけれども、これは私どもが持ち得ない金融機関独自のやはり知見があります。特にシンクタンクなんかも持っているわけでありまして、ぜひそのところの知見からのアドバイスを引き続きいただきたいと

いうのもありますし、あるいは金融機関が持つ本来の機能もございますので、そういったものを発揮する場も今後想定されるだろうというのもありましたので、この連携協定を結ばさせていただいたということでもありますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 非常に金融機関というのは情報をいっぱい持っておりますので、かなり当市の総合戦略には影響すると、効果的だというふうに理解しております。これからはやっぱり産学官金労、これがもう本当に連携して創生戦略に取り組むのだと思いますが、ぜひしっかりとした実現に向けて御努力をいただきたいというふうに思います。

さて、最後に教育行政について伺いたいと思います。先ほど英語教育等の御答弁をいただきました。それで、先ほどALTのこともいただいたのですけれども、大体小学校で240回程度、中学校で百四十数回ということでもございましたけれども、これは今の現状でALTはこういうような英語教育の現場においてその人員としては足りているのでしょうか。今後そのほかにもALTをふやす、あるいはALT以外の人材をふやすとか、そういうようなことは考えておられるのか、その取り組みについて見解があれば。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今2名のALTを派遣しながら、先ほど小学校、中学校それぞれの回数等は御報告をさせていただきましたけれども、足りているのかということでもありますけれども、恐らくは人数ももっと多くふやしていけばよろしいかと思います。ただ、一方では、これまでも言っていますように小中学校それぞれの学習指導要領に基づいた中での単元時数がありますので、その範囲の中でどうALTを有効に活用してやっていくかということでもありますので、基本的な英語等の授業の中を教えながら、やっぱり実際に外国

語の生の方の発音であったり、そういったものも含めて聞くという、交流も含めてやるということで、今の状況の中で有効に活用されているかというふうに思いますし、今の中では学校から細かい話は聞いていませんけれども、十分ALTの活用として対応できている範囲かなというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 4技能を高めるといふ部分になると、私も英語は余り得意ではありませんけれども、高めるといふ段階においてはやはりいっぱいそういうような現場のそういうALTが必要なのではないのかなというふうに思っています。今学んでいる子供たちが将来的に高校に入る段階においては、もう試験もあるということでもございますので、それを考えるとやっぱりもう一歩踏み込まなければいけないのではないのかなというふうに考えております。その辺については、今後のレベルの、あるいは技能の向上ぐあいだと思うのですけれども、しっかりとその辺踏まえてやっていただきたいというふうに思います。

それから、そろばん授業についてですけれども、小学校3年生では3時間程度、4年生では2時間程度という、もう本当に少ない基本的な取り組み内容ですけれども、そろばんをやることという目的は、やっぱり小学校の中学年も3年生ぐらいになるとどうしても数学のところにつまずくというところがあるみたいなのです。それから、書かれているのが記憶力とか集中力とか、あるいは暗算力とか計算力とか、そういうようなものがそろばんやることによって発達するというふうに聞いているのですけれども、それは今後そういう授業の中で時間単位があるから制限されると思うのですけれども、やはり子供たちにとってはそういうようなものを少し向上させる部分があってもいいのかなというふうに考えているのですけれども、その考えについて何か見解がありますか、ふやすということではできないと思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） そろばんにつきましては、私の年代でいけば必ず家にそろばんがあって、家族や何かでもそろばんをよく家でもはじいていた時代なのですけれども、今は家庭にもなかなかそろばんが多分見られないような状況になっていて、教材として学校に備えついているという状況であります。先ほど申し上げましたとおり、それぞれ小学校3年生、4年生の時数については限られていますけれども、その中でそろばんはどういうものかというのと基礎的な計算方法を教えているところでもあります。その時数をふやすということは、これは議員がおっしゃられたとおり大変難しい状況になろうかというふうに思っていますので、違った形でそろばんを教えるのに、そろばんに取り組むきっかけづくりができないかというところもちょっと今後考えていきたいなというふうに思っているところでもあります。例えば放課後子ども教室を今やっているわけですが、その中での一つのテーマとしてできないのか、また社会教育の何かの取り組みの中でそういったこともできないかどうかも含めてちょっと考えていながら、そういったことが取り組める状況があれば取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもありますし、この前の新聞報道ありましたけれども、東中学校の3年生が暗算10段を受けて初めて名寄で受かったということでもありますので、そういったこともそろばんの普及にもつながっていくというか、そろばんも改めて再認識して、その予算も含めて皆さんが、保護者の方も感じていただければいいかなというふうに思っていますので、先ほど申し上げたとおりそのきっかけづくり的なものはできるところがあれば取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 今計算だけだったら電卓の時代なのですけれども、やっぱりそろば

んを使うことによって、先ほど言った記憶力だ、集中力、忍耐力あるいは暗算力、こういうようなものが鍛えられるということになれば、何かそういうものをきっかけをつくってやってほかのところで学ばせるとか、そういうきっかけを捉えられるような授業になっていけばいいのかなというふうに考えていますので、今後検討いただきたいというふうに思います。

それでは最後に、部活動について伺いますが、先般報道でも部活動の顧問の先生の負担が大きいということで、文科省も中学校では週2日以上、高校では週1日以上休養日を設けるというふうなこともやっておりますし、また担任の先生が、やっぱり顧問の先生がいろんな業務をやっているの、業務アシスタントの配置とか、あるいは保護者らの要望に対応する際に弁護士等専門の支援を受けられるような仕組みを進める、あるいは導入するというようなことも文科省では打ち出しているみたいですが、今現状で顧問に当たっている人は中学校あたりでは7割の方が、大体全教員がほとんど部活の顧問になっているというふうに聞いております。先ほど負担が多いというのは、指導に追われて教材研究とか、あるいは生徒と向き合う余裕がないというふうになったら本末転倒になっているわけですから、今の現状ではやはりそういう事情がかなりあると思うのですけれども、外部指導者をもうちょっと入れながら、あるいはそういう今国でやっている以上、先取りしながらやれるというふうなことは今の現状で進められるかどうか、この見解を伺って終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員からありましたように、教職員におきましてはさまざまな取り組み、やるが増加している状況もありまして、かなり負担がふえていることから、複数体制での顧問が指導に当たったりしているところでもあります。外部指導者の活用ということでは、私もそれ

は大変必要なことだと思いますし、負担を軽減することとあわせて、教職員の方がそういったスポーツ経験のない方も顧問に当たっているという状況もありますので、そういった面では専門的な指導に当たるという意味も含めて外部指導者の活用というのは大変重要視できるかなというふうに思っています。ただ、現段階ではその外部指導に対する法令的な位置づけが明確になっていないということで、先ほど議員が言われましたように文部科学省のほうでは指導だったり、顧問であったり、引率、そういったものをきちんと法令で位置づけていくこと、仮称でありますけれども、部活動指導員として位置づけをしていくということで検討されていますので、その動向を見きわめながら、うちのほうも対応してまいりたいというふうに思っています。やっぱり学校現場に入りますから、きちんとした位置づけがなければ子供たちに何かげがとかあった場合は外部指導者に迷惑かけることとなりますので、そういった法的な部分もきちんと注視しながら今後対応してまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成27年度決算概要にかかわって外2件を、佐藤靖議員。

○14番（佐藤 靖議員） 議長の御指名いただきましたので、通告順に従い順次質問をしてまいります。

1点目は、平成27年度決算概要についてであります。名寄市の平成25年度決算は、実質公債費比率、将来負担比率とも改善となったが、大きな要因の一つは一般会計繰り入れの約4割を占め

る地方交付税に臨時財政対策債発行可能額を加えた標準財政規模が確保されたことによるものである。このことは、自立的な財政運営とは言えない状況であり、将来の重要な財政課題である普通交付税における合併算定がえ終了を見据えると、楽観視できるものではないことを示している。これは、平成27年度予算編成作業に当たり26年10月31日に発せられた市長訓令の表現です。自立的な財政運営とは言えない、楽観視できるものではないと厳しい見通しを示し、その中であっても市民生活向上や課題解決のため、原課が精査しながら編成した予算案を財政課長、総務部長、副市長、そして市長という4段階の査定の中でさらに切り込みを行った結果、当該年度の当初予算は一般会計で過去最高の232億9,633万1,000円となりました。その後必要に応じ補正増額も行いましたが、行政報告によれば27年度決算概要は一般会計では繰り越すべき財源を除いておおむね5億5,000万円の黒字、基金残高も前年度に比べ9億1,758万4,000円増の80億822万5,000円となりました。自立的な財政運営とは言えない、楽観視できるものではないといながら、終わってみればこの多額の黒字計上、基金積み戻しは、財政健全化が守られた将来への蓄えという言葉だけで理解できるのでしょうか。改めて予算編成方針と決算概要の整合性についてお伺いします。

加えて市長は、平成22年の市長就任時、この市議会の場において民間会社名寄市的発想の行政運営を第一義に訴えました。行政と民間の財務システムの差異は理解するものですが、民間では毎月財務状況を明らかにし、効果的な財務運営や投資、改善を図りますが、市長は財政運営にかかわりどう民間会社名寄市的発想を導入し、市民の期待する効果的な財政運営を図っているのかについてもお伺いします。

また、今回の行政報告の中で歳出にかかわり、各費目における歳出削減による不用額を黒字の主

な原因に掲げておりますが、さまざまな市民ニーズを厳しい財政事情の名のもとに削減している中であって、この言葉の意味を改めて御説明いただきたいと思っております。

小泉内閣による三位一体改革以降、名寄市においては財政上における厳しい見通しを強調しながら、さまざまな小さな施策の見直しを行ってきました。しかし、一方では市民ニーズ、時代の趨勢から大型事業も展開しています。その中であって27年度決算でいえば5億5,000万円の黒字、9億円を超える基金増が現実です。ことし4月末の名寄市の高齢化率は30.91%とまさに高齢社会自治体となっています。財政状況が黒字により好転しているのであれば、もっと的確に市民ニーズを把握され、市民生活向上に直結する施策の展開、改善に結びつける必要があると考えますが、御見解をお伺いします。

2点目に、現在策定作業が進められている総合計画にかかわり質問をいたします。ことし1月に示された名寄市総合計画第1次の推進状況の中で、関係者とのさらなる協議、財源の確保などを理由に同計画で実現を見なかつた地域自治区の創設、図書館の改修、市役所庁舎、消防庁舎の整備について、第2次計画の中で方向性を示す決意についてお伺いします。

地域自治区についてはこの後同僚の奥村英俊議員が厳しく姿勢をただしますので、私は特に市役所庁舎のあり方と図書館改修に対し、総合計画策定審議会の協議の成り行きを注目しながらも、理事者の基本的姿勢についてお聞かせをいただきたいと思っております。庁舎のあり方についてはこれまでも議論をさせていただいておりますが、危機管理上、耐震度上、そして人口2万8,000人程度の自治体として、さらには名寄市公共施設等総合管理計画推進上から改めて基本的考えをお伺いします。

また、今後議会の場においても議決事項である基本構想、基本計画について議論されることにな

りますが、基本的姿勢についてお伺いします。1つは、市民ニーズの把握と計画への反映手法についてであります。昨年11月広報にあわせ別冊としてアンケート用紙を全戸配布し、返信用封筒で回収をされてはいますが、結果的には1万4,264世帯への配布で回答は584人、率にしてわずかに4.1%、人口では2%にとどまっています。そのほかワークショップで106人、タウンミーティングで190人、まちづくり懇談会で176人、合計472人でありました。策定審議会においても部会によっては開催が3回にとどまり、出席者の日程調整が難しい状況にあるという声も聞きます。総合計画は、名寄市にとって10年後を見詰めた最重要計画であり、その意味でも市民のニーズをしっかりと把握し、市民の合意に基づく計画策定が求められますが、数字上ではそういう姿が見えないのが現実であります。改めて素案策定を間近に控え、行政として状況をどう把握されているのか、さらには新計画での10年、市と市民がともに同じ方向を見詰め歩むためには、策定後の計画を互いに共有することも重要と考えてもおりますが、その手法についての考え方をお伺いします。

最後に、新名寄市病院事業改革プランについてお伺いします。まず、経営指標にかかわる数値目標の特に収入確保についてであります。平成25年度実績によりますと患者1人1日当たりの診療収入は一般科入院5万5,639円、精神科入院1万6,420円、一般科外来9,558円、精神科外来6,201円となっておりますが、黒字化となる平成31年度目標では一般科入院6万6,847円、精神科入院1万7,865円、一般科外来1万6,499円、精神科外来7,097円と伸びることが想定されています。人口減少、少子化、さらに急性期、回復期、慢性期の病院間の役割分担が目指されている中であって、この数値が可能とする根拠をお伺いします。

また、行政報告の中で市長は、平成27年度病

院運営概要について入院で6,087人、外来で1,046人の増加となったものの、収支では病院事業収益で87億8,486万円、病院事業費用で90億707万円と差し引き2億2,221万円の単年度純損失を計上したと明らかにしました。内容においては、入院収益は3億7,331万円増収、外来でも循環器内科、救急科の患者数が増加したことから1,350万円の増加となったものの、医療スタッフの充実の結果、給与費で前年度比1億3,104万円の増、患者増に伴い診療材料費で1億2,533万円の増となったことが約2億円の純損失を計上する背景にあるということですが、今回のプランではマンパワーの確保に努めるとともに、患者の増によって診療材料費もふえることが想定される中であって、どう31年度の黒字化を見据えているのかお伺いします。

最後に、一般会計負担金の考え方についてお伺いします。この中では、救急医療、小児医療、周産期医療のいわゆる不採算部門の経費については、引き続き総務省の繰り出し基準に基づいた繰り入れを受ける必要にあるとしていますが、これはあくまでも同基準に基づいた繰り入れしか望まないということなのか、また上川北部のみならず、宗谷、留萌、オホーツクの一部地域からも救急医療、周産期医療の患者を受け入れる状況にあり、これらにかかわる経費負担について適切なあり方を検討しているが、適切なあり方の基本的考え方と可能性及び方向性についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま佐藤議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1及び2につきましては私のほうから、大項目の3につきましては病院事務部長のほうから答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目の1、平成27年度決算概要にかかわって、小項目の1、当初予算編成方針と決

算概要との整合性について申し上げます。さきの行政報告においては、平成27年度の一般会計決算につきましてはおおむね5億5,000万円の黒字と御報告を申し上げましたが、出納閉鎖を終え、現在決算に係る計数整理中ではございますが、おおむね6億3,000万円の実質収支となる見込みでございます。主な要因といたしましては、行政報告のとおり、1つとして地方交付税が予算額を上回ったこと、2つとして歳出削減などによる不用額によるものと思われまふ。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであることから、平成27年度の一般会計決算の実質収支を捉えまふと、良好であったと考えられます。しかしながら、本市の歳入構造には依然として自主財源の比率が約30%と低い状況にあること、また約70%の依存財源のうち、地方交付税が約40%を占めており、地方交付税に依存している状況でございます。また、市債の残高につきましても近年の大型事業の影響により残高が増加傾向にあります。さらには、今年度からの普通交付税の合併算定がえ縮減による地方交付税の削減や公共施設やインフラ施設の老朽化対策など、本市の財政的課題は山積しており、こうしたことから予算編成の訓令で述べているとおり、決して自立的な財政運営とは言いがたく、楽観できるような状況ではないと考えているところでございます。

また、市長の民間的発想の導入といたしましては、トップセールスによる名寄の売り込みを初めとし、ホームページのリニューアルやフェイスブックによるわかりやすい情報の発信、総合窓口の設置によるより親しみやすく、利用しやすい市役所づくりなどにおいて発揮されておりますし、財政運営におきましては平成22年度決算より財務書類を作成してきておりますが、今後においてはそれら財務書類を行財政運営の有効な手段として活用してまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、各費目における歳出削減の

意味と不用額についてであります。経常的経費の予算の執行に当たりましては、各担当部局において改めて無駄がない、効率的な執行に努めているもので、また人件費や扶助費といった義務的経費の執行残などにより、毎年度の決算時には不用額が生じ、このことが実質収支が黒字となる主な要因と考えられます。特に平成27年度決算においては、燃料単価が予算編成時より低く推移したことから、燃料費の歳出削減が例年以上に生じたことも大きな要因と考えられます。このように予算づけしている事業について市民サービスを確保しながら、効率的あるいは適正な予算執行の結果として不用額が生じたということでございますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

次に、小項目の3、市民ニーズと黒字決算についてであります。毎年度決算剰余金につきましてはその2分の1以上を財政調整基金または減債基金に積み立てし、その残りにつきましては次年度へ繰り越しし、主に補正予算時の財源として活用させていただいております。引き続き限られた財源の中で、市民の多様なニーズをしっかりと把握をし、その結果速やかに実行すべき事業につきましては年度途中であっても補正予算等で対応させていただきたいと考えてございます。

続きまして、大項目の2、名寄市総合計画第2次について、小項目の1、第1次総合計画の積み残し事業への考え方と対応について申し上げます。まず初めに、第2次総合計画策定の進捗状況についてであります。さきの議員協議会におきましても御報告をさせていただいたところでございますが、現在各専門部会での議論が行われておりまして、今後総務部会及び全体会議となります策定審議会を経ましてまとめを行い、7月下旬の市長への答申が予定されております。本市といたしましては、この答申を受け、市としての案を取りまとめ、パブリックコメントを経まして市議会へ提案をさせていただきたいと考えてございます。

さて、お尋ねのありました第1次総合計画の積

み残し事業への考え方についてであります。御質問にありましたように、地域自治区、市立図書館、これらについては積み残し課題として、また市役所については第2次総合計画の中で議論させていただきたいとしておりました。本市の総合計画は、第2次総合計画策定方針で示すように、市民と行政とが協働してまちづくりを進める行動指針として作成するため、市民参加を基本的な考え方とし、市民意見の反映を策定手法としているため、策定審議会の答申を尊重しながら、市の考えを加えて市民の皆様、議会にお示ししたいと考えており、現段階では明確に申し上げることはできませんが、いずれも市政運営の重要な課題と認識しておりますので、今後お示しをします第2次総合計画案の中で方向性を示したいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、小項目の2、市民ニーズの把握と反映について申し上げます。この間総合計画の策定に当たりましては、先行して作業を進めた総合戦略のアンケート調査を初めとしまして、全戸配布によるアンケート調査、名寄市民ワークショップの開催、町内会組織の意識調査アンケートの実施、まちづくり懇談会などを行い、市民ニーズの把握に努めてまいりました。それぞれの取り組みにつきましては、市民からの回答数や参加状況などから見ますと十分な数には至っているとは言いきれない状況と認識しておりますが、数に限らず貴重な御意見をいただいていることはもとより、このような状況を踏まえ、多様な手法を講じて広く意見をいただく工夫を凝らしてきているところでございます。また、そのほかにも日々市民の皆様と接しておりますが、これら業務を通じていただいた、あるいは寄せられた意見なども計画への反映に努めているところでございます。

次に、小項目の3、市民との計画共有手法について申し上げます。まず、策定段階においては今後のパブリックコメントと並行しまして市民の皆様

様への説明と意見聴取の方向について現在検討しております。また、市民との計画を共有する手法についてでございますが、名寄市総合計画を全て記載をした冊子の作成のほか、計画内容を要約し、見やすく編集したダイジェスト版の作成、本市ホームページの公開による自由閲覧環境の提供、出前トークによる説明会などを考えてございます。特にダイジェスト版につきましては、全戸配布により市民周知に努めてまいりたいと考えておりますが、さらに読みやすい工夫をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、新名寄市病院事業改革プランについてお答えいたします。

1点目の現状の実績に対して収支均衡を目指す平成31年度での診療収入の伸びについての捉え方ではありますが、前提としまして地域医療構想や本改革プランにおいて市立総合病院は高度急性期及び急性期を中心とした役割を担うことを基本としております。まず、過去5年の1日当たりの診療収入単価については、年度によりばらつきもありますが、平均して年3.8%程度の伸びで推移してきております。平成28年度以降の試算に当たっては、国の総医療費の抑制の方向性を視野に入れると、平成30年度と32年度の診療報酬改定を見据えた場合に従来のような高い伸びは期待できないものの、計画としては年1.9%程度の診療収入単価の伸びを想定できると考えております。その理由といたしまして、入院では7対1看護基準を維持する中で、DPCの適正なコーディングや入院期間をこれまで以上に見定めること、地域包括ケア病床の活用や地域の慢性期病床を有する病院と連携を密にし、患者の状態に合わせて転床、転院を推し進めることなどで診療報酬を高目に維持していくことを目指しております。

また、外来では初期診断をかかりつけ医で受けた紹介患者や急性期の疾患について集中的に診療が必要となる患者の比較的高度な検査や治療を担うことが求められており、一定程度落ちついて継続的な経過観察や投薬に移行した患者については、かかりつけ医の受診に戻ることであります。そのため、診療収入単価は相対的に上昇していくと見ております。

御指摘のとおり、プランの中で医療圏域の人口が減少すると予測を示しておりますことから、患者数も増加しないのではないかと推測されていると思いますが、道が示しました地域医療構想の基礎資料の中では、上川北部2次医療圏内の75歳以上の人口は2025年には8.6%増加すると推計されております。患者数の面では、かかりつけ医の受診に移行した慢性期の患者数は減少することになりますが、上川北部に加え、宗谷管内での医療機関における医師不足は深刻なものがあり、また高齢化の進展に伴い、脳血管疾患や心臓血管疾患など高度な急性期医療を必要とする患者数はむしろ増加することが予想されているため、地域のかかりつけ医では治療が困難な疾患を有する患者が当院を受診するケースは今後ふえると想定しております。これらの想定に対応するためには、地域における医療機関との連携が重要であり、今後は地域医療連携室の強化や逆紹介の増加に努めるとともに、病院の機能、役割の分担について市民の皆様にご理解をいただくよう各方面の御協力もいただきながら周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の平成31年度の収支均衡をどのように図っていくかについてでございますが、プランでは職員数につきまして平成28年度からの3年間で看護師を中心とした医療スタッフで45名の増員を想定しており、職員給与費につきましては平成27年度決算から平成31年度までの4年間で約3億1,000万円の伸びを見込んでおります。また、材料費についても高度な急性期医療を

必要とする患者の増加を想定していることから、同様に約1億7,000万円の増加を見込んでおります。これらの費用は、病院機能の役割分担が明確化し、当院が急性期医療を中心とする中で病院機能を維持するために必要なコストとしてプランに盛り込んでいるところであります。

一方で、先ほども申し上げましたが、収入については急性期医療を中心とすることで診療収入単価の伸びが想定されること、高齢化の進展により高度な急性期医療を必要とする患者については増加が推定されることから、平成27年度決算から平成31年度までの4年間に医業収益で約10億8,000万円の増収を想定しております。基本的な考え方として、必要な答申による増収分をもって増加するコストを吸収しながら収支均衡を目指しておりますが、実現には幾つかの課題があり、御指摘のとおり決して簡単に実現できるものではないと認識しております。今後の収支改善策としては、プランに基づき医業収益の確保と適切な診療報酬の請求強化、業務改善による効率的な人員配置や費用分析の強化などに取り組んでまいります。あわせて、地域の医療機関の役割分担と連携強化、それに伴い受診する患者側で適切に医療機関を選択していただくことが地域の医療を持続的に維持発展させ、当院が急性期医療を提供し続けることができる病院であるためにとっても重要となります。

また、具体的な費用の抑制手法の一つとして、診療部門別原価計算システムの導入を計画しております。このシステムにより当院の現状を的確に把握し、より詳細な経営分析を行い、将来的に限りある医療資源を効果的に投資することで、できる限りコストを抑えた形でよりよい医療を実現してまいりたいと考えております。

次に、3点目の一般会計からの負担金と周辺市町村からの費用負担のあり方についてであります。平成27年度決算において一般会計からの繰出金は救急医療や小児医療など総務省が定める繰

り出し基準に基づいたものが9億2,948万円、市独自の繰り出しである看護師確保に要する経費が2,000万円、合計で9億4,948万円となっております。当院の考え方としては、決して基準外繰り入れを受けることを否定するものではありませんが、ガイドラインにおいては公立病院として不採算部門の機能を維持しながらの改善が求められており、その点を根拠に国が一般会計から繰り出すことを認めている趣旨を考慮した上で、現時点では基準外繰り出しについて計画に組み込むことなくプランを作成したものであります。今後診療報酬制度の大幅な改定や地方交付税制度の大規模な改編など病院経営に多大な影響を受ける事態が生じた場合には、地域における急性期医療の重要性を考慮しながら、プランの変更及び一般会計からの負担の可否について市と協議してまいりたいと考えております。

また、周辺市町村における費用負担の考え方についてですが、例えば救急外来の受診患者数は平成27年度の実績で上川北部医療圏にお住まいの患者が約26%、宗谷管内を中心とした道内在住の患者が約14%と合わせて4割の患者が名寄市外からの受診となっております。また、医師の確保が困難な各市町村の病院等に対して、医師や技師などの医療スタッフの派遣を実施しているところです。既に北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョンにおいて、それぞれの事業について構成市町村の費用負担などが示されておりますが、医師の地域的偏在により一部の病院では必要な医師の確保がさらに困難となっているなど、地域医療の環境は変化し続けていることから、今後地域医療構想に基づいた各病院の機能の変化を見定めた上で、宗谷管内を含めた北北海道を構成する市町村との連携を構築しつつ、当院を含めたそれぞれの適正な負担のあり方について提案を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、基本的な状況というのは理解をするものでありますので、いただいた答弁をもとに再質問へ移行していきたいと思いますが、まず決算概要にかかわってでありますけれども、ちょっと視点を変えて見てみると、今の決算状況あるいは予算編成状況をつくるときに、やはり基本になっているのは新名寄市行財政改革推進計画、これが一定程度基本になっていると思いますが、ここで同計画で掲げている改革の必要性、理念、基本方針について、これまでの計画推進が堅持されてきたという認識でいらっしゃるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私どもとすれば、前向きなところについては総合計画をもとに進めさせていただきますし、ある意味ではその進捗状況を含め、手法を含めて点検するところがまさに行財政改革の推進計画だと思っていますので、全てが取り組んでいるかというところはまだ途上なものはあるかと思いますが、基本的にはその考えを踏まえながら取り組みを進めさせていただいているという認識であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今決算というか、財政の部分ですので、全体的には行財政改革でなく財政の部分でいうと、この改革の必要性の一つに盛り込まれた計画を実施すべき最大理由については、地域の財政がさらに縮小していくことが予想されているというのがこのときの計画の推進の基本であります。名寄市は、今そういう状況にあるのでありましょか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 財政規模からいきますと、近年は増加傾向にあるということですが、ここは毎年度の点検をしながら、あるいは必要なものについては取り組んでいくという方針のもとに進めさせていただいたということであり

ます。縮小するものは縮小させていただいておりますし、新たに取り組まなければいけないものについては議会にも相談させていただきながら、この間取り組みを進めさせていただいたという考えではあります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 特に健全財政の柱となっている表現に1つ、一般財源の増額の伸びは期待できず、今後の財政状況は悪化と硬直化が予想され、依然として厳しい状況にあるとする見通し、これは正しいということになるのか。加えてまた、合併を選択しただけではふえ続ける収支不足を簡単に解消できないという見通しについてもここ数年の予算編成状況あるいは決算状況から見ても正しいという判断をされているのか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この間財政規模が膨らんできたというのは、喫緊の課題としていわゆるハードと呼ばれる分が必要だったということです。これは、合併以前から両市町が抱えていた懸案事項、単独では実施ができなかったもので、合併に伴って実施ができた部分もありますし、新市になってから必要だということで整備したものもありますが、そういった部分に基づいて財政規模が膨らんできたというふうに認識をしております。これらを実施するに当たっては、私どもも特定財源の確保ですとか、あるいはこの間基金なんかを使わせていただきながら、あるいは起債も含めて財源の効率化というのでしょうか、適切な財政運営を図りながら進めてきたということであり、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今実施本部の中の事業等見直し検討部会、ここが進めている新たな使用料設定基準の策定と使用料の見直しについて、この作業を進めておりますけれども、平成23年第3回定例会で行財政改革推進実施本部内での協議をもとに学校施設等施設使用料の見直しを求め

る条例の改正案が提出されて、議会では特別委員会を組織して10回議論をしてきて、最終的には理事者の提案を受け入れたわけですけれども、このときの財政状況は22年度決算、前年度決算からいけば一般会計で1億5,000万円の黒字、基金総額は46億4,359万円、先ほど言ったように今回の黒字は6億3,000万円、それで基金は80億円、この状況の中でのこういう今例えば市民の皆さんに、これから協議されて議会で提案されるのかもしれませんが、国もそうであります。今回の消費税増税もそうありますけれども、やっぱり市民財政、市民の状況がどうあるべきかというのを考えてこういうものを出してくるというのは、検討されるというのはいいのですけれども、そこに視点がなくて計画を推進することだけが主になってくると、私はちょっと本末転倒だというふうに思うのですけれども、今現在総務部長はこの件についてどういうふうにお考えになっていますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われますように、計画があるから進めるということではなくて、やはり計画を立てたときの考えなり目指すものがあるわけありますので、それに基づいて計画を進めていくということになります。計画でありますので、必要なときには見直しを含めて必要なかもしれませんが、今回の使用料の見直しに当たってはいわゆる財源確保を主たる目的としてやるということではないということです。23年度のときに議会にも慎重に審議をいただきまして、使用料改正いただきました。このときは、旧名寄市と旧風連町の中で取り扱いの異なるものがあったということです。例えば象徴的に言われるのが風連地区で言われていた施設の共通使用券がありました。ここについては、地区によっての差がある。取り扱いの違いがあります。こういったものについてはなくそう。あるいは、施設の中では有料施設、無料施設がある。同じ用途なのに有料で

ある、無料であるという、ここの違いがありましたので、まずはそこを第1弾、見直しをして、統一を図ろうというのが23年度の見直しであったというふうに認識してございます。

今回は、そのときの議論にもありましたけれども、もともとの使用料の算出の方法について、これはそれぞれの歴史がある中で算出をされてきたわけですから、いい、悪いということではありませんけれども、これについて新市としての統一した基準がないというのが今回の課題ということでもありますので、そこがないとある意味では市民の皆さんにとって公平感が保てないという部分もあると思いますので、今回は財源対策を主たる目的とするのではなくて、あくまでも新市としての基準を設け、市民の皆さんの中にやはり公平感を持っていただきたいというのが主たる目的として進めさせていただきたいという考え方ありますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 財源確保が目的ではないということであると、新しいルールをつくるのは当然でありますけれども、そこに今回の一般会計の6億3,000万円の黒字、あるいは基金で残っている80億円、これに備荒資金の超過納付金が入っているかどうかわかりませんが、入っていないとすれば約100億円を超える基金を名寄市は持っている。こういう状況の中で、本当に財源対策だけを考えるのではなくて、市民生活を考えたルールをつくると。これはなぜそれを言うかということ、23年の特別委員会をつくったとき、東委員長のもとでやりましたけれども、結局最初はやっぱり意見が分かれたのです、議会側。不均衡はあったにしろ、やはり低いほうに合わせるべきだと。やはり市民が利用するものというのは、もっと利用しやすいようにすべきだという議論もあります。でも、結果的にはやっぱりこのときの財政事情が、あるいは将来の不安を含めると市民の皆さんにも一定担っていただくものは担っ

ていただこうと。不均衡はあるのなら、やっぱり担っていただくのはいただこうという論理はありますけれども、今回6億3,000万円という一般会計の黒字を出して、基金も積み立てて、さらにここに本当に財源対策というものが無いとすれば、低いほうに合わせるものも含めての検討というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど申し上げましたように、今回については主としては財源対策でなくて、あくまでも新市としてのルールを決め、市民に公平感を持ってお使いいただけるというのを主眼とさせていただきたいと思います。ただ、将来にわたって施設については維持をしていくというのがありますので、主たる目的ではありませんけれども、将来にわたって維持できる部分も当然加味はしていかなければいけないかと思っています。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） そこに6億3,000万円の黒字は配慮するのですかということです。この6億3,000万円は、確かに交付税がふえたり、いろんなものでやっていくと、結局不用額を含めて、やっぱり市民の皆さんの御協力を得て6億3,000万円という一般会計の黒字を出して、基金にも積んだものがあつたというふうに考えたときに、そこを例えば消費税ではないですけども、先送りしてでも今市民生活をどうやって守るのか。ルールはいいですよ。そういう見地を持って検討されるのですか、それとも今までのとおりの見直し部会をそのまま引き継がれてくるのですかという、そこが私大きな分かれ道になると思いますけれども、総務部長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 当然単年度の決算を踏まえてということにはなかなかならないと思いますけれども、今後の財政の状況の見通しも含め

た中で考えていかなければいけないことだというふうに思っておりますし、導入の時期についても先ほどの議員協議会の中でもお話しさせていただいたように、国の消費税の動向についてもいまいちと言ったら言葉悪いですけれども、ちょっと不透明な部分もありますので、消費税も含めて当然その部分はオンになりますので、そこも含めた中で導入時期等についても検討はさせていただかなければ、考慮しなければいけないのかなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） この間市民の皆さん、今部長おっしゃるような将来的に財政的に不安があるというものを含めて、やっぱりいろいろ我慢してきた。例えば福祉バスの補助金なんかそうですよね。今まで利用できたものを有料化したと。それによってどんな影響が出ているかと分析されていますか、田邊部長。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 分析とまではいきませんが、各高齢者団体、利用されている団体等の会合等でいろんな御意見はいただいておりますし、また今回の福祉バスの若干の要綱の改定等についても丁寧に御説明させていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） そういうことではなくて、有料化したこと、負担をふやしたことで、今各団体、いろんな町内会もそう、老人クラブもそうありますが、高齢化なり会員が減少している状況があつて、会費や何かの納入を含めてなかなかうまくいかない。そのときにバスを利用して社会福祉あるいは生涯学習、いろんなことに活用しようというときに、さらにお金を出すというシステムが利用度、あるいは社会教育上、生涯学習上支障があつたのかなかったのか。場合によっては、そういうことであるならば市民の皆さんの要望が強いなら、こういう6億3,000万円の黒

字を出した状況を考えると、やはり市民の皆さんに還元する、それが私はある意味で民間会社名寄の発想だと思うのです。市民の皆さんは顧客という市長の認識でいらっしゃるなら、やはり還元すると。市民の皆さんにどうやってこの名寄に住んでよかったか、どうやって活動を活性化させるかというふうに一方視点にあったほうがいいと思うのですけれども、お答えは。橋本副市長。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 佐藤議員の壇上からの質問も踏まえまして、どうしても市民ニーズという部分が今回大きな質問のテーマとしてクローズアップされているというようなことであると思います。まず、6億円を超える基金でありますけれども、これ私どもも考えなければならないのは、佐藤議員の一番最初の質問で一般財源、それから財政の縮小ということで、どうなのだとということがありました。単年度決算で見れば確かに黒字なのですが、この議会の中でもいろいろ出てきました。公共施設の老朽化、あるいはいろんな要因、それから公債費の部分も加えますと、総量を見ますと必ずしも楽観視できる状況ではない。その中で単年度黒字ということでもあります。行財政改革の中で市民の皆様にご理解をいただきながら削減してきている部分もあるのは認識しております。今後この10年間で総合計画でございまして、この中で今後の財政展望もこれはきっちり明らかにしなければならないと思っております。いろんなファクターあって非常に難しい問題ですが、改めて市民ニーズの把握にはこれ努めなければならないと、ここは思っております。それと同時に、ちょっと言葉は悪いですが、どうしても危機感というものが我々にもあります。将来財政に向けた危機感、それから午前中の御質問でもありました、今の病院の御質問でもありましたけれども、2025年に75歳以上の方で団塊の世代がふえてくるという、こういう実態もございまして、そうなりますと、やはりこの10年間を見据えた

中で危機感をどこまで市民の皆さんと共有し、その中でどこまで市民ニーズを把握できるか、そしてそれを実現できるか、これ名寄市一体となって取り組まなければならないものであると改めて認識させていただいたところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 市民ニーズのとりよめというのか、それは副市長おっしゃるとおりなのです。だけれども、結局小泉内閣、その前の合併前からずっとそうでありますけれども、三位一体改革、その前の財政状況からも財政が厳しい、苦しい、厳しい、苦しいですときているのです、名寄市。そのために市民の皆さんに負担はどんどん、どんどんお願いしているのです、公共料金の値上げ、あるいは除雪、排雪、全てにおいて。きのう、きょうもそうです。質問すると、財政が厳しいから、財政状況がと言うけれども、結果的に今年度これ見たら6億3,000万円の黒字を出しているわけです。この第1次総合計画の推進状況の健全な財政運営の中で、目標に対する実施状況というのがあります。平成28年度から開始される普通交付税の合併算定がえに備え基金を確保、平成27年度12月現在での想定では27年度末における一般会計基金残高は約68億円、実質80億円です。12億円ふえているのです。ですから、こういうことを市民ニーズを的確に捉えて、今お返しできることはする。やっぱりそこを市民の皆さんと一緒に名寄市として考えていけるような施策を展開することが、私はそれが市長が言う民間会社名寄市、要するに計画に左右されるのではなくてきちっとした顧客たる市民のニーズを的確に把握して、それを施策に反映する。していないとは言いませんけれども、どこを体系的に考えたらいいかというのがあってもいいのではないかと。その背景が今回の財政を考えたときに、これからまたその財政が苦しいという状況が言い切れるのか、市民の皆さんはそれは理解できるのかと思っていれば、それこそ水間室長のきのうの答弁では

ないですけども、サンプラーだって2,700万円市からお金を入れて、さらに9,900万円赤字をつかって、今度はお風呂を直してという話。しかも、そこに一回日進再整備計画というプランを出すためにマックアースさんにきのうの市長の答弁によれば実態を少し調査してみたいのだということで委託をする。委託料というのは払うわけです。今振興公社、うち、市が半分以上の株を持って大株主で、中でも振興公社ってもっと行政の営戦と交流といろんなところの折衝で協議したものをたたき上げるというのならわかるのです。またマックアースさんに外注して、出てきたら露天風呂つくれとといったって、あの虫どうするのだといったら、ではいつ調査したのよという話になってきたら、そういうところにはお金をもっと市民の皆さんに使うようなことがあってもいいのではないのと、その視点を変えたほうがいいように私は考えていたので、これは一般質問は言うまでもなくそれぞれの主張を言い合って、最後は見解の不一致は見解の不一致でいいので、判断は市民の皆さんにさせていただければいいと思いますが、そういう見地を持たないと、次の総合計画もそうありますけれども、なかなか市民の皆さんとの和というのはつくっていけないのではないかなと思いますけれども、改めてそのことは市長からも御答弁をいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まず、財政的な見解、私なりに非常に先行き厳しいとやっぱり思っております。基金が9億円ぐらいの積み増しをしたということでありますけれども、一方で公債費はちょっと数字はつきりしませんけれども、20億円以上多分積み増ししているのです。そういうことだとすると、27年度だけで見るとそれはよく見えるかもしれない。全体的に見ると、決していい方向には向かっていない。今期も、27年度も過去最高の一般会計の規模だったと、こういうこと

でありまして、これはここにきていろんな施設や建物が経年劣化もしてきているところもあって大型投資が続いていると、こういうことで、しかしやらなければならないことが続いていくし、これからもそれが見えてきているという非常に厳しい状況であるということでありまして。その中でやっぱり予算額が大きくなってくると、それだけ事業一つ一つにきちとした精査をしていく中で、少しでも無駄を削っていくということで、余って出てきたという観点もあるということでありまして、職員それぞれ一人一人のみんなの努力もあってこれだけの黒字が出せたということですけども、決してこれは切り口で見て楽観的な数字ではないというふうに判断をしています。

振興公社の話も出ましたが、これも大変大きな金額の投資をしていくということでありまして、時代、時代によって背景も変わってきているということで、今回慎重にそうした専門的な見地からの見解も改めて御指導いただいたということでありまして、やはり決して楽観視できる状況ではないので、できるだけしっかりと市民の皆さんに御納得のいただけるお金の使い方をしていかなければならないと。説明責任という意味で、なかなかわかりにくいということに関しては謙虚に受けとめさせていただいて、できるだけこうした財政事情に関してもわかりやすく明らかにお話をしていく中で、市民の合意をしっかりと進めていき、政策を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 市長の言うこともわかるのです。でも、市民の皆さんにとって、例えばずっと財政厳しい、財政厳しい、財政大変だと、将来不安だと言っていて、目標が見えればいいです。これ80億円なのです。貯金というか、基金で80億円積んでいけば、これで一定程度頑張れるのだ、いや、100億円だ。その目標がどこなのが見えないで毎年予算編成すれば厳しい、厳

しい。多分いろんな団体と調整するとき、また補助金をカットする、いや、あれをする、これをするというときも財政状況が悪いですから。目標は、市長はどこに、どのぐらい名寄の財政力があつたときに、ここが限度というのは言い方大変おかしいですけども、その目安というのは市民はどこを見ていけばいいというふうに御判断。これは民間会社は必ずやりますよね。例えばうちの会社の財政状況がどうなのだ、いや、このぐらい蓄えないと将来的にはこれを償還していくときには銀行側から金貸してくれぬから、いろんなことを考えて、このぐらい蓄えないとやっぱりだめだよというのがあると思うのですけれども、民間会社名寄市の市長としてどういうふうにそこはお考えなのか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） どれぐらいの財政的な指数が目安になるかというのは、これはこの間もいろんな議員との議論でもしてきたと思うのです。これは、やっぱり一定の線をどこかで引く必要はあるねということで我々も認識していますけれども、今のところでここだという議論はなかなか決めているわけではありません。先ほどもお話しのとおり、やっぱり我々は国からの交付税も含めて依存財源がたくさん、7割近くを占めている中で、なかなか入りを我々がコントロールして把握できないという、そうした宿命みたいなものもありまして、このことは国がどういう政策に触れるかによっても大分変わってくるということでありまして、そう考えると基準を決めるというのは非常に難しいことだというふうに思います。その中で1つ大きな参考になる指標というのは、今実質公債費の比率だとか将来負担の比率、これは自治体別ごとに数字、順位も出るということでありまして、ここが大体どれぐらいの位置にいるかというのは非常に参考にはなるのかなというふうに思います。北海道内でも名寄市は、それぞれありますけれども、中ぐらい、あるいは指標によっては中の上ぐ

らいということだというふうに思いますけれども、余りにもこれが悪過ぎると非常に厳しい状況だということだと思えますし、余りにもよ過ぎても、これはきちんと市民の皆さんに還元をしていないのではないかという議論もあるのかもしれませんが。そうしたことも一つの参考にしながら、また改めて名寄市としてどういった財政基準を設けなければならないのかというのは、ここは我々の中でも議論はさせていただいて、議会議論もさせていただく中で、一つの指標はぜひ近いうちに設けていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今市長おっしゃられるように、1つはやっぱり内部的には財政規律をどうするのが1つ。もう一つは、やっぱり財政をちゃんと市民が理解するように説明できるかが1つ。もう一つは、きちっと公にする必要はないのですけれども、内部的にやはりみんながどこを目標にして歩めるのかという目標設定をするというのが、私この3題がうまくいけば財政状況というのは市民の皆さんも、あるいは職員の皆さんも理解できると思うので、これは総合計画が来年からスタートしますので、ぜひ早急に確立をしていただきたいと思います。

ただ、総合計画で気になるのは、どうしても、今回資料として議員協議会のほうで審議経過というのを出示していただきました。この中で後期計画の素案についてというのが2月26日以降各部会にそれぞれ所管の皆さん、部長が出て説明されていると思いますけれども、これがその前は新名寄市総合計画の取り組み状況と課題です。素案についてというので、やっているのは市民生活環境部会、保健医療福祉部会、教育文化スポーツ部会、全部1回ですよ、会議。1回で、会議の資料をその後インターネットから引き出して見ると、もうこれで終わり。あとは総務部会に渡すと。これが本当に市民の皆さんとの一緒の計画になり得るのかと。そこは非常に懸念するのです。専門部会

のインターネットで引いても、やっぱり市民の皆さん、10人の委員の中に、出席率もありますけれども、それぞれこれはどうなっていますかというキャッチボールをしているのだけれども、キャッチボールになっていないのです。状況を説明して、終わって、後で計画は出しますからという話になると、本当に総合計画が市民総合のこの10年の、市長が言う10年、20年後のまずは10年後の名寄市のともに描く形になり得るのか、そこをやっぱり一番心配するのです。だから、この状況についてどういうふうに、本当はもっと時間があれば各部長にそれここの附箋しているものを聞こうと思ったのです。時間もないのです、それは後ほど個別に議論をさせていただきたいと。

実は、これは岩手県滝沢市の「幸せの特等席滝沢」というものなのですが、これ白黒で、別に白黒でつくったのでなくて本物は、本物というか、カラーなのです。これをつくっているのは、これは基本構想をわかりやすく説明しているのです、市民の皆さんに。これ誰がつくったかという。市の職員でなくて岩手県立大学の学生なのです。岩手県立大学の学生が市と協力をしてつくっているのです。だから、わかりやすい。漫画を使ったり、いろいろ。立派な総合計画の本計画あるいはダイジェスト版も必要かもしれませんが、市民の皆さんが同じ目標を向けるのはやはりわかりやすいものをどれだけつくり上げるか。それと、うちの場合はコミュニティケア教育研究センターでも同じですけども、大学生というまさに外から見目を持った若い世代の子供たちがいるのですから、その子たちと連携をして、やっぱり一緒につくり上げて、本当にそれを市民の計画にしていく努力は私は必要だというふうに思いますけれども、これは市長、どういうふうに考えますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでの総合計画の議論が双方向的になっていないのではないかとすることは、そういう見方もあるという受けとめをさせ

ていただきますが、これまで今までの総合計画ではなかなかし得なかったワークショップをやったり、いろんな市民参加型の議論を積み重ねてきたつもりでもあります。その中でそうした議論をできるだけまとめる段階でどういうふうに反映させていくのかというのはなかなか難しい課題でもあって、できるだけ議員がおっしゃるようにわかりやすい総合計画、一つの完成版としてはそれはそれできちとしたいろんな計画が網羅されているということでしょうけれども、こういう方向に向かっていくのだというわかりやすいダイジェスト版をぜひとも作成をしていきたいと、そういうふうに考えているところであります。そのことによつてなるほど、いろんな方が見ても、子供たちが見てもこういう方向に向かっていくのかということが何となくわかるような、そんなダイジェスト版にできるようにぜひ努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 総合計画については、いずれにしてもこれから議会のほう出てくると思っていますので、また詳細については議論をさせていただく機会があるというふうに思います。

病院についてもあと五十何秒ですので、それは9月議会、院長が出てきたときにはまたお話をしたいと思いますけれども、橋本副市長、一般会計から繰り入れのレッドライン、あるいはイエローライン、今おととしの決算からいうと監査から出ていたのは不良債務発生まで約8億円という数字が出ました。今回2億円赤が出ました。そうすると、レッドラインというのはどこ。過去副市長、助役時代からずっと不良債務発生前に市は財政投与をするよというレッドラインというのは、どこというふうに橋本副市長が考えているのかをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） これは、まだ正直言って改革プランが出てきたばかりということもござ

いまして、具体的な数字は今現在持ち合わせておりません。いろんな外部要因があります。診療報酬の改定ですとか、それから急性期医療ということで地域医療構想の中で示されておりますので、その中でどれくらい名寄市立総合病院がお金を稼ぐというのがあるのですけれども、収入を得ることができるか。また、東病院もございまして。当然うちの病院事業会計については東病院と名寄市立総合病院の2つでできておりますので、この2つがバランスよく機能して初めて収益も上がってくるし、地域の医療も支えていくことができると思っています。具体的な数字については、今私まだ持ち合わせておりませんが、実際改革プランが始まりましてどのような状況になってくるか、それで一番重要なファクターが交付税の状態にあります。この2つを兼ね備えた段階でもって不良債務比率、あるいは資金ショートの関係も踏まえて、一定の数字についてはまた病院のほうと相談させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

児童生徒の学力と豊かな心の育成を図る取り組みについて外1件を、野田三樹也議員。

○3番（野田三樹也議員） 議長より御指名いただきましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

初めに、大項目1の児童生徒の学力と豊かな心の育成を図る取り組みについて2点質問いたします。1点目に、児童生徒の家庭学習の現状と課題についてです。今現代社会の中で児童生徒の家庭学習の取り組みで、特に中学生を持つ家庭では学習をしながら音楽を聞いたり、携帯電話で無料通話のライン等をしながら学習に取り組んでいる姿がふえてきており、本当に勉強が身についていくのか心配だと親の方々からお話を聞きますが、本市としてどの程度の現状を把握しているのか、そして今後の課題についてあればお聞かせください。

2点目に、いじめ防止及び不登校等の現状と課題についてです。現在のいじめ防止及び不登校等の現状と今後の課題についてお聞かせください。

次に、大項目2の特別支援教育の取り組みについて3点質問いたします。1点目に、特別支援学級の児童生徒の現状と課題についてです。一人一人に行き届いた指導や支援を実施するための現状の取り組みと今後の課題についてお聞かせください。

2点目に、発達障害等のある児童生徒の現状と課題についてです。現在通常学級に在籍している困り感を抱えている児童生徒の現状と今後の課題についてお聞かせください。

3点目に、特別支援教育専門家チームによる巡回相談の実施状況についてです。現在の特別支援教育専門家チームによる巡回相談の実施状況についてお聞かせください。

以上をもちましてこの場での質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま野田議員からは、大項目で2点の御質問をいただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、大項目1、児童生徒の学力と豊かな心の育成を図る取り組みについて、小項目1の児童生徒の家庭学習の現状と課題についてお答えいたします。議員も御承知のように、文部科学省では全国学力・学習状況調査の結果から、学習に対する関心、意欲、態度、読書、家庭学習、基本的な生活習慣等の項目で肯定的な回答をした小中学生ほど学力が高いなど学力と生活習慣や学習習慣等との間に相関関係があると示しております。本市の児童生徒の状況といたしましては、平成27年度全国学力・学習状況調査等の結果から、全国と比べ家庭で学習をしているという回答の割合が低いことやふだん1日当たり2時間以上テレビゲームをするという回答の割合が高いことなどから、望ましい学習習慣と生活習慣の定着を図ることなど

が継続的な課題となっております。このため本市では、名寄市教育改善プロジェクト委員会が作成した家庭で取り組む7つのポイントが有効に活用されるよう市のホームページや広報に掲載するなどして携帯電話等のメディアに触れる時間が長くないよう家庭でルールを決めることや読書に親しむ習慣、家庭で学習する習慣の定着に係る啓発に取り組んでまいりました。具体的には、本市の各学校においては子供たちが家庭学習の習慣を身につけるためには、与えられた宿題をきちんと行うとともに、自分で計画的に学習に取り組む態度を育てていくことが大切であることから、発達段階に応じて家庭学習のやり方や時間を有効に使用して計画的に取り組むことなどについて児童生徒に指導しているところであります。例えば児童生徒が目標や見通しを持って家庭学習に取り組む態度を育てるために、長期休業中等の生活や学習に係る計画表を作成させ、その内容について担任がアドバイスするなど、望ましい生活習慣と家庭学習の習慣が定着するよう学校が一体となって取り組んでいます。今後も学校には児童生徒の実態に応じて授業の内容と関連づけた宿題等を与えるなど、予習、授業、復習といった学習サイクルを確立することを通して、児童生徒が主体的に家庭学習に取り組む態度を育てるようお願いしてまいります。

次に、小項目2のいじめ防止及び不登校等の現状と課題についてお答えいたします。初めに、本市におけるいじめの現状と課題及び観察、分析等に基づく対応についてですが、昨年7月に岩手県で中学2年生、11月には愛知県で中学1年生のいじめが原因と思われる自殺が相次ぐなど、依然として児童生徒が命を絶つ痛ましい事案が生じております。とりわけ7月の岩手県の事案を受けて、文部科学省ではいじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案の有無について、平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の再調査を依頼してきたとこ

ろであります。その結果、本市では学校から新たにいじめと思われる事案の報告はありませんでしたが、教育委員会といたしましては改めていじめを許さない環境をつくることや学校が組織的にいじめの問題に取り組むことの重要性を認識したところであります。

いじめは、どの子供にもどの学校でも起き得るものであり、学校教育に携わる全ての関係者が常にいじめの問題に係る危機意識を持って組織的に迅速かつ適切に対応することが重要であります。このため、本市では平成26年度に名寄市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消、そのほかのいじめの防止等のための対策を推進しております。具体的な取り組みの一つといたしましては、いじめの問題の早期発見、早期解消を図るため、学校には北海道教育委員会のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査におけるいじめの把握のためのアンケート調査を適切に実施するようお願いしております。昨年の11月の同調査では、今もいじめられているとの回答が22件ありました。この22件について当該学校の教員が内容を聞いて事実確認し、校内で検討した結果、いずれもいじめとして認知する内容ではないと判断されております。各学校では、同アンケート調査においていじめはどんな理由があっても許されないと答える児童生徒の割合を100%にする取り組みを進めております。昨年の11月の同調査では、1年前の同時期と比べ全小学校の平均が96%から96.9%、全中学校の平均が86.1%から93%になるなど、いじめは許されないことであるという認識が児童生徒に広がってきておりますが、まだ十分な状況であるとは言えないことが課題であります。

また、いじめられたときに誰にも相談できないという児童生徒がいることが指摘されていることから、学校においてはいじめられたとき誰にも相談しないと答える児童生徒の割合をゼロ%にする取り組みも進めております。昨年の11月の同調

査では、1年前の同時期と比べ全小学校の平均が6%から3.4%、全中学校の平均が16.6%から12.4%になるなど、いじめられたとき誰にも相談しないという回答をした児童生徒の割合は減少傾向にあります。いじめられたときに一人で悩みを抱え込む可能性がある児童生徒がいることも大きな課題であります。

次に、いじめをなくすためにはよりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大切なことから、児童生徒のいじめを許さない意識や態度をより一層高め、平成26年度より名寄市小中学校いじめ防止サミットを実施し、各学校の児童会、生徒会活動による自発的、自主的な取り組みの活性化を図っております。同サミットにおいては、全児童生徒を対象に名寄市小中学校いじめ防止宣言の定着状況に係るアンケート調査結果について意見交換を行ったり、各学校のいじめ防止に係る取り組みの交流を行いました。各学校では、児童会、生徒会活動において学校のいじめ防止集会等で同サミットの取り組み等を発表したり、自校のいじめのアンケート結果を校内に掲示するなどいじめを絶対に許さない学校、学級づくりの取り組みを推進しております。

また、教育相談センターにおいては、学校や家庭生活における児童生徒、保護者からのいじめ等に係る相談に対して学校や関係機関と連携を図りながら適切な支援を行っております。さらに、ハートダイヤルを通して教育専門相談員が児童生徒や保護者等からの悩みについて個人情報の管理に十分配慮しながら、電話や面談による相談やカウンセリングを行っております。今後とも教育委員会といたしましては、学校や関係機関等との一層の推進を図りながら、いじめの根絶に向けて名寄市いじめ防止基本方針に基づくさまざまな取り組みを確実に実行するとともに、ふだんの点検、評価により改善を加えながらいじめの未然防止、早期発見、早期解消に努めてまいります。

次に、本市における不登校の現状と課題及び観

察分析に基づく対応策についてお答えいたします。不登校児童とは、病気や経済的な理由を除く何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した児童生徒のことであります。現在本市の小中学校からは、いじめを原因とする不登校児童生徒の報告はありませんが、文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、本市において平成26年度に不登校の状況にあった児童生徒は10名でありました。学校では、児童生徒が不登校となる要因について、本人、保護者、学校等に係るさまざまな要因が複雑に絡み合っていることから、その要因を明確に把握することが難しく、教員による当該児童生徒への指導や支援及び家庭への働きかけを行っていても、不登校状態が改善されるまでに至らない事案があるという課題があります。

文部科学省の平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に係る調査の結果から、北海道の公立小中学校における不登校児童生徒数が平成25年度と比べ小学校では42人、中学校では192人ふえていることから、不登校に対する取り組みの改善、充実を図ることが求められてきております。このため、本市の各学校では、不登校児童生徒への適切な指導や必要な支援の充実を図るために、担任が中心となって家庭訪問等を通して当該児童生徒や保護者の個々の状態に応じた働きかけを行っております。また、当該児童生徒の様子や保護者との面談等の記録に基づき、生徒指導部等が中心となって今後の必要な支援のあり方等を改善したり、必要に応じて適応指導教室や医療機関等との連携を図りながら、当該児童生徒の不登校状態が改善するための取り組みを推進しております。

教育相談センターでは、同センター長や教育推進アドバイザー等が本市の各学校を訪問し、不登校児童生徒について情報を共有するとともに、当

該児童生徒に対する適切な指導や必要な支援について指導、助言を行っております。また、適応指導教室においては、入室している不登校児童生徒が早期に学校復帰または不登校状態が改善されるよう学校や関係機関、保護者との連携のもと、当該児童生徒の必要に応じた指導、支援を行っております。さらに、当該指導生徒の保護者に対して、不登校の対応に応じた助言、援助を行っております。今後とも教育委員会といたしましては、不登校はどの児童生徒にも起こり得ることであり、一旦欠席状態が長期化すると、学習のおくれや生活リズムの乱れ等によりその回復が困難となる傾向が指摘されていることから、学校には不登校の予兆への対応を含めた初期段階から組織的な取り組みを一層強力に推進するようお願いをしております。また、不登校を未然に防止するため、児童生徒が学ぶ意欲を持って学校に通うことができるよう発達段階に応じたみずからの生きる力や将来に対する夢や目標意識について考える指導の充実を図っております。

次に、大項目2、特別支援教育の取り組みについて、小項目1の本市における特別支援学級の現状と課題についてですが、特別支援教育とは障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものであります。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的なおくれない発達障害も含め特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるとともに、充実を図ることが大切であります。

特別支援学級とは、障害があるために通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し実態に応じたきめ細やかな教育を行うために小学校及び中学校の中に特別に設置された少人数の学級のことであります。

平成19年に改正されました学校教育法の規定に従い、小中学校には障害の種類ごとに知的障害、肢体不自由、病弱、肢体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症、情緒障害の特別支援学級を設置することができるとなっております。特別支援学級では、基本的には小中学校の学習指導要領に沿って学習が行われますが、児童生徒の障害の状況等に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考として特別な教育課程を編成できることになっております。例えば障害による学習上または生活上の困難の改善や克服を目的とした指導領域である自立活動を取り入れたり、各教科の目標、内容を下の学年の教科の目標、内容にかえるなど、当該児童生徒の障害の状況等に沿った教育課程を編成することができます。

本市の特別支援学級の現状といたしましては、昨年と比べ平成28年度は全体では2学級減っておりますが、在籍する児童生徒数は2%程度ふえております。したがって、ますます一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容、指導方法等を工夫することが重要であります。このため、学校では特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人に適切な支援を行うため個々の障害の状態や特性を把握し、個別の指導計画や教育支援計画を作成するとともに、当該児童生徒に対する指導や支援が学級全体で行われるよう校内の支援体制の充実を図っております。具体的には、特別支援教育コーディネーターが中心となって通常学級の児童生徒と交流及び共同学習を推進したり、ICT等を活用し、わかりやすく説明するなど個々のニーズに応じた指導、支援の充実を図っております。また、各学校では名寄市教育委員会の特別支援教育学習支援員や名寄市立大学との協定に基づくティーチングアシスタント派遣事業による学生支援員を活用するなど、複数の指導者や指導員による指導体制の充実を図っております。今後教育委員会といたしましては、名寄市特別支援連携協議会の専門委員会等において各学校の指導実践等

を共有するなど、特別支援学級における効果的な指導方法等の一層の改善、充実を図ってまいります。

次に、小項目2の発達障害等のある児童生徒の現状と課題についてお答えいたします。2004年12月に制定された発達障害者支援法では、発達障害とは知的発達におくれはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力の中で特定の分野を極端に苦手とする傾向が見られるLDや注意力や衝動性、多動性の傾向が見られるADHD、相手の気持ちを察することや周りの状況に合わせたりする行動を苦手とする高機能自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害などその症状が低い年齢において発現する脳機能の障害と定義されております。本市においては、通常の学級に在籍している発達障害を含め、特別な支援を必要とする児童生徒、いわゆる困り感を抱えている児童生徒の割合は平成26年度は4.2%でありましたが、平成27年度は4.9%となるなど増加傾向にあることから、これら児童生徒への指導や支援の充実を図ることが課題であります。このことから、学校では発達障害等を抱える子供たちが学習や生活における困難を主体的に改善、克服することができるよう必要な知識、技能、態度、習慣等が身につくよう指導や支援の工夫改善を図ることが重要であります。具体的には、市内の各学校では当該児童生徒が主体的に学習に取り組んだり、行動することができるよう学習の進め方や一日の日程等を紙に書いて掲示したり、短い言葉でわかりやすく説明するなど指導や支援の工夫改善に努めております。とりわけ授業においては、聞いてもすぐ忘れるなど聴覚系の認知に困難を抱えている児童生徒には大事なことは文字で書いてあらわす、また書いた文字が重なるなど色覚系の認知に困難を抱えている児童生徒には、升のあるノートを使用させるなどの支援を取り入れることにより、そのほかの児童生徒にもわかる、できる授業の、つまりユニバーサルデザインの視点

を取り入れた授業へと改善を図っております。教育委員会といたしましては、今後とも発達障害や困り感を抱えている児童生徒のニーズを的確に把握し、適切な支援について学校全体で共有、共通理解を図るとともに、個々の特性や適応の状況等を勘案しながら指導や支援の方法等を定期的に見直すなど、個に応じたきめ細やかな指導、支援体制の充実を図るよう各学校にお願いしてまいります。さらに、北海道教育委員会の児童生徒支援加配教員や名寄市教育委員会の特別支援教育学習支援員、名寄市立大学との協定に基づくティーチングアシスタント派遣事業による学生支援員を一層有効に活用するようお願いしてまいります。

次に、小項目3の特別支援教育専門家チームによる巡回相談の実施状況についてお答えいたします。本市においては、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害等のある児童生徒への総合的な支援体制の整備及び指導や支援の充実を図るため、幼児、児童生徒の障害の有無を判断したり、望ましい教育的対応について専門的意見を示す本市特有の特別支援教育専門家チームを設けております。専門家チームの委員は、心理学の専門家である名寄市立大学の教員や特別支援教育に精通している小中学校の教員、高等養護学校の教員、教育委員会の指導主事から構成され、各学校等からの要請を受け、当該学校の教員等に対し学習環境や指導方法等に関する指導、助言を行う巡回相談を実施しております。平成27年度は、各学校等から専門家チームによる巡回相談の要請が9件あり、延べ39人の委員が当該学校を訪問し、巡回指導を実施いたしました。

本市では、生活や学習上の困り感を抱える児童生徒が多く見られることから、平成28年1月に名寄市特別支援教育専門家チーム設置要綱を改正し、障害の有無にかかわらず、学校生活や家庭生活において困り感を持っている全ての児童生徒等を対象に巡回相談が実施できることといたしました。平成27年度の巡回相談においては、音声短

期記憶が苦手な子供、多動性、衝動性の傾向がある子供、集中力が持続しない傾向のある子供などへの対応のあり方等について相談要請がありました。この要請を受け専門家チームが巡回相談を行い、音声短期記憶が苦手な子供に対しては教師が単語カードに作業の手順を1枚ずつ書いて説明することや多動性、衝動性の傾向がある子供については本人の判断により気持ちを落ち着かせるために一時的に別な場所においてもよいと認めてあげること、集中力が持続しない傾向のある子供については授業の中に見る、聞く、取り組む等の活動を意図的に取り入れるなど、一人一人の困り感に応じた具体的な教育的支援のあり方について指導、助言を行う等の対応をしております。今後とも学校等には特別支援教育コーディネーターを中心に児童生徒等が必要としている教育的ニーズをよりきめ細かく把握し、指導や支援の充実を図ることや対処的な巡回相談だけではなく、予防的な巡回相談を積極的に要請するなど専門家チームを一層有効に活用するようお願いしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） 御答弁いただきましてありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、児童生徒の家庭学習の現状と課題についてですが、毎年学校では家庭学習の定着を図るため、家庭と連携した取り組みを行っていると思いますが、具体的にどのように取り組んでいるのかをぜひお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま御質問がありました本市の家庭での学習習慣の定着を図る取り組みについてですが、先ほどの答弁で御説明もいたしましたとおり、本市においては家庭学習の時間が短いことなどが継続的な課題であるというふうに考えております。このことから、本市の各学校では全国学力・学習状況調査等の結果を分析

し、児童生徒の家庭学習に係る実態を把握するとともに、家庭と連携し、家庭学習の習慣の定着を図る取り組みを推進しているところであります。具体的には、本市の各学校では学習時間の目安や各教科の勉強方法の概略をまとめた家庭学習の手引等を作成して家庭に配付したり、児童生徒の家庭学習における現状や改善策等について学校便りや参観日の懇談会等において丁寧に説明するなど保護者に理解と協力を求める取り組みを推進しております。

また、北海道教育委員会の「時間の目安を決めて子どもの生活リズムを整える！」や生活リズムチェックシート等を活用して保護者と子供と一緒に家庭における学習の取り組み方等について話し合うことなどの啓発に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。今後も子供たちが将来を補う社会人として成長していけるような取り組みをぜひ続けていただければよいと思います。

そして次に、いじめ防止及び不登校等の現状と課題についてですが、現在いじめや不登校等で悩んでいる子供や親に対しての相談に対応するために教育相談センターやハートダイヤルを設置しておりますが、利用状況と今後の課題についてあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま教育相談センターやハートダイヤルの利用状況、課題といったような御質問がありました。教育相談センターでは、教育専門相談員、適応指導教室指導員、教育推進アドバイザーを配置し、児童生徒を初め保護者などから不登校などの問題や学校生活、家庭生活における悩みなどの相談を受け、学校及び関係機関等と連携を図りながら解決に向けた支援や指導を行っているところであります。

平成27年度の相談件数については、電話が39件、面談107件、学校訪問48件、関係機関訪問、その他40件、夜間相談60件となっているところであります。相談につきましては、電話では保護者からの相談が多く、面談では中学生や高校生が多い状況になっております。相談内容は、不登校や登校渋り、学校復帰後の相談が最も多く、それらの原因となる出来事や児童生徒の心情は学校内だけではなく、家庭も含めさまざまな問題が絡み合って多種多様化、複雑化している現状にあります。中には時間がたってからの相談もあり、いわば重症化してからの相談になれば解決が困難になることから、不登校などの相談に対する早期解決のためにはできるだけ早い段階で相談していただける体制づくりと的確なアドバイスが必要となってきました。教育相談業務、適応指導教室のいずれにいたしましても、学校や保護者との共通認識や対応の統一、関係機関と情報共有や連携に努め、相談体制の充実を今後も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） 今後は、子供や親が関係団体や関係機関をぜひ利用しやすいような体制づくりが必要だと思いますけれども、本市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今教育相談やハートダイヤル等々の利用しやすい体制づくりの考え方ということでありますけれども、教育相談業務やハートダイヤルについては相談チラシやカードを児童生徒や保護者に配布するとともに、公共施設への設置やホームページに登載するなど広く市民に周知をしているところであります。また、今年度よりフリーダイヤルを導入し、料金を気にせずに相談をできる体制も整えてきているところであります。

また、不登校に悩む児童生徒や保護者のほか、

過去に不登校を経験した児童生徒を対象に日中相談できない方のために毎月第2、第4木曜日に夜間相談日を設け、ひきこもりの解消や家の外に出るきっかけづくりと相談、支援を行っているところであります。これからも不登校など悩む児童生徒やそれを取り巻く保護者、学校関係機関が一体となった対応を図り、教育相談センターが気軽に利用できる場所となるよう相談しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

次に、発達障害等のある児童生徒の現状と課題についてですが、子供たちの進学先である小中学校、そして高校との連携も今後重要になってくると思いますが、この点についても考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 子供たちが進学する学校等とそれぞれの段階との連携ということだと思いますけれども、本市の発達障害等のある子供の各学校段階間の連携についてということで、発達障害等のある子供に携わる全ての大人が障害の状態や認知、学習、行動等の特性について情報を共有し、各学校段階間におけるきめ細やかな途切れのない支援体制の充実を図ることが重要であるというふうに考えているところであります。名寄市の教育支援委員会では、心身に障害のある子供が小学校や中学校に進学するに当たって本人の障害の状態、教育的ニーズ、保護者や教育学、心理学等の有識者の意見、学校や地域の実情等を踏まえながら総合的な観点から進学にかかわる支援に努めているところであります。

また、本市では幼稚園、保育所、保育園、認定こども園、小中学校、高等学校、名寄市立大学、就労機関等の関係機関から構成される名寄市特別支援連携協議会専門委員会を設置しているところ

であります。この専門委員会では、保健センター、幼稚園、保育所、保育園、認定こども園等の教職員が所属する部会と小学校、中学校の特別支援教育コーディネーター等が所属する部会、さらには高等学校、就労機関等の教職員等が所属する部会の3つの部会から構成をしているところであります。各部会では、途切れることのない支援体制の充実を図るため、各学校段階間の連携のあり方等について情報共有を行っているところであります。具体的には、専門委員会では名寄版個別の支援計画「すくらむ」の有効活用や各学校段階間の引き継ぎ等のあり方について情報交換を行ったり、日常の授業や活動、行事等を相互に参観する取り組みを推進するなど、子供の進学等に伴う円滑な接続を図る取り組みを行っております。今後とも教育委員会といたしましては、児童生徒が個々のニーズに応じた適切な指導、支援を受けられるよう名寄市教育支援委員会や名寄市特別支援連携協議会等の関係機関がお互いに連携を深めながら、途切れのない一貫した支援体制をより一層充実するよう進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） 今後子供の成長に合わせて指導方法や支援の方法が変わってくると思いますが、そこで教職員の研修などもこれからもより一層充実を図っていかねばいけないと思いますが、特別支援教育にかかわる教員の研修について本市としてのお考えをぜひお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問のありました特別支援教育に係る教職員の研修についてお答えをいたします。

特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導や支援を適切に行うためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠であります。このため本市の各学校では、全ての教職員が特別支援教育に係る資質向上を図るため、特別支援教

育コーディネーターが中心となり、LD、ADHD、高機能自閉症等に係る理解を深めること、指導方法等の工夫改善を図る校内研修を推進しております。また、名寄市特別支援連携協議会では、学校全体として特別支援教育に係る指導力の向上を図るため、教職員の経験年数や役割等に応じた研修会を実施しているところであります。平成27年度には、年度当初に初任者や転入者、初めて特別支援教育に携わる教職員を対象に特別支援教育の概要や具体的な指導方法等に係る研修会を実施しているところであります。

次に、管理職や特別支援教育推進の中核を担う教職員等を対象にインクルーシブ教育の概要等に係る研修会を実施しました。さらに、小中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に保護者の合意形成を図るための教育相談に係る研修会も実施をしてくれているところであります。今後も教育委員会といたしましては、学校には全ての教員が発達障害等のある児童生徒への理解や指導や支援に係る専門性の向上を図るため、北海道教育委員会の校内研修プログラム活用事例集等を活用するなどして特別支援教育に係る校内研修等の一層の充実努めるようお願いをしております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。これからも本市と学校、そして親が連携をとりやすい体制づくりを続けていただくことをお願いしたいと思います。

そこで、今後学校と親との連携を進める上で、特別支援コーディネーターの働きが特に重要になってくるとは思いますが、この特別支援コーディネーターの役割についてぜひお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問のありました特別支援教育コーディネーターの役割についてお答えをいたします。

特別支援教育の充実を図るためには、学校が一

体となって児童生徒一人一人の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応することが重要であります。このため学校では、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置づけるなど校内支援体制の充実に努めております。特別支援教育コーディネーターは、校内の教職員や外部の関係機関との連携調整や保護者との相談の窓口、担任等への支援といった役割を担っているところであります。具体的には、校内の教職員や関係機関と情報交換をすることや保護者からの相談に応じ、気持ちを受けとめながら理解や協力を求めること、担任等の教員に具体的な支援方法等について助言すること、特別支援教育専門家チームからの受けた指導、助言を踏まえ、校内の支援体制について工夫改善を図るなどの役割を果たしているところであります。今後も各学校において児童生徒の障害の状態や特性に応じた適切な指導、支援を行うため、支援内容等を見直したり、支援方法等の工夫改善に努めるなど、特別支援教育コーディネーターを中核とした校内の支援体制が一層充実するようお願いをしております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、ほかに学校における交流及び共同学習についても何かありましたらぜひお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問ありました各学校における交流及び共同学習の現状ということでお答えをさせていただきます。

障害のある子供が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるため、障害のある子供、障害のない子供が相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした交流と教科等の狙いの達成を目的とした共同学習を一体として捉えた交流及び共同学習を一層推進すること

が重要であるというふうに考えております。このためには、本市の各学校においては個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、障害の状態等に応じた交流及び共同学習を推進しているところであり、具体的には、小学校では1週間の授業の中で約9時間から15時間、中学校では約4時間から14時間の交流及び共同学習を実施しているところであります。

交流及び共同学習は、特別支援学級の子供と担任が通常学校の教室等に行き通常学級の子供と一緒に授業を受ける形態であります。具体的には、特別支援学級の担任等が特別支援学級の子供に通常学級の子供と一緒に受けている授業の内容をわかりやすく説明したり、作業等を支援するなど、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行っております。教育委員会といたしましては、名寄市特別支援連携協議会の専門委員会等において各学校の交流及び共同学習の実践を共有するなど、交流及び共同学習における効果的な指導方法等の一層の改善、充実を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。これからも学校生活を送っている子供たちが楽しく学校生活を送り、成長していけるような体制を続けていただくことをぜひお願いしまして、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で野田三樹也議員の質問を終わります。

15時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時06分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

除雪、排雪について外2件を、東千春議員。

○18番（東 千春議員） 議長より御指名をい

ただきましたので、通告に従い大項目3点についてお伺いをいたしたいと思います。

まずは、除雪、排雪についてお伺いをいたします。快適な冬を過ごしたいという市民の望みは至極当然でございますけれども、北海道内で同様の積雪寒冷地における除排雪のあり方と比較して、名寄市の取り組み状況をどのように評価をされるのか、まずお伺いをしたいと思います。

2点目、毎年市民からの要望やクレームを受けることがあると思いますけれども、特徴的な事項についてお知らせをいただきたいと思います。

3点目、民間事業者がタイヤショベルで玄関口を除雪をするというサービスが行われております。当初はさまざまなトラブルや苦情もありましたが、近年はマナーもよくなり、市民にも定着し、冬の生活に必要なものになってまいりました。高齢化社会の中で快適な冬の暮らしを目指して、このようなサービスを市としても積極的に市民に推奨してもよいのではないかと思います。考えをお伺いいたします。

4点目、限られたダンプや重機で排雪をするということは、最初と最後の地域では大きな時間の差が発生をいたします。また、排雪された後は夏のようにきれいに雪が取り除かれておりますけれども、まずは幅員を確保するという考え方をとれないかお伺いをいたしたいと思います。

また、町中に効率よく雪を堆積して排雪効率を高める方法についてお考えをお伺いをいたしたいと思います。

大項目の2点目、町並み景観についてお伺いをいたします。美しい町並み景観は、まちの特徴やイメージと結びつくもので、一朝一夕にできるものではなく、市民の長い生活の中から育まれるものであります。美しい町並みは、そのまちの価値につながり、生活をすることの喜びや愛着、誇りにつながるもので、それはまちの資産の一つと考えてもよいのではないかと思います。計画性を持ちつつ、手入れがされている街路、色彩やデザイ

ンが調和した空間形成を計画的に進めることが名寄市の将来の価値につながると考え、次の何点かについてお伺いをいたしたいなというふうに思います。

まずは、町中の植樹樹は各町内会等の皆さんの御協力によりおおむねきれいに管理されていると思いますけれども、徳田8号道路等の大型の植樹樹は余り手入れがされていないように思えます。名寄市への玄関口と考えると、少し残念な状況ではないかと思っておりますけれども、これら大型の植樹樹の今後の管理の考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

2点目、公共施設や構築物の色彩を決定するときの決定までのプロセスはどのようになっているのかお伺いをいたしたいと思います。

3点目、街路灯の支柱は何種類かの色が塗られておりますけれども、どのような考えで設置をされているのかお伺いをいたしたいと思います。

4点目、美しい町並みが形成されるためには長い年月がかかりますが、まずは将来どのようにしたいのかというビジョンを持つことが必要ではないかと思っております。公共施設や住宅等に推薦する色彩や色調、総合的な街路計画など住んでいて心がなごみ、心地よさと親しみを感じるような生活空間や都市空間を育てるために専門家を交えて市民との話し合いの場を設けるのが望ましいのではないかと思いますけれども、考えをお伺いをいたしたいと思います。

大項目の3点目、移住促進についてお伺いをいたします。名寄市では、これまで移住、定住についてさまざまな取り組みを行い、一定の成果を上げております。特に農業の分野では、さまざまな助成制度を設けて対応され、農業の担い手対策からも必ず就農に結びつくように官民挙げた支援を期待するものですが、現状についてお知らせをいただきたいと思っております。

名寄の魅力や環境を体験をしていただくために、お試し住宅を提供しております。利用者は、主に

どのような暮らしを目指しておられるのかお伺いをしたいと思います。

また、これまで移住された方たちはどのような生活を求めて移住を決定をされたのかについてもお伺いをしたいと思います。

2点目、移住を考える方々に名寄の自然や生活環境を体験していただき、医療、福祉、スポーツ施設や商業施設等を見ていただき、名寄市の住みよさを知っていただくとともに、さらに名寄市の具体的な暮らし方の提案があってもよいのではないかと思います。考えをお伺いしたいと思います。

3点目、名寄市への移住は人口減少の時代にあっては大変ありがたいことであると思いますが、あわせて何らかのインセンティブをつけながら名寄市として必要な情報や知識を持った方の移住を求めてみてはいかがでしょうか。考えをお伺いしたいと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） ただいま東議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1、除雪、排雪について、大項目2、町並み景観については私から、大項目3、移住促進については営業戦略室長からの答弁とさせていただきます。

初めに、小項目1、積雪寒冷地の中で名寄市の除排雪の評価について申し上げます。名寄市の除雪出動は、その日の朝までの降雪量がおおむね10センチに達するとの気象情報や降雪状況などを見きわめて判断しており、この出動基準は近隣自治体もほぼ同様となっております。早朝の除雪はかき分け除雪で、道路に降り積もった雪を道路の両側にかき分けて堆積をさせ、車両の通行の確保を行っています。このために個人住宅の間口にはどうしてもかき分けた雪が入り込むこととなりますが、短時間で効率よく除雪ができることから、道内の多くの自治体がこの除雪方法を採用してい

ます。この手法により、出動の早い地区では深夜1時から作業を開始し、その日の降雪状況にもよりますが、車道約450キロメートルを通勤、通学時間前のおおむね7時30分までに作業を完了することとしております。

また、排雪作業は積雪がおおむね50センチとなった段階で道路沿道の状況を勘案しながら重要幹線道路はシーズン最大4回、生活道路はシーズン1回の作業を行っております。排雪の効率化についても毎年度検討を重ねているところであり、近隣自治体と比較してもおおむね平均水準と判断しており、雪堆積場においても9カ所を確保し、限られたダンプ車両の運搬時間の短縮化による効率化を図っております。除排雪の出動状況及び内容については、近隣自治体と同程度の水準を確保できていると考えております。引き続き本市における安全、安心で快適な除排雪事業の課題について研究し、快適度向上に努めてまいります。

次に、市民からの特徴的なクレームについて申し上げます。除排雪に関する要望や苦情につきましては、その年の降雪の状況によって内容も変わってきますが、間口に雪を置かれ、その除雪が大変だ、この雪は道路を除雪した雪なので、市で処理してほしいという間口の対応要望については例年一番多い要望となっております。また、車両に踏み固められ、圧雪された車道の路面が気温の上昇や大型車両の通行により壊れてしまい、ざくざくになり、走りにくいというような路面状況の変化によるものや家の前の道路の排雪はいつ入りますかというような排雪地区の予定に関する御要望や御意見をいただきます。平成27年度では、11月から3月までのシーズン中に245件の御意見をいただき、特に多かったのが家の間口に除雪した雪や大きな雪の塊を置いていかれる、家の前や道路の排雪実施が遅いなどが寄せられました。また、高齢者の方からは、雪を置いていかれては雪はねが大変だという内容も数件寄せられております。これらの御要望や御意見につきましては、

危険性や公共性に及ぶ支障には早急に対応しておりますが、気象状況による降雪や積雪などの影響によって作業に時間を要する場合がありますことを御理解いただいて、一つ一つではありますが、市民の皆さんの満足度向上に向けて改善に努めてまいりました。また、間口の雪の関係の要望につきましても道路の交通を確保することを優先していることから、市民の皆さんに御協力いただかざるを得ない状況にありますことに御理解をいただき、このことにつきましては引き続き市民周知を図ってまいりたいと思います。

次に、民間事業者のショベルでの玄関口除雪について申し上げます。議員の御質問のとおり、早朝の除雪後に民間事業者による間口除雪を利用されている市民の皆さんがふえている状況となっております。民間業者による間口除雪を利用することで冬期間の除雪作業の軽減が図られるものと考えますが、この間口除雪はあくまで利用される方の費用負担になるもので、利用するかどうかは個々の判断によるものでございます。また、間口除雪を請け負っている業者の方は土木業者、建築業者、上下水道業者など多数の業種と業者があり、業者名を指定して市民の皆様への推奨については行政からの除雪作業に関する一定のルールなどを定めることなど課題も多く、現状では難しいものと考えております。個人対応の間口除雪が困難となりつつある現状の対応策については、今後除排雪に関する検討の場を設けて議員から御提案いただいた内容を含めた方策と市民から寄せられている御意見、御要望の課題について市民合意による除排雪体制を確立していくことで解決を目指してまいります。また、引き続き市道及び私道の除排雪助成や排雪ダンプ助成制度の有効な活用についても積極的に周知してまいります。

次に、効率的な排雪について申し上げます。冬期間の道路幅員につきましては、路線別に幅員を定め排雪作業に努めており、シーズン中の排雪を通学路やバス路線などの重要幹線道路が4回、一

般幹線道路は3回を最大として実施しております。生活道路はシーズン1回とし、排雪作業にはできるだけ多くの沿道の雪を排出して道路幅員を確保する考えのもと実施しております。現在の名寄地区における排雪の機械力や人員は、排雪ロータリー車とタイヤショベルやグレーダー、そして運搬用のダンプのパーティーが最大で3セット稼働しており、おおむね毎年12月中旬から幹線道路の排雪作業を開始し、年が明けて1月からは引き続き幹線道路、そして生活道路の作業を着手し、この3セットがフル稼働している状況で生活道路の1回の排雪が完了するのがそのシーズンの降雪の状況にもよりますが、おおむね2月の中旬となっております。昨シーズンにおきましては、生活道路の排雪の最終日が3月3日となりました。このような対応となることから、生活道路の幅員を常時確保することは排雪全体スケジュールからは非常に難しいものと考えているところであります。

また、御提案のございました排雪作業の効率を上げるため雪堆積場の確保を行い、ダンプ運搬効率を高める手法につきましては今後の効率的な除排雪の課題とさせていただきたいと考えております。

続きまして、大項目の2、町並み景観について、小項目1、大型植樹帯の整備についてお答えいたします。大型の植樹帯については、植樹帯として整備し、街路樹の植栽などを行い、主に市街地道路の良好な道路交通環境の整備や都市部の良好な公共空間を形成する役割として道路整備事業にあわせて整備を行ってまいりました。名寄市が管理していますこの植樹帯については、東8号線を初め中央通、名寄市立大学や道立公園サンピラーパーク周辺の道路など9路線の歩道上に設置しており、総延長としては約7キロメートルを整備しています。これらの植樹帯の維持管理につきましては、街路樹の剪定等の管理のほか中央通のように植樹帯の面積の大きな箇所は街路樹の幹周りの草刈りなどを業者委託で行っております。また、それ

以外の植樹帯については、地域の市民の皆さんの御協力により草刈りや花などを植えていただいている箇所と市の直営で草刈りを含めた維持管理を行っている箇所となっています。

議員から御指摘のありました東8号線については、名寄中学校付近から南に向かって市道20線道路までに延長約2.7キロメートルの植樹帯を設置しており、名寄市街地から風連地区に向かいますと、沿道には住宅の張りつきが少なく、車両の出入り口以外は全ての区間にこの植樹帯を設置している状況となっています。現在は、市の直営班により年に1回から2回、さらに地域貢献として市内事業者の皆さんの御協力をいただき、年間3回程度の下草刈りを実施しているところです。これらの植樹帯につきましては、市街中央部でも同様の維持管理を行っている植樹帯や植樹柵も多くあり、今後において今以上の管理水準にする場合の直営班の作業量や予算措置が伴いますけれども、業務委託のあり方、また道路愛護や町内会の取り組みとしての草刈りなどを実施いただくことができなかなど地域の方とも御相談しながら、さらに美しい道路環境の維持管理に努めてまいります。

続きまして、小項目の2及び3について関連がありますので、一括して答弁させていただきます。初めに、公共施設や構築物の色彩の決定に至るプロセスについてですが、公共施設の設計については設計会社に委託することが一般的となっており、特に基本設計の際には設計会社や関係所管課などがかわって多くの項目を検討する中で色彩やデザインについても建物の用途や目的、周辺環境等を配慮しながら設計会社から提案された複数の色彩計画をもとに議論しながら絞り込み、修正を加えた上で決定し、実施設計に反映させております。

また、都市計画の決定がされている街路や幹線市道に設置をしております街路灯には通称ハイウェイ灯と呼ばれている銀色のメッキ加工がされている規格既製品のものとはデザイン照明灯と言われ

ている街路灯があります。このデザイン照明灯につきましては、照明柱の形状が無機質なハイウェイ灯とは全く異なり、まちの特徴などをオリジナルデザインで表現している街路灯であり、名寄市におきましても歩くスキーをイメージしたデザインの街路灯が多く設置されているところです。この製作過程で着色が可能なデザイン照明につきましては、市内12路線に183基の設置を行っており、街路灯のデザインはもとより周辺の景観から逸脱をしないような着色を施していると判断しております。街路灯のほとんどが道路整備にあわせて設置を行ってきていますが、照明柱の着色については設置先の商店街の皆さんなどと相談しながら、最終的には市担当部局で決定をしてきています。直近では、平成23年にドーリンスク友好都市提携20周年に際して名寄とドーリンスクのかげ橋、澄み切った空の色をイメージしたデザイン照明灯をデザイナーによる造形と配色により整備してきました。

街路灯を含めた道路附属施設においては、車両の逸脱防止や運転者への視線誘導や注意喚起など本来求められる施設の機能に応じてより視認しやすい色彩を採用することも考慮しなければなりません。これらの建築物や道路など公共施設における色彩の景観への影響は大きく、不適切な色彩の採用は周辺の景観へもダメージをもたらすことになると思っております。建築物や土木施設には、その役割や期待される機能の観点から、望ましい色彩が存在すると考えられますが、これらの色彩設計に関しては一般に具体的な方法を示した技術的な指針等はなく、さらには積雪寒冷地の条件等は考慮されていないことから、担当部局では色彩の選定に苦慮している実態にあります。今後の施設整備においても安全、安心や市民が愛着を持つて大切に利用してもらえるような設計を心がけたいと考えておりますので、御理解お願い申し上げます。

次に、将来に向けた美しい町並み形成について

御質問がございました。町並み形成の要素は、議員がお話しのとおり公共施設や建造物の色合い、街路灯の支柱を初め標示物などさまざまな景観要素が含まれております。これらの要素の統一感が保たれ、調和がとれた町並みを形成することは、短期的な取り組みでは困難であり、総合的、計画的な視点での取り組みが必要となると考えております。また、この実現には町並み形成に対する市民合意や個人住宅を含めた建物の高さを初めとする形状、色合いなどを定めるガイドラインも必要となるものと考えております。道外の自治体においては、古い町並みあるいは歴史的な建造物をまちづくりに生かしていこうという発想から、景観に関する条例制定がされております。また、道内においても札幌市、函館市、小樽市などにおいては景観形成に関する一定のルールがつけられていると認識しております。先ほど答弁させていただきましたとおり、公共施設の建設においては周辺環境や町並みを考慮し、景観に配慮した設計を行っていますが、民間住宅、商業ビルなどについてはおのおの発注者の意向もあることから、一定の規制をかけることはなかなか難しいものと考えております。

名寄市の町並みの将来へのビジョンにつきましては、都市計画とも連動しなければならないもので、景観に関して行政による規制、ルールづくりを先行するのではなく、まず景観や色彩についての知識や情報の普及に努め、市民への意識高揚を図り、市民の皆さんの自主的な取り組みと連動しながら、広範な市民の皆さんとの協働により親しまれる町並みづくりを進める取り組みに努めてまいります。議員から御提案がございました御意見を参考とさせていただきます、今後どのような手法による美しい町並み形成に向けた市民の皆さんとの意見交換がよいのか、多くの市民の皆さんに参加いただける手法など課題を検証してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、移住促進について、小項目1、これまで移住をされた方の決定理由についてお答えいたしません。

名寄市では、平成24年に官民連携による名寄市移住促進協議会を設立し、移住の促進に向けた取り組みを行っております。具体的な事業については、風連地区におけるお試し移住住宅の整備、首都圏での相談会やプロモーション、モニターツアー等を行い、名寄市の住環境の魅力を発信しております。お試し移住住宅の利用実績ですが、平成25年度は3件7名、26年度は10件16名、27年度は9件22名となっており、1週間から約1カ月間の滞在期間の中で利用者の方々には住環境の確認、地域イベントへの参加、地域住民との交流など移住候補地としての検討材料として利用をされております。また、公共交通機関の少ない不便さや健康的に生活できる環境、都会では薄れている近隣住民とのかかわりなどを求めてきているとお話もお聞きしております。これまで名寄市へ移住と呼ばれる形式で転入された方の全ては把握できておりませんが、さまざまな動機、経過を経て名寄市への移住を決断されてきております。協議会で移住者に独自にお話を伺ったところ、農業を始められた方の意見では、農業をしたくて全道の市町村を伺ったが、本市の農業担当者の対応がよく、移住したとき、それ以降の受け入れ支援体制がしっかりしていたとお話をお聞きしております。また、趣味の釣りを目的に移住された方の意見では、名寄市は地理的にいろいろなロケーションで釣りをするのに適しており、さらに生活するにおいても医療機関、商業施設が充実していて不便が少ない。また、食品製造販売業を開業された方の意見では、もともと名寄出身で将来的には名寄に住みたいと思っていた。前の仕事のために本州で調査研究等の実績を積み、国の創業にかかわる助成事業の申請について市職員のサポート

を受けながら申請し、その結果、事業の採択を受け、晴れて地元で開業することができたことが移住につながったとお話をお聞きしております。それぞれ移住の動機は異なりますが、自分の目的を達成するために名寄市を移住先として選択されてきております。このことを踏まえ、名寄市では移住相談のワンストップ窓口を設置しておりますが、今後もさまざまな移住相談に対応できるよう移住促進協議会を初めとする関係機関と協力、連携をしながら移住受け入れサポート体制の確立を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目2、名寄でのライフスタイルの提案についてお答えいたします。本市では、移住を含めた転入者に対して公共施設案内マップや公共施設無料お試し券を配付し、公共施設を初め商業施設や医療機関、教育機関等を紹介しております。移住希望者には、プロモーションや相談会において住みよさランキングが上位である強みを生かし、生活の便利さをPRし、さらにはお試し住宅利用者に対しては個別の相談に乗るなど利用者の不安を取り除く対応をとってきており、地域のイベントへの参加やビールパーティーへの参加を希望した方には地域の方々と触れる機会も提供しております。現在は、具体的な移住希望者に対する提供メニューを確立しておりませんが、今後も移住希望者のニーズを的確に把握しながら、この地域の文化や自然環境などを含めた情報発信と個別の相談に対応して取り組んでまいりたいと考えております。

今年度からお試し住宅の利用に関しては、住みよさランキングで高く評価されている生活のしやすさをより体感していただくため、名寄地区の町中に新たにお試し住宅を整備し、本格的な夏シーズンを迎える7月から運用を開始する予定であります。このお試し住宅は、移住相談者からの問い合わせが多い冬の除雪などの生活不安を少しでも解消し、冬期間の利用増を図るために民間の共同住宅の部屋を賃貸することにより、除雪などの負

担が軽減されることを視野に設置するものであります。このことから、移住候補地選択のニーズが多様化する中、さまざまなライフスタイルに合わせたお試し移住住宅を整備することも本市での具体的な暮らし方の提案の一つになると考えており、新たに運用を開始するお試し住宅の利用される方の意見等を参考としながら、異なるバリエーションのお試し住宅の設置について検討したいと考えております。

次に、小項目3、地域に必要な情報を持った方の移住促進についてお答えいたします。本市においては、市職員も含めさまざまな業種において必要としている人材があり、現状としては市内だけでは十分に賄うことができず、人材不足の状態が続いており、市街から人材を求めないと改善することは難しいと認識しております。現時点では、これらの人材に限定した移住施策については考えておりませんが、今後の移住促進事業を行っていく中で、横断的な視野に立ってインセンティブを与える施策を考えていく必要があると考えております。各事業所における必要とする求人以外の人材についても既に移住された方、今後移住する方が本市のまちづくりにどのような役割を担っていただけるか、また活躍していただけるかなど移住者を対象にした交流会や情報交換会を開催しながら見出していく必要があると考えております。今後は、さまざまな情報発信をする中で名寄市の特性、魅力を知っていただき、移住希望者の目的や地域に貢献したい気持ちなどマッチングする部分を発見していただける取り組み、さらには自分の特質を生かして起業したい方への相談窓口や創業支援などのサポートする仕組みなど、今後受け入れ態勢を整備する中で充実させていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問に入っていききたいとい

うふうに思います。順番に行きたいというふうに思います。

除雪、排雪について御答弁をいただきました。冒頭については、名寄市の除雪のあり方についての評価についてお伺いをしましたけれども、標準的ではないかというふうに御答弁をいただきました。転勤族の知り合いなどから聞くと、名寄の除雪はなめるように除雪をするねと。非常にいいのではないのかという話はしばしば聞くものですから、若干そういったことを踏まえつつ、そうであったとしてもやっぱり市民の望みというのはふえていくということもありますので、決して私は名寄の除雪が平均以下だとか、そういったことは思っておりません。これは、住んでいると余りわからないかもしれないのですけれども、転勤族の方々に聞くとそういう評価が比較的高いなというふうには思っております。それを踏まえて、さらにこれをどうしていくかという観点からお伺いをしたいなというふうに思っております。

そういったことから、そういった中であつたとしても、やっぱり市民からのクレームだとかというもこのような状況であるというふうにお伺いをしました。大体予想どおりのクレームが来ているのかなというふうに思っております。高齢化社会の中で、同じ人口があつても住んでいる人たちが高齢化をしていくと、やはり去年まで大丈夫だったけれども、ことしはちょっと家の前の重い雪はきついなだとか、そういう人もこれから多分ふえていくのではないのかなというふうに思うのです。やはりそういった意見が多いというふうにも伺いました。そういった観点から、民間業者の皆さんによる窓口を、年間幾らで契約をしてよけてもらうというサービスが今は比較的定着しているのかなというふうに思っております。それで、そういった業者の皆さんと市とは話し合いの場を持っていないというふうに伺ったのですけれども、これは私ぜひ持っていた方がいいのではないのかなというふうに思っております。そして、

持っていて、ここはこういうふうに注意してほしいというふうにはっきり言っていただくと、さらにマナーがよくなっていくのではないのかなと。そして、そういった受講をした人は広報なよろに載せるよだとか、あるいはお金のかかる話なのですけれども、例えば3年間なら3年間区切って、年間で頼む人の1割を負担してあげるよだとか、そういうことをすれば業者さんは黙って名寄市に私のところでやっていますというふうに来るので、これは永遠にやろうとするとちょっときついかもしれないので、年限を区切ってやるとちゃんと市とそういう業者さんとの連携がとれてきて、それがいい方向に進んでいって、それで苦情の数も減るといううまい形はできないかなというふうに思ったものですから、そこら辺について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 除雪に関して毎年いろいろなクレームもいただいているところでありまして、先ほど27年の状況を含めてお話をさせていただきました。東議員のほうからもありましたけれども、特に今高齢者の方が自分の自宅前の間口の除雪について大変苦労されているということでお話ありましたけれども、まさにこの間私どもにいただいている御意見はそういう意見が多いなと思っております。昔は、やはりもう少し家族の方が一軒にもたくさんいて、ある意味では除雪の担い手といえますか、がいたのかなと思えますけれども、今核家族化が進んで一家における家族の人数が減ってきているということでもありますから、またしかも高齢化をしてきているということで、従前からしますとどんどん家の前の除雪ということで要望は高まってきているということです。それで、いろんな方策が確かにある中で、先ほど議員からお話がありましたように、市内にも民間の業者があるので、ぜひそういった手法も取り入れながら苦情を減らしていったらということの御意見については理解をしているところです。

ただ、中身的にはやはりそれぞれ利用される方の負担も出てきますし、正直言いまして今そういった民間の方の除排雪に対する助成というのちょっと考えていない状況であるということで、ぜひそういう民間の業者の方を市民の皆さんが利用しやすいといいますか、先ほどのお話のように一定の除排雪に対するやり方ですとか、そういったことも市のほうで説明会を開催をしながらというようなことでお話もいただいたところであります。ただ、率直に言いますとなかなか市内の皆さんが集まってということについては今のところ難しいのかなという判断をしております、もう少し内部的に協議もさせていただきながら、そういった方法についても考えさせていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） そういうことは考えていないという答弁なのですけれども、きょう質問してきょうやりますという答弁は、これはないと思いますので、それはそれで結構でございますけれども、案外そうやって玄関先の除雪をやっている業者さんというのはそれぞれつながっていると思います。だから、まるっきりの一匹オオカミでやっている方というのは私は余りいないと思うのです。だから、一定のそういったちゃんとした情報を出すと、やっている人全部にはつながらなくてもポイント、ポイントでつながって行って、あとちょっと知っている人という形でもいいからやったら、結構私はつながっていくような気がしています。そういうふうに思いますので、難しいのはわかると思います。行政でやろうとすると、均等にやらなくてはいけないだとか、公平性を保ってやらなくてはいけないだとかというのは、それは当然配慮しなくてはいけないところなので、この業者さんに声かけ、こっちに声かけていなかったからどうなのだと言われたら、これちょっとつらいところもあるのですけれども、そこはそれ

勇気を持ってぜひやっていただければありがたいなというふうに思いますので、これは後々考えておいていただければというふうに思います。

それと、排雪についてなのですけれども、本当にきれいに排雪をしていただくのはとても気持ちがいいのですけれども、時間がかかるのです。一周するのに1月から3月までかかったなんていったら、やはりさっきのクレームにもあるように、いつ来るのですかというふうなクレームがある。結構その期間というのは幅員が確保されていない場合もあるのかなというふうに思うのです。ですから、全部きれいにとるというより半分ずつぐらい行って、そうすると幅員は確保できると思いますので、そして余裕があったらもう一回後で来るだとか、何かそういうふうないい方法はとれないのかということで質問させていただきました。

それとまた、何回か質問しているのですけれども、南広場、雪祭りが終わった後に何とかお願いして一時堆積をさせてもらえないかだとか、あるいは豊西小学校がなくなりましたので、そういったところの有効活用だとか、大きな街区公園だとか、街区公園に入れさせてもらったら多分効率は進むと思いますけれども、それはそのまま置いておくという話にはならないかもしれないのですけれども、そこら辺一定程度後でよけるからというような形でそういったところを利用していただくか、これから先ももうちょっといろいろ考えて効率を図っていく余地もあるのではないのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） まず、排雪の関係、これも生活道路の排雪だというふうに思うのですけれども、先ほど言いましたように幹線ですとか一般、重要幹線については一定の幅でやらさせていただきますというところで、生活道路につきましては、先ほど言いました通常できるだけ行ったときにたくさんとってきて、多少雪降っても

両サイドにはねられるような状況にしたいという、実はそういう手法でやっているということで、現状今両サイドあけていますけれども、例えば片側をあけようとか、そういうことにも考えられるのですけれども、そうすると本当に公平性がどうなのかなという、お向かいさん同士でいろいろな状況が出てくるのかなと思いますし、今道路家の側まで2メートルとっているのを例えば両サイド1メートルにしようかということで少しスピードを上げようということもあるのかもしれませんが。ただ、先ほども言いましたけれども、行ったときに一定程度たくさん雪をとって、排雪をして、その後正直言いましていつ雪は大量に降るかというの実はわからないわけで、行ったときにたくさん排雪をしてということでやらせていただいています。

効率よくということで、堆積場の関係とかについてもお話がございましたけれども、豊西小学校グラウンドとか、たくさんございますけれども、今のところは一定程度9カ所堆積場については確保させていただいているということで、何とかなっているのかなと思っています。ただ、街区公園の関係については、これ他市町村のほうでも、土別あたりもそうかなと思いますけれども、利用させていただいて、街区公園に一部雪を搬入しているという状況もあるようでございます。ただ、名寄市におきましては、現状街区公園については愛護活動ということで公園の管理をお願いしているということがございまして、当然冬期間においてもそれぞれの町内会のほうで管理をお願いしたいということで、街区公園の大体7割ぐらいの公園の中に、これはいろいろ手法がありますけれども、ママさんダンプで入れていたり、使っているというのが大体7割ぐらいかなと。使っていない公園というのが3割ぐらいあるのかなという状況であります。いずれにしても、雪の排雪については効率よくしていきたいということで、この間いろいろと空き地を利用して堆積をしたらどうだという

ようなことも御意見としていただいておりますので、その辺は改めてまた今後除排雪についての検討委員会なども設置をさせていただくということで考えておりますので、またその中で議員の提言についても検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） これから総合的に除排雪に関するそういった話し合いの場を設けるといってもお伺いしておりますので、そういったところでしっかりと議論をしていただいて、余りお金をかけない中であってもよりよい除排雪ができるように求めておきたいなというふうに思います。

ちょっと一回休んで、移住、定住のほうに先に行かさせていただきたいなというふうに思います。それぞれ御答弁をいただきまして、農業の分野では対応がよかったとか評価をされているようでありまして、それぞれ釣りに来ている方、あるいは食品で自営業をされている方、さまざまいらっしゃるようで、こういった情報というのはやっぱり必要かなというふうに思っております。名寄市のワンストップ窓口もあります。そして、ホームページを見させていただくと、公共施設なんかのサービスだとか、医療だとか、福祉だとか、商業関係だとか、そういったところは載っていて、名寄市の住みよさはきちっと表現できているのかなというふうには思うのですけれども、やはりもう一步踏み込んでこういった生活のプランニングをしてみませんかというふうな提案をさせていただきました。

それで、そういった中の一つには、都会で暮らす皆さんというのはほとんど土に触れることがない生活をされてきたと思います。若者というのは、自分もそうだったかなと思うのですけれども、若いころは植物を育てようという発想は正直私はあ

りませんでしたけれども、50近くなってからやっぱりそれが楽しくなってきました。そういう感覚を持っていらっしゃる方もいらっしゃるので、例えば少し大きな宅地面積150坪ぐらいを確保して、そこに移り住んでいただいて100坪ぐらいの面積に畑をつくると、ある程度自給自足的な生活もできるので、ではそこではどういうふうなことができるのかとか、畑を起すのはどうするのかとか、肥料はどうする、堆肥どうするの、何つくったらどういうふうに生活できるのと、そこから辺までワンパッケージにして提案をしてみるのか、家をもし建てていただくにしても、多分ひとり暮らし、2人暮らしだと思うのです。小さい住宅だったらこの程度のお金でできますよとか、先ほどの話でもないですけども、生活をするとき冬の大変なものでないですかといったら、こういうサービスありますよ、家の前もちゃんと除雪してくれますよとか、そういった形で名寄での生活がイメージできるような何かをワンパッケージにしてお示しをするということをやってみていただけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） ただいま東議員から御質問ありました移住の名寄での新たな生活のパッケージということなのですけれども、実は今週もお試し住宅のほうに1名茨城のほうから来られた方いらっしゃいます。私どものほうのお試し住宅にお申し込みされる方は、大体通常1カ月以上前に私どものほうにお申し込みをされて、それ以降せつかく名寄に来てお試し住宅をしていただけるということで、私どもと何回かやりとりした中でそれぞれの要望を聞かせていただいております。今回の方については、自然をとりあえず満喫したいということで、登山とか、そういったことをしたいということですので、お試し住宅している間何か要望があればまた再度要望を聞くということで対応させていただいています。

先ほどの農業の関係なのですけれども、実はそういった農業を希望される方もおります。ただ、今まで農業を御希望される方の中で、播種から、植えから収穫までの間、その期間お試し住宅されていけばいいのですけれども、なかなかそれまでされていないということで、どうしてもお試し住宅の期間中に体験したいということで収穫体験を対応させていただいているということで、本来的には先ほど言ったような実際に畑を起したりとか、そういった体験をさせていただければいいのかなと思って、実際にはマッチングしない部分があって対応できていないというのが現状なのですけれども、ただ、今東議員からの御提言がありましたように、そういったこともイメージできるようなプランというものを今後提案させていただいて、できる限りお試しで来たときにもその一端を体験させていただけるような形のメニュー等も今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

移住住宅の有効な情報を持った人材ということでもお伺いをしましたけれども、やはりこういう地域に住んでいる人間にしてみると都会でさまざまな仕事をしている皆さんの情報というのはなかなか得ることができません。これから例えば名寄市をいろんなことで売り込んでいこうとか、情報発信をしていこうとかといったときに、正直言って私どもはそれほどのノウハウを持っているわけではないかもしれません。そういった中で、今までの受け入れの中で商社に勤務をしていた方、例えばですよ。例えば名寄の農産物をどういうふうな形で売り込みの手法があるのかとか、広告代理店にお勤めがあった方、名寄どういうふうに効率的に売り込んでPRをしていくのかとか、ひよっとしたらそういうノウハウを持ってきた方とめぐり会うというのはごくまれかもしれませんが

けれども、そういった方に対してはやはり何をしたいかわからないですけれども、ちょっとインセンティブをつけていい情報交換をできるような形で求めていくというのにも必要なというふうに思いますので、そこら辺もぜひお願いしたいなと思うのですけれども、簡単に答弁をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほども答弁させていただいたように、地方からそういった人材を本市のほうに来ていただくということは大変貴重な資源を輸入ではないですけれども、そういったことにもなりますし、今までもどちらかというところのほうからこういった人材を希望するという取り組みもありますけれども、一方でちょっと違う地域、ほかの県ではそういうような自分を生かした、特技というか、そういった資質を私はこういうことを持っているのですということで、ドラフトというような形で、それはあくまでも県単位でやっているのですけれども、そういったことで移住を希望しながら私の得意の部分のスキルはこういうことがありますということをやって、ドラフトのようにしてその地域で取り組みをしているという県の事例も載っていました。こちらのほうからも求めるのもあるのですけれども、向このほうからもうちでこういったスキルを生かしたいのだというような、そういったような取り組みの部分を含めて考えていきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） さまざまな可能性を求めながら、いい人材に名寄に来ていただくようにぜひお願いをしたいなというふうに思います。

最後に、町並み景観についてお伺いをしたいなというふうに思います。植樹帯という名前です。そういったところは本当にさまざまありまして、正直言って草刈ったときはきれいなものだけでも、そうでないときはちょっと残念な状況というのが

ほとんどかなというふうに思っております。草刈ったときはいいのですけれども、私が思ったのはただ草を生やすだけのところではなくて、何か違う目的があってああいうふうに広くとっていたのかなというふうな発想があったのです。だから、国もそういうふうな、こういうふうな広い土の空間をつくっておきなさいと。ここで本当はただ草生やすのではなくて、何かがあってああいう形かなと思ったのですけれども、何となくそんな感じではないので、あれはやっぱ草生えて、刈って、生えて、刈ってしかないのかなと思ったのですけれども、今言ってもしょうがないかもしれませんので、何かいい方法があったらちょっと考えておいていただければなというふうに思います。

公共施設や構築物あるいは住宅も含めて総合的などういう町並みにしていこうかということを考えるのは、少し意義のあることではないかなというふうに思っております。これは、特に思ったのは先日大学が10周年のときに、大学がもう何十年もかけてこういう形になったという話を改めて聞いてみて、では今から私どもは何を孫、ひ孫に残せるのだといったときに、こういうことも1つなのかなというふうに少し思いました。うまくいくと財産になっていくかもしれません。本当にさっきおっしゃいましたけれども、町並みがきれいだというのも住みたくなる要件になってくるかもしれません。市民の皆さんと話し合うということも前提にしつつ、こういったところを大学の研究に絡めて何かができないのかなというふうに思っております。例えばこれを公共政策の一つとして捉えるのであれば、加藤市長と親しくされております北海道大学の石井先生などを通して、北海道大学の大学院の中には都市地域デザイン学だとかというところもございますので、そういった専門に都市空間を研究をしているような専門知識をいただきながら、そして市民に合ったデザインだとか、色だとか、そういうのはどういうことなのか、将来どういう雰囲気のマチをつくっていくの

かというのをちょっと協議をしていただけたらありがたいなというふうに私は思っております。今まで物の色を決めるときに、空の色だから青だねというふうに青というふうに決めていたのですけれども、それはそれで結構だなと思うのです。だけれども、もう少し深く考えてみてもよいのではないかというふうに思うのは、例えば名寄には自然だとか、いろんなものがあって、同じ白というのにしてもペンキの色の白というよりは、ではオオバナノエンレイソウの花の色の白の色というふうにしたら、本当の白に何かと何かをちょっとずつ配合したらその色になるかもしれない。それを例えば公共施設に使うとすると、少し愛着って違ってくるような気がするのです。何かそういった取り組みであるとか、これもそんなにお金をかけないで気持ちだとか配慮だとか、そういったことでまちの雰囲気、それこそ市長、将来20年後、30年後雰囲気のちょっといいまちになったねというのもいいのではないのかなというふうに思うのですけれども、ばふらっとした質問ですけれども、答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 町並みについてということで、この間も東議員から何度か御意見をいただいているのだというふうに思っています。ただ、答弁書の中にもちょっと書かせていただいたのですけれども、例えば色にしても景観にしても、名寄の場合は特に夏、冬がありまして、これは夏、冬両方景観、色合いも含めて均等が保たれるというのは非常に難しいことだなというふうに思っています。議員がおっしゃるとおり少し専門家の皆さんの御意見も聞きなさいということについては、そこに最初にたどり着けるかどうかということではなくて、もう少し市民の皆さんがどういうふうに、まちの例えばイメージですとか、色ですとか、景観について考え方をお聞きをしながらいいのかなというふうに思っております。今のところは、私としてはそういう考え方です。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時07分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 山 田 典 幸

平成28年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成28年6月17日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第12号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第13号 工事請負契約の締結について
日程第5 議案第14号 財産の取得について
日程第6 意見書案第1号 電力自由化のさらなる改善を求める意見書
意見書案第2号 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書
意見書案第3号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
意見書案第4号 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書
意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書
意見書案第7号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
意見書案第8号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第7 報告第6号 例月現金出納検査報告について

- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第9 委員の派遣について
日程第10 委員の派遣報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第12号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第13号 工事請負契約の締結について
日程第5 議案第14号 財産の取得について
日程第6 意見書案第1号 電力自由化のさらなる改善を求める意見書
意見書案第2号 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書
意見書案第3号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
意見書案第4号 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書
意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書
意見書案第7号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高

校教育を求める意見書

意見書案第8号 平成28年度北海道
最低賃金改正等に関する意見書

- 日程第7 報告第6号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第9 委員の派遣について
- 日程第10 委員の派遣報告について

1. 出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 議長 | 17番 | 黒井徹 | 議員 |
| 副議長 | 14番 | 佐藤靖 | 議員 |
| | 2番 | 山崎真由美 | 議員 |
| | 3番 | 野田三樹也 | 議員 |
| | 4番 | 東川孝義 | 議員 |
| | 5番 | 川村幸栄 | 議員 |
| | 6番 | 奥村英俊 | 議員 |
| | 7番 | 高野美枝子 | 議員 |
| | 8番 | 佐久間誠 | 議員 |
| | 9番 | 塩田昌彦 | 議員 |
| | 10番 | 川口京二 | 議員 |
| | 11番 | 山田典幸 | 議員 |
| | 12番 | 大石健二 | 議員 |
| | 13番 | 熊谷吉正 | 議員 |
| | 15番 | 高橋伸典 | 議員 |
| | 16番 | 佐々木寿 | 議員 |
| | 18番 | 東千春 | 議員 |

1. 欠席議員（1名）

- | | | | |
|--|----|------|----|
| | 1番 | 浜田康子 | 議員 |
|--|----|------|----|

1. 事務局出席職員

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 久保敏 |
| 書記 | 倉澤富美子 |
| 書記 | 開発恵美 |
| 書記 | 長正路慶 |

1. 説明員

- | | |
|-------------|--------|
| 市長 | 加藤剛士君 |
| 副市長 | 橋本正道君 |
| 副市長 | 久保和幸君 |
| 教育長 | 小野浩一君 |
| 総務部長 | 臼田進君 |
| 市民部長 | 三島裕二君 |
| 健康福祉部長 | 田邊俊昭君 |
| 経済部長 | 川田弘志君 |
| 建設水道部長 | 中村勝己君 |
| 教育部長 | 小川勇人君 |
| 市立総合病院事務部長 | 岡村弘重君 |
| 市立大工学局長 | 松島佳寿夫君 |
| こども・高齢者支援室長 | 馬場義人君 |
| 営業戦略室長 | 水間剛君 |
| 上下水道室長 | 天野信二君 |
| 会計室長 | 常本史之君 |
| 監査委員 | 上田盛一君 |

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 東 川 孝 義 議員

8番 佐久間 誠 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

食品ロス削減に向けての取り組みについて外2件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、質問をしてみたいというふうに思います。

大きい項目の1番目、食品ロスの削減に向けての取り組みについての質問をしてみたいです。食は、世界の人々にとって重要な、大事な、限りある資源であります。世界では、全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されております。食べられる状態なのに捨てられている食品ロスは、家庭やスーパーやホテル、レストランなどさまざまなところで食品廃棄物処分が発生しており、農林水産省及び環境省の平成27年度推計にこのうちの4割近い642万トンが食品ロスとして推計されており、捨てられております。この量は、日本における年間の食用の魚介類662万トンとほぼ同じ量が廃棄されている状況にあります。

既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われてきております。長野県松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と

終了後の10分は自席で食事を楽しむ30・10運動が進められております。また、NPOの活動として、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者への無償提供をするフードバンクが有名です。国連は、持続可能な開発のため2030アジェンダでの重要課題として食品ロスのことを語ってございました。2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させる目標が採択されました。

そこで、本市においてまず学校や保育所や公共施設における学校給食、食育、環境教育などを通して食品のロス削減のための啓発を進め、目標を設定すべきと思いますが、理事者の御見解をお願いいたします。

また、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みを初め、飲食店における食品店で残さず食べる運動やお持ち帰り運動の展開など市民、事業者が一体となって食品ロスに向けて削減する取り組みを推進することが重要と考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

また、本市は災害備蓄食品において賞味期限が切れれば廃棄したと思われませんが、今後未使用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば消費期限6カ月前などフードバンクへの寄附など検討の考えを理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2番目、若者を初めとする有権者の投票率向上の取り組みについてをお伺いをいたします。近年若者を初めとする有権者の投票が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題でございます。参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられることとなり、240万人の新たな有権者が仲間入りし、一人一人に着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上が求められてきております。公職選挙法改正では、期日前の時間延長、選挙当日の有権者が集まりやすい駅、商店街などの共通投票所の設置、18歳未満の付き添いが可能になるなどさまざまな改正が行われ

ております。本市も若者や有権者に対して投票率向上への取り組みの理事者の御見解をお願いいたします。

各市町村では、投票率向上に向けさまざまな取り組みを行っております。松山市では、期日前投票を松山大学に設置し、20代前半の投票率を2.72%上昇させました。さらに、このことにより全12大学に期日前投票所を設置する予定になっております。長野県松本市では、期日前投票所を通勤者が多く利用する主要駅の構内に設置、広島県福山市では利便性のすぐれたショッピングセンターに期日前投票を設置、熊本県大津町では新たな数十人の県立高校生、2校に期日前投票所を設置、京都府木津川市では府立高校両校、2校で50名の高校生に1日だけ放課後の数時間で期日前投票の設置、岐阜県関市、関商業高校の剣道場では水曜日3時間だけ高校生だけでなく有権者も投票できる期日前投票体制をつくっているそうです。

名寄も本庁で期日前投票を実施すると思いますが、最近高齢者のところにお伺いしたところ、また体の不自由な方々に投票日大変だから不在投票行きましようと言うと、名寄市の市役所の期日前投票の階段とスロープ、前回嫌な思いをしたということで、選挙に行かないというお話をお聞きしました。本市としても期日前投票の投票率向上の考えについて理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3点目、公的手当の隔月支給についてをお伺いをいたします。公的手当の支給頻度を上げることは、低所得者の生活破綻を防ぐには有効な方策であります。自制心がないから計画的にお金を使えないという批判もありますが、このような方々は計画的にお金を使えないのは将来よりも今の生活を大事に優先してしまう人間共通の性質のためと大学教授は言われております。

昨年離婚した40歳女性は、最初の児童扶養手当は受給しました。ひとまず2カ月先の家賃と子供の通う保育所の保育料を確保できたと安心する

一方、4カ月に1度しか入ってこないことについて忘れてしまい、上手に使いこなせず、苦慮しています。臨時収入のような感覚で財布のひもが緩み、いつもより買い物をしてしまった。せめて隔月に支給してもらえたら家計に把握しやすいし、気持ちの面でもかなり楽になりますというふうに言われておりました。児童手当、児童扶養手当の支給状況について、また児童手当、児童扶養手当、生活保護の支給の改善と隔月支給の可能性について理事者の御見解をお伺いしまして、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） おはようございます。ただいま高橋議員から大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1につきましては私のほうから、小項目2につきましては経済部長から、小項目3及び大項目2につきましては総務部長から、大項目3につきましては健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大項目1、食品ロス削減に向けての取り組みについて、小項目1の学校などの教育施設における食品ロス削減の啓発を進める考え方についてであります。初めに学校給食においては仕入れ時点で食材の鮮度を重視した発注、受け入れを行うことにより野菜などの調理等食品ロスが最小限になるよう努めております。また、学校給食の残食につきましては毎年11月に調査を実施しており、若干の変動はございますが、平均すると10%前後で推移をしております。学校では、栄養教諭が行う食に関する指導の中で、食品の栄養や生産過程などを知ることにより生産者や食物への感謝の気持ちを養うことや給食日より、いただきたいむにおいても規則正しいバランスのよい栄養を摂取することの大切さなどの啓発を行っているところであります。このことにより、児童生徒が食べ物を捨てない、残さないという食べ物を大切にす意識を高め、食品ロスや残食の削減につなげてい

きたいと考えております。

次に、保育所では毎日の給食日誌において残菜の有無や人気のあるメニューなどを報告し、翌月に開催される給食会議にて各保育所長、調理員、管理栄養士のもと残食を減らしていくための対策を協議しているところであります。また、保育士が付き添い、食べることの大事さを伝えながら子供たちのペースに合わせて給食を食べるようにしております。

なお、平成32年度までの第3次食育推進基本計画では、食品ロスの削減が掲げられていることから、食に関する指導や学校給食などを通して今後も食品ロスを削減していくために子供たちへの指導や保護者への啓発活動などに取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、小項目2の家庭や飲食店における食品ロス削減に向けての取り組みについてお答えいたします。

国の取り組みとしては、関係省庁と連携して食品リサイクル法に基づき食品製造業等で生じる加工残渣や商品の流通、消費過程で生じる売れ残りや食べ残し等の発生抑制を行い、発生した食品廃棄物については家畜の飼料や肥料として再利用に取り組むことで廃棄処分を減らし、環境負荷の少ない環境型社会の構築を目指した取り組みを行っております。この中で食品関連事業者に発生抑制の目標値を設定して減量化に取り組んでおります。また、消費者庁では事業者と家庭双方における食品ロスの削減を目指し、国民運動として食べもののムダをなくそうプロジェクトを展開しています。

北海道では、道内の飲食店で食べ残し削減に取り組んでいるお店を北のめぐみ愛食レストランとしてインターネットで紹介しております。食品ロス削減については、食料問題、環境問題等と関連し、世界、国レベルで取り組む重要なテーマであります。名寄市としましては、飲食店や家庭、さ

らに市民一人一人が認識していただくために、国、道、民間の取り組みなどについて調査研究してまいりますと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、引き続き小項目の3及び大項目の2について申し上げます。

初めに、小項目の3、災害備蓄食品の未使用備蓄食品の有効活用についてであります。防災上における災害備蓄食品の備蓄量につきましては3日と示されているところであります。現在市では、計画的に備蓄食品の備えを進めておりますが、全ての量を備えることは消費期限の関係から課題があるため、主に民間事業者との支援協定により食料及び飲料水の支援体制を備えているところでございます。

災害用備蓄食品の消費期限につきましては、おおむね5年前後となっております。これまで市では各家庭での備蓄などに関する周知啓蒙を図るため、災害訓練などにおきまして消費期限の近づいた備蓄食品を訓練参加者に配布するなど行ってきたところでございます。また、本年は来る6月25日に天塩川水系天塩川水防演習が本市で開催をされますことから、市が保有する備蓄食料品の一部につきまして防災意識の向上を図るために同会場の市の展示コーナーにおきまして展示をし、配布を行う予定でございます。

なお、フードバンク等への寄附についてでございますが、市の備蓄食品が一定程度整い、防災訓練以外にも余裕がある場合に想定されるものではございますが、備蓄食品は防災啓発という観点も備えていること、また一部の備蓄食品につきましては高カロリーなものもありますことから、一般的な食事に用いるものとは用途が異なるため、本市といたしましては防災上の業務において活用することを優先してまいりたいと、このように考えてございます。

続いて、大項目の2、若者を初めとする有権者の投票率向上についてでございますが、本件につきましては名寄市選挙管理委員会の所管となりますので、同委員会の事務局として申し上げたいと思います。また、小項目1、公職選挙法改正による投票率向上の考え方について及び小項目の2、期日前投票の投票率向上の考え方につきましては関連がございますので、一括して答弁させていただきたいと思っております。公職選挙法の改正によりまして、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたほか、期日前投票におきましては投票時間を最長で午前6時半から午後10時まで広げることが可能となり、また投票日には指定された投票所以外の場所でも投票できる共通投票所の設置が可能になるなど、投票率の向上を目的とする各種改正が行われ、今月22日に公示をされます参議院議員通常選挙から適用されることとなります。若年層の投票率の低さにつきましては全国的な課題となっているところでありますが、市選挙管理委員会としましてはこれまで市立大学において投票啓発ポスターや投票立会人募集ポスターの学内掲示などを通じまして、学生が選挙に関心を持ってもらえるよう取り組みを進めてきたところであります。4年制大学である市立大学では、法改正前から既に半数程度の学生が選挙権を有しておりましたが、今回の選挙から全ての学生が有権者となりますことから、従来の取り組みに加えまして大学事務局と連携をしながら大学ロビーへの選挙公報の配置や期日前投票、不在者投票につきまして説明文を作成し、設置するなど、選挙啓発コーナーを新たに設けて学生が必要とする情報を提供できる体制の強化、整備を進めているところでございます。

また、高等学校への啓発活動につきましては、北海道選挙管理委員会が本市の2つの高等学校におきまして出前講座を3回実施しているほか、公営ポスター掲示場を新たに名寄高校前に設置をし、産業高校の光凌キャンパス、名農キャンパスと同様常に学生の目に触れるように取り組んでまいり

ます。

次に、期日前投票についてであります。多くの有権者の皆様に浸透しておりまして、近年執行されました各種選挙におきましては投票総数の3割以上の方が期日前に投票を済ませており、当日投票に行けない方に対しまして期日前投票所の利用を促すよう広く周知することが重要であると考えております。しかしながら、投票時間の延長につきましては本市の現状としまして午後8時まで投票できる名寄庁舎では午後7時以降投票者が極端に減少していますことから、現在のところ時間の延長については行う予定はございません。

期日前投票を実施している名寄庁舎につきましては、車椅子の方に御利用いただける昇降機やスロープを設置しておりますが、先ほど議員から伺いましたような御意見があることを踏まえまして、一人でも多くの有権者の方に投票いただける期日前投票所の設置などにつきまして今後さまざまな面から検討してまいりたいと考えております。

また、駅や商業施設における共通投票所の設置についてであります。二重投票の防止を考えますと全投票所とオンラインで結ぶことが必要となり、行政で使用しております回線を民間施設まで延長しなければならず、相当の費用が発生することと人員、特に職員の配置が必要でありますことから、現段階では実施は困難であると考えているところであります。

投票率向上に向けましては、今回選挙におきましても広報車両や街頭での期日前投票の利用を含めた選挙啓発を初め、地元新聞への広告掲載やFM放送などを活用し、広く周知していく考えでございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の公的手当の隔月支給について申し上げます。

初めに、小項目1の児童手当と児童扶養手当の

支給状況と隔月支給の可能性について申し上げます。家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした児童手当及び家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とした児童扶養手当につきましては、平成27年度の支給実績として児童手当については受給者数1,306人、支給総額2億8,073万5,000円であり、2月、6月、10月の3期にそれぞれの前月までの分を支給しており、児童扶養手当については受給者数253人、支給総額1億1,737万円であり、4月、8月、12月の3期にそれぞれ前月までの分を支給しております。

本制度は、児童手当法第8条第4項及び児童扶養手当法第7条第3項に規定されている支給方法に基づき支給されているため、隔月での支給については法改正が必要となります。ひとり親家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、子供が2人以上のひとり親家庭においてはより経済的に厳しい状況にあることから、児童扶養手当については2人目以降の子供への加算額を最大で倍額にする改正児童扶養手当法が平成28年5月2日に第190回通常国会で可決成立し、8月1日に施行される所です。名寄市においても本年12月支給分から加算額の増額を図ってまいります。

また、議員御存じのとおり全国的に受給者からの要望がある児童扶養手当の支給回数の見直しについては、衆参両院の厚生労働委員会において本改正法案の成立の際に支給回数について所要の改善措置を検討するとの附帯決議がされております。また、本年1月には厚生労働省から児童扶養手当の支給事務に関する実態調査として、支給回数が増えた場合の事務等についての調査が行われております。名寄市においても国の動向を注視しながら、法改正に伴う支給回数の改定が行われた際には同様の措置をとってまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、小項目2の生活保護費の支給回数の改善について申し上げます。平成27年度における保護受給者数は230世帯、289人となっており、生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費などその世帯の最低生活費を満たすように毎月生活保護費が扶助されており、月平均の扶助額は約1,800万円となっております。また、医療扶助費などは被保護者を介さず、北海道社会保険診療報酬支払基金を通じて一月平均約2,100万円を扶助している状況です。生活保護費は、生活保護法第31条第2項において生活扶助のための保護金品は一月分以内を限度として前渡しするものとする。ただし、これによりがたいときは一月分を超えて前渡しすることができるようになっており、またその運用については被保護世帯が保護基準によって保障される最低生活を規則正しく営むためには自己の収入と支給される保護金品によって月を単位とする一定の家計収支上の均衡が保たれていなければならない。もし支給される保護金品がこのような配慮を無視して隔月、不定期日に支給されるならば、家計の弾力性に乏しい被保護世帯にとって月々の家計のやりくりが計画性がなくなり、ひいては最低生活の維持を脅かす結果ともなりかねない。かかる意味からも毎月定例の支給日を設けるべきであり、その経費の性格、前渡し払いの趣旨からして遅くとも各月5日以内に設定すべきであるとされており、名寄市では1カ月分の扶助費を毎月2日に定期支給しております。現在該当する世帯はありませんが、保護費について計画的な消費が極めて困難な世帯などにおいてはケースワーカーがこの問題について生活指導を行い、改善に向けて継続して指導、支援を実施しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。順番に再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で食品ロスの部分は、学校給食等々は鮮度のよい野菜で新鮮なものをつくって残食

の少ない調理を進めていくということで、学校給食の部分でも食品ロスというか、残食が10%ほどという部分、また保育所は給食会議で残食を減らす工夫をしているというふうに言われていました。それで、飲食店のほう、学校のほうはそのような形で進めている部分がありますので、いいと思うのですけれども、飲食店の部分でちょっと何点かお伺いさせていただきます。まず、先ほど川田部長が言われたように国のリサイクル法で食品は飲食店等々は再利用されているというふうに言われました。食べ残しを減らすために北のめぐみ愛食レストランを出しているというふうに言われましたけれども、この北のめぐみ愛食レストラン、名寄に何軒ありますか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 名寄には現在ないというふうに認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 国連で2030アジェンダまで食品のロスを今の私たち一人一人が半減するというふうに目標を設定されているのですけれども、なかなか国連ではそういう目標が出たのですけれども、日本ではまだこれからの話になると思いますし、名寄市もこれからの目標設定をされるというふうに思うのですけれども、先ほど言いました松本市では30・10運動ということで、食料品のロスを削減するために宴会が始まって30分は席を立たずに食を楽しみましょう。そして、終了の10分前にはまた席に着いて残った食を楽しんで、残食を減らしましょうという運動をされてはいるのです。私はいろんな部分で宴会や何か出ますけれども、始まって、皆さんもうすぐ乾杯したら皆さんのところに回らなければいけないですね、こうやっていつも本当にお世話になっておりますと。これをなくして30分は楽しむ。そして、終わる10分前には会場の司会からあと10分で終了しますと。皆様、きょう最高の料理を提供しましたので、料理をお楽しみくださ

いという、やはりそういう方策をしていかない限り、何日か前に市長も一緒に宴会に出ましたけれども、たくさんありますねという、このせつない。高橋議員、どういう意味ですかというように言われたのですけれども、本当残るのです。机のほとんど丸ごと残っているような状態が続いて、本当にもったいないなという。この食を未開発区域に持っていけば本当にすばらしいなと思うのですけれども、宴会で30・10運動の推進が名寄ではできないのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思うのですけれども、検討を進められないのかという部分を。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 議員から貴重な御意見をいただきありがとうございますけれども、宴会、私もいろんな宴会出させていただいていますけれども、残渣が出ているというのは十分承知して、もったいないなというふうには思っています。取り組むに当たっても当然それを飲食店の方にも御理解いただかなければならないし、参加していただいている方の皆さんからも御理解をいただかなければいけないのかなというふうに思っています。そういった意味では、市内的な議論を少ししていかなないと、いきなりはちょっと難しいかなということでございますので、そこら辺を中心に考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ぜひこの部分は進めたいというのと先ほどの北のめぐみ愛食レストラン、お持ち帰り運動、この部分で松本市もお持ち帰り運動を進めております。食の余ったものを持って帰る。よく店屋では食中毒を起こすので、余り持ち帰らないでほしいだとか、いろんな部分あるのですけれども、あとはもう自己責任になってしまうと思うのですけれども、本当にそういうお持ち帰り運動の推進というのはどうな

のか。この名寄に北のめぐみ愛食レストランをつくったほうが良いと思っております。こういう取り組みを旭川だとか札幌はやっているのだから、名寄でもやっぱり進めなければいけないのかなと思っておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 先ほどお話をさせていただきましたけれども、認識としましては大変重要なテーマだというふうに認識をしております。その中でも取り組むに当たっても国、道もありますし、それぞれ学校教育や食育、さらには事業者、家庭と幅広い内容になるのではないかなというふうに思っております。そういった意味では、そういったどこに視点を当ててこれに取り組んでいくのかというのは、やっぱり少し市内議論を含めて調査研究をさせていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。

あと、もう一点なのですけれども、もう一点というか、この飲食店の関係からなのですけれども、松本市では宴会なんかの量が多いというアンケートをとって、改善するためにプラチナメニューという部分を始めたのです。これ今松本市のインターネット、市のものを見たらホームページに出るのですけれども、その中でプラチナメニューの提供店を募集しております。今現在9軒あるのですけれども、松本ホテル花月では量についてアンケートをとると量はとても多いと。食べ切れないので、通常の9品から8品に減らしたと。洋皿の提供をやめて前菜など一口サイズの食べ物にして全体の量を減らしたと。そのかわりウナギ、ハモ、アワビ等々の高級食材をプラチナメニューに入れるようにして地場産の地産地消の観点を進めると。また、結婚式ではミシュラン1つ星のアルマン・アルナルがつくられる、そのコンセプトに

乗って量を減らす取り組みを行っているというのです。だから、私はこういうプラチナメニューも含めた取り組み、先ほど言った北のめぐみ愛食レストランも進めなければいけないだろうし、プラチナメニューの提供店も進めるべきだというふうに思うのですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 松本市のプラチナメニュー、大変すぐれた取り組みだというふうに考えてございます。先ほども申し上げましたとおり、まだ名寄の中で食品ロスという部分が十分に皆さんに浸透していないのかなというふうに思っております。これだけ重要な課題でございますので、先ほど申し上げましたとおり少し議論をさせていただいて、取り組みが進むように研究してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 店の状況もありますので、この食品ロスの削減に向けて国連、日本、名寄もそのような目標達成のために、ぜひ飲食店等と進めていただきたいというふうに思います。

あと、家庭から出る生ごみのうち約3割がまだ食べられるのに廃棄されているという部分があります。ほとんど名寄の場合はそういう部分は炭化ごみ等々に行ってしまうというふうに思うのですけれども、災害のさっきの部分もあるのですけれども、この賞味期限が切れる前にフードバンクに提供するというような検討をされているのか、また名寄にはフードバンクはないのですよね。きっと旭川にあると思うのですけれども、状況的にはどうなのかちょっと教えていただきたいなというふうに思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） フードバンクの部分は詳細に承知してございません。その中でも家庭用のごみも食べ残しも多いというふうにはお聞き

しております。そういう実態もあるのかなというふうに思っています。そういった意味で、そこらも名寄の状況が一体どういう状況にあるのかということもまず現状をよく把握して、その中でどの視点に絞ってPRなどを含めてやっていったらいいのかということは、先ほどの繰り返しになりますけれども、少し研究してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。先ほど言った外食産業の食品ロス、また家庭のロスをしっかりと研究していただいて、2030年には平均半分の削減を目標にされておりますので、名寄もそれに近い削減をやっぴり進めていかなければならないと思ひますので、ぜひ行政の活躍をお祈りいたしたいというふうに思ひます。

次に、選挙の推進についてをお伺ひをさせていただきます。先ほど総務部長から言われました。期日前投票は、3割今全国で行われているというふうに言われております。それで、今回18歳からの選挙で名寄大学はほとんど全員が選挙権をお持ちになっている状況にあります。その中で約六百何十名の大学生が名寄に住居票を移して、有権者として……不在者投票でとれば名寄でできるのですけれども、名寄に現状住居票を移している方は何人なのかということと高校生、今回18歳以上なのですけれども、どれくらい。ほかの高校は先ほど言ったように2校で50人程度ですから、名寄も百何十人いますからそのうちの何人くらい、わかれば教えていただきたいなというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 大学には、現在5月で703名、短期大学も含めて在籍をしております。そのうちどの程度が名寄市に住居票を移しているのだということなのですけれども、残念ながら正確に把握調査をしておりますので、

これはおおむね半分程度が移しているのかなというふうに思われるということで御了承いただければと思ひます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 高校はわからないということで、大学は大体703名の半分ということで350名おられます。先ほど部長言われたのですけれども、期日前投票の部分、また当日の選挙の部分でPRはしているという部分なのですけれども、松山大学みたいにそういう期日前投票を設置する予定はないのかということと私名寄の期日前投票をやるのは住居ネットだとか何かも張っておりますから、大丈夫だと思うのです。嫌な思いしたというのは、車椅子の方が昇降機で、普通は逆に乗せるのに反対に乗せておかない思いをしたという部分があったのです。でも、結局高齢者の方々というのはこの名寄の期日前投票に来られるのにすごく大変なのです。2階に上がらなければいけない。そして、車椅子でもスロープが急である。いろんな部分でやっぱり高齢者、障害者の方は大変な思いをされているのです。結局住居ネットを張っているところであれば、ある程度期日前とれるのではないかなというふうに私は思うのです。だから、ここでは無理だから、東のほうにあるから、今の文化センターのENRAYに住居ネットがきつと回っていると思ひますので、回線等々が。そういう可能性というのはないのかどうか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほどの高校生のところは、済みません。ちょっと数字を押さえていなかったものですから、また後でも議員のところへお知らせをさせていただければと思ひます。

それで、今期日前の関係の投票所の設置についてという御質問だったというふうに思ひます。今回の法改正、議員が言われますようにさまざま

改正がされたということで、投票率アップに向けてという国の姿勢がうかがわれてございますが、今回当選管の中で一番重要だと思っているのが実は18歳まで投票年齢が引き下げられたところ、ここへの対応が一番必要だろうと思っています。特に高校もありますけれども、市立大学を有しているということがありますので、ここへの対応をまず優先して行うべきだろうというのが実は選管の中でも話し合われたところでもあります。先ほど言ったように、1つは啓発として既に昨日からだったと思いますが、大学生に対する期日前等、あるいは選挙にかかわる啓発コーナーを設置させていただいたのが1つであります。それと、もう一つは、やはり学生さん、期日前の投票所があるほうが当然投票率が上がるだろうという判断をしておりますので、さまざまな制限はありますけれども、試験的に設置をしてみたいということで考えておりまして、今準備を進めさせていただいているということでありますので、御理解をいただければと思います。

それと、名寄庁舎のところ、言われるように1階までは行きませんが、半分上がらなければできないと。昇降機等あるいはスロープも設けておりますけれども、なかなか御本人だけでは難しいという部分もあって、投票の動機が湧かないということにつながっているのかなと思っています。そういった意味で文化センターということで御提言をいただいたのだというふうに思いますが、残念ながら文化センターについては住基の回線が今行っていないということであります。新たに回線を設けるとすると、最終的には精査しないとわかりません。メーター当たり1万円ぐらいかかるということがあります。それプラス端末ということになりますので、それ相応の経費がかかるというのが1つと、もう一つは投票に当たっては当然記載に当たっての隔離されたスペースが必要だということがあったり、あるいは今言ったようにしっかりと本人の確認ができなければいけない部分、

あるいは投票の秘密等も守らなければいけない。さまざまな条件が整わなければ期日前の投票所については開設ができないというのがありますので、大学については今言ったようにそういった条件が一定程度そろっていますので、先行試験的に進めさせていただきますが、ほかの施設については今言ったような条件が整うかどうか、ここを改めてチェックをさせていただきたいと思っておりますし、先ほど言われた他の自治体の動向についても調査をさせていただきながら対応を検討させていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

豊西小学校の投票所がなくなります。どこに投票所を持っていかれるのか、文化センターでないのですか。ただ、そういう形になればきっとあそこに住基を引かなければいけないことになります。そういった部分で、今回からはきっと無理かもしれませんけれども、次からは期日前可能ではないのかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど言いましたように、いろんな面から確認しなければ明確に申し上げることはできないと思っておりますので、条件が整うかどうかをまずは調査研究をさせていただきまして、条件が整い、かつそこに対してのニーズがあるということであれば設置に向けての検討もさせていただければと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ぜひやはり投票率向上のために、大学の若者も投票率上げるのも重要ですけども、高齢者の方々の投票率は高いのです。その投票率をやっぱ意識を下げるというのもどんなのかなという部分もありますので、この豊西小学校の投票所がなくなった。次はどこに

行くのかと。文化センターかなと私は思うのですけれども、そういう部分で次からはあそこに期日前は可能になるのではないのかなという部分を考えては、頭の中ですよ。余り頭いいものでないものですから、そういうふうを考えて、次もしできればやはりあそこ高齢者の方々が、また障害者の方々が期日前やりやすいところだと私は思うのです。スロープも入り方も車の乗り入れのところも楽ですし、そこら辺も検討していただきたいというふうをお願い申し上げます。

最後に、公的手当の隔月のお願いです。きっと国の法律では無理だというふうになっておりますので、お願いを含めて今回質問をさせていただきました。まず、先ほど児童扶養手当253人が約1億1,700万円を受け取っておられる。4月、7月、12月という部分で言われました。また、児童手当も1,306名が約2億8,000万円いただいているというふうに去年の統計で言われておりましたけれども、扶養手当法3条の7項にはこういう期日でやりなさいよというふうに言われているのは重々わかっております。その中で大阪の箕面市長さんがここは私立幼稚園の保護者に対して、保育所よりも高いものですから、その分の授業料差額分を二、三万円お渡しするというのを最初11月と3月に2回ためてやっていたと。それだと言った恩恵が少ないのではないかということで、市長が毎月支給どうだいと言ったら、担当部署の職員が毎月支給は無理ですというふうと言った。今までは、家庭の方は後払いでもらうものですから、全額自分で、自腹で払っていたと。その担当の方々は、無理というのは6月に課税額の策定を行って、そして1カ月かけて前年度の課税分だとか、その分を引いて支給なのだというふうに行われているのだけれども、その補助額の確定まで最低の金額を渡せないかというふうに言って、始めているそうなのです。名寄も就園補助金だとかの部分がありますので、それも何カ月おくれでなっているのですけれども、この部分とい

うのは毎月支給というのは可能なのか、可能ではないのか、ちょっとお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま議員からは、幼稚園就園奨励費の御質問だったかと思えます。本市におきましては、既に子ども・子育て新制度に移行しております3園につきましては施設型給付を行っておりますので、これまで就園世帯の保育料に対しまして補助金の交付を行っていたものを直接幼稚園のほうに給付をさせていただいております。保育料の軽減を図る形をとらせていただいております。新制度に移行していない私立幼稚園が現在2園ございますが、幼稚園就園奨励費補助金として国の制度に準じまして、私立幼稚園就園世帯に補助金の交付をすることで幼児教育の振興、充実を図ってきているところです。制度といたしましては、保護者が支給月までに全額保育料を納めていただきまして、後でまとめて保護者の所得に応じて補助金が支給されるという、そういった制度になっております。議員がおっしゃっていましたとおり、6月の課税額の確定をもちまして補助額の決定をするともに、それぞれ保護者が保育料を払っていただいたことを確認がとれなければ補助とならないことから、本市におきましては年2回、10月と3月になりますが、支給をさせていただいております。

御質問の大阪府箕面市につきましては、公立、私立の幼稚園の保育料の格差是正のために市独自の助成をされているというふうにお聞きしております。そのため4月からの幼稚園就園奨励費補助金の仮払いという形が可能になっているというふうに行っているところです。毎月の支給につきましては、補助額の確定いたします8月以降において同様の方法がとれるかどうかの検討が必要となりますが、幼稚園からの私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書を提出いただくことによ

りまして保育料金の納入状況を把握しまして補助金の支出とするために、毎月幼稚園に大きな事務負担をおかけするというようなことから、実施については困難だと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。幼稚園の事務負担がふえるという部分でなかなかできないということはわかりました。

箕面の倉田市長が自分のこういう経験から、児童手当または児童扶養手当も自治体の工夫で毎月可能ではないかというふうに思っているそうなのです。そして、先ほど言った6月の課税の部分、現況届の部分のシステムの挿入、それはアルバイトを頼んで3カ月かかったものを1カ月に縮小したい。そして、自治体独自の支給頻度を上げる法改正が必要である。それは、支給条例が2、6、10が児童手当、4、8、12が児童扶養手当法では決まっているから、そうなのだけれども、毎月と変えるには合意形成の時間がかかるので、年3回以上支給と表現を改めれば自治体の判断で何とかかなるかなというふうに箕面は、倉田市長は言われています。

また、兵庫の明石の泉市長も、ここは児童扶養手当だけです。毎月支給への準備中、1年ほど前から市独自の毎月支給を模索したと。厚生労働省は、毎月支給は自治体の負担を増すだけですよと言われたというのです。でも、毎月しようとする。児童扶養手当法で支給月が決められている自治体の独自の毎月支給だと国の保障の最低限度の公平性を行うナショナルミニマムが確保できなくなるので、だめだと厚生労働省から言われたというのですけれども、ひとり親世帯で育つ子供の生活安定を支えるためには、この手当というのは本当にやはり4カ月に1回というよりも毎月来て、安定させた生活をさせたほうが良いというふうに各行政の市町村も言われているのです。

そこで、先ほど厚生労働省が附帯決議に毎月上

げるような形で検討しようというふうになって、厚生労働省からもアンケートが来ました。そのアンケートの内容というのはどういう内容なのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 本年1月12日付で厚労省の雇用均等・児童家庭局というところから調査のほうが都道府県を通して来ているわけでございます。内容的には、児童扶養手当の支給事務に関する実態調査ということでございました。内容といたしましては、児童扶養手当の支給回数につきまして現状の年3回から毎月または年6回にした場合の事務等の内容の調査でございます。新たな対応が必要となる事項として、人件費、システム改修費、振り込み手数料、消耗品等の問いがございまして、本市におきましては管理システムの改修費及び消耗品については新たに必要と考えられるというふうに報告をさせていただいております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） きっとこの手当の部分で毎月にする、また6カ月程度にするという部分では、国会でもそんなだめだという党はないと思うのです。まだそういう事務手続、またはシステム改修等々で大変な労、作業が必要だからそういう形をとらざるを得ないのかなという部分があると思います。でも、こういうふうに公的資金、生活保護はわかりました。1日に毎月投入されているということで全然安心しておりますけれども、厚生労働省から来たアンケート、また各都道府県の市町村長がやはり児童扶養手当に関しては隔月支給が無難ではないかというふうに言われておりますし、国としてもその方向でこれから進んでいくというふうに私は信じておりますので、そのときには名寄もスムーズに対応できる体制を整えていただくことをお願い申し上げまして、1分残り

まして終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

名寄市農業の振興施策について外1件を、山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） ただいま議長の御指名をいただきましたので、さきの通告に従い大項目2点について順次質問をしてみたいです。

初めに、大項目1点目、名寄市農業の振興施策についてお伺いいたします。本年も既に本格的な農作業シーズンが始まり、地域の農家の方々は豊穡の秋を願いつつ、日々作業にいそしんでいるところであります。この春の融雪期は、平年に比べ5日早い4月11日となり、その後も比較的安定した天候が続き順調に春作業が開始されました。水稲、畑作、野菜、各作物の播種、移植作業も5月中旬からの天候続きでおおむね順調に推移し、また当地域の特産品であるアスパラガスも5月19日から22日にかけての真夏並みの高温でさい先のよいスタートとなりました。本格作業が始まってからは少雨傾向であったため、恵みの雨を待ち望んでいたところ、5月31日に1時間最大34.5ミリという大雨とひょうにより収穫中のアスパラ17ヘクタールのほか、大豆、タマネギ、カボチャなどが被害を受けました。その後も6月に入り、一転雨続きで、カボチャ、スイートコーンなどの野菜の移植作業も停滞が続き、各作物の管理作業にも影響が出てきている状況です。今後いち早く天候が回復、安定し、全ての作物において農家の皆さんの日ごろの努力が報われる年となるよう期待をしております。

このように毎年のように繰り返される不安定な天候による農作物への被害、また高齢化に伴う農家戸数の減少や遊休農地対策などさまざまな課題が山積している現状の中、当市の基幹産業である農業を守り、さらに発展させていくためには今後どのような実効性の高い施策を打ち出していくのか、またどのような長期的ビジョンが求められる

のか、いま一度真剣に検討していく必要があると思います。以上のことを改めて認識していただき、農業振興施策について3点にわたってお伺いをいたします。

1点目は、今年度の主要農業施策についてであります。当市においては、地域農業の振興、発展のためにさまざまな取り組みがされてきていると認識をしているところですが、近年特に目まぐるしく変わる国の農業政策においてその動向を注視しながら、地域農業の施策を推進していくことは必要不可欠であります。それと同時に国の農政がどのように変わろうともその動向に左右されない名寄市独自の農業施策の展開が必要であると考えます。平成28年度も既にスタートしておりますが、改めて今年度の主要農業施策の具体的な内容、取り組みについてお知らせを願います。

2点目、次期農業・農村振興計画についてお伺いをいたします。名寄市と風連町合併後の本市農業、農村の中長期的指針として、新名寄市農業・農村振興計画が平成19年3月に策定され、10年間の計画期間の中で当計画に基づきながら地域の農業施策を展開してきたところですが、今年度平成28年度は当計画の最終年度であると同時に、次期計画策定に向けての具体的な準備に取りかかる重要な年であると認識をしています。次期計画策定に当たっての基本的な考え方とあわせて、現在の状況と今後のスケジュールについてお知らせをいただきたいと思います。

3点目、各種事業への対応についてお伺いいたします。昨年のTPP大筋合意を受けて決定されたTPP関連政策大綱に伴う国の平成27年度補正予算や平成28年度予算において、意欲ある農業者の経営発展を後押しする対策事業が数多く打ち出されました。それぞれの事業において採択、不採択の結果は当然さまざまであったかと思いますが、それらを含む各種事業に対して当市経済部としてどのように対応してこられたのかお伺いをいたします。

続いて、大項目2点目、名寄市の教育行政について、3点にわたってお伺いをいたします。1点目、名寄市教育改善プロジェクト委員会、最終年度の取り組みについてですが、本市では知、徳、体の調和のとれた児童生徒を育むため、平成24年度に名寄市教育改善プロジェクト委員会を組織し、子供たちの確かな学力と生きる力の育成に向けて取り組みを進めてきたところです。この市内全小中学校一体となった取り組みの成果は、全国学力・学習状況調査の結果などに着実にあらわれてきていると認識をしており、今後の取り組みの一層の充実、推進に期待をしております。そこで、今年度、平成28年度は5年計画の最終年度となりますが、具体的な取り組みについてお知らせを願います。

2点目、児童生徒の国語力の向上についてお伺いをいたします。近年子供たちの国語力の低下を指摘する声、危惧する声が多く聞かれます。相手の話の内容が理解できない、自分の感情を言葉で表現できない、日常的に使える語彙が少ないなどの日常生活にかかわるものを初め、教育現場においても文章の内容や意図を読み取る能力、いわゆる読解力や思考力を含めた総合的な言語能力に課題があるとされています。昨年度の全国学力・学習状況調査における当市の子供たちの結果からも同様の傾向があらわれています。当市としてこのような現状をどう捉え、子供たちの国語力の向上に向けて取り組んでいくのか、考え方を伺います。

最後に、教員住宅の整備についてであります。市内小中学校の教員住宅の現状と今後の整備の考え方についてお知らせを願いたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 山田議員からは、大項目で2件の質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2は教育部長からの答弁とな

りますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、名寄市農業の振興施策について、小項目1の今年度の主要農業施策について申し上げます。1点目に、名寄市農業・農村振興計画につきましては、昨年度より策定作業に取り組んでおり、引き続き生産者、関係団体との協議を重ね、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

2点目、農作業繁忙期における労働力の確保が困難になっていることから、市内の就職状況や農家の雇用実態などの調査に取り組み、今後の改善策の検討素材としていきたいと考えております。

3点目、農産物のブランド化やPRの取り組みとして、もっちもち米プロジェクトの実施や原産地呼称管理制度の取り組み及び実需者、企業の研修受け入れなどに取り組み、名寄産農産物のよさを理解していただくため、市民の方はもとより市外の方へも広くPRし、名寄産ブランドの確立に向けて取り組んでまいります。

4点目につきましては、有害鳥獣対策として昨年度から増加しておりますアライグマ対策について、今年度より所定の講習を受講された農業者の方を防除員として登録し、みずから箱わなを設置できるようにするとともに、市においても所有するわなを増加し、駆除体制の強化を図ります。

5点目として、薬用作物の振興につきましては、カノコソウの安定生産に向けて名寄市薬用植物研究会や関係機関と連携し、取り組みを進めるとともに、カノコソウに続く薬用作物の試験栽培に取り組んでまいります。

6点目として、東アジアへの農産物輸出につきましては、今年度もJA道北なよろが香港での試験販売に取り組んでいるところでもあり、市といたしましても農産物の本格的な輸出へ展開できるよう協力して取り組んでまいります。

7点目としては、国の産地パワーアップ事業を活用し、JA道北なよろが実施主体となり、麦、大豆の乾燥調製施設を整備し、処理能力の増加を図り、近年の作付面積増加に対応してまいりたい

と思います。

以上、主な施策について説明させていただきましたが、今後におきましてもできる取り組みは敏速に対応するとともに、情報収集を図り、市内の農業者の御意見をいただきながら関係機関、団体とも十分連携し、取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、次期農業・農村振興計画について申し上げます。名寄市農業・農村振興計画につきましては、現計画が平成28年度に最終年次を迎え、平成29年度からの新たな計画の策定に向け昨年度より策定作業に取り組んでいるところです。計画については、総合計画の実施計画として位置づけ、本市における農業、農村の現状や役割を踏まえるとともに、情勢の変化や課題に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう振興施策を計画的に進めるためのものと考えております。また、計画期間については総合計画との整合を図るため、10年間としています。

策定状況につきましては、昨年度において検討委員会を設置するとともに、生産者、関係機関、団体との懇談会の実施やアンケート調査の取り組み、現状の課題や今後の農業振興に当たり要望等について取りまとめたところとあります。参考までに特徴的な意見について紹介しますと、農繁期の労働力確保が困難になってきている、GPSの利用により作業効率の向上やコスト低減が期待されることから、基地局の設置を希望する、農地の受け手も手いっぱいになってきており、条件不利地が残っていくのではないかと、新規参入による新規就農については資金的にも水稲作付は難しく、施設野菜などの経営がよいのではないかと、6次化など加工についてはJAなど大きい単位で取り組むことで付加価値が上がるのではないかなど、多岐にわたり御意見をいただいたところです。

今後のスケジュールにつきましては、将来のあるべき農業の姿や課題解消に向けた方策についてまとめた計画素案をもとに生産者、関係機関、団

体との意見交換を実施し、取りまとめたものを検討委員会において協議し、計画書案として年内にはまとめていきたいと考えております。

次に、小項目3、各種事業への対応について申し上げます。国、道の補助事業における農業者の方々への周知については、上川総合振興局より事業要望等の通知を受けてから農業者の方へ御案内をしておりますが、現状では振興局の通知から締め切りまでの期間が短い中での対応となり、農業者の方々に十分な検討期間を確保できない場合もあるところです。また、新規事業では、要綱、要領等の情報が段階的に示されるため、採択要件の確定までに時間がかかることから、当初の要望内容が結果的に採択要件と合わなくなるなど、事務作業負担の増加や対応に苦慮する場合もあるところです。農業者においては、計画的な機械、施設の整備に向けて国、道の補助事業を有効的に活用することで負担軽減が図られることから、できるだけ早い時期での的確な情報提供が必要と考えております。今後の対応としましては、継続的に取り組まれて採択要件などが確定している事業については例年のスケジュールを参考にあらかじめ情報提供することは可能と考えておりますが、農業者に混乱や二度手間とならないよう的確な情報提供に向けて関係機関との連携を強化し、補助制度についての情報収集と内容を検討する体制整備や情報提供の手法などについて検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 私からは、大項目2、名寄市の教育行政についてお答えをいたします。

初めに、小項目1の名寄市教育改善プロジェクト委員会最終年度の取り組みについてであります。名寄市教育改善プロジェクト委員会は知、徳、体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、平成24年度名寄市教育研究所内に設置し、「児童生徒に「生きる力」を育み、夢と希望を拓く名寄市

教育の創造」を推進のテーマに取り組んできております。具体的には、名寄市の全小中学校の校長と教頭及び教員約50名の委員が学習指導の工夫改善、校内研修の充実、教育資源等の活用の3つの研究グループに分かれ、全小中学校の教育活動等の改善、充実を図る取り組みを推進してきました。これまでの主な取り組みといたしましては、学習指導の工夫改善に関するグループではチャレンジテストの効果的な活用、学習規律の確立、徹底の取り組み、読み物資料「名寄岩」を用いた道徳の時間の授業研究の実施及び授業研究交流など、校内研修の充実に関するグループにおいては確かな学力を育む校内研修の基本的な進め方の紹介及びQアンドAの作成、子供たちの体力、運動能力を適切に把握するための研修会や体育の授業改善を図るための研修会の実施など、教育資源等の活用に関するグループにおいては地域人材活用事例集の作成、地域の自然や施設、人材を活用したスキーや歩くスキー、カーリングの授業の工夫などに取り組んできたところであります。

最終年度となる本年度の取り組みにつきましては、これまでの教育改善プロジェクト委員会の成果と課題を踏まえ、取り組み内容を精選するとともに、授業研究を行うなど実践的な取り組みを推進することにいたしました。具体的には、学習指導の充実に関する研究グループでは児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育むための授業研究及び実践交流、読み物資料「名寄岩」を用いた道徳の時間の授業研究の実施及び実践交流などを重点的に行うことといたしました。同様に校内研修の充実に関する研究グループでは、学校力向上に関する総合実践事業の成果の普及に関すること、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析及び課題を克服するための効果的な指導についての研修等に取り組んでまいります。教育資源等の活用に関する研究グループにおいては、各学校の家庭で取り組む7つのポイントの定着を図る取り組みの実践交流、授業や補充学習等におけるICT

機器の効果的な利活用に係る授業研究及び実践交流などに取り組んでまいります。教育委員会といたしましては、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みを通して知、徳、体の調和のとれた児童生徒が育成されるよう指導、助言に努めてまいります。

次に、小項目2の児童生徒の国語力向上についてですが、平成16年の文部科学省の文化審議会答申において、国語力につきましては考える力、感じる力、創造する力、あらわす力とその基盤となる国語の知識や教養、価値観、感性等と示されております。この答申を受け、平成20年度の学習指導要領においては国語力は言語に関する能力、すなわち思考力、判断力、表現力と整理され、学校教育におきましては国語力である思考力、判断力、表現力等を育むため、全ての教科等における言語活動を充実することが求められました。言語活動につきましては、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科はもとより、国語科以外の各教科等についてもそれぞれの教科の特質に応じた活動例が示されました。具体的に言語活動とは、体験から感じ取ったことを表現する、事実を正確に理解し、伝達する、概念、法則、意図などを解釈し、説明したり、活用したりする、互いの考えを伝え合い、みずからの考えや集団の考えを発展させるなどの学習活動のことです。

本市の児童生徒は、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果から、国語科では資料や情報に基づいて自分の考えなどを明確に記述すること、算数、数学では日常的な事象について道筋を立てて考え、数学的に表現することなど思考力、判断力、表現力等を問う知識、技能を活用する問題を中心に多くの課題が見られました。このことを踏まえて、各学校においては思考力、判断力、表現力等を育むため、全ての教科等における言語活動の充実に向けて努めております。例えば小学校算数科では、図形の面積の求め方と具体物や言葉、図などを用いてわかりやすく説明したり、互いの考えを

伝え合う学習活動を行っております。また、中学生理科では、観察や実験の前に予想や仮説について考える場面を設定し、グループごとに討論しながら考えを深め合う学習活動を行っております。このように各学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間等の全ての領域における言語活動を発展させ、児童生徒の思考力、判断力、表現力の育成に努めているところでございます。教育委員会といたしましては、今後とも全ての児童生徒に思考力、判断力、表現力など、いわゆる国語力を確実に育むために全教科等における言語活動が充実するよう指導、助言に努めてまいります。

次に、小項目3の教員住宅の整備についてですが、本市の教員住宅については現在入居可能な教員住宅のうち、名寄地区では54戸中48戸、智恵文地区では8戸中7戸、風連地区では28戸中21戸入居しており、全体では84%程度の入居率となっております。また、平成17年に風連西町の教員住宅を建設して以来、新たな教員住宅の整備は行っていない状況にあります。この間予算、決算特別委員会においても新たな教員住宅の建設は行わず、現在ある教員住宅を維持管理し、延命を図ることとあわせ、民間活力による対応をしていきたいとの考え方を示してきているところであります。教育委員会では、毎年教員住宅の入居者からの営繕希望をもとに営繕作業員による簡易修繕などを行ってきていますが、入居者の満足のあるような修繕はできていない状況にあり、特に農村部での教員住宅については空き家にしておいて改修するような手だてがなかなかできないことから、住宅の傷みが激しい状況にあり、何らかの対応が必要と認識しているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それでは、御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、農業振興施策について伺いたいと思いま

す。壇上でも申し上げたとおり、春から現在までの状況ということで、昨夜からも雨が結構降り続きまして、きょうもこれから相当量の雨が降るといふ予報であります。31日の大雨とひょうの被害もあってから作業が停滞している状況で、特にひょうに関しては風連地区もアスパラがもう全部刈り倒したという農家さんもいらっしゃるということで、本当に被害に遭われた農家の方々にはお見舞い申し上げたいと思っておりますけれども、私のおります智恵文地区に関しましても、ひょうはそうでもなかったのですけれども、やはり短時間に集中豪雨という形で雨が降りまして、特に傾斜地の大豆が表土ごと流出する被害が20ヘクタール前後ぐらいあったのかな。5月にしては本当に大きな被害がありました。ただ、農家の皆さんもう既に気を取り直して前を向いています。まだ序盤戦です。これからの天候の回復に期待するという気持ちで頑張ろうという形で述べられていますので、本当にこれから天気が回復することを祈るばかりです。

ちなみに、5月31日の1時間降水量は34.5ミリということとその日一日、ほぼ半日で降ったのでしょうけれども、55.5ミリ、10分間で20ミリ、これ5月としては観測史上最大値ということだそうです。また一方で、5月21日、非常に暑くなりまして、最高気温が30.9度と。これも5月としては観測史上最大値ということで、本当に気象条件間違いなくこのあたりも変化してきているのは私自身、また地域の方々も感じるところだと思っております。私たちこの時期は、農家は気象庁職員並みに本当に天気に敏感なものですから、こういうことも常に考えながら農作業等進めているという状況です。これから本当に最終的にはまた去年のようにすばらしい出来秋になるよう期待をしたいと思っておりますし、まだこれからの作業を頑張ってもらいたいと思っております。地域の方も頑張る意欲でこれから取り組んでいかれると思っております。

ことしの主要農業施策について御答弁をいただ

きました。幾つかちょっと再質問をさせていただきたい事項がございます。まず、昨年から取り組むということで進められてきました労働力調査、労働力不足の解消に向けて行われるということであり、まず、経済部長にお伺いします。これを当然労働力調査、労働力不足の解消につながるのだと思いますけれども、最終的に何を目的にするのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 労働力調査については、先ほど概要についてはお話しさせていただきましたけれども、今雇用労働力が非常にないということで、名寄の農産物におきましてもアスパラ、スイートコーン、カボチャなどなど全て人手がかかるということで、その人手がないことでアスパラなども減少傾向にあるということがございます。そういった中で、潜在的な名寄市内の労働力がどれだけあって、どんな活用ができるのかということで考えてこの調査を実施するものでございます。当然その中では、他産業にかかわってそういった部分の協力をいただきたりする、そういう体制ができるのかどうかということも含めて考えて調査をしてまいりたいというふうに思っています。最終的には、労働力のミスマッチをどういったふうに解決して、どんな施策が必要なのかということをおこの調査の中で明らかにして、次の施策を考えていく資料にさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 今川田部長のほうからお答えいただいたように、他産業との連携もしっかりとしていく体制をその調査から検討したい。本当にそういう形で、農業という分野に限らず、市内ほかの産業もやはり労働力不足という部分と言われております。お互いにそういう部分、何か連携し合いながら、労働力を確保できるのであればそれぞれの産業にとってメリットでしょうから、今しっかりお答えいただきましたので、そういう

形での他産業との連携という部分でも労働力の確保に向けて調査、また内容の検証も含めて行っていただきたいというふうに思います。

また、労働力にかかわってということに関連して、今やはりアスパラ等の主要作物も労働力不足で面積が減っているという現状の中で、先ほど智恵文地区の大豆のお話もさせていただきましたけれども、やはり慢性的な労働力不足ということで、若干経営形態も変わりつつあるという部分があります。やっぱり大規模というか、土地利用型農業も見据えながら、各農家の皆さん、将来的に今本当に労働力が不足している中でどう遊休農地を出さないように、また地域の農地を守っていくかということも含めて、模索しながらなのでしょうけれども、取り組まれております。労働力調査とあわせてそういった経営形態の変化という部分も出てきております。それと労働力の関係といえますか、そういったことも、これはこの後お伺いしようと思う次期農業・農村振興計画について経営形態の変化もしっかりと捉えて対策をとっていただきたいというふうに思いますが、そのことに関して御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） まず、経営形態の変更ということで、水稻もそうなのですけれども、だんだん土地が集約をされていくと、農家戸数で今推定をされているのは5年後におよそ500戸で、それ以降10年後には430戸程度になるのではないかと想定の中で、その中で土地についても現在が大体平均で18ヘクタールぐらいですけれども、5年後には20ヘクタール、さらには10年後には25ヘクタール程度の土地をお持ちいただかないと、そういう状況になるのではないかと想定しています。そういった中で野菜系、先ほど言った振興作物でアスパラ、スイートコーン、カボチャなどについては非常に手間がかかるということで、水稻とそういった作物の体系、さらにはそういったことがなかなかでき

づらくなってきているという状況はございます。大豆が増加してきたというのもそういった作物に手間がかかって、人手がないなどの条件の中で機械化できる大豆に面積が移っているのだろうというふうに思っています。そういった意味でも今回JAのほうでは大豆の施設も整備されるのだろうというふうに思っていますけれども、これから振興させていく作物の中でそういった状況も考慮しなければいけないというのはあるのですけれども、なかなかその想定というのは、ある程度価格などの影響にも、相当大きく影響を受けるものですから、当然生産団体のJAとも御相談をしながら、JAにおきましては来年度JAの振興計画の見直しの時期にもなっていますので、十分お話をさせていただきながら検討を加えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういった部分、JAも含めてしっかりと今の状況の変化も捉えていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、もう一点、原産地呼称管理制度の取り組みということで、名寄産農産物のブランドの強力な確立に向けて取り組むということでありました。私は、そういう形で部長からこういう取り組みで進んでいくということではいろいろとお伺いして、どういう仕組みのものなのかという部分は一定程度理解はしているつもりですけれども、実は現実からいいますと現場の生産者の理解というのがなかなか進んでいないと。ある生産者の方とお話をした中では、やはりそういう取り組み、新聞等で見て初めて聞いたと。原産地呼称管理制度、名寄産ということで、そういう原産地、名寄産というものを表示するというようなものなのだろうけれども、果たして自分たちはどういう取り組みをすればいいのか、それで自分たちがどうなるのかというか、それをすることによって自分たちの

所得に何かメリットがあるのかとか、そういったそれがいい、悪い別としてもそういう認識でいるのです。もう少し生産者の方々への理解等も含めて、周知も含めて、やはりこれからでも遅くないのだというふうに思います。やはりしっかりとそういった生産者の方に理解していただけるような取り組みもあわせて進めていくべきだと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 原産地呼称管理制度についての関係でございますけれども、この制度は良質な名寄産の農産物を原産地認定という形で、他産地との差別化、ブランド化を図るというのが大きな目的でございます。そういった中で消費者からの信頼性だとか、消費拡大につなげていけたらということを目的に実施しようとするものでございます。本年度アスパラガスの認証実施に向けて生産者や生産団体等とも協議を重ねてきましたけれども、今議員御指摘あったとおり制度の内容が少し生産者に周知を含めて不十分な面があったのかなということでございます。再度今内容を精査して、この制度そのものの検討を加えておりまして、新たに立ち上げる事業でございますので、少しそういった声に対応できるように慎重に検討を加えているところでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） せっかく取り組む、私は本当にいい取り組みだと思いますし、これはでは原産地呼称管理制度が導入されたからすぐに何か現場、生産者にメリットがあるかどうかという部分、それはなかなか感じづらいのかなというふうに思います。そういう部分では時間がかかって、これは今までもそうですけれども、名寄のアスパラなりカボチャというものは本当に何十年も時間をかけてブランド化してきたものであります。それを一層高めていくという取り組みですから、やっぱり時間はかかります。そういった部分、生

産者の方にもしっかりと理解をしていただいて、これはしっかりと理解していただければ生産者の方もそういう取り組みであればやっぱりしっかりと自分たちもそれにかかわって取り組むべきだというような考えになるのだというふうに思います。これからそういった形で丁寧に説明も含めながら進めていただければと。せっかく取り組むすばらしい取り組みだと思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、次期農業・農村振興計画について伺いたいと思います。今第2次総計のほうも策定に向けて準備が進んでいますけれども、私はやはりこれは農業という分野での総計に当たるものだというふうに捉えています。スケジュールのことでお答えをいただきました。年内には計画案を示すというふうなお答えだったと思います。今の現計画、新名寄市農業・農村振興計画の策定過程ということで、もう既に検討委員会は設置されているということですから、それから比べると若干スケジュール的には早く進んでいるのかなというふうに思うのですが、これからいろんな検討委員会、またプロジェクト等も、前回の資料を参考にさせていただくとプロジェクト班のほうを設置して、それぞれに分けて検討していくのだというふうに思いますけれども、私1点これを拝見させていただいた中では気になったのですが、お答えの中にもちょっとはつきりと聞こえなかったものですから、今回の新名寄市農業・農村振興計画について、この計画についての検証というのはどの段階でこういった組織において行うのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 検証する機関としては、先ほど立ち上げております関係機関、団体で構成するプロジェクト会議、さらには関係機関の役職員含めた方が検討会議という中で検証させていただいています。さらに、検証に当たっては現状の地域の中で今回の27カ所ですか、農事組合

を回らせていただきまして、そういった中での御要望、御意見だとか、そういったこともお聞きをしておりますし、さらにアンケートという部分で、そういった部分で幅広く御意見はいただいているというふうに思っていますし、さらに青年団体との懇談会とか、そういった部分でも御意見をいただいておりますので、ある程度というか、そういった部分での御意見はいただいて、反省など、課題などをいただいているものというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） しっかりと今の現計画を検証した上で、やはり次の計画の策定に取り組むというのがこれは基本中の基本だと思いますし、当然総計もそういう流れで進んでいるのだというふうに思います。しっかりと現計画の検証を行った上で、次期計画をどうするのかという部分はしっかりとさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと、振興計画の中で振興作物の位置づけについてということでお伺いしておきたいのですが、現計画の中ではアスパラ、カボチャ、バレイショ、花卉、ユリ根、イチゴ、トマト、ナガネギ、ピーマン、この作物が振興作物と位置づけられています。振興作物に関しての変更等も含めて、次期計画はどうなっていく想定をされているかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 先ほども若干申し上げましたとおり、作付体系が相当変わってきているということをございまして、一例を言えば過去10年ぐらい前大根が物すごくふえていたのですが、結果的にほとんどなくなっているような状況もございますので、そういったことで基本的には現作物が今後どういうふうに作付されていくって増加するかというのが基本になってくると思いますけれども、先ほど申しましたとおりJAの

計画も来年度策定ということになりますので、そういった状況に応じて慎重に考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういった意味では、振興作物の位置づけもやはり当然変化してくるのだというふうに思います。これは来年度、29年度までですけれども、JAの第3次中期計画では重点作物としてアスパラガス、生食スイートコーン、食用バレイショ、花卉で、振興作物としてカボチャという位置づけであります。29年度以降どうするかというのもまたJAで御議論しているのだと思いますけれども、やはりそのあたりの整合性もとっていかなければならないのだというふうに思いますし、これはまたそれと一緒にたにできるかどうかはちょっと微妙なところもあるのですが、経営所得安定対策にかかわっての名寄地域農業再生協議会が指定する作物ということでの地域振興作物、これはアスパラを含めて今川田部長からもありました大根、ニンジンなんかも入っています。タマネギ、どれがいいとか悪いとかではなくて、大根なんかほとんど作付がなくなってきているという状況もあります。これは、経営所得安定対策にかかわる地域振興作物という位置づけだというのは理解をしていますけれども、実は生産者の方、これもやはり振興作物という捉え方をする場合もありますし、ではJAの振興計画は中期計画はアスパラ、生食スイートコーン、食用バレイショ、花卉、カボチャ、反面また行政が出す農業・農村振興計画は違う作物が入っていて、一体何が振興作物なのだろう。アスパラは共通している部分はありますけれども、やはりそこら辺は整合性保った中でしっかり絞り込んでいくということも大事かと思っておりますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 議員が御指摘いた

いたとおりだというふうに思っております、当然市と生産団体の振興作物は同じものが議論されていくべきだというふうに認識しておりますので、検討委員会などプロジェクトについてもJAの担当職員なども入っておりますので、それに計画部分でいけばJAの役職員との協議なり農業委員会の協議も進めていかなければならぬと思っておりますので、その中でも十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういった振興作物の位置づけも含めて、やはり将来のこの地域の農業の目指すべきビジョン、また姿がわかりやすい形であるべきだというふうに思います。そこら辺をしっかりと関係団体とも打ち合わせをしていただいて、やはり柱をつくっていくというのはそういうことにもつながるのだというふうに思います。

昨日佐藤議員の一般質問の中で、総合計画にかかわってわかりやすいダイジェスト版というようなやりとりがあったと思います。この次期農業・農村振興計画についても今のそういった振興作物のわかりやすさというか、目指すものは何かというわかりやすさと同時に、やはり一目で見て地域の農業、こういう形を目指すのだというような、何かダイジェスト版ですとか、そういったものをつくって、特に若い生産者の皆さんにそういったものを指針にこれから取り組んでいただくというようなことも考えてみてはいかがでしょうかと思っておりますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 議員御指摘いただいたとおり、そういったダイジェスト版、どういう中身になるかはこれからになりますけれども、少し見やすい形で、わかりやすい形を工夫しながらつくってきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） ぜひそういう形で検

討をよろしくお願ひしたいと思ひます。いづれにしても、本当に今回今の計画しっかり検証していただき、来年度から始まる次期農業・農村振興計画、期待もしておりますし、すばらしいものになるようにと思ひておりますので、重ねてお願ひ申し上げます。

最後に、各種事業への対応についてということでお答えをいただきました。本当に昨年からTPPの関連の事業等国からどんどん、どんどん時間のない中で、お答えのとおりだと思ひます。私逆にそれを責めるつもりではないのです、実は今回の質問に当たっては、やはり生産者としてみれば、現実私のところにもファクス届きますけれども、TPP関連の事業が多分国から道を通じて市に来られるのだと思ひますけれども、例えば月曜日の日にファクスが来て、締め切りが金曜日、何を検討すればいいのかという。3回、4回と続くと、これももう本当に乗りたいのに乗れないという現実もありましたし、情報に敏感で、生産者の中でしっかり勉強されている方もいらっしやって、そういうのを知っている方に関してはこれ来たなということですすぐ採択に向けて申し込みをするのですけれども、やはりそういう現実もあるわけです。ただ、国の状況の関係で、私はこう理解するのですけれども、生産者の皆さんにとってみれば何、月曜日に募集要項来て締め切り金曜日かというような声たくさん聞かれましたので、やはりそこはお答えの中にもありましたけれども、事前の情報周知、それは情報の収集の体制というのも含めて、事前にこんな事業がありそうだからいいのだと思ひます。予定ではいつごろ皆さんのところに周知するので、内容等を検討しておいてくださいぐらいのもいいと思ひます。特にいい、悪い別として、農機具メーカーさんなんか事前情報つかんで走り回っています。不確かな情報も実は結構多いのですけれども、そういったものに勝ち負けではですけれども、事前にこんな事業がありそうだというような情報の周知体制、そんな体

制もとっていただければと思ひますし、職員さん大変だと思ひます。地域の若手の農家の方から、これは聞いた話ですけれども、いろいろと今回産地パワーアップ事業の関係で非常に親身になって相談に乗っていただいたということで、本当に感謝してました。ただ、本当に大変だったと思ひます。部内での体制も含めて、そういった部分少し検討してみてもどうかと思ひますけれども、御見解を伺いたと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 情報の提供については、先ほどお話しさせていただいたとおり、継続事業はある一定の時期にお話しできるのかなと思ひますけれども、とりわけ新規事業につきましてはそういったところで二度手間、三度手間にならないように、どんな事業がことし新しくなるというところで、少し情報収集を含めてできるだけ早い時期にある程度のものが提供できればなというふうに思ひてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 一生懸命頑張っているのに生産者の皆さんからそう思われるのは、私も本当にこれは余りいいことではないなと思ひますので、そんな形でしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

10分切りましたので、次教育行政のほうに移りたいと思ひます。教育改善プロジェクト委員会、最終年度の取り組み、幾つかちょっと聞こうと思ひたことあったのですが、第2次に向けた構想も含めて、今年度立てていかれるのだというふうに思ひます。繰り返しになりますけれども、本当に成果も着実にあらわれてきていると思ひますし、御期待申し上げておりますので、引き続きの取り組みをお願ひしたいというふうに思ひます。第2次のプロジェクト委員会、期待しておりますので。

児童生徒の国語力の向上についてということ、

これ昨年の第4回定例会で全国学力テストの関連で同様の質問させていただいて、小川部長からも非常に丁寧な御答弁いただいて、時間がなくなってしまったので、続きというわけではないのですが、少し再質問させていただきたいと思います。言語活動の充実を図っていくということで、いわゆる国語力、言葉です。言葉の乱れがやっぱり今の子供たち、本当に私も目につくとか、耳につくとか、まずちょっと本音で、部長、今子供たちの言葉の乱れに関して率直にどう思われますか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 言葉の乱れといいますが、本来家庭とか地域とかありますけれども、マスメディアとか、テレビを含めていろんな言葉が飛び交って、最近の若い人が使う言葉は私も理解できなかったり、短くて、いろんな言葉、昔はおじいちゃん、おばあちゃんから含めてやっぱり丁寧な言葉が使われている、そういった生活環境にいたので、教えもきちっとしたけれども、その辺がちょっと今はいろんな部分で欠けていて、言葉が乱暴になったり、本当に伝わらない簡潔な言葉になっている状況がふえてきているというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そのとおりだと思いますし、この春高校生になった娘も、私こんな偉そうに言う立場でも……本当に言葉の使い方、もう再三注意します。今本当に子供たち含めて、うざい、きもいなんて当たり前で、もううざいではない。うざ、きもですから。物食べておいしかったらやばいと。まいうならまだいいぐらいです。本当に何言っているのかさっぱり。私は辛うじてわかるかなと思いますけれども、年配の方はわからないと言います。おいしい食べ物を食べてやばいですから、本当にこれは言葉の乱れ。私も子供たちと接する中で使ってしまったりすることもあるけれども、それはやっぱり大人として逆に気を

つけなければならないなというふうに思っています。今家庭ということありましたけれども、家庭での取り組み、国語力というのは言葉という道具を使って意思の疎通を図る力が国語力だと思いますし、それはやっぱりコミュニケーション力。今本当に家庭、学校では言語活動、読書活動も含めてそういったことを進めていただければいいですけれども、家庭での親とのかかわりの中でそういうものって生まれていくものだというふうに思うのですけれども、国語力の向上とか、改善に向けて、やっぱり家庭の役割というのをいま一度認識していくべきだろうなというふうに考えておりますけれども、そのことに関してお答えをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員がおっしゃるとおり、国語力といいますが、言葉遣いを含めて、私は家庭内でのコミュニケーション含めてが大変重要というふうに考えているところであります。具体的に子供たちの国語力が向上するには、家庭において日常会話を多くしたり、家庭で本の読み聞かせをしたり、身近なことをお話しする。それについてもお互いの意見を出し合いながら話する、そういうところが大変大切だというふうに考えているところであります。児童生徒の状況につきましては、先ほど御説明させてもらいまして、多くの課題があるというふうにも述べさせていただきました。そういった状況を踏まえながら、本市におきましては家庭で取り組む7つのポイントの浸透を図るということで、子供たちにテレビやゲーム、携帯電話のメディアに触れる時間が長くないように、家庭でやっぱりルールを決める。このことも家庭でしっかり話し合う。大切なことだというふうに思っています。また、日ごろから親が子供の努力を認め、励ます言葉をかけたり、親子で命の大切さや思いやりなど、そういったことについても考え、話し合う機会が大切だろうし、そのようにお願いをしているところであります。

教育委員会といたしましても、先ほど言いました家庭で取り組む7つのポイントをしっかり家庭で取り組むということで、家庭内でも話し合ってもらったり、考え方についてコミュニケーションを図るような、そういったことをさらにお願いをしてみたいというふうに思っているところです。そういった意味では、家庭なり親子での取り組みをさらに充実させるためにも、教育委員会といたしましても社会教育といたしましては北国博物館での親子ハイキングであったり、公民館で行っている親子書き初め教室、市立図書館では乳幼児、保護者対象での図書館まつりなど親子で参加する行事もできるだけ取り入れながらコミュニケーションをとって、そのことが例えば家庭に帰って話題になって親子の会話がふえる、そういったことにつながっていくことによって国語力が向上していければというふうに思っていますので、そういった取り組みをさらに充実をさせてみたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） ぜひ家庭も含めた、家庭をお願いするという言い方はあれなのかもしれないですけども、家庭での取り組みを強化していただけるような取り組みを進めていただければと思います。

7つのポイントということで、私も内容を拝見させていただいていますけれども、やっぱり朝食を食べる習慣、これ朝食を食べて。おなかすいた状態で学校へ行く。健康という意味合いだけではなくて、やっぱり朝食をとるということで家族との話をしなからコミュニケーションということにもなりますし、節度ある生活習慣ということではテレビゲームの時間が長いという中で、そういう時間を少しでも短くして、親子の対話、コミュニケーションを図るということ、やっぱりコミュニケーション能力という部分を育むということが大事だと思います。そういったコミュニケーション能力、国語力も含めた、そういった能力が高まる

と、私はそれがいじめの抑制防止にもやはりつながっていくのだというふうに思います。いじめってちょっとした言葉のボタンのかけ違いとか、ネットなんかではばったした文言一言が相手に誤解を与えたりとかという状況が非常に多いと聞きます。そういったコミュニケーションが大事だと思いますので、そういった取り組み、ぜひ家庭でしっかり取り組んでいただけるような取り組みに力を入れていただければと思います。

最後、教員住宅の整備についてということで、お答えあったように農村地区の学校についての御答弁もありました。特に農村地区の地域特性ということで考えていただきたいなというふうに思います。これから私どもの地域も含めて、特に農村地域は地域とともにある学校、学校と地域、先生も含めて、先生が地域に住んで生活する中で地域に溶け込んでいたたく、地域とのかかわりを密にさせていただくというのがやはり農村地区の学校の地域特性だと思っています。また、町内会活動なんか、実際住んでいただいている若い先生にも参加していただいています。ただ、教員住宅の状況で、これだったらちょっとあそこ入りたくないなとか、だって私が小学校のときに建った教員住宅があるのですから、もう40年近くです。三十何年は、相当たっていると思います。幾らそういうところで教員としてスキルアップしたいと希望する先生がいても、教員住宅があれだったらちょっとなという、実はこれ先生から聞いたことがあるのです。そういったものを解消するために、これは当然予算も伴うと思いますけれども、やはりしっかりと特に農村地区の教員住宅の整備、地域特性に鑑みて整備をしていただきたいと思いますが、最後そのところ前向きなお考えをお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 教員住宅の整備ということで、特に農村地区ということで話がされました。議員お話がありましたとおり、例えば智恵

文であったり、中名寄だったり、下多寄という地域においては、地域とのかかわりが強くなってきている状況にあります。特に管理者住宅などは学校敷地内に置いているわけですけれども、その学校管理者、教員もそうですけれども、やっぱり時には地域と学校とのかけ橋になったり、地域との連携をとるといった意味では、しっかりそこに居住していくことが重要だというふうに考えています。先ほど言いました民間の活力といいますと、市街地でいけばマンションとか、いろいろありますので、そういった活用も考えられますけれども、さっき言った農村部についてはそういった状況にもないということもありますし、議員おっしゃるように住宅は大変ひどい、古くなってきているという状況は、言葉は選んでいます、あります。それは承知していますので、そういった面では今まで既存の教員住宅、民間活力という話もさせてきましたけれども、農村部のそういった教員住宅については改めてその対応策を含めて検討する必要があるというふうに考えていますので、今後検討していきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民主体のまちづくりの推進について外3件を、奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） 議長より御指名をいただきましたので、順次質問したいというふうに思います。

最初に、市民主体のまちづくりの推進として、市技指定についての考えを伺います。合併以前の昭和54年2月の第34回国民体育大会冬季大会

スキー競技会、まごころ国体の旧名寄市での開催を機に、旧名寄市ではスキーを市技に指定し、冬季スポーツ、とりわけスキーの振興に努めてきました。合併時にこの市技指定はなくなりましたが、総合計画にかかわり市技指定することによって市民理解が進んだり、円滑に事業が進むと考えられ、冬季スポーツの拠点化を目指す上でも市技指定の必要を感じていますが、理事者の考えを伺います。

次に、市民自治に関して伺います。現在の総合計画では、地域住民がみずから暮らす地域を核としたまちづくりに参加できる地域自治区の創設を目指してなっていますが、この地域自治区の創設に向けてこれまでの取り組みと現状、今後の取り組みに当たっての考え方について伺います。

次に、行政報告にも触れられていますが、総合交通体系について、とりわけ地域の鉄道交通網の確保について伺います。地域の公共交通網の核である鉄道を運営するJR北海道は、道北だけではなく、全道で合理化、地方切り捨てを進めようとしています、この地域の現在の状況と名寄市の対応、取り組みについて伺います。

次に、名寄市立大学の教育研究と地域貢献について伺います。まず、3月議会で質疑がありました認定こども園に勤務する方の片方みの資格、免許取得者への対応と教育職員免許法の改正に伴う幼稚園教員免許更新時に係る対応について、ニーズを調査して実施に向けて検討してまいりますと答弁されていますが、その後の取り組みと今後の対応についてお伺いします。

次に、安全保障技術研究推進制度についてですが、安倍政権の軍事施策拡大の一環である大学軍事研究の有効活用を目指す国家安全保障戦略の閣議決定を受けて、防衛省では装備品の適用面から着目される大学、独立行政法人等の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するため、平成27年度から年額最大3,000万円の競争的資金制度である安全保障技術研究推進制度を開始しました。こうした状況の

中、日本学術会議は軍事目的の科学研究を否定する原則の見直しを開始しましたが、名寄市立大学の状況、対応について伺います。

最後になりますが、これまでも本会議で数多く取り上げられたと思いますが、子供の貧困が大きな問題となっています。全道、全国でもフリースクールや子供食堂などが取り組まれています。当市でのそういった取り組みの実態と生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮家庭の子供への学習支援事業の取り組みの現状についてお伺いをして、壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま奥村議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1につきましては私のほうから、小項目2及び大項目2については総務部長から、大項目3については大学事務局長から、大項目4については健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

大項目1、市民主体のまちづくりの推進について、小項目1の市技指定についてですが、合併以前における旧名寄市では、市技スキーを掲げ、各地でスキー授業が減少していく中であっても本市特有の自然や施設を生かし、体育の授業でアルペンスキーや歩くスキーを継続的に取り組むなど、冬期間の児童生徒の健康と体力向上を図りながら、市技スキーの振興を推進してきました。合併後は、特定のスポーツに関して市技を制定しないこととなりましたが、新市では名寄の冬を楽しく暮らす条例を制定し、スキーを含め冬季スポーツ全体の振興を図ることとした経過があります。スポーツの種目を問わず、市技指定を定め、それらに係る施策を推進していく手法としては、市民の共通理解と一定程度のコンセンサスがなされていることから、円滑な事業の推進が可能となると考えております。また、市技指定の波及効果は、地域一体となった取り組みを進める上で効果的な手法の一つであると考えています。以上のことを踏まえな

がら、今後のスポーツの推進状況や市民のスポーツに対する関心の高まりなどを見きわめて、名寄市として市技指定の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、引き続き小項目の2及び大項目の2について申し上げます。

初めに、小項目の2、市民自治の制度的な仕組みづくりについてであります。地域自治区の創設につきましては合併時の協議を踏まえ、平成18年度から19年度にかけ、制度導入に向けた地域協議を行ってきた経過がございます。地域からは、法定の地域自治区では制度上の制約が多いことや行政から求められる役割の増加が懸念されるなど、現状では受け入れることが難しい組織であり、創設は時期尚早であるとの御意見を多くいただきました。これらの意見を踏まえ、地域自治組織を展望する緩やかな組織として平成20年度から23年度にかけまして各小学校区を基本に地域連絡協議会を組織し、これまで取り組みをいただいているところでございます。地域連絡協議会は、現在市内各地域に8つが組織をされ、温度差はあるものの地域課題に応じて清掃活動や防災活動、交流事業など町内会単位の枠を超えた活動をいただき、市からは活動交付金の助成による財政支援や代表者会議の開催による相互の情報交換を促すなどの取り組みを行ってまいりました。今後市民主体のまちづくりをより一層推進するに当たりましては、主体となるコミュニティとして町内会や地域連絡協議会の活動が必要であることはもとより、さきに行ったアンケート結果では地域連絡協議会の役割に期待する回答が8割程度と多いことから、それぞれの自主性を尊重しながら支援を行い、市民と協働して地域を支えていくまちづくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、大項目の2、総合交通体系について、小項目の1、地域を結ぶ鉄道網の確保について申し上げます。JR北海道の列車見直しなどに関する情報につきましては、昨年9月のプレス発表以降、報道などでも多く伝えられているところでございます。その主な内容は、経営不振と安全性の確保を理由に利用の少ない列車や駅の見直し、保線要員の集約化などで、特に名寄以北の宗谷本線沿線自治体にとっては厳しい内容となっており、その中には本市における旅行センターの閉鎖も含まれております。これらの状況を踏まえ、この間本年2月12日には名寄市長が会長を務めます宗谷本線活性化推進協議会としてJR北海道に出向き、要望書を提出したところでございます。

また、去る5月26日には名寄市、士別市、稚内市の宗谷本線沿線3市が呼びかけ人となり、当市におきまして宗谷本線沿線自治体市町村長意見交換会を開催したところでございます。この意見交換会は、JR北海道の現状と課題に係る情報共有と沿線住民の交通手段の確保、地域振興に係る意見交換を目的とするものでありまして、JR北海道はもとより上川総合振興局、宗谷総合振興局にもオブザーバー参加をいただき、約1時間半の意見交換を通じまして、JRが置かれている現状や課題の共有を図ったほか、特急の見直しなどに対しては現状維持を強く求めるとともに、自治体における取り組みのほか、民営化時のスキームが崩れていることなど、もはやJR北海道や沿線自治体だけでは解決できない課題を含んでおり、国などの関係機関への働きかけの必要性なども認識をされたところでございます。今後に向け、意義のある意見交換会であったと考えているところでございます。今後とも宗谷本線活性化推進協議会を中心とし、会長職にある自治体としての役割をしっかりと認識をしながら、沿線関係者を初め、関係機関、団体による協議や連携を図り、さらに取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目3点目、名寄市立大学の教育研究と地域貢献について、初めに小項目1点目の教員免許更新制の取り扱いについて申し上げます。

本年第1回定例会において、保育教諭に義務づけられた幼稚園教諭免許と保育士資格の併有に係る片方のみ資格者に対するもう一方の資格取得のための講習会の実施と幼稚園教諭免許更新制の更新講習に係る選択領域の本学開催について御質問をいただき、いずれもニーズ調査などを実施し、その結果を踏まえ実施に向けて検討すると答弁をいたしました。その後の取り組み経過についてであります。ニーズ調査については本定例会初日に議決をいただいた平成28年度一般会計補正予算の中で、道北地方に勤務する保育士、幼稚園教諭などを対象とした実態調査を行う予定です。調査の項目や内容については、今後本学社会保育学科教員とこども未来課保育士などの意見を伺いながら作成してまいります。本年度内に分析を含めた調査結果をまとめる予定であります。実態調査の結果を踏まえ、幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれか片面取得者に対するもう一方の資格取得に係る講習会の実施や幼稚園教諭免許の更新講習の選択領域の名寄開催について、次年度以降の取り組みになると思われますが、実施に向けて学内及び関係機関との協議を進めてまいります。

次に、名寄市立大学の教育研究と安全保障技術研究推進制度について申し上げます。議員御指摘のとおり、防衛省の安全保障技術研究推進制度の創設に伴い、日本学術会議は従来の軍事目的の科学研究を否定する原則について見直しを含めて検討することを明らかにいたしました。日本学術会議は、日本の人文、社会科学、生命科学、理学、工学の全分野の約84万人の科学者が国内外を代表する機関で、その主な役割は1つとして政府に対する政策提言、2つとして国際的な活動、3つとして科学者間ネットワークの構築、4つとして

科学の役割についての世論啓発などです。学術会議は、安全保障と学術に関する検討委員会を設置して、軍事目的のための科学研究を行わない声明など過去の声明の見直しを含めて安全保障にかかわる事項と学術のあるべき関係の探求を行うとしております。こうした状況を踏まえて、本学の対応についてであります。本学の学部、学科構成は保健、医療、福祉の分野の専門職を養成する大学であること、また教員個々の研究分野においても軍事などにかかわる研究を行っている教員は存在しないことなどから、このような軍事研究に取り組む要素は全くないものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目4の無料学習支援事業について、小項目1の経済的貧困世帯への学習支援対策について申し上げます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成26年1月に施行されました。これを受け、政府は同年8月に子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策を総合的に推進するために、子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定しました。この大綱において教育支援では、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけ、1つには学力保障、2つには社会関連機関との連携、3つには教育費負担の軽減を図ることとされました。また、生活困窮世帯等への学習支援として、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援事業を実施するほか、放課後補習や放課後子ども教室等を子供の状況に配慮し、支援の充実を図るとされております。また、北海道においても同様に平成27年12月に策定された北海道子どもの貧困対策推進計画に基づき、子供に対する学習支援や居場所の提供等に取り組むこととさ

れております。平成27年4月から始まった生活困窮者自立支援事業では、子供の学習支援は任意事業となっておりますが、名寄市では必須事業であります自立相談支援事業と住居確保給付金について事業を開始いたしました。平成27年度の相談内容の特徴としては、収入、生活費や多重債務にかかわることが多かったため、今年度は任意事業として家計相談支援事業を実施して、家計収支の改善、再建に向けた滞納、債務整理、貸付あせんなどの支援に取り組むこととしておりますが、貧困が学力の低下をもたらし、そのことが進学や就職にも不利に働いて、大人になったとき生まれ育った家庭と同じように経済的に困窮する、そうした親から子への貧困の連鎖を断ち切るためにも、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援は重要な事業であると考えております。

子供の学習支援の実施に当たっては、今後の相談内容などから市立大学と連携してニーズの分析を行い、就学援助の動向など教育部と連携してこの地に合った事業について検討していきたいと考えております。また、最近の話ではございますが、市立大学の研究室で教員、学生による子供の学習支援などの研究や取り組みが検討されており、市に対して調整と協議の要請がありました。これらの要請に対しましても、健康福祉部と教育部が連携して市立大学などと協力していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問に入りたいというふうに思います。

市技指定の関係ですけれども、部長のほうから答弁をいただきました。答弁の中では、市技を指定することへ特別否定的な見解ではなかったかというふうに感じます。合併し、10年経過しますけれども、名寄地区に住んでいる人は今でもスキ

一市技のまちだというふうに思っている方も数多く、私の周りにもいらっしゃいます。また、風連地区に住んでいる方も名寄はスキー市技のまちだよねと、そのことについて特に違和感を持っているとおっしゃっていませんし、しっかり今でもスキー市技というものがなじみ深いものというふうになっているのではないかとこのように思っています。総合戦略にかかわる冬季スポーツの拠点化とか、今2次総計での議論も最中ではありますが、日本で一番早いジャンプ大会の開催の都市でありますし、雪質日本一などのスキーの聖地と言ってもいいというふうに思います。名寄はそういうところだというふうに思います。この地でのスキーの振興を図るに当たって、オール名寄の取り組みとして進める上で、わかりやすい指標、目標ということでスキーを市技にする、指定にするということで取り組みやすくなるのではないかとと思いますが、市長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 奥村議員から市技スキーに当たって、これは前回どこかの議会議論でも御指摘をいただいたと思います。先ほど小川部長からもお話がありましたとおり、もともと旧名寄市が市技スキーということだったのですけれども、合併したということで、市技は取り下げ、しかし冬を楽しく暮らす条例というのはそれぞれの自治体にも当然文化としてあったということで、これは改めて制定をさせていただいて、新名寄市でもこれを取り組み、またその中で冬季スポーツを振興していこうという議論がなされたという経過だというふうに思います。この間例えばスキー以外のウインタースポーツとして、スノーボードなどはピヤシリスキー場にキッカーをつくって、フリースタイル系のボードが行われ、あるいは町中でも大会が行われたりだとか、この地域からプロボーダーも何人も輩出をしたり、最近では前も御紹介しましたけれども、ことしの3月に全日本プロ

ボード選手権で風連中央小学校の村中虹介君が優勝するという快挙をなし遂げたということであり、現在も全道各地からジュニアボーダーを対象としたインディーカップ等も開催されているというふうに聞いています。

また、平成18年に道立サンピラーパーク内に道立のカーリングホールがオープンしまして、こととして10年を迎えるわけでありましてけれども、御案内のとおりことしの2月にユースオリンピックでカーリング種目としては最初の世界のメダルを勝ち取ったという選手も出てきていると、このようにございまして。議員がおっしゃるとおり、市技を指定するというのはそのところを強く推し進める推進力にはなるのかもしれませんが、これまでの経過や、そしてまた今新たにそうした発展的な形で新しい芽も出つつある中で、市技を制定するということはいま一度また慎重な議論も必要なかなというふうに思います。北海道だとか日本だとかも冬季スポーツの拠点化ということで、少しずつ名寄もいろんな形で今注目をされつつあって、スキー以外のことでも先般もカーリングのナショナルチームの合宿がここで行われたりとかというような動きも出てきているということでもありますので、今のところはウインタースポーツを広く振興していくという形で冬季スポーツの拠点化、そしてそのうねりをぜひともつくりたいというふうに思っているところでございまして。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 市長から今ありましたけれども、冬季スポーツ、名寄でも実際にいろんなスポーツが取り組まれているというのはそのとおりだというふうに思います。ただ、名寄の特徴であります従前から雪を生かした、冬を楽しく暮らす条例も含めてそうですけれども、雪を使ったスポーツ、とりわけスキーということをまずキーポイントにして、なじみのある市技指定という形にすることによって、いろんな取り組みがしやす

くなるというのも一方であるというふうに思います。そういう意味では、市民の皆さんにどういうふうに協力して一緒にやっていただくかというふうに思いますので、そういう意味での一つの柱というか、そういうためには市技指定という形があってもいいというふうに思いますし、先ほどありましたようにいろんなスポーツに取り組んでいるということもありますけれども、いま一度スキーということに着目して、この間もピヤシリスキー場の関係とか、どういうふうに発展させていくとか、いろんな議論、議会の中でもされているというふうに思います。そういうのを含めてもう一度スキーに、今だからこそ全国の中でも名寄がスキーに取り組んでいるのだという、そういったアピールすることにもなるというふうに思いますので、ぜひこれからも引き続いて検討していただきたいというふうに思います。私自身も市民の皆さんと一緒に市技の指定の仕方、あり方も含めて考えていきたいというふうに思いますし、引き続いて訴えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、市民自治に関してであります。先ほど白田部長の答弁に対してでありますけれども、当初から地域自治区創設についてはかなりハードルが高いというか、難しいのだという、そういったことだったということです。そういう中では、地域自治区の創設に向けて緩やかな組織として地域連絡協議会を設置をしたと。現在それについて取り組みを進めていると、そういうことだというふうに思います。この地域連絡協議会、今あります地域連絡協議会の役割についてちょっと改めてお知らせをいただきたいというふうに思います。

それから、現在総合計画の議論が進められて、審議会やワークショップや何かも開催をされているというふうに思います。先ほどもありました地域自治区創設についての議論もその中で、各委員会の中で出ているようであります。その内容をお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 2点質問があったかと思えます。1つは、地域連絡協議会の役割とそこに対する市の取り組みというのが1つだと思えます。もう一つについては、現在進めている2次総計における議論経過ということ、この2点かと思えますが、まず地域連絡協議会の現状の中での役割ということですが、この間も申し上げてまいすように、1つは町内会の枠を超えての活動をいただくということで、現状の町内会の中で不足する機能を地域連絡協議会の中で担っていただくというのが1つだと思えますし、あるいは地域独自の地域の課題に応じた新たな取り組みなどに取り組んでいただくことについても地域連絡協議会の役割だというふうに思っています。いずれの取り組みにしても、地域の自治を補完したり、あるいは促進させるという意味での貢献をいただいているという認識をさせていただいております。しかしながら、現状を申し上げますと、地域協議会、現状8、今7組織に向かって移行中でありましてけれども、協議会によって少しやはり活動に温度差があるというのが実情であります。中には、なかなか協議会自身の目的が明確でないというようなところもあって、活動で足踏みをしているようなところもありますけれども、今年度協議会が7に移行するというのもありますけれども、各地域でそれぞれ改めて総会を開催いただくことなんかもお約束させていただきながら、この間進めさせていただいているところであります。こういったところを通じながら、改めてそれぞれの地域連絡協議会がそのあり方について、あるいは役割について明確に知らせていただきたいというふうに思っておりますし、私どもとしても引き続き代表者会議などを開催をしながら支援もしていきたいと、そのような考え方をしておりますので、御理解いただければと思います。

もう一点につきましては、現在の総合計画における議論ということで少し御紹介をさせていただ

ければというふうに思いますが、まちづくりに関する議論として意見をいただいているところがあります。御意見とすると、地域自治区、法に基づく組織、地域自治区よりも地域に適した組織を望むという御意見をいただいたり、あるいは現在進めている地域連絡協議会の活動を高めていって、次のステップにつながっていくものではないかという御意見をいただいております。あるいは、合併後10年の間に高まった一体感を尊重して今後進めるべきではないかなどの御意見をいただいているところがございます。私どもとしましては、それらの意見を尊重しながら、現在進めています第2次総合計画の中で今後の考え方、改めてお示しをさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 地域連絡協議会の関係、役割についてお話がありました。ただ、それぞれ学区ごとの組織があるけれども、なかなか温度差があるということだというふうに思います。一定取り組みが進んでいる、そこでの自治を目指しているということも含めて取り組みがされているところもあるというふうに思いますけれども、全体的には当然まだそれこそ地域自治区に向かってという形ではないというか、そういう状況だというふうに理解をするところでもあります。

もう一つありました、今総計の議論の中でのそれぞれ委員の皆さんの意見ということでも紹介いただきましたけれども、私もそれぞれの議事録、会議録ホームページに載っていましたから見ましたけれども、やはり自治区創設は難しいのではないかというふうに皆さん発言されている方はおっしゃっていましたし、現在ある地域連絡協議会の活動、それを進めること、それから活性化、充実が必要だというふうにおっしゃっている方があったというふうに思います。中には、今度の総計の2次計画の中では地域自治区の表現はもう削減してもいいのではないかと、そういうふうにおっし

やられている方もいるのが今の状況であります。最終的にまとめに入っている時期かというふうに思いますけれども、このまま地域自治区を目指して、創設するのだということをお大きく掲げて、そのことだけに進んでいくということでもないのかなど。実際に進めています地域連絡協議会をどういうふうに発展をさせていく、活動をしっかりそれぞれの地域ごとに進めていくか。それぞれのレベルをこうすくい上げるというか、その中で地域自治をしっかりと育てていただく、そういった取り組みが今度は、今度からって実際今も進めているというふうに思いますけれども、改めて総計の中でその方針化をしてということになっていくのだというふうに思います。その議論については、それはそれでしっかり進めていただきたいというふうに思いますし、最初からそんな高いハードルではなくて、先ほど来言っていますように地域連絡協議会なら連絡協議会をベースとした地域自治をどういうふうに育むかというか、そういうことをきちっと盛り込んでいただければというふうに思います。

ただ、実際に今活動も既にしてあります、今も地域連絡協議会があるわけですから。総計の中にどういうふうに位置づけるかという議論についてはそこでしていただければいいですけども、実際には活動している部分をどういうふうにさらに発展させていくかということが一番大事だというふうに思います。先ほどもありましたように、8つから7つにというふうにもなるようですけども、全く取り組まれていないところもあれば、少し取り組みが進んでいるところもあると。そういったところにどういうふうに手を差し伸べていくか、どういう方向づけをするかということが今度市のほうの役割になっていくのかなど。今も役割になっているのだというふうに思います。その中で、現状の活動、活性化、充実させていくためには、やっぱり具体的な方策を少し打ってもらわなければいけないというふうに思っています。今もあり

ますけれども、交付金の関係です。交付金のあり方について、それぞれ活動するに当たって独自の財源、1つには交付金という形でありますけれども、それだけでは少し不足する部分があるのではないかと。一つ一つの取り組みを進めていくに当たって、当然予算を組みながらやりますけれども、新たな取り組みをするに当たってはやはり一定のお金もかかってきますので、そういったために現在の活動交付金もあるというふうに思います。これも少し見直ししながら現在に至っているのだというふうに思いますけれども、現実的にこれも3月の予算委員会の中でも話ししましたけれども、この活動交付金、10万円の交付金のほうですけども、2年目に7万円になって、3年目に5万円になるという形になります。一つの事業を継続してやるに当たっては、どんどんお金が安くなるかといったらそうではなくて、かかる経費はやっぱり大体同じぐらいかかっていく。それぞれのお金のやりくり、自分たちで調達できるかといったら、集まっている各町内においてもそういった余裕なかなかないということから、やはり難しいのが現実であります。そういう意味では、せっかくの活動がお金の関係も含めてなかなか進んでいけないという、そういったことにもちょっとつながっていますので、交付金の関係、独自の活動をするには大切な財源でありますから、ぜひ現行の交付金の一つのほうの改善を求めたいというふうに思いますけれども、お考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど申し上げたように、地域コミュニティーの主体となる、1つは町内会でありますし、もう一つは現状でいくと地域連絡協議会だというふうに思っています。いずれの組織も非常に大切な組織だというふうに認識しておりますので、この間も私どものできるさまざまな支援をさせていただいたということであり、この地域連絡協議会に対する支援とします

と、今議員が言われたように1つは財政的な支援をさせていただいたということです。組織が20年から23年にかけて設立がされたという話をさせていただきましたが、ちょうどこの制度がスタートしたのが21年でありますので、組織とともにこの制度をつくって、支援をあわせて進めさせていただいたということであり、5年がたった段階で、平成25年でありましたけれども、この段階で一度見直しをさせていただいたということであり、このときは、さらに活動が強化できるようにということで、支援を一定程度拡充させていただいたということでございます。このときについては、運営費とすると1万円プラス町内会掛ける5,000円ということで、固定的な経費、運営経費として支援をさせていただくということと、あわせて今議員から言われましたように特定の事業に対する補助も設けたということであり、ここは初年度は10万円、2年度は7万円、3年度以降については5万円ということで実施をさせていただいたということであり、ここについては、私どもも幾つか声を聞いているところがあります。それと、25年度に見直しをしましたので、3年目になる5万円については昨年度が初めてということになります。少し先ほど申し上げましたように地域連絡協議会の代表者会議なども今後引き続き開催していきたいというふうに思っていますので、そこでも改めて実際に取り組んで、地域の皆様の声などをお聞きしながら、この制度がそれぞれの地域協議会を支援するのにマッチした制度なのかどうかについて、一度検証させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 代表者会議は、いつ開催する予定ですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まだちょっと日程については決まっておられません。今各地域連絡協議

会の中でそれぞれ総会をいただいているということでもありますので、それが終わってから改めて日程調整をし、代表者会議など開催をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 先ほども言いましたけれども、3月の予算委員会の中でもこの課題については一応提起というか、させていただいています。そういう意味では、まだ具体の議論がされていないというふうに受けとめるのですけれども、それはちょっと遅いというか、もうちょっとスピーディーに、実際に活動を進めているわけだから、そのことを少し保障するというか、そのことを考えていただかなければ運動自体が停滞をするという方向につながっていく可能性があるという。このまま議論が進んでいって、年度の途中でやりますよという、そういうふうなことであればそれはやり方もありますけれども、通常でいえば来年度ですよという話になるとすれば、ことし1年どうしたらいいのということになってしまうから、それはできる限り早く具体の改善というか、見直しをやっぱりしていただくことが必要だというふうに思うのです。まだその段取りが整っていないとすれば、それは日ごろ市長が言っているスピード感なり市民のニーズにということからするとちょっとどうかなというふうに思うのです。だから、もう少し具体的なことも含めてお考えもお聞きしたいというふうに思いますけれども、市長、どうですか。地域のそういった自治を高めるために、町内会もベースでありますけれども、地域連絡協議会でそれぞれが取り組みを進めている。それに対する支援というか、一定の今までもしていただいていますけれども、やはりさらなる運動する、全体的に高めていくということであれば、一定市のほうで少しずつ先んじてでも考えていただく必要があるというふうに思って、私3月にも言ったし、今回も取り上げているのですけれども、そのことについて少し市長のお考えをお聞きしたいと

思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 前回の予算委員会でも御指摘があって、今回もまた質問ということでありまして、この総合計画の中でも町内会あるいは連絡協議会、コミュニティーをどう再構築していくのかというのは非常に大きなテーマの一つだというふうに思っています。ここはやはり少し踏み込んだ市民議論が必要だというふうに思っています。今まさにその議論の真っ最中でありまして、当然総合計画の中でも、あるいは今それぞれの地域連絡協議会の代表者会議でもということでもありますので、若干スピード感が感じられないというところは受けとめさせていただきながらも、今のままではなかなか先にまた進めないという状況も理解しているつもりでありますので、ここは前向きに今の意見を受けとめさせていただいて、できるだけ次の新年度の段階においては何らかの動きが進んだなという形ができるような議論を進めていきたいというふうに考えていますので、いま一度少しお時間をいただいているというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今市長からもありましたけれども、前向きにぜひ取り組んでというか、具体の方策を示していただくようお願いをしたいというふうに思います。こうやって要求する以上は、地域でしっかりやっぱり取り組む決意も持ちながら話をしています。そういう意味では、それに応えて、それぞれの地域でもそうだと思いますので、そこに応える方策を、先ほどありましたように総計の議論は議論として、将来どういう形にするかというのはそれはそれでいいのです。ただし、実際に今やっていることに対して何ができるかということも一方で考えながら進めていただかなければならないことだというふうに思います。そういう意味で市長から前向きな答弁だというふうに思いますので、そこはぜひ現場の皆さんの代

表者会議も開くということでありまして、早急に開催をしていただいて、具体的な対策を打っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、鉄道網の確保の関係でありますけれども、これも具体的な取り組みが今それぞれされて、宗谷線の活性化推進協議会とまた別な形で沿線の皆さんにも実際皆さんに集まっていたらいい会議を持ったりということ、答弁だったというふうに思います。そういう意味では、取り組みがまた1つ進んでいるのだというふうに思いますけれども、情報の把握とか、そういう点について言えば、JR側もなかなか情報を出したりしないのだというふうに思います。それ戦略だというふうに思いますから、プレス発表ばっとしてすぐ実行したり、集まってくださいというのはそういうことが実際だというふうに思いますけれども、やはりこういった情報は少しでも早く集まったほうがいいのだというふうに思います。議会でも実は去年の12月に道北地域の駅がなくなる、減便されるといったことから、意見書採択をしました。その中でも国がJR北海道に対して地方路線の廃止は合理化によらず、地方の公共交通堅持を求めることと政府として在来線存続のための財政支援をと、そういった内容も含めた意見書の採択をしています。そういう意味で市と議会の連携の不足もちょっとあるのかもしれませんが、お互いこの地域の公共の交通網をどうするかということでは同じ方向に進んでいるのだというふうに思います。これ以上の対応のおくれがないように、これからやっぱり取り組んでいただきたいというふうに思います。そういう意味では、市長がこれまで培った人脈とか、そういったものをやっぱり駆使していただく必要があるというふうに思います。そういう中でいろんな情報を集めて情報収集を図っていただく。そして、名寄の市長、加藤市長がリーダーシップをとって、発揮をしていただいて、スピード感を持って、やっぱりJRや国の考えてい

ることの先手をとることが大事なのではないかというふうに思っています。そういう意味では、沿線自治体の皆さんと連携をして利用促進策も示しながら、JR北海道、そして道や国にも働きかけることが必要なのではないかというふうに考えていますけれども、市長の考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど部長からも答弁しましたが、5月の末に沿線自治体と、そして北海道も今回入っていただいて、そしてJRさんと3者協議をさせていただいたと。これまでも何回かもう説明をいただいていたけれども、改めてJRさんからお話をいただいて、非常に先行きがなかなか見通せない、逼迫した経営状況であるということも把握をさせていただきました。我々としては、できるだけ中長期の見通しを示してほしいということでありましたけれども、なかなかそれも見通せないぐらいのもう本当に大変な状況であるということでもあります。一方で、北海道は北海道で北海道の公共交通をどうしていくかというビジョンを示していただきたいというふうに我々も思っていますし、沿線の自治体として当然いろんな意味で知恵も汗もかいていかなければならないという決意も改めてしたところでございます。

さきの6月2日に上川総合開発期成会の総会が行われまして、ここで改めて新たに期成会要望で鉄道維持に関する追加提案を私のほうから行わせていただいて、了承をいただきました。これを受けて、ことし7月26日に上川総合開発期成会の中央要望を行う予定になっておりますけれども、ここで北海道、そして我々の地域の鉄道の現在の状況を説明させていただいて、要望活動をさせていただきたいというふうに考えているところでもございます。

また、もう一つ、先ほどお話ありました宗谷本線活性化推進協議会ということで、名寄市が会長を務めていますけれども、こことしても今回初の

試みで独自に中央要望を行おうと今考えておりました。要望内容等についてそれぞれの自治体の皆さん等々と調整を行っているところでございます。北海道は、とりわけこの道北地域は冬が長いと。安心、安全な移動手段として鉄道は不可欠な交通網であるということと言うまでもないというふうに思っています。市長として、あるいは協議会の会長として、これからも鉄道維持についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 上川地方総合開発期成会、それから先ほど来あります宗谷本線の活性化推進協議会、それぞれ中央要望されるということでもあります。それについてぜひとも何度も足を運んでいただいて、地域の状況を訴えながらということを引き続きしていただきたいというふうに思います。

道内の留萌線、留萌一増毛間は12月に廃止が決定してしまいました。そして、留萌線の次に営業係数の悪い札沼線、これは北海道医療大学から新十津川の間の部分だというふうに思いますけれども、JRと沿線自治体が利用促進などを話し合う協議会の設置をするというふうに協議が進んでいるようであります。この協議会というのは、実は利用促進なり、そういうことでもありますけれども、確実な利用増や収支改善が見込めない場合はそのまま路線の存廃を話し合う場になってしまうのではないかと、そういうふうになっているようであります。夕張線のところについては、石勝線の新夕張一増毛間、そこについては既にそういった協議会も設置をされているようであります。そういう意味では、営業成績が上がらなかった、利用増見込めない場合はすぐ廃止につながっていくというふうな方向になるのだという懸念があります。その石勝線の新夕張一増毛間の路線は、下から5番目に、留萌線から数えて5番目に営業係数が悪いところなのです。実は宗谷線、名寄から稚内までの間も8番目なのです、下から。そういう

意味では、お尻に火がついている状況であります。先ほど来中央要請や何かもということでもありますけれども、先ほど言いましたように単なる要請行動だけではなくて、利用促進策を打ち出しながら実際の利用増も図って要請行動を進めていくということが必要なのではないかと。そのことも訴えなければ、ただ要請を聞くかということそういうことではないというふうに思いますので、先ほど言いましたように協議会なんか設置をされて、利用増が見込めない場合はすぐ存続にかかわってくるというふうな状況もありますので、そういった状況になってしまうと鉄道を剥がされるようなことにつながってしまうと、この道北自体の経済、市民生活に大きな影響を及ぼす。先ほど冬の状況も市長からも話ありましたけれども、そういったことにも直結をしますので、ここはそういった具体の策も早急に議員の皆さん、これは市民の皆さんや道北の地域の皆さんとも一緒になって取り組まなければ、ただこれやったりというものだけなら、実際に利用増したりしなければならぬということになると思いますので、そういった大変な取り組みにはなるとは思いますけれども、ぜひそういった取り組みを進めながら、これからの市としての取り組みを進めていただきたいというふうに思います。そのことも含めて、再度市長からも決意も含めた答弁いただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 奥村議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ要望するだけではなくて、我々として何ができるのかということをやっぱり自治体沿線も汗をかいていかなければならないという、同じ気持ちでございます。

先般弥生の地域に天塩弥生駅という新しい民宿、レストランができて、そこが非常に全国から注目されているというニュースが出てきたところであります。利便性を高めることも一つの集客ではあるけれども、ああいうふうに鉄道ファンがそのことに魅せられて、それを一つの観光手段として鉄

路を使ってあぁいったところを訪れるといった一つのいい事例を見させていただいたような気がいたします。いずれにしても、今厳しい自治体沿線からも寝台列車を走らせたらいいのではないとか、いろんな話出ているのですけれども、ぜひここは皆さんと知恵を出し合いながら、またそれぞれの地域で独自の鉄道文化も持っていて、努力もしているところでありまして、そうしたことを結集して新たな資源にしていくとか、いろんなソフトの施策も考えながら、この乗車率の拡大、そうした努力を地域でもしていったらいい、その上でしっかりと要望していくことはしていきたいということを見せていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 市長から別な角度からを含めて決意いただいたというふうに思います。ぜひ先頭に立って頑張ってください。私たちも一緒に頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、大学の関係に移りたいというふうに思います。局長のほうから答弁をいただきました。それぞれ確認になりますけれども、資格、免許取得者への対応についてで、今年度中のニーズ調査、それから学内関係機関との協議ということ、そしてそのほか開講認定とか教員確保などに大きな障害があるのかどうか、ないとすれば近隣のニーズ調査というか、ニーズの関係もあるというふうに思いますけれども、次年度実施というふうな形で地域貢献を図っていく、そういうふうに理解をしてよろしいかお伺ひします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） まず、これから学内とこども未来課などの関係者からチームをつくりまして、どういう内容にするかですとか、どういう対象にするかというのを決めまして、その実態と分析も含めて年度内に終わらせる予定で、その結果を踏まえてできれば早ければ来年度、その状況によっては来年度以降ということ答弁

したいのですけれども、できるだけ速やかな対応はとりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 改めまして、今もありませんように速やかに実施ができるような形で取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

もう一つの関係であります。安全保障技術研究推進制度の関係ですけれども、それぞれ個々の教員の方、それから教員の研究の分野においても軍事などにかかわっている研究を行ってはいない。そして、軍事研究に取り組む要素は全くないという答弁をいただきました。それを聞いて少しというか、安心、ほっとしたところであります。全国的に軍事研究はもちろん、軍事研究として疑われるものを行わないというふうな方針を持っていた東大も軍事研究を解禁したようです。ですけれども、一方で新潟大学では軍事への寄与を目的とする研究を行わないと学内にある科学者の行動指針というのを改定したそうであります。大学による戦争や軍事に寄与する研究を行うような戦前回帰のようなことにならないことを願って、次の質問に移りたいというふうに思います。

それでは、子供の貧困の関係でありますけれども、小川部長のほうから答弁をいただいた中では、生活困窮者自立支援法の中での子供への学習支援事業の関係、これ任意ということで名寄市で取り組みを実施されていないということですが、子供の学習支援は重要な事業であるとの認識も示されたというふうに思います。さらに、市立大学との連携による新たな動きについても少し示されたというふうに思っています。そういう意味で引き続き取り組みをしていただくように要請をするところであります。こうした動きに対する、先ほども出ていましたけれども、教育委員会のほうの対応があればお聞きをしたいというふうに思います。

また、学習支援という点でいえば、教育委員会

のほうで進めています放課後子ども教室なども利用することができるのだというふうに思います。その利用に当たって、生活状況に合わせて減免措置などの軽減負担を図って利用しやすくしていただく、生活的困窮世帯の学習支援を拡大していただいて貧困の連鎖を断ち切るべきではないかというふうに考えますけれども、これについて答弁いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今御質問がありました、先ほど答弁もありましたように市立大学が進めようとしている取り組みにつきましては、ちょっと話は来ましたが、これから具体的な話がまた出てくると思いますので、教育委員会としましてもしっかり連携をとりながら、支援できるものはしていきたいというふうに考えているところであります。

もう一つありました放課後子ども教室でありますけれども、これにつきましては子供たちがみずから学ぶ意欲を高め、学習習慣の定着を図るために、目的にやっております。状況につきましては、先日の一般質問で答えていますので、省略させていただきますけれども、参加費については実費徴収金として年間3,000円徴収をして、それにつきましては必要な教材等の購入に充てて学習を行っているところであります。議員からありましたように、生活困窮者といいますが、その負担が厳しい世帯も実際にはあるのかなというふうにも思いますので、そういった世帯の子供たちも学習支援、そういった支援も受けられるような環境を整備するということが重要な課題でもあるかなというふうに考えておりますので、今ありました点につきましては検討して、例えば就学援助制度を受けている世帯もありますので、そういった世帯も対象にすべきかどうかも含めてちょっと検討させてもらいながら対応してまいりたいと思いますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） ぜひとも速やかに対応していただくように重ねてお願いをするところであります。

こうした子供の貧困対策とか、また虐待とか、差別とか、そういうものをなくしていくための取り組みについては非常に重要な施策だというふうに思います。こうした施策を進めるに当たっては、やはり行政としては子供の権利条例の制定が必要なのだなというふうに私自身は考えます。どうしてもこういった点について福祉サイドの考えを聞くような場面が多いかというふうに思いますけれども、今教育の関係も含めて話をしていましたので、ここはちょっと教育長のほうにぜひ個人のお考えも含めて子供の権利条例の関係、情勢も含めてお考えを伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 子供の権利条例の制定についての考え方ということでございますけれども、子供の権利条例とは各市町村において日本国憲法や国連で採択された児童の権利に関する条約が保障する子供の権利をより具体的にわかりやすく定めたものであるというふうに理解しているところでございます。御承知のように児童の権利に関する条約が効力を発揮するようになりました平成6年当時ですが、文部省の文部次官通知が出されております。その中で本条約は、基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法、それと教育基本法と軌を一にするものであると。したがって、本条約の発効により教育関係について特に法令等の改正の必要のないところであると、このように指摘しているところでございます。さらに、この通知の中で各学校では本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことなどと数点の留意点を挙げているところでございます。このことは、基本的に教育基本法、学習指導要領に基づいて行われてお

ります我が国の教育におきましては子どもの権利条約の精神、理念などが日常展開される教育活動の中で具体的に反映されているということでございます。したがって、教育委員会といたしましては、子供の貧困や虐待、差別などへの対応については子供の権利条例の有無にかかわらず適切に対応していかなければならない問題であると考えているところでございます。このようなことから、子供の権利条例を制定するかどうかということにつきましては、あくまでもそれぞれの市町村の考え方、判断によるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

来年度本格導入予定の介護総合事業への準備について外3件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目4点にわたって質問をさせていただきます。

まず、1点目、来年度本格導入予定の介護総合事業への準備について伺います。団塊の世代と言われる方々が75歳に達する2025年の医療、介護をどう目指すのか、取り組みが進んでいます。医療機関の病床数を削減し、平均在院日数も大幅に短縮する。介護については、施設数は圧縮するが、それを上回る水準で在宅介護、居住系サービスを整備し、病床数の削減や在院日数の短縮に対処する本格的な受け皿をつくり上げるという構想です。提供体制は公的給付が薄くなり、企業参入、市場化の度合いが大きくなるのではとの危惧を拭えません。要支援サービスの総合事業移行が2年間の猶予期間がありましたけれども、いよいよ来年度より本格導入となるわけですが、準備状況等について伺います。先立って直近の高齢化率、高齢単身世帯数、高齢夫婦世帯数をお知らせください。

小項目1、準備状況について、サービス内容、ボランティアの組織状況、利用料についてお知らせ

してください。

小項目2、市民周知について、特に利用者への周知について伺います。介護の社会化を掲げ、2000年介護保険制度がスタートしましたが、今地域包括ケアの実現に変わり、給付対象は介護度3以上の施設利用など中重度に限定され、給付水準も引き下げる。給付内容については、生活援助などの福祉的な要素は削り、機能訓練、リハビリ、介護職による医療処置など医療の比重を高めていく方向にあります。そんな中で特に現在介護制度を利用されている方たちの中で、今後の介護への不安が大きくなっています。変化をよりわかりやすくお知らせすることが強く求められています。お考えをお聞かせください。

小項目3、利用者、特に施設利用者の災害時の対応について伺います。健康な人と同じ避難所で生活するのが難しい災害弱者、特に施設利用者の方々の災害時の対応は重要です。熊本県の地震でも明らかになりました。避難先が見つからないなどの事態が生じています。昨日函館でも大きな地震が発生しました。災害時の対応についての準備が急がれます。お考えをお聞かせください。

小項目4点目、人材確保と居住系サービスについて伺います。介護職員の確保、また低所得者の方々も利用しやすい居住系サービスの整備はどのようになっているのか伺います。

次に、新名寄市病院事業改革プラン案にかかわって伺います。小項目1、市立総合病院の役割について伺います。地方センター病院、救命救急センターとして急性期、専門医療を担う必要があると述べています。不採算部門を担っているからこそ、公立病院と考えます。道北第3次保健医療福祉圏域の地方センター病院として、救急、高度、先進医療の機能強化を図る、より一層の急性期医療の充実を目指していると言われていますが、改めて市立病院の役割についてお考えをお聞かせください。

小項目2、地域連携の考え方について伺います。

早期退院に伴って、医療と介護の一体改革でその後の受け入れについて不安が募ります。病院完結型医療から地域完結型医療への転換が図られています。介護、福祉行政に精通した専門職員の配置を検討と述べていますが、具体的なお考えをお聞かせください。

日常医療を担うかかりつけ医等の地域医療機関の後方支援病院として役割を担うことになるとも言われていますが、開業医と言われている先生方にも地域医療へ貢献していただいているわけですが、この地域連携の考え方が急がれるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

小項目3点目、経営の効率化と経営形態の見直しについて伺います。地方公営企業法の全部適用について、地方自治体が選択でき、条例によって定めなければなりません。全部適用にする目的は、病院事業に民間的な経営手法を導入することと言われています。地方公営企業は、本来企業としての経済性を発揮しつつも住民の福祉、健康などを推進する使命を持っています。経営効率を否定するものではありませんが、経営効率や独立採算制のみを強調すべきではないと考えますし、住民サービスの低下など住民負担増につながるのではないかと危惧をされます。お考えをお聞かせください。

3点目、名寄大学構内に期日前投票所の設置について伺います。18歳以上が選挙権を行使できるようになった7月の参議院選挙、選挙啓発、投票率の向上を図るため、期日前投票所の設置の考え方について伺います。総務省は、16年度予算に投票率向上に向けた投票環境の整備費として59億6,000万円計上しています。午前中の高橋議員の質問の中で、大学構内で試験的に設置する旨の御答弁がありましたけれども、改めて18歳選挙権行使に対する名寄大学、市の考え、議論経過等をお知らせをいただきたいと思います。

4点目、南広場の公衆トイレ設置について伺います。名寄高校のあんどん、市民盆踊り、冬の冬

祭りなど市内や市外からもたくさん集まる催しが南広場を利用して行われています。多くの皆さん、市民が楽しみにしています。主催者が仮設トイレを設置し、費用もかさむという状況にあります。ひまわりらんのトイレの利用には限度があります。よろいなまでには距離もあります。公衆トイレを望む声が多いのですが、設置の考えはありませんか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま川村議員からは、大項目で4点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は病院事務部長から、大項目3と4は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目1、来年度本格導入予定の介護総合事業への準備について、初めに小項目1、準備状況について申し上げます。本年4月末現在の高齢者のみの世帯は4,539世帯で、うち高齢者の単身世帯数は2,518世帯となっております。

本市の介護予防・日常生活支援総合事業は、名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画において団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に高齢者が可能な限り住みなれた地域で個々の能力に応じて自立した生活が続けられるよう準備期間を踏まえ、平成29年4月から実施することとして計画しているものです。本年1月からその検討を行うための生活支援等サービスネットワーク会議を設置し、幅広い意見をいただきながら現在も協議を継続しているところです。生活支援等サービスネットワーク会議では、地域の支え合いによる体制づくりを進めるため、既に市内において実施されております介護予防、生活支援に資する住民主体の取り組み、いわゆる地域

資源でございしますが、この地域資源の発掘を基本として協議を進めているところです。

サービス内容につきましては、大きな変更点として、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなります。なお、本年4月の利用者数は、介護予防訪問介護は107人、介護予防通所介護は186人となっております。移行に当たっては、市町村によってサービスの内容や利用料を設定できる仕組みとなっておりますが、本市としては提供するサービスについては基本的に変更しないこととし、利用料の設定についても国が定める介護報酬の額に基づいて設定しながら、低所得者の方にも配慮した減免規定も必要と考え、事務レベルでの準備、検討を進めている段階です。

また、生活支援サービスの担い手となりますボランティア組織の育成状況については、介護予防・日常生活支援総合事業は先ほども申し上げましたとおり団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に地域の支え合いによる地域づくりの構築を目指して推進していくものですので、来年4月に事業移行後、平成37年に向けて少しずつ地域の支え合いが広まっていくよう社会福祉協議会などとも連携しながら、ボランティア活動の育成支援を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、市民周知について申し上げます。介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、サービスの低下、利用者の負担増とならないよう努めるとともに、全ての現行サービス利用者が総合事業に移行できるよう進めていく考えでございします。現行の介護予防サービスを利用している方のサービス移行に当たっては、基本的にサービスの変更がないよう検討しておりますが、委託事業者への移行説明と意見聴取を行い、利用者への説明期間を十分設けながら同意を得てまいりたいと考えており、あわせて広報紙、出前講座、市民向け説明会等により丁寧な説明に努めてまいります。

次に、小項目3、災害時の対応について申し上げます。公共施設等における災害時の対応につきましては、一般的な火災等の被害に対する対応に加え、近年の地球温暖化による異常気象に起因する大雨による洪水被害あるいは平成23年の東日本大震災やさきの熊本県、大分県での大地震等に見られる震災による被害など、市民、施設利用者の安心、安全を守る観点から大変重要な課題としてその対策が求められております。

また、特別養護老人ホームにつきましても常日ごろからこれら災害時の対応について万全の備えが求められているところであります。名寄市が設置し、名寄市社会福祉事業団が指定管理者として運営する特別養護老人ホーム清峰園及び白樺ハイツの2施設におきましては、災害時における対応として各施設とも消防法に定める総合避難訓練を年2回、また夜勤者を対象とした通報伝達訓練を年1回、全職員を対象としました通報伝達訓練を年1回それぞれ実施しているところでございます。また、これに加えまして平成23年9月からは両施設において風水害及び火災または地震等が発生したとき、施設が隣接します町内会の支援を受けながら施設利用者の迅速な避難を行うことができるよう、清峰園におきましては名寄市東地区連絡協議会、しらかばハイツにおきましては名寄市風連北栄町内会と災害時避難援助に関する協定書を締結し、それぞれ会員の皆さんに各施設が年2回実施する総合避難訓練、通報伝達訓練にも参加をいただき、町内会との連携を図り、施設利用者が安全に避難できる体制を構築しているところです。

さらには、平成25年10月には上川北部の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及びケアハウスの12施設におきまして、災害等が発生した場合、被災していない施設が備品貸与、資材、備蓄品の提供及び被災施設入所者の受け入れなど相互協力を円滑に行うための上川北部地区老人福祉施設における災害時の協力協定書を締結しているところです。また、災害が発生した場合の対応とし

まして、清峰園、しらかばハイツについて利用者の非常食として水、米などの食料品を3日分備蓄し、万一の災害時に備えているところをごさいます。今後におきましても避難訓練などを通じて日ごろから防災意識を高め、利用者が安心して生活できる環境づくりを行ってまいりたいと考えております。

次に、小項目4、介護人材確保と居住系サービスについて申し上げます。平成27年3月に策定しました名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画におきまして、後期高齢者数がピークを迎える平成37年に向け構築を図ることとしております地域包括ケアシステムにおける高齢者の住まいの確保の一環として、平成28年度に認知症グループホーム及びケアハウスの新設を見込んでおります。本年1月、平成28年度事業開始に当たり、北海道が医療介護総合確保基金を用いて行います介護サービス提供基盤等整備事業を活用した施設整備につきまして、市内の介護保険サービス事業者に事業実施の意向を確認しましたが、残念ながら応募のない状況でした。今後は、市外の事業所も視野に入れまして、市のホームページを通じて公募を行っていく予定としております。

また、喫緊の課題としております介護人材の確保につきましては、市内の介護保険事業者間の情報共有、情報交換を図るための連絡会議の開催について準備を進めているとともに、北海道が介護事業所に対し人材確保の相談支援及び雇用管理改善に関するセミナー等を行う介護従事者定着支援事業の活用を市内介護保険サービス事業者に対して周知をしてきております。介護人材確保につきましては、全国的にも課題になっておりますので、国、道の動きを注視しながら事業者への働きかけを続けてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私から

は、大項目の2、新名寄市病院事業改革プラン案についてお答えいたします。

初めに、小項目1、市立総合病院の役割についてであります。当院は地方、地域センター病院として民間の医療機関も少なく、主に公立病院が地域の医療を担っているこの医療圏の中で、不採算と言われるへき地、周産期、感染症、救急などの医療分野を含めて急性期医療のとりでとしての役割を担うことに努めてまいりました。総務省が平成27年3月に示した新公立病院改革ガイドラインの中では、公立病院改革の究極の目的は公民の適切な役割分担のもと、地域において必要な地域医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営のもとでへき地医療、不採算医療や高度先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすることにあるとされています。

また、今回の改革プランにおいては、2次医療圏ごとの地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割を示すことが追加されております。本年3月に上川北部圏域地域医療構想調整会議で承認された構想案の中では、平成37年度の上川北部圏域における必要病床数は高度急性期と急性期を合わせて292床、回復期で251床、慢性期で249床となっており、急性期病床に限ってみますと当院の現在の稼働病床数と一致する数字となっております。このたびお示ししましたプランにおいては、上川北部地域に加え、宗谷地域においても医療従事者の不足から、急性期医療の維持が困難となっている現状を踏まえ、他の医療機関と連携しながら今後もセンター病院、救命救急センターとして急性期専門医療を提供する医療体制を維持していくことを主眼としております。また、国は総医療費の抑制方向へ向かっており、診療報酬の改定や医療スタッフの確保などでは厳しい環境にありますが、周辺地域の協力や市民の皆様の御理解を得る努力を続けながら、不採算分野も削減することなく、今後も病院機能の充実、発展を

図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目2、地域連携の考え方についてですが、国は現在住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供され、住民が住みなれた地域で生活を継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める中で、病院完結型から地域完結型の医療への転換を掲げ、地域における医療と介護の連携を重視しております。このことに沿って、プランの中ではかかりつけ医としての役割を担う市内や近隣の病院、診療所が初期診断や継続的な慢性疾患の経過観察、投薬などを行い、対応が困難な疾患については急性期医療の役割を担う当院が検査、診療を行うことを基本としました。当院での診療の後は、地域の回復期、慢性期病床を有する病院や介護施設で回復、療養を図るとともに、自宅などでかかりつけ医や在宅医療を活用しながら生活を行うことを想定しております。

従来の初期診療から回復期、慢性期のフォローまでを一つの病院で実施する病院完結型の医療は、これまで長く医療のあり方として定着し、あるべき姿として理解をされてきておりますが、特に地方の急性期病院においては医療従事者の確保が非常に困難な状況となっていることから、多くの患者のフォローを一つの病院で実施していくことが難しくなっております。また、初期の段階から大きな病院やより専門的な医師の診療を受けたいとの希望が根強いことも理解するところでありますが、このことによる外来患者の増加が結果として患者の待ち時間の増加やいわゆる3分診療と言われる納得を得にくい状況を招くなど、多くの患者へ御迷惑をおかけすることにつながっている実情がございます。既に当院では、地域における病院間の機能分担を進めていく中で、急性期医療を受け、一定程度回復した患者が自宅あるいは介護施設などで生活を送ることができるまでの機能回復医療を提供するために、平成26年度に地域包括ケア病棟を設置し、急性期と在宅、慢性期医療の連携に取り組んでいるところであります。また、

転院あるいは退院した患者が安心して地域において医療、介護を受けることができるよう転院の調整や退院後の生活支援を行う医療、介護サービスを行う各種機関との連携を密にするため、当院の地域医療支援室への社会福祉士の増員など、機能の強化を進めてまいります。あわせて、地域のかかりつけ医において患者が安心して医療が受けられるよう当院での診療情報を参照できるポラリスネットワークへの加入について、各医療機関への働きかけを継続しております。そのほか監督機関の協議組織や病診連携協議会、当院の地域医療支援室などでの活動を通して連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目3、経営の効率化と経営形態の見直しについてですが、まず経営形態の見直しについては計画期間内に地方公営企業法の全部適用に移行することとしております。これにより人事及び財務の権限が拡大され、診療報酬の見直しなど経営環境の変化に速やかに対応し、自立的かつスピーディーな意思決定が可能となります。こうした強みを生かし、状況に応じた適切な投資や医療資源の配分などを行い、機動的な経営に取り組んでいくことを目標としています。

なお、経営の効率化につきましては、医療スタッフの確保など必要な部分について適切な投資を行っていくこととあわせて、地域の医療機関との連携を密にし、急性期医療を必要とする患者数の増加及び診療単価を向上させることにより、収支の改善を目指してまいります。また、費用の抑制策については、診療部門別原価計算システムの導入による詳細な経営分析を行い、限りある医療資源を効果的に投資するための適切な人員配置と業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

一方で、地方公営企業法の全部適用に移行することにより、経営改善のために人件費が抑制されることが懸念されるとの御意見もございますが、これは一部適用、全部適用にかかわらず、経営が地方自治体となった公営企業の手法であるという

ふう理解をしております。ガイドラインでは、公立病院として不採算部門の機能を維持しながら経営の改善を行うことが求められており、また当院が道北地方のセンター病院として引き続き地域の急性期医療の中核を担う責務を果たしていくことを前提としていることから、今回のプランの策定に当たって安易な人件費抑制や診療科の縮小などによる経営改善については想定しておりませんので、御理解願います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目の3及び4について申し上げます。

初めに、大項目の3、名寄市立大学構内の期日前投票所の設置につきましては、名寄市選挙管理委員会の所管となりますので、同委員会事務局として申し上げたいと思います。今回執行されます参議院議員通常選挙につきましては、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて初めての選挙となりますので、選挙管理委員会としても若年層、特に市立大学の学生に対する啓発が大変重要であると考えているところであります。大学構内への期日前投票所の設置につきましては、道内では函館市が市内4つの大学に1日ずつ、岩見沢市では1つの大学において7日間、それぞれ開設する予定であり、本市におきましても啓発や投票率向上の観点から市立大学への試験的な設置として1日ではございますが、開設できるよう調整を進めているところでございます。開設に当たりましては、二重投票の防止や投票者の待ち時間短縮のため、名寄庁舎と風連庁舎で使用しております期日前投票システムを使用し、オンラインで結ぶことが最善であると考えておまして、投票所スペースまでの通信回線の整備や事務に従事する人員の確保など、適正な投票環境の整備に向けた準備を大学事務局と連携、協力しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、大項目の4、南広場の公衆トイレ

設置について申し上げます。南広場を利用される方のトイレにつきましては、ひまわりらんど開設以前は親林館内のトイレを一般開放し、御利用いただいておりますが、現在はひまわりらんどの開設に伴い、ひまわりらんど1階の多目的トイレを開館時間である平日の9時から16時まで一般開放しております。現在南広場は、市民盆踊り大会やなよろ雪質日本一フェスティバルなどのイベント会場やアスパラまつり、名寄神社祭りなどの臨時駐車場としても利用されており、そうしたイベント時においてトイレが不足すると想定される場合はイベントの主催者が仮設トイレを設置し、対応することとしております。議員から御要望のありました南広場における常設の公衆トイレの設置につきましては、ひまわりらんど建設時に各関係団体の意見も踏まえながら、庁内の関係部署で協議を行い、夜間の利用者数や維持管理費などを考慮した結果、設置をしないという結論に至っており、この間市民の方からの直接的な苦情や要望については受け付けていないところでございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、随時再度質問をさせていただきますと思います。

まず、介護総合事業への準備状況でありますけれども、サービス内容は変更しないようにしていくというふうな御答弁をいただきました。やっぱり今介護を受けていらっしゃる方々は、このところが非常に不安なのです、どんなになっているのかと。話はいろいろ尾ひれはひれがついて、あれもできなくなるのではないかとということが広まりますので、非常に不安がっていますので、このところはやはりもっと皆さんにお伝えしていただきたいというふうに思っています。それで、周知のところにかかわるのですけれども、やはりどんどん、どんどん介護保険制度がわかりにくく

なっているといったところでは、皆さんにお知らせするのは非常に難しいかなと思うのですが、説明期間も十分に設けながらという御答弁もいただきましたので、丁寧な説明をしていただきたいなというふうに思います。

1つちょっと気になりますのがボランティアの関係です。今まで利用されていた方々、変更しないようにという御答弁でしたけれども、今後もそういった介護を必要とされる方々の実態、そういったものを十分に把握しながら介護サービス検討していただくことになるのだと思うのですけれども、ただボランティアも少しずつ支え合いが広がるように育成をしていくというようなことでした。住民ボランティアの方向へ移行を押しつけるようなことはないと思うのですけれども、この部分が非常に気になるところなのですが、この部分について御答弁をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） まず、今御質問いただいた、今後ボランティアが担うことによってサービスがボランティアのほうに寄せられてしまうのではないかという御質問だったかというふうに思います。いずれにしても、私どもサービス利用される際にはケアマネージャーによりますマネジメントに基づいて実施をするというような形をとらせていただいておりますし、当面はそのマネジメントに基づいて、現在行われております職業とされているヘルパーさんだとか、介護職員の方々によるサービスというような形になっていくと思いますが、いずれにしても要支援のサービスの方々というのは介護というよりも、どちらかという社会的に支援が必要な方々というふうに認識しているところでございます。その方、現在でも例えば社会的な支援を受けながら、それこそ相当な社会参加をされている方もいらっしゃると思いますので、今後は逆に介護はそれほど必要ないのですけれども、ボランティアのちょっ

とした手助けを利用されることによって元気だとか、介護予防も継続していくことができる方々については、そちらの方向も選択肢として広がるというような形の中で考えていきたいと思っておりますし、そういう広がりが出ていければというような形で私どもとしても努力してまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 選択肢の一つとして、こういった方法もありますというのであればいいのかなというふうに思うのです。当事者の方々が自分の不自由な部分とあわせながら、どういった介護が必要なのか、こうしてほしいのだということで、その中の選択肢の一つであればいいのですけれども、今現行のサービスが専門的サービスであったり、そしてボランティアの方々がするのは多様なサービスというような、こんな言い方をされていて、必要なサービスを限定的な部分で捉えているというふうな感もあります。例えば認知機能の低下によって日常生活に支障がある症状、行動を伴うもの、これ選びにくいとか、そういったときにこれは専門的なサービスであって、そうでない人は多様なサービスに、この線引きが非常に難しいのかなというふうに思うのです。それが御本人の意思ではない状況で移動されて、こちらに、ボランティアの支援を受けてくださいというふうにされると、非常に混乱もしてくるのかなというふうに思うのですけれども、そういうふうなことはないようにぜひしていただきたいなというふうに思っているのです。

それで、全ての介護の中で必要な介護職員の確保であったりという部分につながるのですが、実は5月25日に厚生労働省が総合事業の実施自治体が32%だったということで報告をされています。社会保障審議会介護保険部会で報告しているのですが、その中でボランティアを組織できないなどの理由で実施を延期したり、サービスを切り捨てる自治体が出ているというようなことで進ん

でないのだということです。そして、その報告の中でいうと、地域包括支援センターの81.6%が業務量が過大になってしまっている。それから、70.2%が職員数が不足だと、こんなふうに答えていらっしゃるのですけれども、名寄の状況でいうとどんなふうになっているのか、改めて伺います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ちょっと古い数字になりますが、介護保険の年報といえますか、全国的な数字をちょうど6月13日に厚生労働省のほうから発表がありまして、まだ粗い分析でございますけれども、御紹介させていただきますが、私どものところ、要支援1、2の方々の部分で、特に要支援1の方々の認定にされる割合が比較的、26年3月段階ですけれども、全国では要支援1の割合が14.4%、全道が17.7%、名寄市は22.3%となっております。要支援2では、全国が13.8%、全道が13.9%、名寄が9.6%ということで、比較的北海道の介護認定の認定率というのは全国よりも高く、名寄も全国平均よりは若干高いのですが、北海道平均よりは名寄の場合少し低いという形になっておりますが、その介護認定を受けている方の中で約6割弱の方々がデイサービス、介護予防通所介護を利用されていて、約3割ぐらいの方々が介護予防訪問介護を利用されているというような状況でございます。この方々が現行の来年の4月の状況では今のサービスをそのまま継続していくというような形で、先ほど議員おっしゃられたようにケアマネージャーがついておりますので、当然説明会もしておきますが、ケアマネージャー通じて丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに思っております。いかんせんそういう状況でございますので、今年度については移行の業務がふえてまいりますので、若干業務量としてはいつもよりはふえるというような状況になってくるかというふうに思い

ますけれども、来年度以降、いきなりボランティアのサービスというのが来年の4月からすぐできるかというのはちょっとまだ未確定でございますが、ふえることによって必ずしもケアマネージャーが必要なサービスを受ける方ばかりではなくなってくると思いますので、そういう意味では専門職の方が必要な方に必要なサービスを使っていたくというような状況がふえてくるのではなからうかなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今要支援1、2の方々の認定率お知らせいただきました。認定の度合いを下げていく、下げられるのではないかというような不安視も、介護をこれから受けようとしておられる方々の中にも不安があります。それで、全国老人クラブ連合会の方々が認定率を下げるため、審査が厳しくなることが予想されると。認定率だけで成果を見るのは慎重にやるべきだというふうに書かれているのですが、認定の度合いによって線引きをし、仕分けするということだけは何れも控えていただいて、やはり先ほどお話ししましたように利用者さんが望む状況、そしてその方の家族構成であり、生活状態なども含めて寄り添った形での介護サービス提供といえますか、そういったところに進めていただくことを強く求めて次に移らせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次に、病院事業改革プランです。実は、地方公営企業法全部適用ということをして市民の皆さんがどれだけの方々がああ、そうかというふうにわかっているかというふうにあります。非常に難しい部分かなというふうに思っています。このプラン案の中では、広報活動の充実強化についても述べていらっしゃるが、病院事業の仕組みを市民に知らせていく、また診療体制の変化にもついていけない、こういった方々への住民の理解を深めるのだというふうなプランの中身、中に書

かれてありました。ここは、本当に非常に強く求められているところではないかなというふうに思います。先ほども長い時間待たされているといった部分も、どうしてこんなに待たさなければならぬのかということ、患者さんたちにとっては理解しながらも、やはりぐあいが悪いですから、なかなかそうだよねというふうには納得できない部分があるのではないかなというふうに思うのですが、住民理解をしていただくための広報活動、これを充実強化させていくというふうにプランの中に書かれています。具体的にどのように進めていかれようとしているのか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） まず、公営企業法の全部適用という部分についてどれだけ理解をいただけるかという点については、私どもも率直大きな変化が起きないということもありますので、なかなかその制度変更についての御理解ということについては言いにくいものかというふうには思っております。ただ、そのことについても今後広報していくべきだろうというふうには考えています。これからどういうふうに変わっていくのかということについて、どのようにお知らせするかということをございますけれども、まず大前提として役割として急性期を担っていく必要があるのですよというふうにされているところをございます。そのためには当院のほうに紹介いただいたり、当院から診療を終えた後の戻り先といった部分でかかりつけ医の皆様と連携をしていく必要がどうしても出てくると。そういうふうな国の制度がそういう方向に持っていかれていると。診療報酬制度も今年度からかかりつけ医ですとか、やっぱり在宅のほうに重点化されているというようなことをございます。もう既にそういうふうになってきているということなのです。市民の皆様方や圏域の住民の皆様方には、当然かかりつけ医を持っていただくということが非常

に重要なことになってくるということなのですけれども、これは国が一律に求めていますこの制度自体、この地域に適しているのかということについては大変厳しいと。これだけ民間の医療機関が手を出しにくい地域であるということからして、かかりつけ医制度がどれだけ進んでいくのかということについては大変厳しい背景があるということとは私どもも理解をした上でございます。ただ、地域完結型という部分を推進していくためには、どうしても制度が変わっていくということについてお知らせしていかなければなりませんので、これは今後国も道も私どもも情報提供が強化されていくことになるのだろうというふうに考えておりますけれども、当院としても積極的に進めていきたいというふうに思います。

一例としまして、去る6月6日に病院の主催の公開講座で和泉院長がみずから「人口減少・高齢化社会における今後の医療と福祉」という題名でお話をさせていただいたところをございます。今後とも多様な関係機関と連携しまして、住民理解を求める講座ですとか、当然ホームページですとか広報といったものも通して病院の機能分担というようなことについても周知を図っていきたいというふうに思いますし、御利用いただいている患者の皆様方にもお伝えをしていきたいというふうに考えているところをございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 国の制度がどんどん変わっていく中で、本当に私たち振り回されているなというふうには思っているのですが、ただ黒字化の問題もお聞きをしたいなと思っていたのですが、ちょっと時間がなくなりましたので、また今度になりたいと思うのですが、一般会計からの繰り入れによると、繰り入れはこのまま引き続きというふうに書かれているのですが、そうしたことから市民の皆様方はやはり昔からの市立病院は私たち市民のものだと、そういったことが強い意識の中にあるのだというふうに思います。そうした

中で紹介状を持っていかないと見てもらえないとかということになると、制度の中身をきちっと知っていけばそうかなと思ながらできるのですけれども、しかしやはり名寄の市立病院でどうしてという思いというのは私はわからなくはないかなというふうに思います。やっぱり年配の方々の中には、そういった思いというのが非常に強くあります。ですから、そういったことを市民の皆さん方に理解していただくことが本当に必要ではないかなというふうに思うのです。確かに急性期でも先進的な高度な手術ができる、医療ができる、検査をしてもらえるとといったところは理解をされているのですけれども、ただやはり自分たちの病院という思いは強くあるかなというふうに思っています。この部分についてお考えを少しお聞かせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） まず、黒字化の部分については、改革プランの中では現状の制度をもとに試算をしていった上で平成31年度の黒字化という計画を立てさせていただきました。背景は大変厳しいということでありまして、達成に向けても相当の努力が必要だということは考えております。その中で市であったり、市民の皆さん方にどれだけ負担をかけずに達成していくかということでありまして、それにつきましては先ほども説明してまいりましたとおり、収入を上げる方法を徹底的に見直すということとコスト削減というところを柱としていますということでありまして、細部につきましてはこれから具体的に詰めていくということでありまして、大筋については新たな原価管理システム等を導入して精査しているという数字でございます。

あと、どうしても市立病院ということで、市民のものだということにどう応えるかということでございますが、これはもともと5割程度が市民の方の御利用で、市外の患者さんも受け入れなければならない病院としての立場というものでござい

ます。これは、歴代の院長がやっぱり先見性を持って道北のセンター病院となるべき姿を描いて投資をして今の姿になっているわけでございます。それは、両方のことを私どもも受けとめて病院経営をしていく必要があるというふうに考えています。本当に複数の診療科、専門科があることから、一度の受診で複数の受診が可能というようなこともございまして、多くの再来患者さんの方に来ていただいておりますけれども、そうしたことがどうしても予約が増加して待ち時間がふえるというようなことにもつながっている傾向がございます。それらの解消という部分でも、これはかかりつけ医制度というのが出てきているということでございます。そうしたところで医師の負担の軽減にもつなげて、今医師の定着化ということも進める背景がございますので、決してむげのうちでは見ませんということではなく、両方のバランスをとりながら、医療スタッフともそういった思いを共通させながら経営に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 院長先生を初め職員の皆さんが本当に日々努力していただいて、このプランでいうと31年度に向けて黒字化を目指すと言われております。コストを抑えることはもちろんだとは思っておりますけれども、先ほどもお話ししましたように経営効率などが強調されると、地域に求められている病院というところから逸脱してしまうのではないかという危惧もありますので、ぜひともその点考慮していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。名寄大学構内への期日前投票の設置であります。試験的に設置する旨という御答弁でありましたし、オンラインシステムを使って人員確保も何とかしながらというお話がありました。先ほど御答弁の中にもありましたけれども、道内で4市が期日前投票所を設置と11日の読売新聞に出ていましたけれども、期間、

また場所、例えば室蘭の工業大学では6月28日から30日、岩見沢の教育大岩見沢校では7月3日から9日、公立はこだて未来大学は5日限りというような、幅が非常に広くありますけれども、期間、場所等についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 予定ということでお聞きをいただければと思いますが、期間については1日ということ、現段階では7月1日に設けさせていただきたいと思います。また、場所につきましても新館1階のほうに会議室を利用して設置をしたいと、そのような予定でいるということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 一日でも設置することがやっぱり啓発活動につながるのかなというふうに思います。ここは、もういろんな大学の調べさせていただきまされたけれども、やはり設置することが大きな啓発活動となるのではないかという御意見がたくさん寄せられていたところなんです。それとあと、高校生のところの話も出ていたかと思うのですが、岩見沢では北海道教育大岩見沢校の近くに高校が4校あるということで、高校生への新有権者の投票にもつなげたいというふうな、そういった記事もありました。それで、名寄市としては設置することを周知していく。やっぱり声を上げて、名寄大学の例えば今7月1日を予定していますというようなことを広く周知していくということが必要かというふうに思うのですが、その部分についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 投票率を上げるためには、当然啓発が非常に大切だという認識をしております。今回は、期日前を7月1日に大学のほうで設ける予定をしておりますけれども、当然大学生には十分活用いただくように周知が必要だと

思っておりますので、先ほど申しましたけれども、既に啓発コーナーを設けて学生に対する周知はやらせていただいています。この辺は、大学事務局とも十分連携をとりながら進めさせていただきたいと思っておりますし、高校生も含めているというところなんです。ここは高校は道教委の所管にもなりますので、道教委あるいは道選管の中でも連携して高校生に対する働きかけをいただいておりますし、私どもも高校生も市民の一人という認識のもとにしっかりと周知をしていきたいと考えております。周知方法についてはさまざまありますけれども、いろんな情報媒体を使いながら周知をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） さきの高橋議員の質問の中でも出ていました不在者投票の件も大学の中でお知らせ、PRしているというふうなお話があったかなというふうに思うのですが、住民票がない学生さんたちに対して不在者投票、ちょっと面倒ですけども、こういったこともやり方といたしますか、方法なども丁寧にお知らせをさせていただきたいなというふうに思っています。

それとあと、今高校生のお話の中でも当然高校の中で期日前投票所をつくるかということではないというふうに思うのですが、若い方々にこれ三重県なのですけれども、労働組合がアンケートしました。あなたが18歳以上だとしたら投票に行きますか。行きますと答えた方が7割ということでした。だから、多くの若者が今この18歳で投票権を得たということに大きな関心を持っているのだというふうに思いますので、広く知れ渡るように、名寄大学でもこういうふうにしましたよということを広く知らせていただきたいなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 大学の設置コーナーには、今言いました不在者投票も含めて、選挙の

制度にかかわるところも含めて周知をさせていただいて、一人でも多くの学生が投票いただけるような形で工夫をさせていただいたということでありませう。

また、高校生のところについても先般の選挙管理委員会の中で、特に18歳以上のところ、拡大されたところの取り組みが必要だろうということで話をされていまして、ここまだ決定ではありませんけれども、人の集まるところに啓発のティッシュなんかを持って選管の委員さん回るのがあるのです。特に今回は18歳以上のところを考慮して、場合によっては例えば高校の前で直接お配りするか、大学の前で直接お配りするか、そういった方法なんかも今視野に入れておりますので、さまざまな方法を駆使して周知徹底に努めてまいりたいと考えております。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 本当に積極的にお知らせをしていただきたいなど。やっぱり政治に関心を持っていただきたい。行く行くはまちづくりにも関心を持っていただくことにつながるのだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の南広場の公衆トイレの設置です。維持管理の問題も多々あるかというふうに思うのですが、今後の南広場の利活用、そして町中の公衆トイレのあり方についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 川村議員のほうから町中におけるトイレの設置ということで御質問いただきました。たしか以前にも職場のほうに来て、駅前、駅にはトイレがあるけれども、それ以降公共のトイレどうなのだというお話少しいただいたときにもお話をさせていただいたのですが、現状でいえば駅前、そしてよろ一なもありますし、また商店街も含めて、あるいは金融機

関も含めてそれぞれありますので、公共施設はそこには実は余りないですけども、ぜひ商店街も含めた御利用をお願いしたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 駅前もよろ一なができて、本当に年配の方々、私と同年配のような方々は非常に喜んでおります、きれいなトイレを使えるということで。ですから、町中の公衆トイレ非常に必要かなというふうに思っています。南広場の今後の利活用についてもお伺いをして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） この間総計の中でもどういったような都市空間をつくっていくかというのはやっぱり議論になっておりまして、特にトイレというものはどうしても必要なものであります。公共施設のトイレもございますけれども、最近では西條百貨店の下に社協のほうでオープンしている、あそこもトイレがある。いろんな情報発信もこれ1つあわせわざでないとなかなか利便性高まっていかないかなと思っています。ただ、都市自体を、この名寄のまち自体をどういうふうにデザインしていくかというのは、これ課題の一つと認識しておりますので、その中でも改めて協議させていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 引き続き議案審議に入ります。

日程第3 議案第12号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 工事請負

契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成28年度風舞団地改修工事について、5月31日3社による一般競争入札を執行した結果、中館・吉田経常建設共同企業体が1億4,050万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税1,124万円を加え1億5,174万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては建設水道部長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議案第12号、平成28年度風舞団地改修工事の提案理由の追加説明を申し上げます。

本工事は、名寄市公営住宅等長寿命化計画に基づき風舞団地の改修を行うものであり、昨年度の実施設計に基づき10月の完成に向けて準備が整い次第工事に着手いたします。

本日議決をお願いいたします平成28年度風舞団地改修工事の事業概要について御説明いたします。本工事は、3棟24戸の躯体を保護するために、外壁にはガルバリウム鋼板を張り、また屋根については既存屋根を撤去し、新たな屋根をつくり、建物全体の長寿命化を図るものです。

お手元の資料の表紙の次のページをごらんください。この図面が全体配置図で、工事対象の住棟については図面左下網かけの3棟24戸となっております。

次のページをお開きください。建物を北側から見た立面図で、上下に図面がございしますが、住棟に設置いたします雁木を含めた完成予定図が上部の図面でございます。

次のページをお開きください。上部の図面は建物を南側から、下部の図面が東側、西から見た立

面図でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第13号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄南小学校屋外運動場整備工事、旧校舍解体、屋外運動場整備について、6月7日3社による一般競争入札を執行した結果、昭和産業・第一建設・明石組特定建設工事共同企業体が3億400万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税2,432万円を加え3億2,832万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては建設水道部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいます

ようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議案第13号、名寄南小学校屋外運動場整備工事の提案理由の追加説明を申し上げます。

本工事は、平成27年度末に完成した名寄南小学校の旧校舎解体及び屋外運動場を整備するもので、準備が整い次第工事に着手いたします。

本日議決をお願いいたします名寄南小学校屋外運動場整備工事の工事概要について御説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリート造3階建て延べ面積6,688平米の旧校舎解体及び屋外運動場1万2,560平米を整備するものです。

次に、お手元の説明資料についてです。旧校舎解体を省略をいたしまして、屋外運動場について御説明をいたします。資料1をお開きください。新校舎の北側にグラウンドを造成し、屋外での授業や各種行事に活用できるようにするとともに、バックネット、防球ネットフェンス、遊具などを設置し、児童の屋外教育環境の充実を図るものです。また、グラウンド東側図面の上部になりますが、民間住宅が隣接していることから、緩衝帯として植樹を行い、緑地も確保します。最後になりますが、図中のトラック、遊具等の配置は現時点の予定であり、学校側と協議しながら決定してまいります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 一言もまだ声出していないもので、この機会に二、三お聞きをしたいと思うのですが、今回の工事名は南小学校の運動場整備工事（旧校舎解体、屋外運動場整備）ということで、3つ、建物的には幾つかの複合的な工事発注になるのですが、一体工事

をされたという特別な理由等についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから2つ目に、解体工事も含まれていますが、今回の契約に当たって旧校舎等の解体に伴う有価物の判定についてどのようなキャパを見られているのか、あるいは発注方法等について、これまではどちらかといえば名寄の場合は全ての公共施設の解体の場合は一括して発注されているような気がいたしますけれども、有価物の扱いについて少し、北海道的にはもう当然別枠として予定をされているケースが多いのですけれども、2つ目についてそのお答えをいただきたいといます。

それから、先ほど手挙げませんでしたけれども、今回南小学校の新築と解体ということで、先ほど風舞団地の関係については長寿命化ということで、一般的に耐用年数の関係についての長寿命化における今後の耐用年数、どのくらいしっかりもつのかどうか、あるいは新築の場合は今回の南小学校は何十年を予定をしているのかということについての法的なこともあるのでしょうか、検証結果についてお知らせをいただきたいといます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今回の南小学校においては、校舎の解体とあわせてグラウンド整備ということで、一体工事ということについてどうということなのかということだと思います。今回は、工期の関係も当然ありますけれども、金額によってはこれ議決の関係も含めて2回行うようなことにもなるかなというのちょっとありまして、今回やりまして、その次また解体を一回やりまして、今回議決をいただいて、その後グラウンド整備ということになりますと、9月という、実はそんなことになるものですから、ぜひ一回で効率よく解体とグラウンド整備を進めたいという考え方で一体の工事ということで発注をさせていただきました。

長寿命化の関係については、これは今回の風舞団地については計画的に進めている部分がありま

して、26年、28年とやりましたので、あと残っているのが3棟24戸、これで一通り終わるといふことに実はなっていて、どれぐらいもつのかということについてはちょっと申しわけないですけれども、お時間をいただきたいというふうに思います。

あと、校舎の関係については、新築ということですので、鉄筋であれば……済みません。その点についてもちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時19分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 済みません。校舎の新築の関係については、70年の耐用年数ということで御理解をいただきたいと思います。

あと、風舞団地の関係につきましては、基本的には住宅としては新築であれば70年なのですが、今回外壁と屋根を改修をするということですので、ちょっと改修後にどれぐらいもつかというのも後日答弁させていただきたいというふうに思います。

それと、有価物の関係につきまして、今回は、廃棄物としての処分費を計上していないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 有価物の扱いは、私も何回か担当者にもお聞きしている経過が、公の場ではありませんけれども。北海道全体的には、契約のあり方として有価物はもちろんお金にして売却をして、落札価格等の差し引いたりなんかというやりくりを正式にやっているはずなのですが、名寄的にはまだその扱いについては精査されていないような気がするのですが、その辺については十分な検証をして、具体的な工事の進行の段階でもいろいろ可能だというふうに思っています

ので、道に準じてやっていただければと思っています。

耐用年数その他長寿命化あるいは一括発注の関係については、おおむね工期の関係でということでしょうけれども、従前的には3億3,000万円ぐらいの大工事でありますから、工期のこともありますが、広く行き渡るような発注方法というのは今までもとっていたような気がいたしますから、若干の問題提起としてとどめておきたいと思っておりますけれども、不明な部分についてはまた後から事務的お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高野美枝子議員。

○7番（高野美枝子議員） 運動場の件ですけれども、今南小学校運動場がないわけでございまして、動きたい盛り、外に出たい盛りの子供たちが運動場がなくて本当にかわいそうだなというふうに思っておりますので、一日でも早い、冬になるのでしょうかけれども、工事をお願いしたいのと、あと運動会のとときに感じたのですけれども、小学校によって排水の状況が違っていて、どろどろのところもありますけれども、やはり新しいところは排水とか暗渠が非常によくなっているような状況なのですけれども、南小学校についてはこのことについてどのようなになっているのか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 現行、これからの排水のことですか。南小のグラウンド、これからのグラウンドということですか。排水についてどういうふうになっているかということですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○建設水道部長（中村勝己君） 水の浸透……。

○議長（黒井 徹議員） 質問の仕方もまずかったです。

○建設水道部長（中村勝己君） 新しいグラウンドですので、通常当然暗渠なりも入っていますので、水がたまるような状況にもありませんし、現

状よりは改善はもちろんされるというふうに理解をしていますけれども、間違いなく改善されるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第14号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、なよろ健康の森においてクロスカントリーコースの整備に使用している圧雪車が平成7年の取得から21年経過をし、老朽化をしたことから、更新しようとするものでございます。

取得しようとする車両は、ドイツのケースボーラー社製ピステンブーラーPB400、1台及び附属品であり、本年5月6日に物品等審議委員会において選定をし、国内の代理店で道内に営業所を有する事業者は1社であることから、東京都千代田区内神田1丁目4番2号、スノーシステムズ株式会社から3,831万8,400円で随意契約により購入しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 意見書案第1号 電力自由化のさらなる改善を求める意見書、意見書案第2号 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書、意見書案第3号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書、意見書案第4号 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書、意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書、意見書案第7号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書、意見書案第8号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、以上8件を一括議題といた

します。

お諮りいたします。意見書案第1号外7件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

意見書案第1号外7件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 報告第6号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 委員の派遣報告を行います。

派遣された委員の報告を求めます。

議会報特別委員会、川村幸栄委員長。

○議会報特別委員長（川村幸栄議員） 議会報特別委員会行政視察報告。

議会報特別委員会委員7名は、4月25、26日に仁木町、北広島市、赤平市において行政視察を行いましたので、報告いたします。

まず、視察研修先については事前に事務局より道内市議会の情報を収集してもらったものを委員会において検討し、決定しました。

視察項目については、当委員会の検討課題としている①、表紙の写真の扱い、記事中の写真も含む、②、一般質問、委員会報告の取り扱い方、③、住民アンケートの有無を基本研修視察項目として議会広報の編集と発行について特色ある紙面づくりについて視察を行いました。

初日の仁木町では、編集に対し特に重視している点、表紙写真のカラー化への住民の反応、「ぷち通信」発行の経緯と効果について、今後の取り組みについての考えなどを視察研修しました。仁木町の議会だよりは、全国町村議会広報コンクールで入賞していることから、表紙写真のテーマや撮影者、被写体の個人情報の取り扱い、余白を生かした紙面のレイアウト、見出しのつけ方など各委員から積極的な質問が次々に出されました。こうした質問に仁木町議会議会報編集特別委員会の住吉英子委員長初め各委員の皆さん、そして議事事務局の議会報担当者から丁寧な説明をいただきました。また、仁木町議会は、広報ミニ版として「ぷち通信」が発行されています。定例議会開催の周知を主として役場内で印刷をし、北海道新聞、読売新聞に折り込みし、定例議会の開会を住民に周知しています。財政的な裏づけが必要ですが、タイムリーな情報提供として非常に参考となる内容となりました。

次に、北広島市議会を訪問し、特に北広島市議会広報発行に関する条例を制定していることから、制定の経緯等について視察研修を行いました。条例には、広報発行者が議長であり、議長の承認を得て印刷となっているが、現委員長としての感想や今後の取り組みについて尾崎弘人委員長、大迫彰副委員長から説明を受けました。議会広報編集委員会を正式な委員会にするために、石狩振興局と協議して昭和58年12月制定されています。現委員長としては、特に意識したことはなかったの説明がありました。編集に当たっては、当議会だより「なよろ」と類似していますが、決算特別委員会や総括質疑の要点が記載されており、一般質問については質問者の見出しを縦、横での工夫や見出しの大きさとサブタイトル等参考にする点が多くあり、2色刷りを生かした改善が可能と感じました。2年ごとの道外を含めて、先進地への視察を行い、研さんを重ねているとの説明がありました。

最後に、赤平市議会を訪問し、手づくりの議会広報紙「かわら版」の編集と発行について視察研修を行いました。厳しい財政状況や発行が2カ月おくれで余り読まれていないこと、議員みずから手がけていないことなどの理由により平成15年から平成19年2月まで休止していましたが、議会からの発信がなくていいのか、市民に寄り添った情報提供を、以前のような議会だよりでは市民は読まないなどの議論を経て、議員みずからの手づくりにより議会活動を広く市民に周知するとともに、議会に対する理解と協力を得ながら市民とともにまちづくりを進めていくため、より身近に感じる広報紙「かわら版」づくりに取り組んでいるとの報告が植村真美委員長を初め各委員の皆さんよりありました。発行、編集の取り組みでは、予算は行政研究委員会から支出、議員専用のパソコン1台を使い、A3判1枚両面折り込みを編集ソフトにより編集委員が編集作業を行っていました。パソコンの得意な委員に負担が偏ってしまう

が、楽しんで行っているとの報告でした。また、印刷は編集委員を含め参加可能な議員によって事務局で作業を行い、市の広報紙と同時配布のため市広報紙委託業者及び広報担当係に「かわら版」を持参するというので、まさしく手づくりです。

各委員の感想では、議会だよりは単なる伝達の手段だけではなく、市民との対話を引き出す情報伝達紙であることを意識した。北広島市では、都会のため、当市のように町内会配布ができない状況にある。町内会の重要性を感じた。市民が手にとって読んでいただくためには何が必要なのか、市民、読み手の立場に立った工夫、対応が必要。アンケート調査や議会報告会の中で意見をもらい、少しでも多くの市民に読んでもらえるように取り組んでいきたい。先進地視察や各種研修会、参考図書などで研さんをしていることを見習いたいなどがありました。

今回訪問いたしました2市1町の議会の皆さんには、事前に送付しました視察研修項目に対し十分な資料を用意していただきました。また、各委員からの積極的で活発な質問等にも丁寧に対応していただき、有意義な視察研修を行うことができました。この場をおかりしてお礼を申し上げ、報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 3時35分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 東 川 孝 義

署名議員 佐久間 誠

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 崎 真由美 (P 38)	1 風連望湖台自然公園の管理運営について (1) 公園内の管理運営について (2) 公園内の安全対策について (3) 市民憩いの場としての整備計画について 2 市民皆スポーツを目指す取り組みについて (1) 地方創生総合戦略を柱にした市民皆スポーツへの取り組みについて (2) 市民参加型スポーツイベントについて (3) 関係団体のネットワーク化について 3 児童生徒の安全安心を担保する支援について (1) 登下校時における安全対策及び支援について (2) 放課後活動への支援について
2	東 川 孝 義 (P 49)	1 名寄市立大学の充実強化について (1) 大学運営に関する基本的な考え方について (2) 入学金改定に伴う今後の運営について (3) コミュニティケア教育研究センターの運営について 2 新設組織の目的と役割について (1) 交流推進課の機能と役割について (2) スポーツ・合宿推進課の機能と役割について (3) 営業戦略室との連携について 3 市内公園の維持管理について (1) 公園内遊具の管理について (2) 公園内の草刈りなどについて
3	佐久間 誠 (P 61)	1 平和行政の推進について (1) 安全保障関連法施行後の自衛隊員の安全確保に関して (2) 平和と命を守る取り組みの充実について (3) 平和教育の取り組みについて

		<p>2 学校施設環境改善交付金の不採択に伴う対応について</p> <p>(1) 名寄東小学校の大規模改修と風連中央小学校の建て替え計画の考え方について</p> <p>(2) 今後の予算付けのあり方について</p> <p>(3) 老朽化施設の今後の維持・改修について</p> <p>3 名寄市総合計画（第2次）と個別事業のあり方に関して</p> <p>(1) 市街地再整備にかかわるランドデザインについて</p> <p>(2) 市街地中心部の位置づけと活性化について</p>
4	大石健二 (P 72)	<p>1 加藤市長の市政執行に関して</p> <p>(1) 加藤市政2期目の中間点を迎えて</p> <p>① 政治姿勢と施策等の進捗と評価について</p> <p>(2) 広域行政の推進から</p> <p>① 松浦武四郎生誕200年と天塩川流域の周辺自治体との連携と取り組みについて</p> <p>② 北国博物館の役割と機能について</p> <p>2 名寄市の行財政運営に関して</p> <p>(1) 市有財産遊休地等の処分と有効活用等から</p> <p>① 現状の課題とその対応について</p> <p>(2) 町内会組織に関して</p> <p>① 現今の課題分析と再構築について</p> <p>3 市民の声から</p> <p>(1) 戸籍の届出（出生届、婚姻届等）から</p> <p>① 届出への命名書や結婚証明書の発行について</p> <p>(2) 浅江島公園の環境整備から</p> <p>① 現況と課題について</p> <p>(3) 検定中の教科書閲覧に伴う謝礼受領問題から</p> <p>① 調査結果について</p>
5	塩田昌彦 (P 83)	<p>1 高校野球を名寄市で開催するための対応について</p> <p>(1) 本市での開催ができなくなった高校野球大会の復活について</p> <p>2 名寄市の農業施策について</p> <p>(1) 名寄市農業支援員の現状と対策について</p> <p>(2) 経営所得安定対策と将来について</p> <p>(3) 米政策の対応について</p> <p>3 名寄市日進地区再整備基本構想の方向性について</p>

		(1) 名寄市ピヤシリスキー場地区に係る温浴施設等整備について
6	高野 美枝子 (P 96)	<p>1 EN-RAYホールの有効活用について</p> <p>(1) これまでの利用実績と課題について</p> <p>(2) 高齢者、障がい者等への対応について</p> <p>(3) 近隣施設との連携について</p> <p>(4) 文化芸術の向上を目指した取り組みについて</p> <p>2 名寄市立大学の将来展望について</p> <p>(1) コミュニティケア教育研究センターの目指す姿について</p> <p>(2) 平成27年度の就職状況と奨学金貸付制度について</p> <p>(3) 図書館を有効に活用するための取り組みについて</p> <p>(4) 地域に開かれた大学とするために</p> <p>3 高齢化社会に適応したまちづくりについて</p> <p>(1) 高齢者の現状と具体的な対応について</p> <p>(2) 高齢生活困窮者の支援について</p> <p>(3) 高齢者の見守りについて</p>
7	佐々木 寿 (P 108)	<p>1 社会福祉事業について</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業1年経過の状況について</p> <p>(2) 民生委員児童委員連絡協議会活動の充実確保について</p> <p>2 まち・ひと・しごと創生総合戦略について</p> <p>(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の具体的な施策の進捗状況について</p> <p>3 教育行政について</p> <p>(1) 2020年に向けての英語教育について</p> <p>(2) そろばん学習について</p> <p>(3) 運動部活動の推進について</p>
8	佐藤 靖 (P 119)	<p>1 平成27年度決算概要にかかわって</p> <p>(1) 当初予算編成方針と決算概要との整合性について</p> <p>(2) 各費目における歳出削減の意味と不用額について</p> <p>(3) 市民ニーズと黒字決算について</p> <p>2 名寄市総合計画(第2次)について</p> <p>(1) 第1次総合計画の積み残し事業への考え方と対応について</p> <p>(2) 市民ニーズの把握と反映について</p> <p>(3) 市民との計画共有手法について</p>

		<p>3 新名寄市病院事業改革プラン（案）にかかわって</p> <p>(1) 現状とプランとの差異及び整合性について</p> <p>(2) 平成 31 年度黒字化の実現性について</p> <p>(3) 一般会計及び圏域内繰り入れの考え方と見通しについて</p>
9	野田 三樹也 (P132)	<p>1 児童生徒の学力と豊かな心の育成を図る取り組みについて</p> <p>(1) 児童生徒の家庭学習の現状と課題について</p> <p>(2) いじめ防止及び不登校等の現状と課題について</p> <p>2 特別支援教育の取り組みについて</p> <p>(1) 特別支援学級の児童生徒の現状と課題について</p> <p>(2) 発達障がい等のある児童生徒の現状と課題について</p> <p>(3) 特別支援教育専門家チームによる巡回相談の実施状況について</p>
10	東 千 春 (P140)	<p>1 除雪・排雪について</p> <p>(1) 積雪寒冷地の中で名寄市の除排雪の評価について</p> <p>(2) 市民からの特徴的なクレームについて</p> <p>(3) 民間事業者のショベルでの玄関口除雪について</p> <p>(4) 効率的な排雪について</p> <p>2 街並み景観について</p> <p>(1) 大型植樹升の整備について</p> <p>(2) 公共施設や構築物の色について</p> <p>(3) 美しい街路と統一感について</p> <p>(4) 将来に向けた美しい街並み形成について</p> <p>3 移住促進について</p> <p>(1) これまで移住をされた方の決定理由について</p> <p>(2) 名寄でのライフスタイルの提案について</p> <p>(3) 地域に必要な情報を持った方の移住促進について</p>
11	高橋 伸典 (P155)	<p>1 食品ロス削減に向けての取り組みについて</p> <p>(1) 学校などの教育施設における食品ロス削減の啓発を進める考え方について</p> <p>(2) 家庭や飲食店における食品ロス削減に向けての取り組みについて</p> <p>(3) 災害備蓄食品の未使用備蓄食品の有効活用について</p> <p>2 若者をはじめとする有権者の投票率向上について</p> <p>(1) 公選法改正による投票率向上の考え方について</p> <p>(2) 期日前投票の投票率向上の考え方について</p>

		<p>3 公的手当の隔月支給について</p> <p>(1) 児童手当と児童扶養手当の支給状況と隔月支給の可能性について</p> <p>(2) 生活保護費の支給回数の改善について</p>
1 2	山 田 典 幸 (P 1 6 6)	<p>1 名寄市農業の振興施策について</p> <p>(1) 今年度の主要農業施策について</p> <p>(2) 次期農業・農村振興計画について</p> <p>① 策定にあたっての基本的な考え方について</p> <p>② 現在の状況と今後のスケジュールについて</p> <p>(3) 各種事業への対応について</p> <p>2 名寄市の教育行政について</p> <p>(1) 「名寄市教育改善プロジェクト委員会」最終年度の取り組みについて</p> <p>(2) 児童生徒の「国語力」の向上について</p> <p>(3) 教員住宅の整備について</p>
1 3	奥 村 英 俊 (P 1 7 8)	<p>1 市民主体のまちづくりの推進について</p> <p>(1) 市技指定について</p> <p>(2) 市民自治の制度的な仕組みづくりについて</p> <p>2 総合交通体系について</p> <p>(1) 地域を結ぶ鉄道網の確保について</p> <p>3 名寄市立大学の教育研究と地域貢献について</p> <p>(1) 教員免許更新制の取扱いについて</p> <p>(2) 名寄市立大学の教育研究と安全保障技術研究推進制度について</p> <p>4 無料の学習支援事業について</p> <p>(1) 経済的困窮世帯への学習支援対策について</p> <p>(2) 子どもの権利条例について</p>
1 4	川 村 幸 栄 (P 1 9 1)	<p>1 来年度本格導入予定の介護総合事業への準備について</p> <p>(1) 準備状況について</p> <p>(2) 市民周知について</p> <p>(3) 利用者の災害時の対応について</p> <p>(4) 介護人材確保と居住系サービスについて</p> <p>2 新名寄市病院事業改革プラン（案）に関わって</p> <p>(1) 市立総合病院の役割について</p> <p>(2) 地域連携の考え方について</p>

		(3) 経営の効率化と経営形態の見直しについて 3 名寄市立大学構内の期日前投票所設置について 4 南広場の公衆トイレ設置について
--	--	---

平成28年第2回名寄市議会定例会議決結果表

平成28年6月3日～平成28年6月17日 15日間

本会議時間数

16時間59分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成28年第1回 定例会 付託議案第35号	名寄市中小企業振興条例の一部改正について	28. 3. 24 経済建設常任委	28. 5. 19 原案可決すべき	28. 6. 3 原案可決
第 1 号	名寄市駅前自転車駐車場管理条例の制定について	— —	— —	28. 6. 3 原案可決
第 2 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	— —	— —	28. 6. 3 原案可決
第 3 号	名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正について	— —	— —	28. 6. 3 原案可決
第 4 号	字の区域の変更について	— —	— —	28. 6. 3 原案可決
第 5 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	— —	— —	28. 6. 3 原案可決
第 6 号	専決処分した事件の報告について（平成27年度一般会計補正予算）	— —	— —	28. 6. 3 承 認
第 7 号	専決処分した事件の報告について（平成27年度介護保険特別会計補正予算）	— —	— —	28. 6. 3 承 認
第 8 号	専決処分した事件の報告について（平成27年度下水道事業特別会計補正予算）	— —	— —	28. 6. 3 承 認
第 9 号	専決処分した事件の報告について（平成27年度個別排水特別会計補正予算）	— —	— —	28. 6. 3 承 認
第 1 0 号	平成28年度名寄市一般会計補正予算（第1号）	— —	— —	28. 6. 3 原案可決
第 1 1 号	名寄市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	— —	— —	28. 6. 3 原案可決
第 1 2 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	28. 6. 17 原案可決
第 1 3 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	28. 6. 17 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 4 号	財産の取得について	— —	— —	28. 6. 17 原案可決
報 告 第 1 号	平成27年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	— —	— —	28. 6. 3 報 告 済
報 告 第 2 号	公害の現況に関する報告について	— —	— —	28. 6. 3 報 告 済
報 告 第 3 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	— —	— —	28. 6. 3 報 告 済
報 告 第 4 号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	— —	— —	28. 6. 3 報 告 済
報 告 第 5 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	28. 6. 3 報 告 済
報 告 第 6 号	例月現金出納検査報告について	— —	— —	28. 6. 17 報 告 済
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	— —	— —	28. 6. 3 適任と認める
意 見 書 案 第 1 号	電力自由化のさらなる改善を求める意見書	— —	— —	28. 6. 17 原案可決
意 見 書 案 第 2 号	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書	— —	— —	28. 6. 17 原案可決
意 見 書 案 第 3 号	食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書	— —	— —	28. 6. 17 原案可決
意 見 書 案 第 4 号	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書	— —	— —	28. 6. 17 原案可決
意 見 書 案 第 5 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	— —	— —	28. 6. 17 原案可決
意 見 書 案 第 6 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書	— —	— —	28. 6. 17 原案可決
意 見 書 案 第 7 号	道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	— —	— —	28. 6. 17 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
意見書案 第 8 号	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する 意見書	—	—	28. 6. 17
		—	—	原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	28. 6. 17
		—	—	決 定